


380.33

N548n

(2)II



中山太郎編

日本民俗學辭典

昭和書房刊

東京市淀橋區
上落合一丁目四五〇
福室雄次

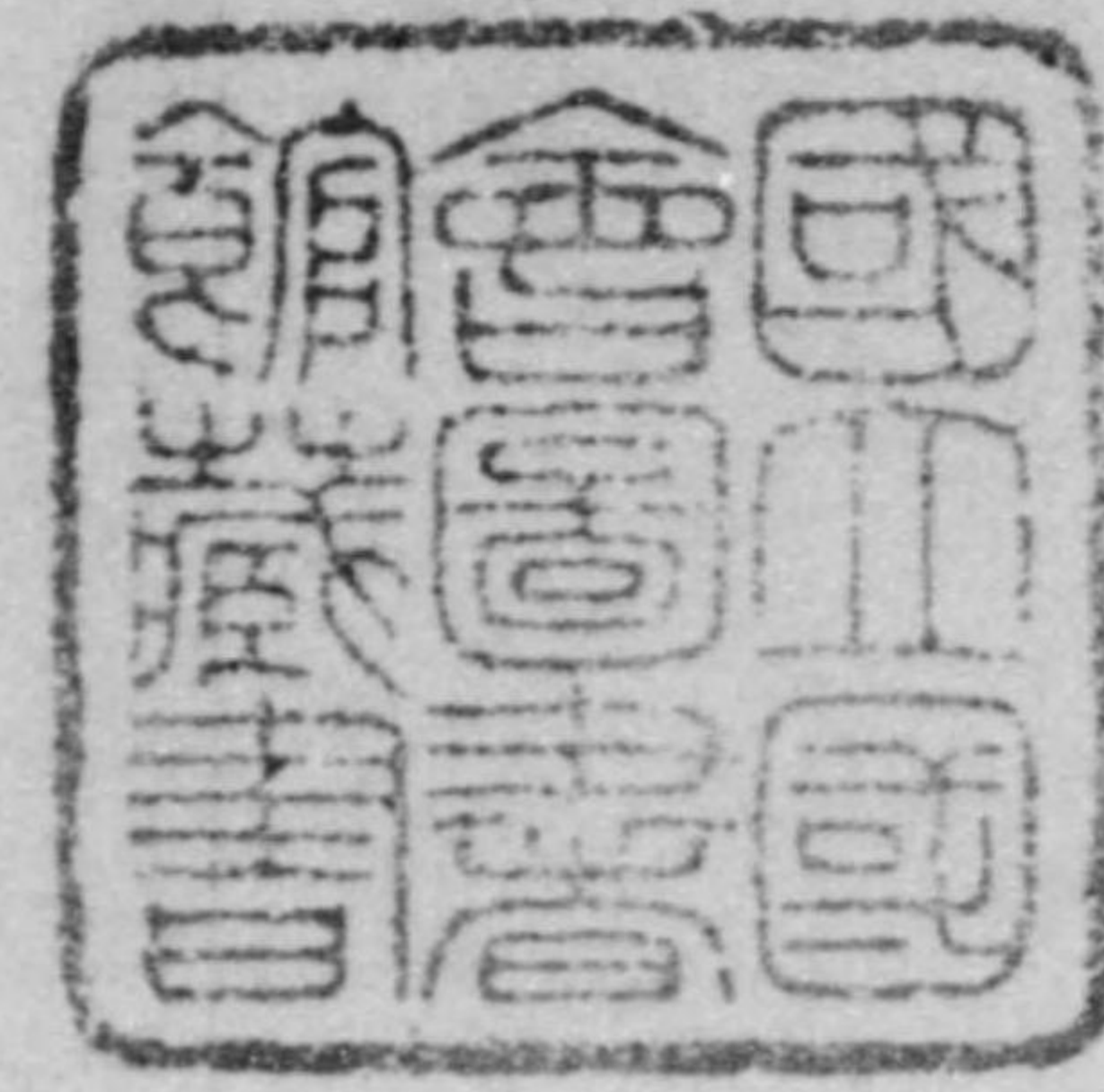
350.33 N548n

(2)II

8. 8. 18
11. 11. 18



本 書 を 捧 ぐ	父 母 の 靈 に
-----------------------	-----------------------



215670

再版之序

賣れるだらうと思つたものが賣れて再版する悦びと、賣れまいと思つたものが賣れて再版になる悦びとは、おのづから其の間に差別がある。私の場合には言ふまでもなく後の方の悦びである。

だが、有體に言へば、再版は書肆の悦びであつて、必ずしも著者の悦びではない。たゞ賣れることは多くの人に讀まれることだと云ふ意味において、著者は悦ぶだけである。

本書には著者としても飽き足らぬ點も多いが、それかと云つて改版も出来ぬので、誤植を訂正する程度にとゞめて置いた。資料の不充分の處は、補遺において増加し、そして讀者に報りたいと考へてゐる。

本書を讀まるゝ方は、本書と同じやうに補遺も讀まるゝことをお奨めする。そして補遺も再版になるやうお願ひする。

昭和十年三月

民俗學辭典の補遺を編著しつゝ

中山太郎識

序

◇昭和六年の春に、愚姪佐藤のぶ子が學業を終り、暫らく拙宅に寄寓するやうになつたので、之を助手として豫て計畫してゐた本辭典の編纂に着手した。然るに愚姪は國文學こそ修めたものゝ、民俗學などに興味のある管もなし、従つて何等の豫備知識を有してゐぬので、私の指圖の下に原稿の淨寫や整理をする事は、かなり迷惑な事であつたらしい。

◇それに性急の上口に毒のある私の事とて、此位の事は分りさうなものだ、是程の事は知れさうなものだと、殆ど机に向きあつてゐる間は遣り込められるので、愚姪も二ヶ月ほどで、他へ移ると云ふよりは私の手許から脱れ去つてしまつた。

◇爾來、私は氣の向くまゝに原稿を整理してゐたが、整理するにつれて私の材料に大きな缺陷のある事を發見した。それは私が關東生れの爲めでもあるが、地誌類を讀むにしてもツイ手近な關東から東北及び信越方面を擇み、近畿中國から四國九州へかけては、さなきだに手が廻はらず、従つて材料が之に多くして彼に少いと云ふ事であつた。斯うした次第で其足らぬ所を補はなければならぬと考へ、専ら其方面の材料を集める事とした。

◇然るに私の見聞の狭い爲めか、近畿は姑らく別として、同じ中國でも四國でも更に九州でも、地誌類の多い地方と少い地方とがあり、どうも思つたやうに材料が集まらない。吉備播丹の如きは讀みきれぬ程あるにも拘らず、長防石伯の如きは近刊の郡誌類二三の書物を除いては、全く寓目する事が出来なかつた。石見八重葎を讀みたいと幾度か圖書館を訪れたが、遂に借覽し得ぬ有様であつた。四國にも九州にも此憾みがあつた。

◇斯うしてゐる間に他の雜誌へも書く、採訪にも出かけると云ふ次第で、編纂の方は誠に遅々として進まぬ有様でゐた處へ、今春の始め同郷のよしみある昭和書房の根岸君が來て懇懇するので意動き心決し、老軀に鞭打つて仕事を進めた。

◇然るに今度は材料の多きに過るに苦しまなければならぬハメとなつた。何と云ふ皮肉な事だと私は苦笑しながら、毎日のやうに之を棄てる彼を除けと、それにのみ心を悩ました。實は豫め採録すべき題目を定め、頁數を割當て、置いたのではあるが、材料を見ると何だか皆んな惜いやうな氣がして、頁數の割當も何も忘れてしまふと云ふ有様であつた。前半がやゝ詳しく後半がやゝ疎なるのは、我國の語彙の爲めばかりでなく、私の不注意の罪が多いのである。誠に以て笑止千萬の事である。

◇記事の末に参考文献を付ける事は、何となく術學の嫌ひがあるやうで、少しくうしろめたく考へぬでもなかつたが、併し篤學のお方には、それこそ多少とも参考にならうと信じて敢てした。私の乏しい経験から云ふも、僅に一つの材料を検出するにも、索引の無い我國の古書にあつては、かなり骨折をせねばならぬので、斯うしたのもと思ひ、物笑ひを覺悟しての企てである。

◇記事も参考文献も、一地方に片寄らぬやう注意した積りであるが、どうしても東北から關東が多きを占める結果となつたのは、我ながら如何ともする事の出来ぬ點で、誠に慚愧に堪えぬ次第である。且つ記事中に、先輩同學の語られた事、及び私信で報せられた事を加へたに就ては、切に寛容を乞ふ處である。談話は概して講演會その他半公開の席上で承つたものであるからと、自分獨りで呑み込んだ次第であり、私信も學問上の事であるからと、之も心安だてに自分で極めてしまつた迄で、決して他意のある譯では無い、幾重にも高恕をねがふ次第である。若しそれ私の聽き違ひから御迷惑を及ぼすやうなれば、御申聞け次第、謹んで改版の折に訂正致したいと考へてゐる。

◇本辭典中に民譚、俚語、方言、俚諺、子供の遊戲等をヤ、閑却したのに就ては、少しく考へる所があつた爲めである。勿論是等の總てが民俗學の對象である事は私もよく承知してゐるが、其全體を盡す事は到底此小冊子の能はぬ所であると同時に、是等は其一々が辭典として編纂されるだけの價値と數量とが存してゐる。既に俚諺辭典があり、歌謠類聚があり、俚語集があり、更に方言辭典も民譚辭典も、必ずや近いうちに刊行される事と信じたので、此の態度に出たのである。

◇アイヌに軽く沖繩に重いのは、前者が我々とは異人種であり、後者が我々とは同民族と信じたからである。併しながら沖繩とても、是又特自の民俗學辭典を要する程でもあるし、それに私の此方面に關する見聞などは、物の數でもないお恥しい次第なので、漸く身邊にあるものだけでお茶を濁したに過ぎぬのである。

◇本文中には先輩同學の敬稱を悉く省く事とした。此一事は是等の方々に對して、深い學恩を荷ふてゐる私としては、かなり心苦しい事ではあるが、行文の簡略を期する上から、斯うした迄であるからその點深く御詫び申上げらる次第である。

◇題簽は三十年前在學中からお世話になつた市嶋春城先生の御揮毫をねがひ、原稿の整理に就ては、學友徳田彦安君と同じく樋口茂十郎君とを煩し、校正に關しては専ら園山利雄、窪出利男兩君を煩したので、深く是等の方々に感謝の意を捧げたい。それと共に長女幸枝が覺束ない筆つきで、原稿の淨寫や索引の作成に従つた事を、こゝに併せ記す事を許してもらひたい。本辭典編纂の略程を記して序に代へる。

昭和八年九月

早咲の菊の便りを聴きつゝ、本郷弓街の書屋に於て

中山 太郎 識

凡例

- 一、地名は總て府縣名を用ゐず國名を用ゐた。之は將來府縣の廢合が行はるゝやも知れぬと考へたからである。
- 一、明治以降各地に郡村の廢合が行はれたので、江戸期（又は其以前）に書かれた郡村名の檢出は容易でない。それ故に帝國地名辭典、町村名鑑、市町村便覽の三書に就き檢索し、それでも猶明白ならざるものは原本記載のままとした。
- 一、地名中、市は國郡名を略し、町は郡名を省き、村に就ては國郡名とも擧げた。大字の二字は字詰の關係で加へたのもあり除いたものもある。誠に統一を失ふ嫌ひあるも高諒をねがはねばならぬ。
- 一、題目の附け方も字詰の關係があるのと、編者の不學の爲めとで、かなり生硬でもあり、且つ無理なものがあることと思ふ。之も併せて賢察をねがふ次第である。
- 一、參考文獻は、出来るだけ容易に閱覽し得るものだけを載せる事とした。たゞ此中で、「南方來書」だけは別であるが、之は摘録せるものを有してゐるので、希望の方にはお貸しする。其他のものでもカードで宜しければお貸しするも差支ない。
- 一、參考文獻の題目は製版の都合で、編者が勝手に伸縮したものであるので、必ずしも原題と一致してゐない。此點は深く原執筆者の寛容を乞ふと同時に、讀者の留意を乞ふ次第である。
- 一、索引は類從として卷末に附した。却つて此方が檢出に便利が多からうと考へたからである。
- 一、本文中、原文を引用したものは『』を以て明示し、他は悉く要約し文體まで改めた。殊に漢文を口語體に改めたものが少くないので、意餘つて筆伴はぬものがある。原文の御覽がねがへれば仕合せである。

編者又識

日本民俗學辭典

中山太郎編

ア

アイキヤウイシ〔愛敬石〕筑前の甕門山で藥師堂趾の前に、愛敬石と云ふ岩がある。眼を閉ぢて歩き此岩に往き當つた者は、よく他人の愛敬を得ると云ひ傳へてゐる（甕門山記）。

アイギヤウドンノメシ〔愛敬殿の飯〕對馬では舊十月最初の亥ノ日を亥の子と稱し、御馳走を作つて神佛へ供へる。この日特に「あいぎようどんの飯」と云ふのを、一升辨に盛り柳の箸を添へて蔭膳に据える。里人の話に、皆「あいぎよう」と云ふ人が公用で旅に出た留守中に、その家人が蔭膳として亥の子の馳走を供へたから起つたもので、今でも行はれてゐる。その飯は

アイキヤウイシ—アイキヤウマツリ

翌朝に主人が食ふことになつてゐる（民族一ノ六）。

アイキヤウマツリ〔愛敬祭〕男女の縁結び、夫婦の和合を祈る祭で、平安朝頃から行はれたものである。祭神は稻荷祭、貴船神、聖天、道祖神、百太夫など一定せぬ。専ら民間の信仰であつて、殊に賣笑婦の間に多く行はれた。猶「和合神」の條を参照せよ。

大江匡房の「遊女記」に「南則住吉、西則廣田、以之爲下祈ニ微變ニ之處上、殊壹ニ百太夫、道神之一名也」云々。更に同人の「傀儡子記」にも「夜則祭ニ百神ニ鼓舞喧嘩、以祈ニ福助」云々とある（以上、群書類從本）。但し百神と百太夫とは同神である。

藤原明衡の「新猿樂記」に「本尊聖天供如レ無レ驗、持物道祖祭似レ少レ應、野干坂伊賀專之男祭、叩ニ匍苦本一舞、稻荷山阿小町之愛法、颯ニ盛破前ニ喜、五條道

祖奉三桑餅千葉手、東寺夜叉祀三、飯銀百羅子、叩三
千社一躍、捧三百幣一走」云々(同上)。

僧無住の「沙石集」卷十上に「和泉式部、保政にすす
められて、或る巫女を語らひて貴船にて愛敬の祭をせ
させける。保政は聞てかの社の木かげに立隠れて見
ければ、年たけたる御子、赤幣たて並べたるめぐりを
様々に作法して、鼓を打ち前をかきあげてたゞき三返
めぐりて「是ていにせさせ給へ」と云に、面打あかめ
て返事もせず。「何に是ほどの御大事に、今は是ばかり
になりて、かくはせさせ給はぬ。さらばなじに思食た
ちける」とせむれば、保政くせ事見てんずとをかしく
思程に、かくぞ詠じける。「千早振る神の見る目もは
づかしや、身を思ふとて身をやすつべき」。彼の心の
うちわりなく優に覺えければ「保政これに候ぞ」とい
ひて具して歸て心ざし浅からずなんありけり」云々
(國文學名著集本)。

アイキヤウマモリ 「愛敬守」 江戸期の大名旗本等の息
女が、婚禮に新婦として襟に掛けた守袋である。製法
は竹筒を一尺程に截り、中に厭勝の靈符を收め、唐織
の絹で巻き包み、両端に金で環を作りつけ、これに紅

緒を著けたもので、専ら邪崇を避けるためである(雅
州府志卷七)按に、愛敬守は古き筒守の遺風であつて
今に故實を尙ぶ新婦が與入れの折に懐中するハコセコ
は、此の名残を留めたものである。

アイキヤウモチ 「愛敬餅」 婚禮後三日目に、婿より舅
へ餅を五百八十七に丸めて贈るを云ふ。皆子持の祝儀
である(貞丈雜記卷一)。按に、平安朝の婚儀として、
三日の夜に新郎が餅三個を食ふこと、江家次第(卷二
執事條)、源氏物語(葵ノ卷)、落窪物語(卷一)
等に見えてゐる。愛敬餅は此遺風であつて、餅の数を
夥しく多くしたのは、多産を祝福したものである。對
馬の愛敬殿の飯も又此意味で、亥ノ子の祝儀は多産を
祈ることに由來してゐるために、此二つの行事が一つ
に習合されたのである。

アイゴノワカ 「愛護の若」 按に、此物語は鎌倉期より
室町期へかけて、盛んに流行した所謂「本地物」の一
種であつて、巫女文學に源流を發したものであらう。
物語の梗概は、嵯峨朝に二條藏人の子愛護ノ若が、繼
母に横戀慕され手白の猿に救はれて家を出で、叡山に
住む叔父の帥ノ阿闍梨の許へ逃げ行く途中、革細工人

の小次郎の情に預りしも、叔父に面會を拒絶されて歸
るさに、栗津の大道寺田畑之介が粟飯に露命をつな
ぎ穴生里で老嫗に桃を乞ふて得ず、花は咲くとも實は
なるなど詛ひ麻畑の中に隠れ風のために吹き現はされ
て、麻は播けども芋になるな
と祈り、生母を慕ひ十五歳で
霧降ノ瀧へ投身して死んだ。
後に、愛護ノ若は日吉の大宮
小次郎は唐崎の宮、田畑之介
は膳所の田畑の宮に祀られた
(説經節愛護の若)。然して此



物語が「秋夜長物語」の奥骨奪胎であることは、江戸
期の學者も論じてゐるが、繼母の件は、謡曲の「弱法
師」(後の俊徳丸物語)に縁を引いてゐるやうである
本地物、手白の猿などに就ては各其條を参照せよ。

【参考文献】
愛護の若が説 (井澤 長秀) 廣益俗説辨 遺編卷二
日吉社と愛護若 (寒川 辰清) 近江輿地志略卷一七
愛護若と不實の果樹 (志田 義秀) 郷土研究一ノ四
愛護の若 (折口 信夫) 古代研究(民俗學篇)一

アイゼンオヒタキ 「愛染御火焚」 京都市の藍染屋にて
十一月二十六日に行ふ。當日釜を掃除し一切の道具類
を朝の間に洗ひ淨め、主人は愛染明王に參詣し釜に水
を湛へ新に火を焚き、今年も藍の色の目出度を祈念し
て、釜の藍には神酒等を供へる。火焚の最中に主人使
用人など釜を取り囲み「お火焚ノノノ蜜柑饅頭欲し
トヤノイ」と囁す。一同拜し終つて各々盛物を取
らず(日本歳事史)。

アイゼンツバキ 「愛染椿」 和泉泉南郡木嶋村大字水間
の、水間寺愛染堂の傍に椿の木がある。愛染明王に祈
請し此椿の葉を取り想ふ人に贈れば、必ず想ひが達す
ると俗信されてゐる。堂の前にお夏清十郎の墓と云ふ
のがあるが、お夏も此椿の葉で清十郎と縁を結んだと
傳へられてゐる(獵奇畫報二ノ二)。上州赤城山上の赤
城神社前に椿の木がある。此椿の葉を取り同じ社前に
在る石の面を強く摩すと、將來、自分の妻(女子が遺
れば夫)となるべき女の顔が、映つると傳へられてゐ
る(上毛傳説集成)。文字摺石参照。

アイチノオンソウシ 「愛智御曹子」 尾張有松町に八面
社とてある。口碑に昔こゝに八面ノ鬼神住みしを、愛

智御曹子が此鬼と双六を打て勝つたので鬼も力盡きて人を憐む神となり祀つたと傳へてゐる（鹽尻卷四五）八面大王參照。

アイヌ アイヌは我國籍にある民族ではあるが、我民族とは全く種族を異にしてゐる。従つて彼等の民俗を此辭典に加ふべきか否かに就ては考へなければならぬ。其結果として此辭典からは除外することが學術的であると信じたが、併しアイヌは太古時代にあつては内地の殆ど全部に居住して、永い歲月を経過したのであるから、彼等の残した民俗が現に我等の民俗のうち雜様保存されてゐる。それ故に悉く除外することも非學術的に考へたので、茲には彼我に交渉あるものと信じたゞけを、諸書に就き要約摘録した。

疆土と分布 アイヌは我領土に残存する特殊の種族で、其總人口は約一萬五六千人、その内千島アイヌが百人足らずで、樺太アイヌが一千五六百人、後の一萬四五千の者が北海道に居る所謂蝦夷アイヌである。北海道の中で一番澤山居る所は日高で、概ね日高一國が之を除いた全道に匹敵すると云はれてゐる。アイヌの一番多く棲息する土地は、即ち日高國の沙流川沿岸の

谷野である。然も此地方はアイヌ文化の最も進歩した、人氣の最も淳樸な又最も多く古俗を存する地方である。原始生活 近世まで穴居してゐたので、樺太の邊鄙の地方では今に現存の老アイヌが若かつた時まで、冬季の家として住んだと云ふ穴居の跡が残つてゐる。かゝる地方の家財や器具は、古い時代の物を使用し、鐵等是他種族から入手して用ゐるも、其他の火器等は今に石で作る。石器時代の遺習であらう。

現今の住居 現今では穴居は泯び、器具も金屬製品が用ひられ、生活が一變し、稀には家も板葺に板敷、疊を敷てゐるものもあるが、一般には極粗末な掘立小屋で、屋根は草葺で土間は藁で編んだアトブキと云ふ簀子を敷き、其上にキナと稱する菅で編んだ藁を敷き詰め、賓客を請する時はそれを何枚も敷くのである。四方の壁は土を塗つたものでなく、屋根と同じ茅束を外から厚く縛り付ける。家の中を仕切る菅の藁を小さく作つて、それを上から吊して隔てとする。四壁にも大きな菅藁を内側から張りつけて、風や寒さを防いでゐる。猶此小さい藁を旅行に持つて出て、寢所へ蒲團の代りに敷くこともある。

座席の古俗 家の中は中央部に爐が切つてあり、此處が一家團樂の中心である。此爐の四邊座席に就いては一定の規定がある。先づ爐の向ふの奥の正面に祭壇があり、内地の床の間とも云ふべき場所である。こゝを横座と云ひ最も神聖な座席であるから、女子供は決して坐はらせぬ。本家の主人か賓客などを請する席である。祭壇を背に入口に向つた右座が、主人夫婦の常住の座席で、また入口に向つた左座は、主人夫婦以外の家族の座であり、又一般の客人の席である。横座の向ふは火尻座で女子供や奴婢の席である（中山曰。内地の爐邊の座席の條參照）。

男子と婦人 婦人は年中働き通し、朝から晩まで農耕機械から育児薪水の仕事に、追はれて居るのに反して男子は極く呑氣で平素は殆ど何もせず婦人に養はれて居ると云ふも差支ない。たゞ戦争とか沖の角鯨を捕る時、山に熊を狩る時が仕事である。アイヌ婦人の理想は「夫を年中帯を締めさせずに暮させる」と云ふ俚諺があるほど、全く女勞男逸が行はれてゐる。従つて極端の男尊女卑で一夫多妻が普通である。それから戦争狩獵の外に男子の大切な務めは神を祭る事である。ア

アイヌ社會では婦人は直接神々に物を云ひかけたり、神々へお願ひする事は禁忌（タブー）になつてゐるので一切の神事は、男子の任務で婦人が神に祈禱する場合には、必ず夫なり伴なりに頼んで、祈りを捧げてもらふのである。

婦人と巫術 祭祀は男子の職掌で女子に全く參與せぬ代りに、女子には専有のツスと稱する巫術を行ふことが出来る。ツスは現在よりは往昔の方が盛んであつて、優れた婦人は皆此の術に長じてゐたやうに傳へられ、謠ひ物に出る程のヒロインは悉く此の靈異物なる巫術に精通してゐる。ツスは咀（ノロヒ）と占（ウラナヒ）との二方面があるも、咀の方は今では話す事さへ避けてゐる。占の方だけが行はれてゐる。その遣り方は爐邊に坐つて、爐縁を手で軽く叩きながら、節をつけて歌ふやうに語り出すが、初めは男子が祈詞を述べて憑神（トレンカムイ）に頼むと、その神が女へ憑いて、段々目つきが變になり、顔が赤くなつて來て歌ひ出すと五體を振はせ、その人柄とは見違へるほど變になり、半分眠つて、夢うつゝで語るものとして、後で自分の言つたことを覚えぬとも傳へてゐる。そして此

巫術を憑まれてゐる婦人は、大抵みな蛇を憑神に持つと云はれてゐる。猶ほ樺太のアイヌの間にはシャマン教が傳來してゐて、これを行ふ者もある。

祖先崇拜 アイヌは酒を造つた折には必ず供養と稱して村人を請じ、新に澤山の御幣(イナウ)を造り、屋後の祭壇の大幣(ボロスサ)の前に捧げる。此の大幣は祖靈(ヌサコロカムイ)の神座であるからである。尙この夜は飯なり(米でも稗でも)魚なりの煮たものを一椀づつでも来る限りの人々に食べさせ、外に菓子などあらん限りの子供達に與へ、横座には男子達が二人づゝ對座して居流れ、一杯一杯神へ捧げては飲み酒のある限り夜を徹して、間々交互に起つて酒歌を吟じ、座興を添へながら飲む。火尻座などでは唄や娘たちの歌(ウポー)や舞踏が始まり、その内に詞曲(ユーカー)などが誦ひ出され、和樂の夜を更すのである。アイヌには死は穢れであり、墓地は禁忌であつて、一切墓參をしないが斯うして墓地に代る屋後の祭場で祖靈を祭るのである。

トートム崇拜 アイヌにはトートム崇拜(Totemism)の痕跡、又はそれに似たと思へる信仰がある。即ち或

部落では、その祖先は山神の熊だと傳へられ、或部落では海神の鱈だと傳へられてゐることである。その外に狼、鷲、梟などの後裔だと云ふ所もある。是等の人々は各々其族特有の家紋(フカシ・シロシ)と云ふものを持つてゐて、大切な器具にはそれを彫り付け、その彫印の異同に依つて、祖先の異同が判然するとのことである(以上。アイヌの研究)

婚姻と出産 結婚する男女の年齢は、概ね内地人と同じだが、その成立には兩親の承諾を要するも餘り干渉せず、本人同士の意志に任せる。その経過は先づ男が意中を親に告げ(他人を介する事もある)親は女の親に懇望の旨を通じ(同上)娘の意向を尋ねて異存なき時は、その由を男の親に告げ、これで婚姻が成立する。やがて男の方で日を定め、當日新郎は酒肴を携へ、兩親同胞親戚と共に新婦の家に向ふ。新婦の方でも豫め親戚等を集め置き、双方相會し改めて一場の挨拶をなし、新婦の父は火の神(カムイフツチ)と子供の守護神(イレシユブンギョ)に「諸神の御守護を受け、娘も無事に成長して、今宵村の何某の所へ嫁に遣る事にしました。今後も彼等の上に幸福あるやう御加

護をお願ひ申します」との意味の祈禱をする。これが終ると別に三々九度の盃があるではなく、家族親戚一團となつて披露の宴となる。宴が果てると新郎は新婦を伴ひ自宅に歸る。新郎の家では別に式は行はぬ。産婆の役は部落内の經驗ある者が勤めるが、若し難産の場合火の神、家の神(チセコロカムイ)子供の守護神に祈禱をする。未婚の婦人が妊娠し難産の折はその産婦を責め、相手の男子の誰なるやを自白させる。斯うすれば直ちに安産すると信じてゐる。又難産の際に苦んでゐる産婦を無理に起し臼で粟を搗かせることがある。初め神々に對して「今何某が難産であるから粟を搗かせます。御利益を以て腹を緩め給へ」の意味の祈禱をなし、禮拜數回して酒を捧げ、さなきだに苦痛に堪えぬ産婦に杵を持たせて粟を搗かせる。これは身體を動かせば産が軽いと云ふ意味の俗習である(中山曰。内地の出産の條參照)。猶ほ妊婦が産死した場合、葬儀は普通と變りなきも、墓地にて埋葬に先だち屍體の包みを解き會葬者を遠ざけ、老婆が鎌を以て腹部を割き、胎兒を取り出して母屍に抱かせ、再び包みて之を葬る(中山曰。安達ヶ原傳説の條參照)。此の役

に當りし老婆の着衣は、その場にて鎌で寸断して棄てる事になつてゐる(以上。アイヌの足跡)。

女子と貞操 アイヌでは女子に通經があると、一人前の女としてモール(天窗から被つて着る襦袢衣で、前を紐で結びとめる。アイヌ婦人は絶対に肉體を見せぬ習慣があるので斯くすると云ふ)を着せ、更に小帯(ボソクチ)とて六本の細い美しい紐で拵へたものを下腹部に纏絡させ、兩端は氈々たる恥阜の處に結締し、長さ五六寸許りの三角形の木綿布を垂下して全陰部を被覆してゐる。この帯はアイヌ間でも秘密にすること甚しく、他國人には永劫誓つて之を語らぬ(中山曰。内地の下紐の條參照)。そして傳聞するに女子が破瓜のときに、その母親が之を女子の下腹に纏はさせ、誨へて言ふには、此の紐はこれ汝が一生の貞潔を表はすもので、汝の夫以外に示してはならぬと、若し他人の爲に姦淫せらるる時、此紐を纏ふてゐぬと姦夫は法に觸れず、又死して此紐を纏はぬときは、地下に双親に面する事が出来ぬと云ふてゐる(アイヌ醫事談)。

鬚髯の神聖 アイヌの男子の鬚髯は、社會の階級を示すものとも云ふべきほどで、昔は男子は鬚髯さへ生ず

れば、年齢の如何にかかわらず妻帯する事が出来たが、之に反して未だ生ぜざるに迎妻するのは困難であつた。従つて彼等が鬚髯を蓄へるのは、單なる衛生上や美容上の必要ばかりでなく、斯うした社會の慣習が素因となつてゐるのである。窃盜などの犯罪者ある時、其部落の人々と相談して罪人の鬚髯を剃り、贖罪の意味で懲戒する事もある。又彼等は喧嘩する折でも、互に敵の鬚髯には手を觸れず、若し過つてなりとも觸れる時には、理非を問はずその者は咎められ、更に其罰として、寶器の一部を沒收されることすらある（人類雜誌一九九號）。

神判と刑罰 神判とは罪の有無を神の名によつて判せしめる方法であるが、後には人が神に代つて行ふやうになつた。アイヌの神判は種々なる形式で存してゐたが、其主なるものは（一）熱湯責。魚油を煮出す大釜に水を満たし火を焚き、嫌疑者をその中に入れて責めるのである。加熱に伴ひ水は湯となり苦むが、之に堪えれば罪無き者として許される。但し此事は濃厚なる嫌疑者でなければ行はれぬ。（二）湯起請、嫌疑者をして熱湯の中に手を入れさせるが（中山曰。内地の

探湯の條参照）。其折に嫌疑者が躊躇するか、又は差入れた手が湯傷すれば有罪と判じ、無傷なれば無罪と判ずる（三）鐵火と熱石。鐵又は石を火にて熱し、嫌疑者の掌上に置き、火傷の有無で罪の有無を判ずる。（四）水責め。大盥に水を盛り嫌疑者にそれを飲ませる。一度にても盥より口を外すことを許されず、首尾よく飲み得れば無罪とし、然らざれば有罪とする。（五）盃投げ。嫌疑者に盃の水を飲ませ、その盃を直ちに後方に投げさせ、伏して落ちれば無罪とし反對なれば有罪とする。（六）煙草責め。先づ數服の煙草を喫せしめたる後に、吹殻を水に交せて飲ませ、心地悪くならぬ者は無罪とする。刑罰としては、（一）たたき。他人の倉庫に侵入した者は棍棒で強く打叩く。（二）刺と耳切。他家へ侵入したる者は刺り、又は耳を切り、罪状の重い者は鼻耳共に切斷することがある（三）姦通罪。姦夫は後手に縛し頭髮を引張りて、足指の僅に地に觸る迄に梁に吊して鞭つ。姦婦は別に體刑なきも（中山曰。他書には姦夫婦共に剗刑に行はるともある）。社會の爪弾きとなる。（四）殺人罪。下手人の踵の筋を切斷するを普通とするが、稀には無人

嶋に流瀆することもある。アイヌは酋長及び部落民が合議して刑の量定も執行をするが、死刑に處すことは無い（アイヌ人及び其說話）。

葬儀と遺體 死者あれば先づキナを敷きて死體を爐邊に横臥させ、縫模様ある美しき衣服を着せ、家族及び親族枕頭に集り、婦人達は死體に手を當て、哭泣す。男子達は枕許で酒を飲み、其中の一老人は火の神に向ひ「今日何某が死にましたから、神様の處へ送りませぬ。何某（其家で最近に死んだ者の名）を迎へに遣して下さい」と祈禱の辭を述べ、更に死體に向つて「今火の神にお願ひして、迎へが来るやうにしたから、何事も神様の命を守り他へ迷はず祖先の所へ往け」と告げる。時刻が來ると敷物としたキナで、其儘死體を包み繩を掛け棒にて擔ひ墓地に向ふ。穴は淺く漸く死體を容れるほどで、何の儀式も無く直ぐ埋めてしまふ。墓標は男子なれば、矢を形どれる木を立て、その頭部を黒白の糸で巻き黒布を下げる。女子なれば使用器具を形どれる木を縁で巻き、同じく黒布を下げる（アイヌの足跡）。猶ほ往昔は妻女が死ぬと、その住宅を焼いたと云ふことである（アイヌの研究）。

未亡人の涙頭巾 夫に先立たれた未亡人は、葬儀の翌日から一二週間は、室内の一隅に引籠り他人と面談せず。其期間を過ぎるとチシコンチ（涙頭巾）を被りて脱がぬ。髪は短く切るか又は坊主の如く刈り一切の粧飾をせず、滿三年間これを嚴守する。此頭巾を被るうちは、日常の衣服も脚絆も總て裏返しに着るを習ひとして、三年を経ざれば再婚せぬを原則とする（アイヌの足跡）。

入墨と鬚髯 女子は唇邊（手の甲より腕へもするが之は時期が一定せぬ）に入墨をするが、これは樺の皮を焚いて鍋墨をとり、別に藍で染めた布片を、煮た汁の中に鍋墨を混じり黒き液を造り、入墨の原料とする。その時期は三期に分けてあつて、第一期は十二三歳の頃に鋭利な刃物で上唇部の中央を傷け黒き液を摺り込む。第二期は十四五歳の折で、第一期の部分を擴張する。第三期は十八九歳の頃で下唇部に入墨し婚期の近づけるにより完成する。入墨は七八年を経過すると光澤を失ふので女子の身嗜みとして其後も屢々手術する者もある。昔は此入墨がないと神に怒られると云ふた。熊祭はアイヌの行ふ儀式中で、最も壯嚴で最も最

も盛大なものである。熊狩の折に捕へた仔熊を大切に飼育し、一年後の二月に熊祭を擧げるのであるが、これは熊を殺し其霊を熊の父祖の所へ送り、一年間愛撫してくれた飼主の善行を報告させる。父祖の霊は飼主を徳とし、永く其家の幸福を守ると同時に、熊の美肉を豊かに獲させると信じてゐる（アイヌの足跡）。之に就いては諸書に詳記してあるので省筆する。猶アイヌに關して此外に詩歌、舞踊、遊戯等に涉り、記述すべき事も多いが概略にとどめる。

アウミイシ〔鷓鴣石〕 志摩伊雜宮へ内宮より往く途中に此石がある。此石は人唄へば石も唄ふこと、二人ありて連たる如く呀す。然るに神都の地とて佛教を忌み嫌ひ、鉦鼓鈴の如き物の響きは決して返さぬと云ふ（笈埃隨筆卷四）。

アエカマド〔相竈〕 カマドは東北一般に分家のこと。竈を分けると云ふ事から出てる。相竈は一つのオヤ即ち本家から分れた二戸以上の分家が、其相互の間柄を表示する語で、之を意味する標準語はない（柳田國男編の農村語彙）。

アカイシンニヨ〔赤い信女〕 墓碑に家紋、法名、俗名

等を彫り付るやうになつたのは、江戸期に入つてからの習俗で、之は専ら國禁であつた吉利支丹の異教徒で無いことを證明するためであつた。其習俗から夫が死ぬと生ける妻の法名まで碑に彫つて、妻の分には朱を塗つて置いたが、其妻が往々にして不行跡をなすので、川柳迄に「石塔の赤い信女が度々孕み」と詠まれ、後には不身持の後家を斯く稱するやうになつた。

アカイロライムカミ〔赤色を忌む神〕 色彩に就ての神の好悪は種々あるが、茲に擧げた赤を忌む理由にあつては判然せぬ。或は血色からの聯想かも知れぬ。血忌の條参照。
能登羽咋郡加茂村大字安津見の、諸岡比古神社は式内の大社であつたが、或年の元朝に社僧と神人とが神前で刃傷し死人を多く出したので社は退轉した。其時の社人の子孫今に在るが、正月十五日まで小豆又は衣類にても赤い物を用ゐると家中が血になるのみか必ず凶事がある。これ神の嫌ふ所と傳ふ（能州名跡志卷一）。因州岩美郡本庄村大字本庄に三上兵庫の墓がある。兵庫は山名祐豐の弟で永祿七年に同族山名豊次に不意に討たれた。合戦中に兵庫馬を深田に乗入れしに赤穂の

稻の葉馬の脚に纏ふて動き得ず之が爲に自刃した。爾來此村では赤穂の稻を作らぬ（因幡誌）。

筑前芦屋町の狩尾明神は、石清水八幡の地主神狩尾明神の分靈であつて、古く嶋郷十八ヶ村の總社であり今に郷社である。此の神何故か紅花と麻を忌むとて村民植えず、往年藩命で、植えた事があるも繁殖しなかつた（筑前志海志）。

豊前企救郡曾根村の、福太夫社は今に祭神未詳であるが、何れの御代にか禁中で五色の論があり、某と云ふ者白色を褒めて赤色を貶したのが軀慮に違ひ此地へ配流され、後に靈を祀つたと傳ふ。それ故に此村では紅花を作らぬ。作ると白花となる（豊前志卷三）。肥後益城郡北上野村に、七越ノ瀧がある。俚傳に往昔平家没落の時、一族の官女七人此瀧に身を沈め、化して七疋の大蛇となり、今に瀧壺に栖むと云ふ。總て紅布、紅絹の類其他赤い物が映ると雲雨暗く甚だ荒れると云ふ（肥後國志卷五）。

アカイロヲコノム〔赤色を好む〕 越中下新川郡地方では、古來頭髮に、赤い布片を巻く風習があり、之をチマラと稱してゐる。明治十一年に明治帝巡幸の際に驚

與に従つた東京日々新聞記者岸田吟香の記事に、同國內に入つて魚津驛に到るまでは、娘の頭から衣服は勿論、下駄の鼻緒まで赤きを尙び、男子の袖無し羽織に至るまで赤い布を付けたのは、何か譯のある事かとある（下新川郡史稿卷上）。按に、古き海部の好尚の遺風ではあるまいか。

アカウシデンセツ〔赤牛傳説〕 池の主が赤牛であると、の事に就ては、二つの場合が考へられる。一は雨乞に際して牛の首を切て池に投じた事、他の一は屍體を牛の背に乗せ縛つて池に葬つた事である。赤牛傳説は此二のうちと想ふが、判然せぬものもある。猶「雨乞」「池の主は牛」「牛ヶ淵」及び「池の鞍」等を参照せよ。
信州東筑摩郡生坂村の往生山には、昔武田信玄の家臣が築城してゐたが、天文十六年に上杉謙信に攻められ落城する時、城内から一頭の赤牛が飛出し、城に近い大澤池に入り大蛇となつた（信州少年三ノ一二）。
伊豆田方郡對馬村の古池に赤い牛が住んでゐた。同村に龍溪院といふ寺があるが、昔それより山奥に福泉寺といふ寺があり、住職が世を去つてから無住だつたが、新任職が入つて數日で行衛不明になつた。其後行

脚僧や修験者が次々に一泊して皆行衛が知れずになつた。永正年間、和泉守良孝といふ武家が發心して有徳の名僧となり、福泉寺の怪を聞き、池の主の赤牛を濟渡し龍溪院に祀つた（伊豆傳説集）。

伊豆田方郡吉田區の西方半里の山中に大池がある。昔此池に赤い牛が住んでゐて時々水中から頭を出して人間を咬へ込んだので魔の池として世人が怖れた。寛永年間に光榮寺の住職日廣は赤牛調伏の爲に、池の中央の小島へ立つて七晝夜讀經を續けて、遂に赤牛を封じたので此小島を經島と呼ぶやうになつた（伊豆傳説集）越後三島郡大積村字千本に赤池といふのがある。此池は天正年間の秋の一夜に出来たと云ふ。池の主は赤牛で、夏の早魃の時此赤池に祈れば雨忽ち到ると信ぜられ、近在の百姓が祈りに来る。此池に塵埃を投込めば池が荒れ近くの田畑を荒すといふ（傳説の越後と佐渡）美作英田郡西栗倉村大字影石に、冷泉がある。昔人家さへ稀の頃、傷手を受けた小鹿が、毎夜狩人の目を忍んで此處に来て、湧出する湯に足の傷を浸してゐたが幾日かの後傷は癒えて小鹿は來なくなつた。之を見てゐた老嫗の手に小温泉が發見されたが、其後農夫の連

れた赤牛が、ふと片足を踏入れて以來温泉は冷えて終つた。人々は牛のたゞりだと言つてゐる（汎岡山郷土傳説特輯號）。

アカカブラ（赤蕪）松山市の近在に八幡社がある。此氏が蕪を作ると皆赤くなり、氏子で無い者が作ると赤くならない。松山の蕪漬は白いのを用ゐるが後に赤くなると云ふ（日本週遊奇談）。

アカゴノアシアトイシ（赤子の足跡石）全國に亘り夥しき迄に存してゐる。足跡石の由來に就ては其條に記すが、之を要するに我國には古く御子神（ミコガミ）の信仰が盛んに行はれ、又稀には神が童形して降臨する事もあつた。然して神降臨の場所として、此の足跡を残したものと云ふ。左に各地に於ける主なるものを列挙する。

羽後南秋田郡脇本村大字浦田字餓鬼石に高さ七八尺の巨石あり、石上に小さき足の跡がある。故に字の名（餓鬼とは小兒の意）とした（絹篩卷二）。

陸中東磐井郡藤澤村大字藤澤に童子石、又は待子石と云ふがある。方三間許り石面に二三歳の兒足の跡が二つと、五六歳の兒足の跡が三つある（封内風土記二）。

磐城石川郡野木澤村大字中野の、四郎田淵の邊りに、小兒の足跡八ツを印した石がある。傳傳に領主藤田光祐の子の足跡と云ふ（石川郡誌）。

岩代信夫郡庭坂村字水澤から、西山へ往く途中に小兒の足跡石がある。由來は判然せぬ（信達一統志卷二）。信州上伊那郡晴近村字羽場に童子石と云ふがあり、石上に足形がある（伊那志略卷九）。

甲斐東山梨郡七日市場村の、三ツ木神社の社頭に御影石あり、小兒の足跡を印す。土俗産屋あげ參宮のとき兒を立たせ踏ませると壽福を全ふすと云ふ（甲斐國志卷五七）。

常陸新治郡眞鍋町大字殿里の、小さい流れに架けてある六尺に三尺位の石橋に、赤子の右の足ほどの痕が筑波山の方を向いて、凹んで黒く残つてゐる。此足跡に溜つた水を夜泣する兒に飲ませると効験があると云ひ又左の方の足跡は筑波山麓の神郡にあると云ふてゐる（日本傳説集）。

宇治山田市の五十鈴川の川上に神足石とて、二寸許りと四寸許りの足跡がある（參宮圖繪卷上）。

大和三輪山の近くに、大三輪寺と云ふがある。太子傳

撰集抄に、垂仁朝に三輪明神の通ひし里の女との間に

子を儲けた。其子十歳ばかりまで常人と異るなく何の奇特もなかつたが、或時、寺の丑寅の隅に入定し末代に奇特を見せんとて、敷板に御足の跡を残した。其跡今に温かである（和州舊跡幽考卷一三）。

武州八王寺市の大善寺で本堂建立の際に、柱の下敷となつて死んだ稚子があつた。堂の前の右手の柱に其子の爲とて小さな足跡が彫つてある。人皆來つて手探りして見る故か、滑に手磨れて光つてゐる（調布日記）。

美作久米郡倭文西村大字山手公文南の、佛淵の上の岩面に、恰も小兒の足跡の如きもの點々數十を印してゐる。之を赤子岩と云ふてゐる（久米郡誌）。

備前兒島郡藤戸村大字雨木に、赤子及び大人の足跡石が、岩臺の四五間傍にある（福山志料卷一七）。

因幡邑美郡湯所村鷹金尾の山下道に、三ツ子岩とてあり、三四歳許りの稚子が踏込んだやうな怪しき足跡がある（因幡誌）。

周防大島郡蒲野村鉾ヶ峠に、赤兒の足跡があると云ふ。併し何の謂れかは知らぬ（郷土研究一ノ五）。

豊後速見郡上村の唐川八幡神社。靈龜二年に八幡大神

三歳の童子に現はれ、足を踏んだ足跡が、存してゐる
(上村郷土史蹟稿)。
伊豫温泉郡朝美村の、八幡宮の附近に巨岩があり、岩面に赤兒の足跡がある。又毎夜赤兒の泣聲を聞くと傳へてゐる(温泉郡誌)。

延長七年四月廿五日の夜に、宮中に鬼の足跡を發見した。色は赤を交へた青色で牛の足跡に似てゐた。之と入り亂れて小兒の足跡もあつた(古今著聞集卷一七)。

アカゴノセツチンマヘリー (赤子の雪隠参り) 下野芳賀郡逆川村では、赤子が生れて七日目に、取揚婆に抱かれて氏神参りをするが、其折に雪隠に往きオンコクエと云ふ事をする。梅ノ木の枝を二尺位に剪り、白紙を捲き水引で結んで持つ所を作つた箸で、糞を挟む眞似をして赤子の口の側に當て、オンコクエ、オンコクエと唱ふ。此箸は歸りに家の屋根の入口に挿して置く。オンコクエの意味は判然せぬ(民俗學一ノ一)。中山曰。私の故郷である同國足利市外の農村にも此行事がある。但しオンコクエの呪文は唱へぬ。長い竹箸で糞を挟み赤子に食はせる眞似をし、其箸は雪隠の屋根に挿す。箸の間が近いと次子が近いと云ふてゐる。足

利邊では赤子に忍従の精神を養ふために斯うするのだと合理的に解釋してゐるが、元より原義を忘れた後世の附會である。因にオンコクエはウンコクエの轉訛ではあるまいか。
上州惣社町では赤子生れて三日目に産婆湯を浴せ晴衣を着せ、近隣三軒の雪隠に参らしめ炒豆を紙に包んで納む。俗に之を雪隠参りと云ふ。但し此際に橋を渡るを禁じてゐる(惣社町郷土誌)。同國群馬郡の各町村でも生兒三日目に赤子の額に犬の字を書き、近隣三軒の雪隠参りをする(同郡誌)。之に由ると雪隠参りは一種の邪視を防ぐ厭勝とも考へられる。それにしても此習俗が寡聞のためか兩毛の地以外に見えぬのは如何なる理由か知りたいものである。
アカザ (藜) 松本市の八阪祭は七月十五日に行はれるが、此祭に各町から田鉢(デンボコ)を擔いで神輿に隨ふので一に田鉢祭とも云ふ。町々で此鉢を擔いだ人夫を目がけて藜を投付け、其足で踏まれたものを茹で、食ふと疫病を免れるとの俗信がある(郷土研究四ノ九)。
陸奥北津輕郡長橋村大字福山では、二十三夜様は、藜

で片眼を潰したとて、之を供へる事は無い(津輕口碑集)。

アカザノツエ (藜の杖) 之を用ゐると俗に中氣症を病ぬと云ふ。又一説に、此杖を突いて轉ぶと三年のうち

に死ぬとも云ふ(俚諺集覽)。
アカズノマ (不開の間) 開けると何か不祥事があるとて、常に使用せぬ部屋を云ふが、其多くは變死を出した事に起因する。稀には枕反しの間とか又は座敷童が出るとか云ふものもある。

アカズノモン (不開門) 肥後の熊本城に不開門と云ふがある。俚傳に城主加藤清正が築城の折に、城の秘密の外間へ漏れん事を恐れ、大工の棟梁を斬殺して埋めた場所だと云ふ(郷土趣味二一號)。

内裏の應天門をも不開門と云ふ。こは花山院が遁世ましませし時に、此門よりして脱したまへば、不祥の例とするためである(拾芥抄)。
尾張の熱田神宮に不開門がある。熱田が元蓬ヶ島と云はれた群島の一つであつた頃は、今の御所通りまで浪頭が去來したと傳へられ、此門を開けると大海嘯が到ると云ふ(郷土研究一ノ一一)

アガリシヨウガツ (上り正月) 徳島市附近の村落では、正月十五日をアガリ正月と稱へ、耳突箸とて茅で作つた長い箸と、粥を神佛に供へ、朝食として此長い箸で之を食ふ(郷土趣味一五號)。茲に上り正月とは此日で神事が、終つたと云ふ意味である。

アガタマツリ (縣祭) 山城宇治町の縣神社。祭神は古く藤原頼長とも僧道鏡とも云ひ未詳であるが、近世では宮主宅媛とも云ふてゐる(日本歳事史)。此祭禮昔は舊五月十五日に行はれ、一にぎんかり祭とも云ふた。大木を長さ數尺の物に切り、木口に笠を被らせ、衆人之を捧持して「ぎんかり」又は「御ぎんかり」と言ひ囃した。之は道鏡の物を表示したのだと傳ふ(滑稽雜談卷九)。此祭は俚俗に種實ひ祭とも云ひ、神輿が町内を渡御する間だけは、一切の燈火を滅する闇祭で、此闇黒裡に、各地より集り來りし多數の男女は、狹隘なる旅宿又は民家に雜然として詐詰のやうになつて寝るが、其折に名も所も顔も知らぬ男女が、手が觸れ足の障るまゝに牽情の夢を結ぶ。そして此結果妊娠すれば、即ち神から子種を授られた事となるのである(郷土趣味一二號)。按に、此祭儀は始め道饗祭(ミチア

ヒマツリ)に起つたのが、後に道鑿と道鏡の國音相通から、斯うした性的行事まで附會したのである。

アガタミコ (縣巫女) 茲に縣とは田舎と云ふ意味であつて、神社を離れた巫女が神の名に由つて咒術を行ひ、甲地から乙地へと漂泊の旅を續けた者を斯く稱したのである。勿論、斯うした巫女の間には墮落して賣笑を營む者もあり、又は神意に託して土着する者もあつた。詳細は拙著「日本巫女史」に記述した。猶「笈傳説」の條を参照せよ。

アカチザウ (赤地藏) 武州熊谷町より松山町に通ずる道路の傍、大里郡吉岡村に赤い物を塗りつけて、眞赤になつた赤地藏がある。其仔細は聞くを得なかつた(郷土研究三ノ二)。按に、神佛の像を赤白に塗る例は他にもある。祈願奉賽の俗信に外ならぬ。

アカツチ (赤土) 伊豆賀茂郡宇久須村の別所神社に舊正月六日田植祭がある。其際に水口午玉とて若山貴印と刻せる小き木印に赤土を塗つて、村民の額に押す遊樂招福の厭勝と云ふ(増訂豆州志稿卷九下)。京都の民間では、五月晦日か六月朔日に赤土で甕の外面を粧ひ、薄絹で其上を掩ふ厭勝がある。又正月に甕に懸け

た小鯛を此朝鑿に食ふ(日次紀事)。按に、赤土を厭勝に用いた事は「崇神紀」及び「播磨風土記」の逸文にも見えてゐる。古代からの俗信であらう。土公信仰、牛玉の條参照。

アカマヘダレ (赤前垂) 越後國では文化年中まで、四十歳以下の婦女は、總て木綿を紅染にして前垂となし嫁人の際は必ず持参した。前垂は膝を蔽ふの具で紅は不淨を避ける爲めである。宮中には、緋ノ袴を用ゐ下々の赤垂は其畧たと云ふ(温故ノ栞一二編)。松浦靜山の甲子夜話(卷八)にも此説が見えてゐるが、必ずしも緋袴の遺風とは考へられぬ。

アカモノカアハン (眞菰の神様) 越中射水郡下村では六月初卯日に田植祭をするが、其日に眞菰(花がつみ)で五六寸位の草人形を二つ拵へ、之に紙の衣服を着せ柳とシラカケの小枝を紙燃でくより背中に負はせる。之をアカモノカアハンと云ふ。それを高く放り揚げて拾つた者が、其年は幸福で豊作を得ると云ふ。又小さいアカモノカアハンを各自が作り、家の神棚に供へ(豊稔を祈る(民俗學三ノ七))。

アガリコ (上り子) 紀州熊野新宮の神倉山で、毎年二

月六日夜に御燈祭が行はれる。新宮町に生れた男子は少くとも一生に一度は此祭に加はるが、之をアガルと云ひ最初をハツアガリと稱す。ハツアガリのある家へは近所から豆腐を贈て祝ふ。アガリ子は十三四歳の少年だが、稀には赤ン坊が大人に背負れて加はるのもある。アガリ子は精進潔斎し少許の神酒を頂き、白衣の單物に頭巾、太い荒縄を帯にし、姓名と年齢を記した松明を持ち、親族友人達に衛られ先づ氏神社に詣て町々を通つて登山する。全山は是等多數の松明にて壯觀を極む。現行の新宮節に「おとう祭は男のまつり、山は火の瀧降り龍」とあるのも、その一端が知られる。祭が済むとアガリ子は一散に歸宅する(民族二ノ三)。按に、成年式の祭儀化である。

アガリヤザガマ 琉球に存する變若水(オチミヅ)の説話で月神が人間の長壽を保つために、アガリヤザガマに命じて變若水と死水とを二つの桶に入れて下界に遣せしに油断のために、變若水を蛇にとられ、人間が死水を飲むたので、蛇は脱皮して永く生命を更新し、之に反して人間は死ぬと云ふことを説明したものである(民族三ノ四)。若水の條参照。

アカモノ (贖物) 戒の時に、罪穢の贖として出すもの延喜式に御贖として鐵人像、金裝截刀、繩、糸、木綿、堅魚、水産などが載せてある。之に由りて身の禍をあがなふの義である(神祇辭典)。按に「天武紀」に、祓柱に奴隷を用ひし事を載せてゐる。之により察すれば延喜式の鐵人像の原始相は人間その者であつたと考ふべきである。少しく疑問の書ではあるが「宇都宮大神代々奇瑞記」に、源賴朝が藤原泰衡を攻めて、其捕虜を贖物として寄進した事が載せてある(續群書類従本)。人身御供の條参照。

アキガハリ (商變) 萬葉集(卷一六)に「商變へし知らせの御法あらばこそ、吾が下衣返し賜はらめ」とある。商變へしとは奈良朝以降代々の政府で行つた徳政と同じもので、貸借及び賣買を法令を以て無効としたものである(折口信夫談)。

アキナヒガミ (商神) 市杵島媛命を市神及び商神とするが、之は市の字に附會したゞけで他に意味は無い。後世には惠比須神を之に當てゝ祭るが、之も福神信仰の變化であるに過ぎぬ。我國の神々が發生した頃には商業と云ふ事は行はれてゐなかつたのであるから、之

を守護する神は無かつたと見るのが妥當である。惠比須神に關しては其條を參照せよ。

アキウドカシラ〔商人頭〕 古代の商長（アキオサ）の遺風であつて、諸國に在つたが殊に有名なのは奥州會津の梁田仙右衛門と、駿府の友野氏であつた。梁田氏の祖先是、梁田内匠俊信とて、其先は薩摩伊佐郡大町を、領したので代々大町を氏とした。子孫左京盛胤が康暦元年に葦名直盛に従て、鎌倉に移り市祭を始む。

後に京都に至り足利義滿から會津四郡並に隣國迄の商人頭に補された。新に市場を開く時は烏帽子直垂を着し、商賈を従へ其地に市神を祭り見世割を定めた。同氏は奥羽に出入する荷物の運上を取り立てたものである（新編會津風土記一六）。『栗里先生雜著』にも詳記してある。更に友野氏に就ては、同氏も舊家であつて今川家時代の天文二十二年に商人頭を命ぜられ、諸役免除の上に友野座の事を掌り、武田領時代には永祿四年に連雀役御代官となつた（駿河志料卷三六）。按に、江戸の樽屋氏などの先を爲したのか。猶「連雀役」に就ては其條參照せよ。

アキイレ〔秋入〕 伊豫周桑郡などで、舊十月の亥子の

に向けて萬事を仕初む又此方歳徳神を祭るため惠方棚を設け、此方に當る神佛に參へるを惠方詣と云ふ（滑稽雜談卷一）。鎌倉期より始まりしものか、「明月記」寛喜三年正月九日、生氣方に初出すとあるは、此事であらう（類聚名物考）。普通には大將軍塞がりの方と相對する方を司るを歳徳神と稱し、その塞がりに對して明の方と云ふと心得てゐる者があるも、さうとばかり言はれぬ。歳徳神と大將軍とは同じ方向に居ることもある（郷土趣味三ノ一）。

アキバタケ 近江湖東地方で、秋收の後に嫁が里方へ休みに歸へる事を云ひ、轉じては廣く親戚の訪問を云ふ埃はたきの意であらう（農村語彙）。

アキハマツリ〔秋葉祭〕 遠州秋葉山三尺坊の信仰に基く祭、江戸期貞享二年に三尺坊を祭ること流行し、甲地より乙地に傳へ、順次相送りて遠州より江戸に至らんとし、幕府其迷信を恐れ主謀者を罰し禁止した。淫祀の一種である（神祇辭典）。按に、江戸期には火防の神として民間信仰を集めてゐたと見え、其事が種々な随筆類に載せてあるが、要するに主神よりは境内に祭られた三尺坊と稱する天狗信仰が中心であつた。火

日より前に田を刈る場合には、必ず六株だけを刈り残して置く習慣があつた。それを亥子の日になつて、杓とチガヒ繩とを携へて田主が刈りに行く。それを秋人と稱し其稻は大黒様に供へた。以前は其六株を刈る時に田主は田に向つて『お世話はんに爲りました。サアいにましよや』と唱へ、荷仕度してわざと重さうに擔いで歸つたさうだ（農村語彙）。

アキナヒハジメ〔商始〕 正月二日の初賣を云ふ。其條を參照。

アキナヒヲドリ〔商ひ踊〕 丹波南桑田郡千歳村大字出雲の、出雲神社の例祭に行はれた花踊の拾壹番に商ひ踊と云ふのがある。歌詞の一二を擧げると『おれは都の者なるが、おれが殿御は今年始めて、おん國方へと商ひに』。『イヤ商ひ踊は一と踊〜』。坂東や筑紫や三河の國や、薩摩の方へと商ひに』。掛け踊式のものである（民俗藝術二ノ一）。

アキノカタ〔明の方〕 惠方とも云ふ。陰陽家の説である。此繰やうは甲巳歳は甲方寅卯の間、乙庚歳は庚方申酉の間、丙辛歳は丙方巳午の間、丁壬歳は壬方亥子の間、戊癸歳は丙方である（閑田耕筆卷一）。世俗此方

防の神參照。

アキフルマヒ〔秋振舞〕 陸奥下北郡東通村大字尻屋では、稻の刈上げ後に、日を定めて行ふが、之は女ばかりの振舞を本義としてゐる。女達は概ね三組か四組に分れるが、それは極く若い者、二十歳から二十五歳位までの者、老境に入つた者などで、此の外にアネドクミ（姉御組か）とて、亭主持の一組もあつたやうである。春から夏を経て秋までの烈しい勞働を慰めるもので、娛樂會と云ふよりは無禮講と云ふが當つてゐる。そして此の振舞は二三日位つゞけられる。尻屋では女達が相撲を取るなど、噂する。昔は女子が十五歳になると、秋振舞に加はり、一同に挨拶すれば一人前の娘（メラシ）として娘宿（メラシヤド）に入つたものである。按に、此の習俗は羽後の荷繩外し、越後の芋績流し（オウミナガシ）又はカクセチと同じものであらう。猶「遊びこ」の條參照せよ。

アキワスレ〔秋忘〕 伯耆西伯郡宇田川村大字福岡では、收穫祝ひを秋忘れと稱へ、稻の刈上げの済んだ後に村内の老若男女が會同して一年の勞苦を祝宴に忘れるのである。昔は春忘れもあつたが今は廢した（郷土

風景昭和七年五月號。

アタシユセイヤク 「握手誓約」 契（チギリ）の條を参照せよ。

アタチ 俗に口吻に小瘡の出るを云ふ。赤口の義である。アタチ雀、アタチもきれぬなど云へり（倭訓栞）。按に、鳥の口眞似すると、口の端に灸をすゑられると云ふ俗信で、其分布は殆ど全國に及んでゐる。

アタニノハカ 「粟國の墓」 沖繩は墳墓に大金を費す習俗があるが、嶋尻の粟國の墳墓は其中でも、最も巧妙に出来てゐると云はれてゐる。此嶋には山石と稱する軟い石灰岩があるので、之を利用して立派に造營するそれ故に嶋民は今日に至るまで、風葬時代の習禮を改めないで、一定の期間だけ死人を訪れるのである。某家にゐた粟國生れの女中は、夫が死んでから丸一週間一日も欠かさず故人の顔を見に出かけたが、親戚の者から、それ位つゞけて往つたら、亡夫も満足するだらうからと意見されて、漸く止めたと云ふ事である。そして日毎に屍體が變化して、臭氣が甚だしくなつても、彼女には穢いとか怖いとか云ふ感情は、少しも起らなかつたと云ふ事である。之は墳墓の形式は變化し

ても、山石のために墓の扉が蝶番ひで閉閉が容易だからである（民族二ノ五）。按に、死者の顔を或期間だけ遺族の者が見に往く習禮は、古く内地にも行はれてゐたのが内地では夙く涙び、偶々沖繩に保存されてゐたのである。民俗の永遠性には實に驚くべきものがある。猶此事に就いては葬儀の條に於て詳述する考へであるから、其條を参照せよ。

アタマハラヒ 「悪魔拂」 婚姻の行列中に、昔は悪魔拂とて丈高く恐ろしげな女の顔を更に物凄く彩り髪振り亂した者を加へたもので、之をトマアケと稱した（貞丈雜記卷一）。按に、今に此場合に空砲を撃つ地方のあるのは其俗信である。婚姻の條参照。

アタム 「悪夢」 夢を神秘と信じた古代人は殊に悪夢に對しては神經過敏であつた。平安朝になると此俗信が一段と猖狂になり夢合せ、夢解き、夢判じなどが工夫され、そして悪夢を變じて吉夢とする事を「夢違」と稱した。蜻蛉日記に「見し夢をちがへ詫びぬる秋の夜の、寤かたきものと思ひしりぬる」と載せ、此外にも「大鏡」や「金葉集」等にも見えてゐる。清輔の「袋草紙」に夢違ひの呪文として「荒乳男の狩矢のさきに

立つ鹿も、違へをすれば違ふとぞ聞く」とあり、資隆の「鎌中抄」にも同じく「から國の園のみたけに鳴く鹿も、違へをすれば許されにけり」とある。まだ此外にも種々なる呪文がある（郷土趣味一八號）。

【参考文獻】

- 二 中 曆（史籍集覽本） 夢の條
- 拾 芥 抄（故實叢書本） 其 條
- 夢 學（高峰 博） 同 上

アグリ 子供の夭折して育たぬとき此名を附ければ、無事に成長するとして命名する。併し其理由に就ては異説あつて判然せぬ。山城名勝志（卷八）萬野郡高田郷の條に引用した、元弘三年七月の田地讓渡狀には「右件田地者、阿具里阿彌陀佛、先祖相傳之地也」とある（郷土研究三ノ一一）。更に、和泉泉北郡國府村大字井ノ口に、古驛亭の雜事阿栗氏の遺跡がある（五畿内志和泉三）。是等に由れば古くアグリを氏姓とした者がある事が知られる。

山中共古の說に、アグリと云ふ名前のこと、正徳三年板の前句附「俳諧空際」に「色々になる色々になる」と云ふ句に「女子五人あぐりの次も女郎なり」と附

である。淺野長矩夫人、牧野成貞夫人、吉良義央三女、何れもアグリと云ふ名の由。江戸期には生兒にアグリと命名すれば、丈夫に育つと云はれてゐた。尤も之は女兒に限つたことで、幾人か子供が死んだ後に生れた女の兒に此名を附けた。越前福井には男子の欲しい所へ生れた女の兒にアグリと附けて、次に生れる子の男ならん事を求める風習がある由（郷土研究三ノ八）。

宮武省三の說に、讃州高松在の村落では、アグリはアガリの轉訛と云ふ説がある。其意味は子供が澤山出来ると、もう是で此子が末だとして末吉、末男、お末などの名を附けると同じやうに、女子ばかり續産するとは是で女のアガリである。即ち終りであると云ふ意味で附けるのが、アグリと云ふやうになつたのだと云ふのである。此解釋は、平板のやうなれど、名古屋出身の者に訊ねしに、同地方でもアグリは終りの意味で附けるとの事なれば、此アガリ説も捨てたものではない。然るに肥前地方では袈裟グリ、駒グリ、千代グリなどと名尻にグリを附けるが、此グリはアグリのアを省略したものであらう。そしてアガリ説を穩當と思ふ（民族

と歴史五ノ四。按に、アグリは悪來の意で醜名（シコナ）として命じたのであらう。古く童名に阿古久曾、現に赤太郎と附けて視害を防いだのと同じと信じたい。猶「命名の俗信」の條参照せよ。

【参考文献】

小兒に阿久利と名附る事（畑 維龍）四方の硯雪ノ巻
アクロワウ 「悪路王」 一種の英雄傳説である「本朝通鑑」に悪路王は陸奥の賊首、延暦二十年坂上田村麿が征夷將軍となり、東夷を平定した際に達谷ノ窟に據り反抗したが、遂に誅戮された（國史大辭典）。按に、悪路王が史乘の人物か否か判然せぬが、傳説上の人物としては東北から奥州の各地に於て、民譚中の大達物となつてゐて悪魔の化身の如く傳へられ、従つて種々なる不思議な物語を残してゐるが、恐らく蝦夷の酋長か何かであつて、少しの史實に多くの扮飾が加はつたものと思ふ。奥州は悪路王の根據地だけに夥しく此民譚が存してゐて、殊に封内風土記（舊仙臺領の地誌）には俣指に堪えぬ程記してあるも、結局、通鑑の記事の詳細なるものか、又は之を布衍したものに過ぎぬので、茲には他地方に傳つた變つたものだけを擧げると

した。因にお伽草紙の御曹子嶋渡りの大竹丸は、此悪路王と伊勢の鈴鹿御前の物語を一つにしたものであらうし、閑窓瑣談（後篇）の伊勢國唐子谷の悪路神の話も、之に何等かの由縁があるやうに思はれる。柳田國男の「立烏帽子考」（民族三ノ二）は、此民譚を研究するに就て貴重なる參考資料である。

常陸東茨城郡岩船村大字高久の鹿嶋神社に、悪路王の頭形がある。傳傳に神代の時、鹿嶋明神この悪路王を討伐するとて、同國小勝村に戦ひ退治した。其故に村名を小勝と稱し、村内に明神の御休塚がある。悪路王の頭形は厨子に入れ内陣に置く、面體すさまじき首である。又此社には丈六程の夜叉神二體ある。悪路王の頭形と同作ならむと云ふ。水戸光圀公この頭形の切口へ、悪路王頭形、年久敗朽、今新彩飾、安座常州高久村安塚之社中云、元祿癸酉歳と記した（新編常陸國誌卷五）。猶同國の官幣大社鹿嶋神宮の祭頭祭は、毎年舊三月九日に行はれるが、郡内六十六村を左右に分け壯者數百人、亂髮に鉢巻を締め襦袢を着し禪を掛け、百挺を手にし左右同じく大聲を擧げ供奉す。これ古へ悪路王を退治した餘風と傳へてゐる。終日宮域内を徘徊

した左右相逢ふ時は大に闘ひ、生死を顧みぬので逢はぬやうに巡行する（同上卷七）。鹿嶋の御頭祭に就ては日本民俗學（隨筆篇）参照せよ。

安房の鹿野山は、強賊悪樓王を祭つたものである。日本武尊が悪樓王を誅伐の後、其性の暴惡なる後世に祟りをせぬやうに此山に祭つたと云ふ。悪樓王は一名を六手王とも云ひ、鹿野山の明王は六臂で蛇が手足に纏ふてゐる。それ故に此山の龜封じ札は蛇を制する。悪樓王の生れた所を六手村と云ふてゐる（房總志料續篇卷一〇）。八面大王、八足王の條参照。

【参考文献】

悪路王に就て （喜田 貞吉） 奥羽沿革史論所收
アゲイチ 「揚市」 信州西北部などに發達してゐる農習慣。山添ひの村から平野の村々に、田植の代掻きの馬を貸し、秋に入り用事終れば牽いて來て之を返す。其取引は總て市場の形式で行はれてゐる。揚市は即ち貸した馬を揚げて來る市である（農村語彙）。
アゲタイマツ 「揚松明」 丹後加佐郡高野村大字城屋の雨引神社（俗に蛇神様と云ふ）では、毎年七月十四日夜に揚松明の神事が行はれる。松明は長五丈以上の大

木の梢頭に、麻殻で徑八尺以上の摺鉢形の物を組み立て社頭に建てる。定刻になると氏子の男子は手に小松明を持ち火を點じ、それを摺鉢形を目がけて投げ揚る。第一番に投げ込んだ者を名譽とする。元は雨乞の神事から出たものだと云ふ（舞鶴）。柱松の條参照。

アゲマキ 「總角」 伴信友の考に、ひさご花、みづら、かづら、「崇峻紀」に厩戸皇子、髪を額に束ぬ云々。註に古俗年少兒十五六の間、髪を額に束ぬ。十七八の間、分て角子（アゲマキ）となす。今亦然りと。催馬樂に安介萬支也云々。神樂歌に總角を和左田に遣りて云々などあるは、謂ゆる角子にて、みづら結ひたる童子である。「臺記」の天永四年正月朔日、主上御元服の條に、先づ左方の婆沙形、並に總角等を取り、第三の懸子に入る。「山槐記」の治承四年四月二十二日の條、「雅亮裝束抄」、「源氏物語」總角の卷、其他諸書に見えてゐる。今童形の唐輪と云ふは、古のアゲマキの頭上に引あがつたのであらう（増補語林倭訓栞頭註）。按に、總角は童形の結髪であつて、成年に達すると之を改めたものである。成年式の條参照。

アゲヤマ 「上げ山」 日向の山村では、里人が、山に入

り木場伐り(焼畑作業)をする際、木から墮ちて變死などした場所は、其後再び切開く事をせず、常に樹林の儘に放置し、之を「上げ山」と稱してゐる。駿河安倍郡の山村にも、之に似た風習があり、俗に癖地(クセヂ)と云ふてゐる。山小屋に住みし者死して、仲間の者その屍體を山地に葬り、形ばかりの墓印に杉又は檜を植える。他の樹木は伐つても此木だけは残す習俗である。癖地を開くには祠を作り息災を祈つてからする。癖地は病田(ヤマヒダ)の類であるが、對馬國では之に類似の所を茂(シゲ)と稱した。「津嶋紀事」に「凡そ州中の地、未だ墾せざるものを神地となし、之を天道茂又は茂地、亦は崇地(タ、リチ)と云ふ。其地勢を察する、皆風を防ぎ盜を制するの要、因て其名を神にし人をして、濫りに手を下すことなからしむ。かの天狗の馳道、河童の角抵場等の如きと皆之れ一意なり」云々(郷土研究四ノ二)。病田、寺内の條参照せよ。

アコギツカ〔阿漕塚〕 津市の阿漕塚は、昔此地(古くは納所村と云ふ)より皇大神宮へ、御供を奉つたので殺生禁斷の場所となつてゐたのを、阿漕と云ふ海女が

七月十六日夜に私漁し現はれて此浦の海底に沈められた。其後海女の怨靈祟りをなすより、十社の禰宜を以て其靈を鎮め祀り塚を築き一本の櫻を栽えた。今に此浦を始め伊勢の浦々で七月十六日に夜漁をせぬのは之が供養である(勢陽雜記卷三)。

アコタマル〔阿古多丸〕 信州木曾の御嶽神の本地物の主人公である。醍醐朝の延長年間に北白川少將重頼は夫妻の間に子なきを悲み、御嶽権現に祈請すると奥方は懐胎し男子を擧げ、それを阿古多丸と名づけた。その後一女を儲け利生御前と云ひ、二兒の成長を樂むうち奥方が死去し、後妻を入れると之が兄妹を虐待するので、阿古多丸は十一歳の折に家を出て御嶽に赴く途中福島町に近い板敷野で斃れてしまつた。父重頼は此事を聞き利生御前を伴ひ、御嶽の七合目まで登るとこゝで利生御前も死んでしまつた。重頼は京都に歸り、兄は板敷野權現と妹は御湯權現と祀られた(木曾御嶽案内記)。此の本地物は甚だしく語り崩されてゐると思ふが、他に考證すべきものが無いので姑らく之に従ふとする。

【参考文獻】

木曾御嶽本地 (中山 太郎) 旅と傳説四ノ六

アゴナシチザウ〔頸無地藏〕 各地にあるが殊に隱岐と奥州とが有名で、齒痛や夜泣の全治を祈願する。隱岐のは周吉郡中條村大字上西にある。齒痛に靈驗ありとて八十年許り前から海内に喧傳され有名となつた。本尊は明治二年の慶佛の際祝融の災に罹り、灰燼中より救ひ出したもので二體ある。左は一尺の立像で右は七寸の座像である。祠前の椿は齒痛のお守とて參詣人に櫛皮まで剥れ枯死した。一説に、頸無は阿古奈の轉訛で、小野篁が流謫の折に妾とした阿古奈が別れを惜んだので、篁は己と妾との像を刻み残したとも傳ふ(隱岐嶋誌)。阿波美馬郡大瀧山の頸無地藏も、九州まで聞えてゐて、七日間線香を供へれば齒痛が癒ると云ふ。古老の傳に昔此地蔵の頸を缺いて祈れば驗あるとて遂に此名を負ふに至つた(土の鈴一二輯)。大津市博勢町にも頸無地藏がある。こゝでは頸の落ちる程の齒痛でも、之に祈れば治するので此名があると云ふてゐる(郷土研究四ノ六)。隱岐や奥州の頸無地藏へ祈り効あれば、其事を記して廣告するのが奉賽である。伊豆湯ヶ島で實見した田の畔に、縦七寸幅一尺ほどの繪馬形

の板を棒に打付け、其板に「私儀口中の痛みにて奥州頸なし地藏様に祈願致せし處、お蔭にて全治しました故、四方の諸君に公告す、大正九年十二月十五日十七歳の女」と記し建て、あつた(郷土趣味一八號)。按に、石塔を缺いて持つと勝負に強いと云ふ俗信に、變則的の同情悲願の俗信が合流したものであらう。同情悲願の條を参照せよ。

アコヤノマツ〔阿古耶の松〕 山形市の千歳山に阿古耶の松と云ふがある。俚傳に文武朝に中納言藤原豊光が陸奥守として下向したが女の阿古耶姫が、千歳山の麓に住む名取太郎と云ふ者と契つた。然るに一夜男が姫に向ひ、自分の生命も愈々明日に迫り、姫と逢ふのも今夜限りだと言ひ棄て、立去らんとしたので、姫は驚いて男の袖に縋らうとすると、不思議にも男の姿は消えて、残るものは障子に映つた松の影ばかりであつた。翌日になると名取川の橋が洪水のために毀されたので、千歳山の老松を橋材にするとして伐り倒し、運ばうとしたが動かぬ。姫は男の詞を思出して其場に赴き松に手を觸れると忽ち軽く動き出した。姫は松の操の色變へじと誓つて尼となつて果てた。遺言により彼の

松の根方に葬り、新に稚木を栽えたのが阿古耶の松である（日本傳説集）。木精傳説の一である。

アサガホノツユノミヤ（朝顔の露の宮） 櫻木帝の第三皇子は、一日此君を見た女性は生涯の思出に、露のお情にも預かれぬものかと心を離らせぬ者は無い程のみやびをで、露の宮と云ふ御名を皇子に捧げた。宮十六の御歳に萩ノ左大臣の女薄ノ前を妃と定めたが、宮は梅ヶ枝中納言の先妻の生むだ朝顔の上を戀し、乳母青柳の情ある計ひで逢瀬を樂む仲となつた。或夜の後朝に姫は宮の袖を控へて「朝顔のあすを頼まぬ玉の緒の、絶えぬさきにも訪はゞ訪へ君」と詠むだ。宮は縁起でもないと思ひ直して出られたが、之が悲しい最後の別れであつた。姫の繼母である浮草御前は宮との仲を耳にし妬ましく、夫に讒訴して姫を吉野の山奥に捨てさせた。宮は斯くとも知らず姫を訪づれて此由を乳母より聞き、自害しようとしたが乳母に諫められ、姫の居間で剃髪し墨染の法衣を纏ふて姫の行衛を探しに旅に出た。吉野の奥に捨てられた姫は老女に救はれ、三年の年月を物思に送るうち重病に臥し十八歳で泣き死をした。老女は遺骸を道のほとりに埋め標の塚

を立て身を隠した。宮は北馬南船して紀州の熊野權現に參籠し、満願の夜に姫が吉野の奥に居るとの夢告を受け、急ぎ彼地に到れば果して道の邊に新しい塚の主となつてゐた。宮は悲嘆の餘り其場を去らず自殺された。御歳二十一。折しも其處を過ぎた刈萱道心が委細を知り、宮の守刀を携へて上洛奏聞した。帝は驚き嘆かれ、浮草御前を空船に造り込めて萬里の沖へ流された。今に至るまで萍が地上に生えず水面に浮き沈みの苦を受けるのは此因縁である。梅ヶ枝中納言も津ノ國へ配流されたが、今の難波の梅がそれである。帝も糸櫻親王に讓位し吉野に入り宮の後生を弔はれた。今の吉野櫻の前身は此帝である。此外にも露の宮に疎まれた妃（薄ノ前）も乳母（青柳）も、皆死後それぞれ草花と變つた（近古小説新纂初編）。按に、謠曲墨染櫻、女郎花、露等の影響を受けた起原傳説的の植物寓話で、室町期の末頃に作られたものである。

アサヒユウヒノウタ（朝日夕日の歌） 我國では古く貴族や豪族の墓地を選定する時、其條件は朝日の直刺す處、夕日の日照る處であつた。「播磨風土記」賀毛郡玉野村の條に、顯宗・仁賢の兩帝が潜龍の折に、鴨國縣下の町村）。

陸前栗原郡宮澤村の長者が、一人娘を地頭から、所望されたが、それへ遺るのが嫌さに、出羽へ移住する事となり、所有の黄金と漆を埋めて立退いたとて、今に「朝日さし夕日かゞやく其下に、漆萬杯黄金ぞくぞく」の歌があり、農夫の馬の蹄に時として漆の附着する事あるが、誰も黄金の在り處を知つた者は無い（栗原郡誌）。

岩代岩瀬郡白方村大字守屋の林の中に、三つの土壇がある。俚傳に源義家が東夷を征伐した際に築いたもので、然も此壇土には黄金千杯、朱千杯、漆千杯が埋めである。猶同郡白江村大字畑にも、福篋長者が埋めたとて前と同じものが土中に在ると傳へてゐる（以上、岩瀬郡誌）。

下野河内郡豊郷村大字長岡の瓢型古墳に就いて、昔から朝日輝く云々の石碑がある。今之が子守唄として、

造の女たる根日女命を誂ひしたが、兩帝が相辭して娶らず日を過すうちに日女は年老て長逝した。兩帝大に哀み勅して其遺骸を、朝日夕日の隠らぬ地に墓を造り葬つたとあるのは一例である。そして身分ある者の屍體は棺に納め朱を以て詰め、又は棺を漆で塗る事もあり、更に高價なる玉や鏡や手澤品などを副葬するのを習としたが、朱や漆は古代に於ては殊に高價であつた爲に寶としたので、茲に朝日夕日の歌が作られるやうになり、それが漆千杯朱千杯など、誇張されたので後には長者傳説と附會される迄に發達し、稀には傳説を史實と誤解して之が發掘を試みる者さへ出るに至つたが、要するに此謎歌の伴ふ場所は概ね古墳に外ならぬのである。そして此の傳説は各地に亘り餘りに多いので、茲には其主なるものを抄出する。

羽後秋田郡稻荷村に、榮華堂と呼ぶ岡がある。昔此麓に森ノ長者が住んでゐて窮民を賑したが、長者は後代の備へに黄金一萬兩と、漆萬苞とを此岡に埋め「朝日さし夕日輝く此山に、黄金萬兩漆萬苞」と云ふ歌を石碑に彫り立て、置いた（人類學雜誌一五五號）。陸中紫波郡赤石村大字南日詰に、領主樋爪五郎季衡の

「朝日輝く夕日さす瓢箪なりのパテレンの下に、漆千杯黄金千杯」とある（人類學雜誌一五五號）。

上野北甘樂郡額部村大字南後箇村に、茶白山がある。此邊では昔から「旭さし夕日輝く茶白山には、漆千杯朱千杯賣千杯埋つてゐる」との口碑がある（同上）。

上總夷隅郡西畑村大字平澤に、昔土屋平藏と云ふ者が、金と朱を埋めたとして「朝日照る夕日輝く其もとに、黄金千瓶朱千瓶」と傳へ、傍に鬼石と云ふが建ててある（房總志料續篇卷七）。

武蔵秩父郡名栗村大字上名栗に、堂平とて古く堂の在つた所がある。童謡に「朝日さす雀のみをとり合歌の木の下にある、漆千杯朱千杯竹細千房」とある（武蔵風土記稿卷二四八）。同國久良岐郡金澤村稱名寺の口碑に「朝日さす夕日輝く其もとに、黄金千杯朱千杯」とあるが、金澤の地名は此歌に起ると云ふてゐる（金澤と六浦庄時代）。

遠江周智郡の朝日山に、大寶二年に芋堀長者（中山曰。長者傳説の條参照）が建立した鴨江堂がある。堂の後に末代の修造料として黄金千杯、朱千杯を埋めた朝日山と云ふも之が爲である（遠江國風土記傳卷二）。

甲州御嶽を北に距る約十二町の處に長者跡と云ふがあり、其處に巨石があつて表面に「朝日さす夕日輝く雀の足、三戻り目に黄金千段二千段」と彫つてある。昔御嶽千軒と云はれた頃大福長者の屋敷跡だと云ふ（御嶽案内記）。

美濃羽嶋郡小熊村の一乗寺は、今から四百餘年前に建立した古刹である。草創の當時、同寺の維持のため黄金千兩を境内に埋め置けりとして「朝日照る夕日輝く木の下に、黄金千兩後の世のため」と記した古文書を寺寶として藏してゐる（人類學雜誌二三〇號）。

飛騨益田郡上原村田口の里に、昔尼僧が住み金を蓄へて死んだ。其折に金を地中へ埋め「朝日輝く夕日輝く白き花さく木の下に、黄金千兩二千兩」と刻んだ碑を建てた（益田郡誌）。

近江蒲生郡岡山村大字船木の、青根天神社の南方に富塚と云ふがあり、青根長者の屋敷跡と稱してゐる。民間に昔青根長者が天満宮を勧請した折に自ら誓て「此山朝日さす夕日さす下に、楠木千本、漆千桶、黄金マルカセ之を埋む、末代に至り天神社斷絶に及ばば、右の寶を掘出して再興すべし」と。それ故に其處を富塚

と名づけた（近江輿地志略卷五五）。

鍋津武庫郡精道村大字打出の金津山は、往昔阿保親王が此山に金瓦一萬枚黄金一千枚を埋め、此里飢饉に及ぶ時之を掘取て救へと言ひ遺したので金津と稱した。今に「朝日さす夕日輝く此下に、金子千枚瓦萬枚」と傳ふ（攝陽群談卷三）。

越中婦負郡北代村に、古へ長者が住み、今に「漆千杯、朱千杯、黄金の鶏一番ひ、朝日さす夕日輝く木の下は、三葉空木の下に在り」との口碑がある（越中舊事記）。

能登鳳至郡七浦村字百成のトヤ谷に「漆千杯朱千杯、栗の爪に七叭」を埋めたと云ふ俚傳があり、又谷底に牛形の巨岩がある。之此地のヌシとて埋めた牛の化石（中山曰。金礦の主が牛に化すと云ふ傳説は奥州に多い）したもので、附近の水底に時々燦然たる鏡貨を見るが、之を拾はうとすると忽ち消え失せる（鳳至郡誌）。

越後には「漆千杯、朱千杯、黄金千兩、朝日映じ夕日輝く梨樹の下に在り」と稱する場所が、各地にある。長岡市外の東山下釜ヶ嶋村の觀音堂、新發田町に近い

南牧山の藥師堂、村上町在の關谷桂村など此外にも在る（北越奇談卷五）。

佐渡佐渡郡金澤村大字千種の萬福寺は、上杉景勝の討入の際に退轉し、今は僅に、藥師堂を残してゐるだけだが、寺の裏山には「漆千杯に朱が千杯、アケボの木の下に埋めてある」と傳ふ（郷土研究四ノ一〇）。

播磨加西郡富村大字畑に、朝日長者の屋敷跡があり、俚歌に「朝日さす夕日かやく此塚に、鳥目千貫ありとこそ知れ」とある（播磨鑑）。

因幡岩美郡登儀村大字吉野の土堂藥師の本尊は、僧行基の作と傳へられてゐる。此寺の中興の願主は平清盛の子孫尼君と云ふ者で、俚傳に「黄金千兩、朱砂千杯、銅細千束が、萩の柱の下に埋めてある」との事で、代々の盜賊共が其黄金を取らむとて、地を穿ち柱を削り、山中を探し廻つたが何物も得なかつた。天文年中に山中幸盛が辨山に在城の頃、其從卒が又々寶物を獲んとて寺内を掘り盡し、佛像の背まで割つて見たが、同じく何物も出なかつたとして、今に佛軀に一尺餘の痕がある（因幡誌）。

美作勝田郡南和氣村大字通石に、往古矢ノ藤刑部と云

ふ長者の遺跡がある。壺中に黄金を収め地下に埋めた
とて、童謡に『朝日輝く夕日さす細七本の其中に、朱
瓶九ツ錢瓶(中山曰。錢瓶塚傳説参照)七ツと』今に
謠ふてゐる(東作誌)。

阿波には賣を埋めた、朝日夕日の地が多く存してゐ
る。名西郡だけでも石井町大字尼寺、入田村大字矢野、
阿野村大字阿川、鬼籠野村字一ノ阪の四ヶ所ある。此
中で一ノ阪の黄金松の根方を、物好きの者が掘つた事
もあつたが何一つ出ぬと云ふ(郷土研究四ノ十一)。
讃岐木田郡古高松村大字新田字漆谷に、宿徳長者が住
んでゐて漆を埋め、谷の石橋の裏面に『朝日さし夕日
かゞやく隠の裏、黄金千壺漆千壺』の歌を彫つて置い
た(全讃史卷一一)。

土佐には此傳説地が尠くない。吾川郡長濱村の宇賀長
者が残した『朝日輝く夕日輝く此萩の下に、小判千兩
漆七桶』を始めとし、土佐郡朝倉村、安藝郡伊尾木川
邊にもあると傳へてゐる(土佐風俗と傳説)。

肥後葦北郡久木野城が落るとき、城主が、財寶を埋め
『朝日陰夕日かゞやく木の元に、うるし千杯朱千杯』
の歌を詠んだ(葦北郡誌)金鶏傳説の條を参照。

【参考文献】

寶探し物語 (中山 太郎) 日本民俗學論考

アサムツハシ 『朝六ッ橋』 『枕草紙』に橋はあさむつ
とあるのでも、此橋の有名な事が知れる。浅水(アサ
ンツ)橋、麻生津(アサウツ)橋とも訛稱する。柳田
國男の考に、朝六ッ橋の由来は、橋占より出たもので
夕占に對して朝占をした所であらうとの事である。轟
橋、細語橋、姿見橋の各條を参照せよ。

飛騨益田郡川西村大字尾崎に、朝六ッ橋の趾がある。
橋は天正頃に廢され尾崎の渡し場となつた。口碑に
『朝六つの橋は忍びて渡れども、とゞろとゞろと鳴る
ぞ佗びしき』外一首の歌を傳へてゐる。催馬樂に『朝
六つの橋の、とゞろとゞろと降りし雨の』云々は此橋
の事である(飛州志卷一)。

越前足羽郡麻生津村大字浅水二日町に、黒戸橋と云ふ
がある。催馬樂の朝むつの橋は之である。夫木集に『誰
そこの寢覺めて聞けば朝六つの、黒戸の橋を踏とゞろ
かす』とあるのも亦此橋である(越前國名蹟考卷五)。

【参考文献】

細語橋 (柳田 國男) 郷土研究一ノ一〇

アサリメシ 『蜆飯』 信濃下伊奈郡且開村字新野では三
月三日の雜祭に、蜆飯を炊いて供へる。當日は朝の内
から墓地へ往つて、正月に供へたオタツシヤ木(祝木
と同様の物で、健康木の意か)を拾ひ集めて来て、別
に白米と乾蜆とを用意し、蕙などを携へて川邊に赴
き、其處でオタツシヤ木を焚いて蜆飯を拵へ、木ノ葉
に盛て食ひ終日遊び暮らす(民族一ノ三)。

アサキラフカミ 『麻を嫌ふ神』 武州大里郡深谷町大
字西嶋は、産土稻荷神の神祭として、(一)麻を耕作
せぬ事、(二)煙火を揚げぬ事、(三)畜犬を遠慮する
事が、今に行はれてゐる(大里郡神社誌)。

近江栗太郡笠縫村の傳説に、昔此地に二柱の神降臨し
た折に其附近に麻があつて、神様が之で眼を傷けられ
た。此地の天神社の神體も眼から涙を流してゐると云
ひ、此村では今も麻を作らぬ(郷土研究四ノ五)。

筑前遠賀郡蘆屋町の狩尾神社は、石清水八幡宮の地
主神である狩尾明神の分身だが、此神の嫌ふとして農民
は、麻と紅花を作らぬ。犯すと必ず災厄がある。往年、
藩命により栽えた事があつたが繁殖しなかつた(筑豊
沿海志)。

大隅嶺岫郡小村では、麻を栽る事を禁じてゐる(三國
名勝圖繪卷三一)。作物の禁忌参照。

アシアトイシ 『足跡石』 赤子の足跡石と同じく、神跡
傳説の一分科であつて、馬蹄石や鹿跡石も之に屬する
ものである。勿論、多くの足跡石の中には天然物もあ
り人工物もあるが、今は其區別が困難なので一列に掲
げるとした。足跡を崇拜する事は諸神降臨の遺蹟とし
て殆ど世界的に分布してゐると聴いてゐる。南方熊楠
の神跡考は、千九百年に倫敦で出版されたものである
が、それには内外古今の類例を夥しき迄に列挙し、一
々傳承を討ね結論として「之を要するに足跡には、自
ら支配する、占領する、先導するの三意義がある」と
言はれてゐる(南方來書卷四)。傾聴すべき説と信ず
る。そして此類例も赤子の足跡石と同じやうに、我國
にも多數に存してゐるので、茲には各地に涉り主なる
ものを摘載する。

羽後飛嶋の西南に、嶋より高い御積山の岩屋と云ふが
あり、其奥の洞内に僧空海の足跡と稱するものがある
(莊内三郡雜記卷上)。
磐城刈田郡白川村大字津田には、源義經が踏むだと稱

する足跡石がある（封内風土記卷七）。
 上野群馬郡白井村の、見持神社の境内に、方四五尺の
 神石があり、石面に女人の兩足の跡がある。祭神の御
 足跡と云ふてゐる（上毛傳説雜記卷七）。
 信州戸隠山の橋ノ橋より下祖山峠の中程の路傍に、平
 維茂の足跡を印した石がある（信濃奇勝錄卷二）。
 飛州吉城郡上賣村大字下佐谷に長者の屋敷跡とてあ
 り、其處の大岩に長さ一尺二寸程の足跡が二つある。
 神の足跡だと云ふてゐる（斐太後風土記卷一五）。
 彌津の多田院に近き西明寺瀧の上の岩に、長さ一尺三
 寸、巾五寸許の足形が彫つてある。俗傳に最明寺時頼が
 止宿した庵と云ふが傍らにある（彌津名所圖繪卷六）。
 備前都窪郡山手村より、千足村へ往く途中に鬼神の足
 跡石がある。俗説に吉備津彦命が鬼神を退治せし折の
 足跡だと云ふてゐる（備中志卷三）。
 因幡氣多郡鹿野町大字末用の法華寺谷に足跡石があ
 る。武藏坊辨慶の足形と傳へてゐる（因幡志）。
 肥前西松浦郡大川村大字山口の弓張嶽に、長岩と稱す
 る長さ七八町もつゞく大岩がある。其中央部に、徑一
 尺五寸程の穴があり常に水が漏つてゐる。昔この近く

に居た鬼が投げた石の跡で、此の穴に近く鬼の足跡と
 云ふが残つてゐる（日本傳説集）。
 上野碓氷峠の麓なる、横川驛と松井田驛との中間に、
 平石に大きな足跡がある。其南の崖下にも似たやうな
 足跡がある。前者が右で後者が左だと云ふてゐる。但
 傳に昔百合若大臣が自分の力を試みんと鐵弓に鐵箭を
 番ひ、妙義山の岩を射抜いた時に、踏張つた足跡だと
 云ふ。今に妙義神社に其折の弓箭を藏してゐる（安中
 志卷中）。
 相模足柄上郡曾我村に、曾我兄弟の屋敷跡があり、其
 處に方四五尺の石へ大きな足跡が印してある。五郎時
 致が病後の力試みに踏みしめた跡だと傳へてゐる（雲
 根志卷一）。
 越後西頸城郡小瀧村大字小瀧の山に、山姥が棲んでゐ
 て、明星ヶ瀧の瀧壺の傍で髪を洗つてゐたのを見た
 か、又は同村大字小所の農家で女達が集つて麻を績ん
 であると、山姥が来て俺も績んでやるとて忽ちのうち
 に一苧桶の麻を績んだとか傳へられ、今に其家の後の
 石に山姥の足跡が残つてゐる（小谷口碑集）。
 尾張海部郡嶋津町の附近に、見當村（見越村か）の天

王とて、昔この天王が天より飛來の時、鎮座見當の石
 とて方九尺程の石に、天王の足跡とて二三分凹みあ
 り、其後津嶋へ移した。正月八日と、六月祇園會には
 見當村の農民が津嶋橋の上に其石を出し置き、往來の
 者から橋錢を取つた（鹽尻卷一二）。
 近江甲賀郡雲井村大字牧に、二つの足跡をば印した巨
 石がある。子安神の足跡と稱し婦人達が安産を祈る。
 又同郡岩根村大字菩提寺の山中に浪石とて巨石があ
 る。同じく足跡が残つてゐるが、傳には僧良辨の踏
 んだ跡だと云ふてゐる（雲根志卷一）。
 石見邑智郡田所村大字鱒淵の山間に、白谷と云ふ所が
 ある。こゝを流れる小川は、同村大字新山に水源があ
 る。此新山と白谷との間に高さ三丈餘の瀧があり、そ
 の淵を彌五郎淵と云つてゐる。其瀧の中の岩石に足跡
 様の凹みがある。昔彌五郎と云ふ巨人が、石臼を背負
 ひ此處を通り、誤つて瀧に落ちて死し、足跡は彌五郎
 が印したのだと傳へてゐる（郷土研究二ノ八）。
 阿波那賀郡恩山寺の巖石に、お釋迦様の足跡と云ふの
 がある。疊三枚敷ほどの大きさで、之の片足は土佐の
 蹉陀山の岩にあると云ふ（郷土研究三ノ八）。

八丈嶋大賀郷村大字大里の、ツ、キノ坂の中途の石に
 幅四寸長さ七八寸程の片足だけの足跡に似たものがあ
 る。土地の者は源爲朝が小島へ飛び越えられた時の足
 跡だと云ふてゐる（旅と傳説二ノ一二）。
 猶ほ巨人としての大太法師の足跡は其條参照。
 【參考文獻】
 陸前國石森町（秀衡の妻の足跡石） 登米郡志卷下
 同 國鹽釜町（鹽釜神足跡石） 鹽松勝譜卷一
 信州北佐久郡北御牧村字下ノ城 同 郡 志
 美作久米郡倭文西村大字山手公文南 同 郡 誌
 肥後阿蘇郡白水村（阿蘇明神足跡石） 同 郡 誌
 アシアラハスノアミダ（足洗はずの阿彌陀） 武州秩父
 郡樋口村大字野上下郷に阿彌陀堂がある。此像領主瀧
 上道信が訴訟のため鎌倉に赴く際に、大切の書類を失
 念し困却せるを持參し、其泥が足に附てゐたので此稱
 がある（新編武藏風土記稿卷二五一）。按に、田植地藏
 糸の話である。
 アシアラヒ（足洗） サナボリ即ち田植終後、シロミテ
 と稱して二日又は三日の休がある。此際家が實家に行
 くことを足洗と云つてゐる土地は中國地方に多い。讀

州小豆嶋では麥苜終りの祝宴を足洗ひ、肥前長崎附近の海沿ひの村では、田植後に必ず舟遊びをなし、それを足洗ひ又はアカオトシと云つてゐる（農村語彙）、猶サナボリ、シロミテは其條参照せよ。

アシアラヒチザウ〔足洗ひ地藏〕遠江引佐郡西濱名村大字鶴代字脇田の、堤の下に石地藏が立てゐる。浮川竹の泥足を洗ふに靈驗ありとて、花柳界の女性の俗信が篤く、足洗ひ地藏と云ふてゐる（濱松新聞大正三三六、二三三）。

武州北足立郡新倉村字上新倉に足洗地藏がある、由來定かならねど僧空海の作と傳ふ。寛文六年の碑がある（新編武蔵風土記稿卷一三三三）。

アシアラヒテンセツ〔足洗傳説〕古俗が汲びたので原義を討ねる事は困難になつたが、按に往昔にあつては神社（又は佛閣）に參詣する折に、手足を洗ひ淨める事が嚴重に行はれたのが、斯うした民譚として残つたものと思ふ。それが古い御手洗水や、精進川の行事であつたと信ずる。

播磨実栗郡波加村（今の西谷村大字上野に波賀城址あり、風土記新考には此處を擬してゐる）に、國を占む

る時、天日槍命先づ此處に到る、伊和大神後に到る。是に於て大神大に之を怪みて、先に到らむとは度らざりきと。故に波加村と云ふ。此處に到る者、手足を洗はざれば必ず雨降る（播磨風土記）。

近江滋賀郡下阪本村大字比叡辻の大鳥居（日枝神社）の、近くに石占井社がある。「日吉記」に尊（日枝祭神）此地に到りしに占をする女人がゐた。尊神之に鎮座の地を占はせると、山下に勝地ありと答へた。尊神こゝの井水で御足を洗ひ、石占井と稱し女人を神と祭つたのが此社である（近江輿地志略卷一七）。

東京市大森區池上本門寺の西里餘の所に千東池と云ふがある。古名を洗足と稱へ、僧日蓮が足を洗つたので此名が起ると傳へてゐる（さへずり草）。

磐城石城郡川前村大字上桶賣の熊倉神社の境内に、祭神が足を洗つたと云ふ池がある。若し此池に惡戯すると大雨が降ると恐れてゐる（石城郡誌）。

信濃北安曇郡神城村字佐野に、西行法師の、足洗の井がある。不淨物を投げ込むと、湧出が止むとて注意するが、不思議な事には、此水を飲用する者の内二名だけ必ず枯聲者を出すと云ふ（日本アルプス山麓の景勝）。

礪津川邊郡長尾村の巨利中山寺の近くに、足洗川と云ふ餘り大きくない川がある。民譚に聖德太子が同寺を草創する折に、乗馬の蹄を洗つたので斯く名づけたと傳へてゐる（攝陽群談卷三）。

讃州大内郡相生村大字前川の東海寺（密宗）境内に足洗池がある。源義經の士卒が足を洗つた所と傳ふ（古今讃岐名勝圖繪卷一）。

筑前遠賀郡戸畑村の天頼寺の境内に、菅原道眞が左遷の際に此寺に一泊し、足を洗つたので足洗池と稱するものがある（筑豊沿海志）。

山城愛宕郡鞍馬村大字二ノ瀬の、梶取神社の北方に足洗池がある。昔宇治の橋姫一念の怨を懷て、貴船社に日參のとき必ず此石に憩ひ其足を洗ひしと傳へてゐる（山州名跡志卷六）。猶、想ふに往昔伊勢參宮より歸る者を、親族知己の出迎へて、或る場所で祝宴を開くを足洗ひ酒と稱した。足洗ひ傳説は之と交渉あるかも知れぬ。之に就ては、「坂迎へ」の條参照。

【参考文献】
洗 足 池 考（中山 太郎） 日本民俗學隨筆篇
下總國海上郡浦賀村大字足洗 海上 郡誌

駿河國安部郡千代田村大字上足洗 安部 郡誌

常陸國多賀郡南中江村大字足洗 多賀 郡誌

アシイレ〔足入〕關東邊にて縁談調ひ結納の取替せまで済んでも、新婦又は新郎の家庭の事情で、直ちに結婚式を擧げ得ぬ折に、假りに新婦を新郎の許に遣り、一夜又は二三夜を過ごさせ、後は自由に往來して婚禮を待つを足入と云ふ。加賀のオクセン、越中の行きゾメなど此他にも同一の習俗が多く存してゐる。

アシウラ〔足占〕萬葉集（卷一二）に「月夜よし門に出て立ち足占して、往く時さへや妹に逢はざらむ」同集（卷四）に「月夜には門に出て立ち夕占問ひ、足占をぞせし往かまくをほり」此他猶ある。續古今集別離の歌に「行き行かず問はまほしきは何方に、踏み定むらむ足占の山」とあり、細川玄旨の九州道の記に「かならずの旅のゆくへはよしあしも、問はでふみ見る足占の山」とある。此占ひ方は詳かに知れぬが、先づ歩いて踏止まるべき標を定め置き、吉凶の辭をもて歩く足に合せつゝ、行き、標の處で踏止つた足に當りたる辭で吉凶を判じたものと思はれる（正卜考）。按に、足の踏止る處を定め置き、其歩數を奇數は吉、偶數は凶と

豫定し、それに由つて判じた一法もあつた。

アシケノウマライム (新撰姓氏錄卷一〇)に、和泉皇朝、葦占通、大春日同祖、天足彦押人命之後也とある。葦占を世職としたので、此姓氏を負ふた事だけ知られるが、如何なる方法を以て行ふたかは判然せぬ。享保三年に無人島に漂着した船頭が、二十二年目に本國遠江へ歸還した口上書の一節に、船頭達が萬一を期し船を乗り出す折に神占を行ひ、出發の日を定めたが、其方は船頭各々垢離をとり、伊勢大神宮を始め、三島、秋葉山、伊豆、箱根其他の神佛を拜し大願を懸け、葦の葉に朔日より晦日迄の日を書付け、御祓を以て之を撫でると、九日と書いた葦の葉一枚上がつたので、此日に船出したとある(甲子夜話續編卷七九)。之は葦占の一種であらう。

アシケリクワンオン (足切觀音) 遠州引佐郡井伊谷村の圓通寺の本尊足切觀音は僧空海の作と傳ふ。延元年中に宗良親王此地で合戦し賊徒の矢飛び來つて親王の御足に立つ。後に此觀音の身代りに立ちし事判然し斯く稱す(濱松新聞大正一三、一〇、二二)。身代地藏を参照。

で温泉は止んでしまつた(白川風土記卷八)。

武藏飯野町大字中山の、天満宮の縁起に、天文二十年川越戰の際、中山勘解由家勝敗北し更に人間川の洪水に逢ひ苦めるを、天神現はれて芦毛の馬を與へ渡らせた。家勝天神を祀り當村の民家に此種の馬を飼ふことを禁じた(新編武藏風土記稿卷一七九)。

東京市世田ヶ谷區駒引澤では、源頼朝が狩獵の際芦毛の馬に乗り此地を過ぎしに、馬驚いて澤中に飛込んで死んだ。近年まで其馬塚があり、同村では此毛の馬を忌み、飼へば必ず禍があると傳ふ(四神地名録)。

下總夷隅郡千町村大字神置の妙法山實相寺(台宗)の本尊は、地藏菩薩であるが、芦毛の馬を嫌ひ、之に乗つて山下を通ると必ず落馬した(房總志料續編卷一)。乗馬忌めの神佛の條参照せよ。

上野の名族である長尾一家の人々は、芦毛の馬を忌み乗用せぬ。之に就き世説多きも、實は氏神辨才天の十二天のうちなので嫌ふとある(上毛傳説雜記卷九)。甲斐八代郡小石和村の、諏訪明神は、俗に馬藏(ウマカクシ)神社とも云はれてゐる。芦毛の馬を嫌ひ、村人が此馬を飼ふと必ず林中に匿すと云ふ(甲斐國志卷

アシケノウマライム (芦毛の馬を忌む) 芦毛の馬とは

青馬の事で、白馬とも月毛の馬とも云ふ。芦の穂に色が似てゐるので、かく稱すとある(倭訓栞)。然るに此毛並の馬を忌み嫌ふ俗信は各地に夥しきまである。按に、初めは神の乗る馬として、タブーされてゐたのが後に大將株が乗るやうになり、目立つ所より敵の矢にかゝるので、遂に此俗信となつたものであらう。猶「栗毛の馬を忌む」條を参照せよ。

米澤市の宮町と小橋町との境に檀木町と云ふがある。如何なる理由か此橋を芦毛の馬の渡ることを昔から禁じてゐる(米澤地名選)。

陸中江刺郡稻瀬村三照字萬の木に比丘尼坂と云ふがある。但傳に和賀主馬介忠親が伊達政宗に亡された折に、其室某が殘兵を集め此坂に據りて弔ひ戰を試み時人尼將軍と云ふ。常に男装して芦毛の駒に乗り、自ら陣頭に立つたが流矢に中つて戰死した。それより此地名あり且つ芦毛の馬を忌む(同郡誌)。

磐城西白川郡五箇村大字板橋の温泉八幡宮は、昔こゝに温泉が、湧いたので此社名を負ふた。然るに村民ども無用の物なりとて芦毛の馬を埋めて其地を穢したの

五九)。毛變り地藏の條を参照せよ。

尾張愛知郡幡山村大字山口の、八幡宮の傍に池があつたが、昔山田五右衛門なる者が芦毛の馬に乗り此池に落ちて溺死した。それ故に此毛の馬を忌む(明治神社志料卷上)。

飛騨大野郡宮村の、水無神社は芦毛の馬を嫌ひ、若し社地に繋ぎ或は社前の路を乗る者があると、忽ち稀有の災厄に遇ふと傳へてゐる(飛州志卷四)。

攝州有馬では芦毛の馬、重藤の弓、白羽の矢、及び鷹を嫌ふが、之は温泉の守護神が美女と現じて遊んでゐた所を、領主が狩に來て追ひ廻したからである(攝陽群談卷八)。

伊賀名賀郡古山村大字湯屋谷に、温泉があり、僧行基が湯治した所と傳ふ。後に同村大字南出の蓮福寺の童僕が、湯壺へ芦毛の馬の頭を投げ込んだので涌出が止んだ(名賀郡郷土資料)。首切れ馬を参照せよ。

紀州の官幣大社國懸神宮の祭神は、初め淡路の御原山に天降り、そこから芦毛の馬に召されて紀州まで降臨された(官幣大社日前國懸兩宮本紀大略)。美作吉田郡二宮村の、瓶ヶ淵は、往古此邊が街道であ

つた頃に、瓶を負ふた蘆毛の馬が水底に落ち死んだので地名となつた。寛永二年の旱魃には國中の僧が此淵に集り雨乞した(山陽美作記卷上)。雨乞馬の項参照。伯耆東伯郡三徳村の、美徳山三佛寺は、修験法行の靈場であつたが、昔或者が月毛の馬に乗つて此山に登り頓死したので、後此馬を忌むと云ふ(伯耆民談記卷七)。淡路三原郡倭文村字古津路の潜洲淵に、天正の昔大蛇が棲み諸民を苦めるので、領主船越左衛門は蘆毛の馬に乗り大蛇と闘つたが、其毒氣に觸れ船越は死し大蛇も斃れた。爾來同家では此毛の馬を飼はぬ(淡路常磐草卷五)。

伊豫温泉郡御幸村(?)の城主は犬坊某と云ひ、月毛の馬に乗り谷へ落ちて死んだので、此毛の馬を忌むと共に、其怨靈近頃まで馬に乗つて出た。それ故に三木寺明神と崇めた。然るに河野家の臣大脇清太夫が主命により此處に来て、犬坊立ち去れと云ひしに、白紙の如きもの東方に向ひ飛去つたが、石手山の頂に止まる今の愛宕堂がそれである(伊豫温故録)。

筑前嘉穂郡宮野村大字小野谷の、西北に馬見山と云ふがあり、山頂に馬見大明神(一に白馬大明神)を祀つ

てゐる。此神若毛の馬を甚だ忌み、此里に飼はぬのみか他所より牽き來るも村内に入れぬ(筑前續風土記卷一二)。

肥後葦北郡久木野村の、古城主久木野四郎が、月毛の馬に乗り寺床村の住吉神社前を通ると、神崇り太だしく四郎を蹴殺した。太刀の飛んだ所を太刀ノ峯、白馬を蹴込んだ所を白ノ淵、鞍の落つた所を鞍ケ淵と云つてゐる(肥後國志卷九)。鞍ケ淵傳説の條参照。

日向諸縣郡安樂村の、山口六社明神は、天智帝外五座を祀つたもので、古來境内に白馬の入ることを禁じた若し入れれば災變がある。これ天智帝が白馬に召された緣故である(三國名勝圖繪卷六〇)。

薩摩川邊郡川邊村大字清水の、白山神社の神體は、鐵驢(クロウマ)に騎する木像である。村民之がため白馬を忌み飼養せぬ(薩摩日地理纂考卷一一)。

【參考文獻】

- 蘆毛の馬(柳田 國男) 山 嶋 民 譚 集
- 東京市澁谷區代々木 新編武藏風土記稿
- 甲斐國山梨郡上井尻村 甲斐國志卷五七
- 上野國碓氷郡白井村大字横川 上 野 志 卷 上

信濃國北佐久郡伍賀村字面替 民俗學三ノ一〇

筑前國筑紫郡岩戸村大字西畑 筑前續風土記卷六

アシソウリ 南總では田植始めの日をソウリと云ふてゐる。特に吉日を擇んで葦を三本田に立て、稲苗の三株又は五株七株を植初めする式が、長生郡などにあつてそれを葦ソウリと云ふ。其日は「品がはり」の食品を拵へて祝ふ(農村語彙)。

アシススギイシ (足酒石) 京都市外鞍馬村大字二ノ瀬の掘取社に近き河中に此石がある。俚傳に昔宇治の橋姫が妬心を懷て貴船社へ日參の際に、必ず此石に憩ひ其足をすゝいだと云ふ(山州名跡志卷六)。

アシスリデンセツ (足摺傳説) 萬葉集(卷九)浦島子の長歌の一節に「立走り叫び袖振り、こひ轉び、足摺りしつゝ、忽ちに心け失せぬ」とあり、伊勢物語に「足ずりをして哭く」と見え、源氏物語にも「足ずりと云ふ事をして泣くさま」と載せてゐる。然るに此足摺の語に、蹉跎の字を當てた爲めに、意味が混亂してしまつたが、蹉跎はサマ(嚮導、又は先驅の意)の國語に當てたもので、元々足摺とは無關係であつたのが、蹉跎に足摺の漢意がある所から、双方が雜糅して

原義を失ふやうになつたのである。サマに就ては猿田彦の神の條参照。

河内中河内郡蹉跎村の蹉跎山に、菅原道眞の姿見ノ井がある。俚傳に菅公流瀆の際、此山に登り遙に京都を望んで別れを惜み、山頂の井に我姿を映して自作の像を残して往つた。公の姫君が後を慕うて此地に來た所が、既に父公は發足せられたので足摺して嘆き悲んだので、山名を蹉跎と稱し、村名も蹉跎と改めた。今に蹉跎天満宮に祭るのは、彼の自作の像である(此事は「須磨記」に見えてゐるが、今は京阪案内記に據る)。

山城宇治郡山科村大字四宮の、柳山の麓に足摺池と云ふがある。俗に蟬丸の御手洗水と稱してゐるが、足摺りの意は判然せぬ(雍州府志)。

大和葛下郡王寺町大字王子片岡の、達磨寺の境内に足摺池がある。聖徳太子の片岡を過るとき飢人あり路傍に臥す。太子の乘馬こゝで足摺して進まず、其跡を池とした(大和志料卷下)。

アシダイシ (足駄石) 出雲簸川郡國富村大字美談の美談神社境内に足駄石と云ふがある。神代の昔大國主命

の御子和歌布教奴志命が、天の領田長として此地に住せられ農耕の業を奨励せられた。當時耕耘に使用された牛馬の足跡、岩面に印しあるを以て足駄岩と名づけられてゐる。今も人及び牛馬の四肢に病あるものは祈りて靈顯がある（島根縣口碑傳説集）。

アジチ 又はアゼチ。北陸の各地及び飛騨の一部で分家の事を云ふ。其意義は不明。越前大野郡などでは別家にも種々の名があつて、兄が別居するのをアタラシヤ、弟妹が一家を新立するをアライへと云ひ、アジチはたゞ姉が別家した場合だけを云ふ。併し是は他の地方には行はれてゐない。「斐太後風土記」吉城郡黒内村の條には、アゼチは畔内であり、本家の田地の一端を分作する故の名だと説明してゐる（以上、農村語彙）。按に、能登の富來灣に沿へる漁村では、此の場合に分家せる者の名を附し、十兵衛アジチ、平作アジチなど呼ぶ（加能作次郎談）。

アシダゴンゲン 「足駄権現」伊豆熱海町の、伊豆山神社は式内の古社であるが、其東方に俚俗足駄権現とて、脚一切の病氣に效驗あるとて繁昌する祠がある。祭神は不明だが祠前には無数の草鞋が納めてある。然るに

は脱ぐまじき也とあり。之を以て考ふるに敷皮しきて座したる人の前を通るには、草履沓などをば脱ぎて通りたると見ゆ。足半は脱がぬ也（増補語林倭訓栞頭注）。

【参考文獻】

足半 草履（宮本 勢助） 民間服飾志履物篇

アシナカラドリ 「足半踊」石見瀨摩郡馬路村乙見神社は大巳貴命を祀る。昔火災があり社殿も遂に焼けたが、此時湯里村の難波某と云ふ農夫急ぎ神體を奉じて乙見の岡に難を避け、後こゝに社を建てた。一夜難波某は思ふ事あらば願成就せしめんとの明神の靈夢によつて、神前に詣で折柄の大旱に雨乞の祈願をこめた所、忽ち大雨となつたので部落の農民は歡喜の餘り農具を携へ足半を穿つたまゝ社前に踊つて奉養した。今に降雨を祈り奉養には足半踊をする例となつた（島根縣口碑傳説集）。

アシナガ 「足長」巨人傳説及び大太法師の條參照。

アシナガシノシンジ 「葦流神事」尾張海東郡津嶋町の、天王祭（縣社津嶋神社）は、舊六月十四日を例祭とするが、此祭に御簾流しと稱する秘儀がある。葦數千本を束ねて續疫の神事の具とし、之に疫神を托けて河

此祠に到るには熱海街道から六百七十五級の石磴を登らなければならぬが、脚疾の者には登れず悉く途中から引返すので、祠まで登れるやうにと祈願する（郷土趣味一九號）。

アシツケ 「足浸」奈良市では舊八月十五日夜に、猿澤池の水に足を浸けると、その年中靴や胼の苦みがないとて、現在でも月見の夜には池の周圍が此の志願者で埋るのである（週刊朝日二三ノ二三）。

アシトメイナリ 「足止稻荷」京都市東山通仁王門の満足稻荷社の、向て左側の狛犬の左足に紙結びして願をかける、走り人の足が止り遠くへ往かぬと云ふ（郷土趣味一五號）。

アシドメフドウ 「足止不動」名古屋市萬松寺の不動尊は、足止の効驗があるとて家出人や、墮落者の遠く行かぬやうにと願懸する者が多い。それには不動尊の足を縛ると遠く行かぬとて、尊像は荒繩で幾重にも縛られてゐる（郷土研究一ノ一一）。按に、神佛處待の一例である。不動の空縛の條參照。

アシナカ 「足半」草履の一種。伴信友云。雜々記に足半には禮儀なし。人の敷皮に座し候とも、歸る時足半海に流す。其葦の流れ寄る處に必ず疫癘ありと傳へてゐる（以上、縁起雜説）。同國愛知郡幡山村大字本地の御葦天王社は寛文十一年の建立で、社記に、津嶋神社及び愛知郡戸部天王社の六月祭には、共に葦を束ねて海に放すが、其葦流れに随ひ止まる所に民人が祭り御葦と呼んだ。此社も又其葦の漂着した所である（張州府志）。

豊橋市横町の午頭天王社、六月晦日の禊祭に茅ノ輪を潜らす神事の外に、拜殿に多くの薄を長さ二尺四五寸に切り、葦にて根の所を包み廻り八九寸程にして下をよく揃へ、之に紙人形を付け青黄赤の幣を添へ、徑一尺二三寸の盥に水を入れカラムシの枝を浮かべ其眞中に彼の葦を立て祭儀を行ひ、夜半に茅ノ輪と共に葦をも豊川に流す。葦の流れ着いた川下の村では、其日は日待の如く垢離をとり業を休み、川より葦を取揚げて産土神の社地内に假宮を造り、之に納め置いて參詣する。かくて七十五日の間は毎夜燈火を献じて祭る（三州吉田領風俗答狀）。按に、神事に好んで葦を用ゐるは、古く葦の生成の力を神格化した宇麻志阿斯訶備比古遲神や、豊葦原ノ瑞穂國に由來したもので、之から

導かれて神靈が葦に依憑して渡ると云ふ信仰となつたのである。

三河北設楽郡御殿村字加賀野では六月八日に蘆流しとして、先達が粟百本を五寸位に切り持ち、垢離取り淵の真中に至りて一本づゝ淵に投げ入れながら祈願する。此日は津嶋社の祭で神の彼地に行くのを送るのだとも云ふが悪疫拂である。同月十六日には神が歸るとて此日に蘆戻しと云ふ前の如き神事を行ふ（設楽、昭和六年十月號）。

アシフホ（蘆舟） 神代卷に蛭子を蘆舟に乗せて、流した事が見えてゐる。蘆舟と葦製の浮袋を付けた筏との二種の渡航用具は、非常に古くから使用され、之に關する最古の證據によると、蘆舟はナイル沿岸で、葦袋の付いた筏はユーウフラテスの沿岸で發見されてゐる後には埃及も筏を用ゐ、パピロニアでも蘆舟を使用した（民族一ノ三）。詳細は西村眞次著の英文「蘆舟の研究」を見よ。

アシノヤ（葦矢） 追儼の夜に現はれる鬼を方相氏が、桃の弓、葦の矢で射た宮中の儀式である（公事根源）之が民間の避邪防鬼の厭勝となつたのである。追儼の條

参照。

アシヤゲ（集會場） 南嶋一般に斯く云ふ、神の齋場をも兼ねてゐる。大嶋の民謡に「喜界や六間切とよまれのアシヤゲ、中平に見れば阿豆木ばりや根ばりや」などある（奄美大嶋民族誌）。

アシヲメウジン（足尾明神） 讚州香川郡下笠居村の足尾明神は、往來の旅人の足の病氣を救ふとて草鞋を掛けて祈る。病者の外に壯者まで道中安全のため草鞋を供ふ。鳥居にそれが澤山掛けてある（古今談名勝圖繪卷六）。

アスケハチマン（足助八幡） 三河足助町の、足助八幡宮の例祭は毎年十月四五兩日に行はれるが、四日には氏子各町から四臺の山車が出て練り歩き夜に社地に入る。附近の村々から同夜十二時頃に村人が一團となり、一團毎に種々鳥銃を携へ幾團となく繰込み、五日未明に揃つて社地を三匝するが其折に順次發砲する。之を悪魔除と稱す。一方に棒の手組と云ふが棒を遣ひ飾馬を牽き來たりて盛觀を極める（土の鈴一〇號）。

アスハノカミ（阿須波神） 出雲系の神で、大己貴の子と「古事記」にあるが、「日本紀」には見えぬ。「古語

拾遺」には大宮地靈とあり、延喜式新年祭の祝詞には座摩神五座の一とある。本居宣長は足場の神なるべしと解したが（古事記傳）、妥當とは思はれぬ。松岡靜雄は諏訪神と同一神か、又は同一系の神なりと言ふてゐるが、（古語大辭典）之も遽に承認出来ぬ。黒川春村の記に「下總國香取海上兩郡の農、伊勢參宮する時、其門出の早朝に知己を集へて酒宴をす。其時神職或は寺僧來りて幣帛を切り門に祭る。さて歸國の日足洗ひ酒とて、豫て醸し置ける濁酒を、聊か洗足の湯に加へて、集まれる者に祝ひの宴を催し、先に門に祭りし神前を毀ち鎮守の社に納む。案ずるに「萬葉集」に、庭中の阿須波の神に小柴さし、吾れは齋はむ歸り來までに、と云へる古風の遺れるならむ」と（神名帳考證士代附考）。

アセカキフドウ（汗かき不動） 陸奥南津輕郡碓ヶ關村大字古懸の、國上寺本尊不動明王は、郡中に不祥の事ある時は汗を流して前兆とする（津輕舊事談）。

アセガキノミヤウガウ（汗書の名號） 石見邑智郡祖式村の善正寺（眞宗）の本尊は、聖德太子の作と傳へ、其體軀中には太子眞筆の巻物を納め、住職交代の際に

拜觀するだけだと云ふ。寶曆年間火災あり、他行中の住職が急ぎ歸り見れば、猛火の爲に本尊を取出す事が出来ずにあると、寺前の大樫の枝の岐に本尊は火を避けられてゐた。見れば本尊の全身は煤まみれとなり佛體より汗が流出してゐる。住職は其煤と汗を受け、六字の名號を書いたと云ふ。今も汗書の御名號とて寺寶となつてゐる（鳥根縣口碑傳説集）。

アセナガシチザウ（汗流し地藏） 紀州高野山に在りて僧空海の作と云ふ。此地蔵の衆生に代つて苦惱を受くるとて、毎朝十時まで總身に汗を流す（紀伊續風土記高野山部）。

神戸市奥平野町濟度山地藏院の本尊は僧行基の爪彫の作と傳へ世上に凶事ある時は汗を流す（攝西大觀卷下）備中上房郡吉川村大字吉川の光林山神護寺（台宗）の本尊は彌陀藥師の兩像で、天下に變動ある時は流汗する事今も止まずと云ふ（同郡誌）。

婦は他所で分焼し血忌百日後に歸宅するは、我家を出て此處に籠り忌明を俟つたのである（郷土趣味一四號）。月屋、他屋、ひま屋、汚れ屋など同じ習俗である。アソジンノメカケ（阿蘇神の妾） 肥後山本郡船底村に菅牟田明神社あり、毎年十月五日の例祭に鮮鯛を供へる。俚傳に此祭神は往古阿蘇神の妾であつたが、都縁の妬氣ある故に神となつても、阿蘇山の見えぬ所に宮作りせよとて此處に祀つた。社は東向だが對岸が塞り山は見えぬ（肥後國志卷一〇）。

アソヌマデンセツ（阿蘇沼傳説） 駕齋寺傳説參照。

アソノオツトリヨメ（阿蘇のおつとり嫁） 肥後の阿蘇神社では毎年二月卯ノ日に、神官一名が神林に入り眼を閉ちて木を伐りて歸る神事がある。之を阿蘇のおつとり嫁と云ふてゐるが、おつとり嫁とは掠奪婚の遺風を残したものと傳へてゐる（性二ノ三）。掠奪婚參照。

アソノシンタイ（阿蘇の神體） 肥後阿蘇郡白水村大字白川の、山中に俱利伽羅谷と言ふがある。磐石靈巖の洞に青石の龍形生けるが如く、龍ノ窟の穴中より巖洞に入ること一丈餘石鱗毎年に代ると傳へてゐる。或記に建磐龍は之たと載せてある（肥後國志卷一五）。按

に、阿蘇信仰は火山崇拜に起り、後に巖石崇拜に移り、是等の靈巖を神格化して祭神を治定したのであらう。石神體の條參照。

アソノツル（阿蘇の鶴） 肥後の阿蘇谷に昔から數千の鶴が田となく畑となく更に沼澤となく群をなし、食飼を養うために其被害は頗る甚大であつたが、靈鳥として危害を加へる事を許さず、若し誤てなり殺生すれば法規に觸れ重刑に處せられた。明治後此禁を解き今は一羽の鶴もゐない（阿蘇郷土誌）。

アソビ（遊び） 度會延佳が「あそびは神事なり」と解したのは至言である。我國の遊びとは神事以外には存せず、「古事記」に八日八夜遊ぶとあるのも、葬儀の神事である。後に、あそびの語に遊の字を當てたので遊びが神事から離れて、單なる遊樂とか遊宴とかの意に解されるやうになつたのである。「倭訓栞」に「遊ぶとは畢竟死せし者の神を樂しむるなり」とあるのも參考すべきである。

【參考文獻】
遊 部 (伴 信友) 比古遊衣卷一〇
遊行婦考 (中山 太郎) 日本民俗學歷史篇

アソビコ（遊びこ） 陸中の農村では、毎年正月の行事として、アソビコと云ふのがある。これは正月三ヶ日間を戸主は戸主同志、長男は長男同志、主婦は主婦、嫁は嫁、娘は娘同志、寡婦は寡婦同志と異分子を少しも交へず同じ資格者だけが集り一團となつて遊び暮すのである。娘達の遊びこ宿へ息子連が出かけて、嫁探しするのが普通とされてゐる（都新聞大正一四、一、三）。

アソブヤド（遊ぶ宿） 越中下新川郡經田村の、各漁業部落に行はれるもので、十五六歳以上の未婚の男女は夜分皆こゝに集り、雑談などして夜更け迄一所に遊ぶ。勿論、中には相愛して結婚する者も多い。結婚すれば自然と來ぬやうになる。遊ぶ宿には盆暮に心ばかりの贈物をする。遊ぶ仲間は親密で死んだ場合には香花を贈り、又命日には集つて供養などする（民族二ノ三）。按に、一種の結婚準備所である。若衆宿。メラシ宿、寢宿、子供宿等の各條を參照せよ。

【參考文獻】
若者訓練所としての寢宿（中山 太郎）日本若者史
アソメ（阿曾女） 吉備津神社の籠殿の釜の火焚きする下級の巫女である。釜の音の大小に由つて吉凶を占ふ

今に行はれてゐる。藤井好尙の考に此女子は神社に近き岩屋山の麓なる阿曾村の者代々繼承するより此名あり、古くは「江家次第」に見えたる阿佐女と同語なりしを斯く訛つたのであると（松の落葉卷四）。

アタ（咫） 母指と人指とを伸ばした巾を咫（アタ）と云ひ、兩手を伸ばした巾を尋（ヒロ）と云ふとは、昔からの定説であるが、一説に、古歌の「沖つ藻は邊にはよれどもさ寢とこも、あたはぬもの上濱つ千鳥よ」のあたは即ち女子の秘所であるので、之より推せば咫の寸法は秘所の寸法と同じと考へてゐたことが知れる。今に民間で、兩手の母指と人指とを合せた空隙だけが秘所の寸法であると云ふのも此の根據から出たものであらうと。按に、民間の寸法には、麥一粒の長さとか草鞋一枚だけの高さとか、意外のものが多し。尺度の渡來せぬ以前の寸法として注意すべきことである。

アタゴノシンジ（愛宕の神事） 東京芝の愛宕權現は山城の愛宕とは異り、本地佛は將軍地藏で火防を誓願とする。毎年正月三日に毘沙門の使と云ふ行事がある。使者は麻袴を着し、長き太刀と摺古木とを佩き、大飯匙を持ち、裏白樺等の初春の飾り物で拵へた兜を戴

き、一本歯の下駄を穿き、供を連れて本殿に到り、飯匙で俎板を三度たゞき、喫飯を強ふる口上を述べ、春の祝儀とする（江戸名所圖繪巻四）。

アダチガハラノオニ 「安達ヶ原の鬼」 平兼盛の『みちのくの安達が原の黒塚に、鬼こもれりといふは誠か』の歌により世に聞えた傳説である。按に、此傳説は謡曲や淨瑠璃に取材されたので有名となつたが、事實は同地方で古く離産で死ぬと、其腹を載ち胎兒を出して母體と共に葬る民俗のあつたのを、かく語り歪めたものと信ずる。出産の條参照。

アダナ 「綽名」 綽名は字（アザナ）の轉訛である。黒川春村の考に、我國の字は假名（ケミヤウ）、通稱（又は俗稱）と云ふ。顯宗紀に天皇字を改めて丹波小子と云ふ。仁賢紀に德計天皇字鳥郎、孝德紀に大伴長徳連字馬飼、萬葉集（巻二）に大伴田主、字を仲郎と云ふ。日本靈異記（巻中）に姓は文忌寸、字を上田三郎と言ふ。今昔物語（巻一六）に中原維孝の郎等、字は源二、吾妻鏡（巻二）に武藏國淺草の木工、字は郷司など枚舉に違がない。假名は類聚三代格（巻一一）延喜元年十二月二十一日符に「所々未ニ必其色假名ニ之人」

と載せ、平家物語（巻二）に康頼入道が千本の卒都裝に假名實名を書付て流した事が見えてゐる。猶此他に（一）文章院の學生は、其入學の始めに必ず漢土風の字を付けた。菅原道眞を菅三、三善清行を三耀、文屋康秀を文琳、都良香を都賢など此類も又多い。（二）朝臣宿禰等の姓を執れるもので、氷宿禰繼麻呂の字を宿禰、藤原朝臣良繼の字を朝禰、山田連春城の字を連城と稱せしなど其例である。（三）相通名と稱するもので、小野妹子を蘇因高、式部卿馬養を字合、紀長谷雄を發昭と云へるがそれである。（四）反名として大江匡房をマサフサと訓むは反字マサだからで、藤原明衡を安爾と云ふたのは安支比爾の中略である。（五）時にとりて滑稽の名を付ける事で、藤原仲麻呂を惠美押勝と改め字を尙舅と稱した事や、藤原惟成が字を式大と云ふたのは式部權大輔に由來するなど其例である。（以上。碩鼠漫筆卷一摘要）按に、後世の綽名は専ら前掲の第五に屬し、更に之を幾つかの特長を以て付けたものである。（一）容貌風采のものには、源頼朝を巨頭公、徳川家定を首振り（疝症のため廻えず首を動かしてゐた）將軍と云ひし類、（二）行狀用語のもの

に、酒井忠清を下馬將軍、徳川家治をさうせい（政治に關し抱負なく常に閑老の言ふ儘に、左様に致せの意）將軍と云ひし類、（三）所持品によるもの、脇坂侯の槍が貂ノ皮を用ゐ、寺社奉行として嚴肅なりしより貂ノ皮と云ひ、淺野家の浪士堀部武庸を赤鞘安兵衛と云ひし類、（四）名歌秀句によるもの、松平定信を黄昏の少將と云ひ、川西言水を木枯の言水と云ひし類、（五）嗜好によるもの（六）職業によるもの、（七）姓名を擬ぢつたものなど此外にも猶多く在る事と思ふ。

アヅキ 「小豆」 穀物その物を神とし、之に精靈を認めた古代民族は、米麥豆等に一種の呪力ありと信じてゐた。特に小豆に於て民間信仰が強烈であり、今に神供又は祝儀に小豆を入れた飯及び粥を用ゐてゐる。按に、小豆の赤い色から來た類似呪術の思想であらう。仙臺邊では六月朔日の朝に、小豆三粒吞めば道中安全だと云ふてゐる。之を川入りと稱し、福島地方では川ヒリと言ふ（土俗談話）。

能登羽咋郡下甘田村大字二所宮に、諸岡比古神社がある。昔は大社であつたが、成年の元旦に社人と社僧と争ひ、互に殺傷してから社運が衰へた。今に社人の子

孫と云ふ森家では、正月十五日前に小豆を用ゐると、家の内が血だらけになるとして嚴禁してゐる（郷土研究一ノ四）。

琉球のモノとは一種の魂であるが、人間が之に憑かれると夢遊行病者のやうになる。其時は赤土を小豆飯と云つて食はせる厭勝がある（シマの話其他）。

女子が婚禮又は旅行に際し、通經を二日延ばさうとするには小豆を二つ、三日なれば三つ飲む俗信は、今に廣く行はれてゐる（縁喜と厭勝）。

信州木曾の山村では、昔婚禮の折に新婦は小豆五合を袋に入れて持参し、新郎の前へ置き「おらは、うぬを頼りに來たぞ」と云へば、新郎は「石の土臺の觸るまでゐろ」と答へると、傍の媒人が「さうとも、さうとも」と囁す式があつた（日本婚姻史）小豆粥の條参照

アヅキアラヒ 「小豆洗」 水邊に棲む怪物で、小豆を洗ふやうな音をさせるので此名がある。按に地名傳説に基く附會と思ふ。

豊後速見郡南端村字四島には、小豆洗と云ふ化物が出る。藪藪のやうな形で、一面に毛が生えてゐて、人が通ると轉げかゝる（郷土研究一ノ五）。

阿波名西郡石井町に、小豆洗ひ橋と云ふがある。夜分此橋を通ると橋の下で、小豆を洗ふ音を折々聞くことがある(同上四ノ一)。

甲府市の新紺屋町から愛宕町へ架けた土橋がある。此處を鶏鳴の頃に通ると橋の下で、小豆を洗ふ音が聞える(裏見寒話巻六)。

陸中江刺郡歌書村に、一ツ石姥峠あり。傳に昔老女が小豆一石を負ひ此峠に登り石と化したので此名がある(封内風土記卷二二)。按に、小豆洗が怪物となる以前の、古い民譚である。

磐城西白川郡西郷村大字鶴生の炭焼小屋で、往々小豆洗の怪を見る。夜半に小豆を磨くやうな音がするの、出て見ると何もゐない(白河風土記卷四)。

【参考文献】

小豆洗の怪物 (津村 涼庵) 譚海 卷 八
小豆 洗 (中山 太郎) 日本民俗學隨筆篇

アツキカイ 「小豆粥」 小豆餅は延喜式(卷七踐祚大嘗祭)に見えてゐるから宮中でも之を用ゐ、民間では舊正月十五日に必ず炊く事になつてゐる。

下野芳賀郡大内村字飯貝では、舊正月十五日朝は、小

も言はず所も語らぬので侍女が怪み、或夜其男に小豆飯を食はずと翌朝死んだが、その正體は鱈であつた(聴耳草紙)。

京都では正月十五日の小豆粥を食斷ちして、それを持つて三十三間堂へ往き祈願すると、頭痛の宿病が癒ると云ふてゐる(郷土趣味一三號)。

越後西頸城郡寄海村大字青海の、青海神社では、正月十四日夜の神事のため、社司以下の掛負前年の大晦日より齋戒し、當夜は小豆粥を献じ豊年を祈る(新潟縣人一九ノ五)。

小豆粥の事、物類稱呼に加賀にてサクラガユ、但馬にてザフスイと云ふ。世俗轉宅に小豆粥を煮て祝ふ事がある。一説に之はもと伊豆の國風で、三嶋明神の氏子伊豆の豆と三島の三を象つて、豆三粒入れたのが世上の流例となつたと云ふてゐる(俚諺集覽)。粥杖、果樹實の條参照。

アツキトキ 「小豆磨」 越後南蒲原郡本成寺村字袋の名主長橋家に小豆磨ぎがあると云はれた。今はないが數年前まで縦の老樹が茂つてゐて、一本の幹に洞穴があり、此處に小豆磨ぎが栖んでゐて雨の降る日「小豆磨

豆粥を炊て食ふが、それには前日の團子の汁を入れて炊くのである。此粥はモチバシの木で造つた箸で食ひ、後で箸は半分皮を剥き割目をつけ之に粥の汁を附着させ神棚に供へる。此粥を食ふと頭痛をせぬと云ふ(芳賀郡土俗研究會報四號)。

安房では、舊九月二十四日に、一度喰ひとて國內の者が、飯へ豆粉と潰し餡の小豆を掛けて食ふ。之は領主の里見氏の亡びた日で、恰も此食事をしてゐて亡びた記念だと云ふ。舊領地の下總でも之を食ふと云はれてゐる(郷土研究三ノ三)。

河内官幣大社牧岡神社では、正月十五日に、年穀の吉凶を卜ふ神事とて、先づ管中に百穀の種を入れ、之を神供所にて白米並に小豆を煮る。其鍋の上約五寸の高さに架く。然して其蒸汽で管中の百穀を蒸して占ふのである。昔は卜田祭と稱した(官國幣社特殊神事調)。筒粥の條参照。

昔、氣仙(中山曰。ニコライ・ネフスキー氏の報告には、陸前の桃生郡十五瀨村に近き五所町とある)の或所に小さな殿様(中山曰。ネ氏は千葉長門守とある)があり、其娘の許に夜々通つて來る美男があつて、名

がうかや人となつてかまうか」と叫ぶと。學校歸りの子供など雨の日には此樹の傍を一散走りした(越後三條南郷談)。小豆洗ひと同じである。

アツキモチヂザウ 「小豆餅地藏」 山形市六日町極樂寺の門前にある。高さ一丈二尺の石像だか安政年間の大洪水のとき流れて來たと云ふ。毎年三月二十四日の縁日には參者群集す。就中小兒の垂涎を癒すと一にヨダレ地藏とも云ふ。祈願者は小豆餅を供ふ(風俗畫報二六七號)。流れ佛の條参照せよ。

アクコウマツリ 「惡口祭」 惡態祭(アクダイマツリ)とも云ふ。參詣人同志が互ひに惡罵し合ひ、言ひ勝つた者が福運を得るとの俗信を生み、後には一種の年占の如きものとなつてしまつた。喧嘩祭、ネダリ祭を参照せよ。

京都祇園社にて毎年正月元旦に削掛の神事を行ふ。大晦日夜の子ノ刻より神前の燈以外は悉く滅し、參詣の男女は暗中に口を放にして他人の瑕疵を云ひ争ふ。假令その聲を聞き其人を知るも、恨まぬ事になつてゐて互に放言して言ひ勝てば、其歳中利運ありと云ふ(年中行事大成卷一)。

羽後平鹿郡八澤木村の、保呂神社へ正月四日に参詣する者、互ひに悪口を云ひ大口きくを、こゝでは悪態と稱してゐる。それを我劣らじと口々に言ひ罵ること都の祇園社の創樹、尾張の天道、陸中江刺郡黒石の妙見祭などの如く、親子並び居ては聴かれぬやうな事ばかりである(雪出羽道)。

磐城石城郡草野村大字上神谷では、三十年前までは舊正月十四日朝に、子供達が、他部落の子供等と對峙して、互に悪口難言し合ひ、負けると悪いとて一生懸命に次のやうな文句を繰返した。

どこ(隣部落の名)の方の馬鹿やつら

あんこう(鮫鱈)買ひを遣つたれば

ゆうごふくべ(瓢箪)買つて来た

何すんのに買つて来た

ぢんぢやま(爺)とばんさま(婆)

小便たれるのに買つて来た(民族三ノ二)。

常陸西茨城郡岩間村の愛宕神社、舊正月十四日の例祭に一村の男女總出となり、互ひに、悪口の言ひ合をなし、唾液を吐きかけなどして山に押登る。途中で或は肩で押合ひ、或は拳で突合ふもある。悪口の文句は極

端であつて、然も上手な者ほど巾が利くのである(郷土研究一ノ七)。

伊豆田方郡川西村大字古奈では、舊盂蘭盆の日に十五六歳位の女子が村境へ出て、隣村の同年輩の女子と口喧嘩したり、又はアテコスリの唄などを誦ひくらべする習俗がある(穂積忠氏報告)。

野州足利郡三重村大字大岩の毘沙門堂で、毎年大晦日の夜に悪態祭が行はれる。参詣人は知ると知らぬとの別なく、悪口し合ひ罵倒し合ふ。但し泥棒、姦夫、癩病の三つだけは禁句で、之を言ふた者は負けとしてある。そして悪口に言ひ勝つた者は、來年は幸運だとされてゐる(民俗藝術一ノ一〇)。

上野北甘樂郡磐戸村の、檜澤岳神社の祭禮は、毎年十月十九日であるが、参詣者はお互に罵り合ひ喧嘩を極める。若し之に負けて沈黙し、又は怒るときは、其者の養蠶が不良だと云はれてゐたが、今は廢されてしまつた(同郡史)。

駿河由比町大字町屋原の、豊積淺間神社は、例年大晦日より翌正月二日の夜明まで行ふが、拜殿に十歳より十三歳までの男子詰め居り、篝火を焚き太鼓を叩き賑

しく騒ぐを習とす。又村中に其年新婚ありし家に往き祝儀と稱し酒肴を乞ひ、それを飲食しながら悪口難言を吐く。各自晒の手拭で頬被りをなし、晝夜海邊を往來して騒ぎ廻る、之を悪口祭と云ふてゐる(駿國雜誌卷一五ノ下)。

出雲安來驛より東南一里餘の瑞光山清水寺に、俗に「喧嘩祭」と稱し、節分の夜参詣人同志の悪口祭がある。言ひ勝てば其年は豊稔だと云ふて、猫んに悪口を投げ交はす。但し絶対に手出しを禁じてゐるが悪口の文句には制限がない(週刊朝日一ノ二四)。

筑後柳河町に、近い南矢ヶ部村では、舊正月六日十四日の兩夜にホンゲンキョウ(左義長)を行ふが、其夜子供達は松明行列を村境まで遣り、隣村を大いに悪口して歸る。平素は別に不和でもないのに、此兩夜に限り喧嘩を賣る理由が判然せぬ。隣村では餘り相手にせぬらしい(民族と歴史七ノ三)。

【参考文献】

闇の夜の悪口 (井原 西鶴) 世間胸算用卷四
悪口祭 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
アツサミコ (梓巫女) 梓の木で作つた弓の絃を叩きな

がら神降しをなし、吉凶を判ずるので斯く云ふと傳へてゐるが、我國の梓は灌木で弓材とはならぬので竹弓許りである。支那に此故事があるので奈良朝頃に、其呪術作法が輸入したものと云ふ。「伊勢風土記」逸文の度會の條に、大國魂命の使神が「梓弓を以て橋となし」とあるが、恐らく後世の追記であらう。「萬葉集」卷二に「梓弓引かばまにまに憑らめども、後の心を知りかてぬかも」とあれど、果して此弓が實際にあつたか、それとも言葉だけであつたか、判然せぬ。

【参考文献】

梓 巫女 (中山 太郎) 日本巫女史の其餘
アツサミコノハジメ (梓巫女の始め) 丹後與謝郡府中村の、鉢立山大乗寺の中興開山寛印供奉の同國へ下るとき、丹波桂川にて一女に遇ひ破戒して之を伴ひ、同郡城東村大字波路に來住し一女を儲けたが、寛印之を悔み根根(ケンボナシ)の木ノ實の病氣に利くと謀つて婦女を黒崎山に赴かしめ、其身は死去せりと偽り鱈魚(コノシロ)を焚き火葬の體をした。婦女歸り來て此事を聞き悲み海中に投じて死んだ。又儲けし一女は成長して後巫女となる。これ日本梓巫女の始めである。

其子孫代々波路村にゐて巫女を業としたが、近世に至り、同所は断絶して但馬に末裔が残つてゐると云ふ。波路村には今に神子屋敷、子神川などの地名がある（丹後宮津府志卷中）。按に、梓巫女は奈良朝の末か平安朝の始めには既存せるを以て此説は疑はしい。寛印は「元享釋書」によれば丹後へ行きしは寛弘八年頃である。波路は土師であつて古く特殊部落の住みし所として、巫女の類多かりしより斯かる傳説の出来たのであらう。梓巫女の條参照。

アツタジヨラウ〔熱田女郎〕 讃岐の金刀比羅社の恒例大祭は、毎年十月九日から三日間行はれ、數々の神事と大和舞等があり賑ふ。此祭儀に熱田女郎として、巫女が緋無垢の小袖を被り、馬に乗つて先驅をする。此外に少童（これを頼朝と稱す）と童女とが、同じやうに化粧して輿に乗り行列に加はる（金毘羅名所圖會）。按に、古く神託を受くる兒童をヨリマシと稱した。此ヨリマシを頼朝と轉訛せし所より、更に頼朝の母が熱田大宮司の女なることを想ひ寄せ、熱田女郎と稱せるものと考へる。猶「頼朝」及び「ヨリマシ」の各條を参照せよ。

アツナヒ 岡部東平の考に、神后紀に小竹祝と天野祝とを、合葬した阿豆那比の罪で、晝夜の差別なく常闇となつたとあるが、之は兩祝の交友は後世の謂ゆる念契で男色の事と思ふ。男色は神理に違へる穢行で罪であるばかりでなく、之を合葬した事も正氣を過するもので、それ故に天日が隠れたのである（嚶々筆語卷一）

アトキヨメ〔後清め〕 葬列の出し後を清める意で、土地により後拂ひとも云ふ。下野足利郡地方では、出棺前に豫め神職を聘し置き、出棺するや先づ目籠を座敷中轉がし、次で幣を以て家中隈なく掃き、然る後に神職に忌拂ひの祝詞を奏して貰ふ。葬儀より歸宅せる者は門口にて、白の上に乗せた鹽を採つて清め、傍にある空盥の中へ足を入れて洗足の眞似をし、更に神職の授けし幣を以て身を祓ひ宅に入るを習俗としてゐる。幣の俗信の條参照。

【参考文獻】
誕生と葬禮（各地） 旅と傳説特輯號
アナイシ〔穴石〕 秋田市檜山の里の釜木藥師祈願者は穴の明いた石を奉る。羽後沼館町の、若宮八幡宮。此社へも祈願者は小さき椀。又は穴のある石を獻ず（以

上。六郡祭事記）。血吊しの條参照せよ。

アナガミ〔穴神〕 東京上野公園の忍岡稻荷を斯く稱した。天野信景云、此社は源義家が奥州へ下る時建てられ、後に頼朝も參詣せしと云へば、古く此地は奥州街道なりしやも知れぬ（鹽尻卷七〇）。現今は五條天神社の境内にある。

アナホリヤク〔穴掘役〕 墓穴を掘る習俗は、土地により其擔當者を異にしてゐるが、凡そ五種に區別する事が出来る。（一）都市では寺男が若干の勞銀を得て之に當り、（二）村落では番太、又は張里と稱する賤民の當る所と、（三）無常講、觀音講、念佛講、又はジャンボン講（關東の方言）など稱する團體を設け置き講員が順番に當り、（四）喪家の五人組のうちで之に當り、（五）死者の親族知己が當るのがそれである。猶「御坊」を参照せよ。

上野吉井町では、墓穴は俗に穴掘人と稱する賤民と喪家の五人組との者が、合同で掘る事になつてゐる。穴掘人には清めと稱して酒肴を出す（樋口茂十郎談）。相模津久井郡の農村では、穴掘をメド番と稱し他組合の者四人が之に當る。穴掘の作業中に酒肴と握飯を受

ける事になつてゐる（旅と傳説誕生と葬禮號）。
紀伊田邊町の穴掘は普通三人から四人で、午前墓地に出かけて掘る。其際に冷酒一升と煮物若干の馳走を受ける。埋葬後に入浴し又酒食を受ける。労働者級の者が概ね之に當る。家により賃錢を出して人夫を雇ふものもある。農家では手傳人が引受ける（同上）。
羽前置賜郡の町村では、毎町村とも、三四十人申合せ契約と稱へ、互に親睦を本とし春秋兩度集會して少許の積金をなし吉凶患難を助け合ひ、穴掘道具或は提灯等を拵へ置き其用に宛てる。死者あれば是等の人々が來て穴掘から棺昇までする（民事慣例類集）。
羽後秋田郡では、町村内に葬禮ある時は、その町村民は擧つて見送りするも、棺昇と穴掘とは、親族懇意の者が當り、町村民は關係せぬ定めである（同上）。
信州埴科郡では、村毎に數十人づゝ結んで庚申講、又は觀音講を設け、講中に死人があると穴を掘る者、棺を昇く者、其外難儀など豫定の順序に従ひ葬儀を處理し喪家の物は一切飲食せぬ事になつてゐる（同上）。
出雲嶋根郡では、組合（向ふ三軒兩隣りの五人組の意）に死者あるときは、野邊送りの道具拵へ、其他一切の

事務を取扱ふのが、組合の義務となつてゐる(同上)。
【備考文獻】

下總國行徳町 (ジャンボの一例) 郷土研究二ノ四
全國葬禮特輯號(各その條) 旅と傳説六ノ七

アニモトチゾウ 「兄妹地蔵」 御嶽山麓の岡田村に兄妹地蔵尊がある。戦亂の頃、道連れに過ぎぬ若い男女が御嶽に登つたが、地蔵峠の難所で、女は病氣をしたので男は親切に介抱し二人は戀し合つた。そして物語りの末、幼い時別れた兄妹を知つて悲喜の極遂に峠の谷底に心中した。村人は彼等の爲に地蔵尊を建て、今は縁結びの神として若い男女の信仰が深い(山の傳説) アニヨメヲツマ 「嫂を妻」 婚姻の逆縁婚参照。

アネニヨウボ 「姉女房」 對馬の佐須奈村邊では、大抵の場合、妻が年上で聲が年下で、之を姉女房と云ふてゐる。稀には通學中の少年へ、俄雨で女房が學校へ迎へに來て、背負て歸つたなど云ふ笑話もある。一體に早婚で且つ極端な女勞男逸の風俗がある(民族二ノ三) アハウガホ 「阿呆金」 遠州濱名郡積志村では、昔は村内に不義せる妻があると若者達が押かけ、其妻からは誤り金を取り、其夫からは妻を奪取られたと云ふ理由

で、阿呆金を取るが行はれた。其金は勿論若者連の酒食料になつた(遠江積志村民俗誌)。按に、野州足利市外の農村に曾て行はれた「油斷金」に似た所がある。油斷金の條参照せよ。

アハガラライムムラ 「粟莖を忌む村」 豊後西國東郡西眞玉村の八幡宮は、養老年間に大神源内が、宇佐から粟莖を苞苴とし神聖を包み、之を背負ひ歸村して勸請したので、今でも同村では粟莖を神聖とし、之を汚すことを禁じてゐる(西國東郡誌)。

常陸多賀郡南中郷村大字栗野の俚傳に、昔此地に童形で手に粟穂を持ち、杉の梢に降臨した神があつた、降木明神と稱し本殿の近くに降木山がある。これ同國に初めて粟を生じた所として農民之を重んじ、其莖幹でも墻屋に葺覆する事を禁じてゐる(新編常陸國誌卷七) 作物の禁忌参照。



アハシマクワンニン 「淡嶋願人」 江戸期には淡嶋願人と稱する乞食坊主が廻り歩いて、淡嶋信仰を宣傳し、婦人達から衣類を寄進させたり、髪その他の穢物を集

め歩いた。各地にある淡嶋堂は、是等の乞食坊主の建てたものが多い。(民俗藝術二ノ四) 猶「淡嶋信仰」参照。

【備考文獻】

願人坊主考 (中山 太郎) 旅と傳説六ノ四
アハシマシンカウ 「淡嶋信仰」 江戸期の遊民徒食の輩に由つて唱導された、所謂「鈴振り神道」の一種であるが、婦人病の治療の發達せぬ時代とて都鄙を通じて猖んに流行し、後には婦人が、主用する折針を集めて針供養までしたものである。猶前項の「淡嶋願人」を参照せよ。

淡嶋の祭神 紀州海草郡加太村の加太神社の祭神少彦名命を祭ると云ふ。中古、加太村が住吉神社の神領なりし故に、俗に此神を住吉神の妃神なりとし、帯下の病ありしにより、此地に流さると傳へ、今も婦人病に靈驗ありと信ぜられてゐる。奥羽地方には淡嶋様と稱して女形の木石を神體として祀つた祠が多い。(神祇辭典) 按に、淡を粟と解し、少彦名命が粟賣に彈かれて飛んだと云ふ故事から、祭神を斯く定めたものであらう。淡嶋の圖庫 折口信夫の考に、淡島の語は淡路に因縁を引いてゐるやうである。淡路は神代紀の一書にオノ

コロ島を胞となして淡嶋を生むとあるが、此淡路は不良の子であつて、母神たる册尊は吾耻(アハチ)した。これが恐らく淡路の語原であらう。従つて淡嶋は此吾耻に由縁を有ち、それで婦人の腰から下の病氣に効能があると云ひ出したものと思ふ(地人會講演一節)。
淡嶋の由来 天文二十一年の奥書ある「塵塚物語」巻四に「近代民家の町を見るに、僧俗のわかちも見えぬ者、淡嶋の本縁を言ひ立てす、め觸れて歩き侍る。その利生をきけば女人腰下の病に限りたるやうにのしれり、甚以ておかしき事也。されど少しは其據もなきにあらず、淡嶋といふは少彦名命也といへり。神代醫術の御神也。鞍馬のゆき大明神、五條の天神、淡嶋は皆一體の神なるよし分明なり。然らば女性のこしけには限るべからず、男女諸病の平復を祈らんに、必ず利益あるべし」云々。按に、此書天文年中とあれど、恐らく江戸初期の編纂であらう。
淡嶋の事蹟 「續飛鳥川」に淡嶋願人の言ひたてとして「淡嶋明神は、天照皇太神宮第六番目の姫宮にて渡らせ給ふ。御年十六歳の春の頃、住吉の一の后とそなはらせ給ふ。神の御身にも、うるさい病をうけさせ給ひ

綾の巻物、十二の神樂(寶か)をとりそへ、空ろ船に乗せ、堺は七度の濱より流され給ふ。明くる三月三日淡嶋に着給ふ。巻物を取り出し雛形をきさませ給ふ。雛遊びの始まり、丑寅のお方は針さし粗末にせぬ供養、御本地は福一まん虚空藏、紀州名草の郡加田淡嶋大明神、身體堅固の願云々折針をやる(新燕石十種本)。淡嶋神と雛遊 雛遊の起原が淡嶋神にあるとは、かなり大昔からの傳説であるが判然せぬ。「日本雛祭考」に加太神社記を引用して、神功皇后が征韓より歸陣の砌り、加太浦に停船せられ、大己貴命と少彦名命の神體を紙にて作り、玉體を撫で、淡嶋の神前へ納めたに始まると載せてあるが、これは古く同社から贖物としての流し雛を出したことに附會した説と思ふ。猶これに就ては「雛祭」の條を参照せよ。

淡嶋神の傳信 肥後宇土郡にも、淡嶋神社がある。此神は女神で、お姫様の姿をした神體が安置されている。遠近からの參詣が非常に多く、此神の繪姿を巻軸にして竹に懸け、諸所を徘徊する乞食もゐる。男女の下の病を癒すのが御誓願だと云ふ。阿蘇山麓地方の傳説によれば、此お姫様は住吉神のそこへ嫁に往かうと

て鐵漿で齒を染めると、忽ち身體に異狀を來たし、白血長血の病にかゝり、見る影もなくやつれ果てた。両親は據なく桑ノ木で造つた空ろ船に姫を入れて海上に流し棄てた。お姫様が永く船中で月日を送つてゐるうちに蛆蟲が湧き、桑ノ木を喰つて成長した。その中に船が淡嶋へ漂着したので淡嶋大明神となつた。此蛆蟲が即ち今の蠶である。桑は斯うした不淨物を入れた木であるから、今でも婦人の出産の際の不淨物は、總て桑ノ木の根元に埋める習俗がある。更に桑は魔除の木として、阿蘇山麓地方の古い宅地には、必ず桑の大木がある(以上。郷土研究一ノ三)。此傳説は蠶神の縁起にまで發展してゐるが、これは恐らく後世の附會と思ふ。それから越後の農村で盆踊唄に『切りし前髪淡嶋様へ、あげて願ふも主のため』と云ふのがある。同地方では此神は、男女の縁結び及び夫婦の仲を和ぐる神だと信じてゐる(同上ノ一一)。武州久良岐郡倭文村の淡嶋明神、例年舊二月三日祭禮で賑ふ。同地方は二月二日を男女雇人の出替りと定め翌三日は必ず此社に參詣する習俗がある。祭神は淡嶋姫として若き女共群集す。依て男女縁組の見合ひ多く行

はれる(遊歴雜記初篇下)。出替りの條参照せよ。盛岡市松尾下の淡嶋神社は、今は個人の屋敷内にあり縁結びの神として、女陰を象徴した穴の通つた自然の小石に、麻糸を通し格子戸に結付てある。又格子の内には損じた雛が澤山納めてある。神體は自然の双石で一方は支根に一方は女陰の形し、双方とも三寸大のものである(郷土趣味一五號)。

壹岐の物部長者原に淡嶋神がある。肥前平戸の青島の分祀だと云ふ。妊婦が安産させれば着物や腹帯を納めると約束して祈念する。産が済むと産衣に似せた小さい着物を拵へて納め、又は御神酒を竹の筒に入れ栓をして流すと青島に着くと流したりする。三月三日の縁日には二三人もあひで態々平戸まで參る者もある(民俗學一ノ四)。

アハチダユウ (安八太夫) 延暦の頃に美濃安八郡神戸村に、安八太夫と云ふ長者があつた。八人の娘を有ち有福に暮してゐたが、或年旱魃に苦み我田に水を注ぎくれし者に娘を與へんと云ひしに、年若き山伏が來て一夜のうちに水を溢えた。此山伏は大蛇の化身とて娘達は恐れて拒んだが、七人目の夜叉と云ふ娘が家の爲

めとして承知した。夜叉は大蛇に伴はれて同國揖斐郡坂内村大字川上の池に入つた。今に夜叉池と稱す。諸村請雨に往き此池に紅白粉針等を籠ノ葉船に乗せ浮べ扇で煽ぎ池心へ出し、沈めば吉く此方へ吹返せば凶なりと云ふてゐる(新撰美濃志卷九)。按に、長者傳説に神婚傳説を附會したものである。

アハチノアツリニンギョウ (淡路操人形) 起原に就ては異説が多い。「聲曲類纂」に攝州西宮の道齋と云ふ者、よく西宮神の御心を慰めけるより海波靜にして魚漁豊かなり。此事天聰に達し、禁廷に召されけるに道齋の業を繼ぎたる百太夫なる者都に上り木偶人を廻して觀覽に入れた。由つて諸伎藝首の號を下され諸國神社の神いさめの事を勅免あり、百太夫胸に箱をかけ木偶人を遣ひ、諸國を廻るうち淡路の三原郡三條村にて歿した。其後此業を學ぶ者があり淡路の操座を起した(社會事彙)。詳細は參考文獻により知られたい。

【參考文獻】
淡路の操人形 (木村 彌四郎) 淡路國名所圖繪
淡路及び西宮の人形 (吉井 太郎) 民俗藝術一ノ一二
淡路人形座訪問 (竹内 勝太郎) 同上 三ノ七

アハノチヤウジヤ〔粟長者〕 聖武朝に遠江の磯崎八郎吉富といふ人が、信仰する觀音の靈夢により、伊濱の海上より拾つて來た靈木を以て觀音像を刻み邸内に安置したが、其子の代に、忠臣山池一角といふ者の夢枕に觀音が立ち「汝の手で我を海中に棄てよ」と三夜續けてのお告げに、止むを得ず佛體を海中に投じ、主人への反逆を恐れて、再び主家に歸らず相模に渡つた。其後佛像は伊濱の漁師の網に入り一堂を建て、安置された。相模で此評判を聞いた一角は潜かに伊濱に來て主家の没落を知り、觀音堂に籠り再び靈夢によつて蛇野ヶ原に至り自然の沃野に粟を蒔き粟の長者となつたが子孫の代に安邊を貪つて遂に亡びた。其邸跡を今に長者ヶ原と呼ぶ（伊豆傳説集）。

アハノデルイシ〔泡の出る石〕 羽後大石村愛澤權現の境内に、平面の石があり、其面に七八分ばかりの小穴があつて水が溜つてゐる。參詣人が此穴に向ひ念佛を唄へると泡が出る。屢々唱へればそれについて泡も際限なく出る。之を念佛泡とも云ふ（莊内三郡雜記卷三）。驚きの清水の條を参照せよ。

アハヒスウハイ〔鮑崇拜〕 我國には鮑を崇拜する俗信

が各地に存してゐる。單なる動物崇拜かそれともトテム關係か判然せぬ。

鮑の神體 常陸久慈郡天下野村なる金沙神社は、神號を鮑形明神と稱す。應神朝に垂跡し五穀を守る「吾妻鑑」に祭儀の事を載せた古社である。大祭は七十二年目に行ふが、神體は鮑で壺に潮を湛へ其中に鎮座する。七十二年目に神輿に納め、同國御貢濱で海より浮び來る鮑を迎へ神體を入れ代へる。永年の事として壺中の潮減じ少くなる。此潮の少くなるに従ひ凶年打續き神體代つて潮滿てる間は豐年だと云ふ（津村宗庵の譚海卷八）。

越前足羽郡一乘谷村大字城戸内に、赤淵神社の迹がある。「朝倉記」に此祭神は孝德帝の皇子表米親王と稱し、三歳の折母後の御胸を叩き悪王子なりとて、但馬の朝來郡に配流された。大化三年新羅の賊軍來襲し親王總帥となり、鮑の助けによつて賊徒を退治し、後に鮑を神に祭つた。朝倉義景は其子孫で越前に移つた時に奉祀したのである（越前國名蹟考卷五）。

松平直政出雲へ入國し出雲大社へ參詣し、我當國の領主となりしを以て神體を見たしとて、千家北嶋兩國造

の制止を聴かず見しに、大なる九穴の鮑、忽ち十尋許りの大蛇となつたので、直政は其儘退出した（雲陽秘事記）。

鮑の養食 但馬朝來郡粟賀村の、粟賀神社は乾滿の二珠を傳へ、氏子は勿論のこと、同國日下部姓（中山曰「校補但馬考」には、此の外に丹部、波多野の二姓を加ふ）の者は決して鮑を食はぬ。若し食ふと忽ち口が曲ると云ふ（日本書紀傳卷八）。

佐渡佐渡郡加茂村大字羽吉の羽黒神社は、出羽國から此地に遷るとき、鮑に乗つて來たので、氏子は鮑を食ふ事を禁じてゐる（日本傳説叢書佐渡卷）。

岩代石城郡草野村大字下神谷の、花園神社の祭神は木花開耶媛で子育神である。祈願者は鮑貝や鮑の繪馬を納め、氏子は鮑を食はぬ（土ノ鈴九號）。

鮑貝奉養 播州明石郡神出村字東村の神出山に陰陽石がある。陽石に男子下の病の治癒を祈り驗あれば、陽石一箇を作り奉納し、女子の陰石に祈つて効あれば鮑貝を奉納する（西攝大觀）。

〔參考文獻〕

寛和皇帝の條 （虎關 師鍊） 元享釋書卷一七

鮑が難船を救ふ話（南方 熊楠） 民俗學二ノ四 アハマキセミ〔粟時蟬〕 粟を播くべき頃から啼き始めるので斯く云ふ。里で麥刈蟬と云ふのも同じものらしい（柳田國男編の山村語彙）。

アバレゴモリ 肥後飽託郡西里村字中村では正月二十四日を斯く稱してゐる。毎年アバレゴモリの宿は定まつてゐて、此夜になると宿へ村の若者（男は十五歳以下、女は凡そ三十歳以下）が集つて、夜更けまで男女混交の大騒ぎをする。宿の戸は閉めきつて他村の者の窺視を許さず、同村内で十五歳以上の男子の出入を許さない（民俗學三ノ二）。按に、古い若者宿に於ける性教育の名残りを留めたものと考へる。各地に類例の多い民俗である。

アハライムムラ〔粟を忌む村〕 大阪市天王寺七村では昔は粟を作る事を忌むでゐた。俚傳に聖德太子が守屋連に追はれて粟畑に隠れた所が、粟の穂が風に開けて隠れてゐる事が出来なかつた爲めだと云ふてゐる（筆拍子卷四）。

アヒアケ 柳田國男云、近江高嶋郡では、擧入の事をアヒアケと云つてゐる。東京、京都では普通これを相擧

即ち姉妹二人の聲同士の關係と解して、然も其理由を知るに苦しんだのであるが、考へて見ると、之も「打明け」と聯絡のある語であつた。兎に角にウチアケの元は、親なり親類なりの承認を求むる式であつた。中世の露顯も實は形式ばかりで、内々父母が早くから承知し且つ希望し、たゞ公然と親子名残をするだけに止まる場合が多かつた。吾妻鑑が記してゐる皇族將軍の二度の露顯式などは、二度ともに御前の新殿に引移られてから後に行はれた。大日本史料寛喜元年十一月十六日の條の御露顯なども、女御入内の後七日目であつた（人情地理三號。常民婚姻史料）。猶「婚姻露顯」の條を参照せよ。

アヒキキノモチ 「相聞の餅」 伯耆の西部地方では、婚禮の三日目位に嫁の實家から相聞の餅を婚家へ贈る。婚家では此餅を村内へ分配する（郷土趣味二〇號）。
アヒクヤミ 「相悔」 紀州田邊町附近では、死人のあつた家の者は、其後半歳ばかりの間は親族、又は交際先きに死者があつても、弔問もせず手傳ひにも往かぬ。之は相悔は悪いと云ふ習俗からである（旅と傳説誕生葬禮號）。



アヒコトバ 「合ひ詞」 軍中にて用う西土にて暗號と云ふ。我國では天武帝の軍に始めて見えてゐる。「太平記」に夜討のとき間は武しと答へと、約束の名乗りを定むとあるは之である（倭訓栞）。按に「天武紀」元年秋七月甲午（五日）の條に、近江の別將田邊小隅、夜半に城を穿て宮中に入りしが、己が卒と足麻呂の衆と別ち難きより、人毎に金と言はしたとあるのがそれである。赤穂浪士が吉良邸に討入し際、山と河の合ひ詞を用いたとあるのも又それである。

アヒノヤマブシ 「間の山節」 伊勢の内外宮の間の山の意で、現今の宇治山田市の尾上町より浦田町までの惣稱である。昔は此路傍に、小屋を建て尾上町へは拜田村、浦田町へは牛谷村に住んだ「は」と稱する部落民の妻女等が出て、終日小屋に集り紅粉を塗り、振袖を着し三味線を弾き、又は胡弓を撥り兒女は小唄を謡ひ

手踊をなして參道旅客の投錢を得たもので、此の小唄を間の山節と云ひ謠ふ者をお杉お玉と稱した。後には旅人が戯れに錢を藝者の顔を望んで投げつくるを手にせら撥にて巧みに拂ひ避けるより興を惹き有名となり、同地の俚語に『伊勢で宇治橋、外宮に内宮、八十末社の宮廻り、間の山ではお杉お玉が縞さん紺さん中のりさん』と云はれる名物となつた。此小唄の濫觴は聖武朝に僧行基が參宮せし折に、世人に無常轉變の理を示すために涅槃四句の偈文に據り、

吾に涙を添へよとや、夕あしたの鐘の聲
 寂滅爲樂と響けども、聽いておどろく人もなし
 花は散りても花は咲く、鳥は古巢へ歸れども
 行きて還へらぬ死出の旅、野邊より彼方の友としては
 金剛界の曼茶羅と、胎藏界の曼茶羅と
 血脈一つに珠數一れん、これが冥土の伴となる
 を作ると傳へてゐる。明治維新後は廢された。按に、行基の作歌は古きに過ぎ信用されぬ。恐らく室町期のものと信ず。伊勢音頭は此間の山節より派生したものである。伊勢音頭を参照せよ。

【參考文獻】

アヒノヤマブシーアヒビ

伊勢參宮名所圖會（菟關月） 卷 四
 嬉遊笑覽（喜多村信節） 卷 六 上
 鬪旅漫錄（瀧澤馬琴） 下 編
 正續神都百物語（松木時彦） 正 編
アヒビ 「合火」 同火の義で、同じ炊爨する火を食する意である（倭訓栞）。按に、古事記に册尊が黄泉戸喫（ヨモツヘグヒ）した爲めに、夜見國から還り得ぬとある條は、先覺の間に異説あるも、所詮は黄泉神と合ひ火をした事を言ふたものである。日本靈異記（卷中第七）に僧智光が行基菩薩を誹りて、地獄に墮ちたが助けられて蘇生する條に『慎みて黄竈火物食ふことなかれ、今は疾く還れ』とあるのも、地獄の者と合ひ火すると再び娑婆に還る事の出来ぬと云ふ俗信に由来してゐるのである。後世に『一つ鍋の物を食ひ合ふ仲』とあるのも、合ひ火すれば同族又は之と同じき關係の發生する事を意味したものである。そして此習俗は種々なる相となつて現はれてゐる。

江州栗田郡葉山村大字出庭にある庭明神は田螺を以て使令（ツカヒシメ）とするので、氏は之を畏れ敬ふこと神の如く、他村に往き田螺を煮たる火と知らず

に煙草を燻らすと、忽ち身體に戰慄を生じ病臥するに至る。従つて之に觸れたり食つたりする事は嚴禁である。農民耕作の時此物あれば斷りをして社地に移す此村へ縁付たる者、此合火の物を食ふて永病みした實例がある(栗田志卷一二)。

野州下都賀郡綿村大字高橋の高橋神社(祭神六鵬命)の氏子は、今に鯉を禁食してゐる。他村の者でも同社に祈請するには鯉の額を捧げる。昔は氏子が旅行に出て鯉を煮焼した合火を知らずに食べて神の怒りに觸れた事もある(明治神社志料卷上)。猶「神の使令」及び「食物の禁忌」の條參照。

アヒヤケ 婚姻を云ふ。妻の父に婚と云ひ、婿の父に姻と云ふ。東鑑に相舅と書けり。親家とも云ふ。やは宅の義にや(倭訓栞)。伴信友云、俗に親しき族をアヒヤケどもとも云ふ。亦もとより族なりし人を、聲にしたるをアヒヤケむことも云へり。アヒヤケは相宅であつて、家を共にせる由の言なるか(増補語林倭訓栞頭註)。

アフシバラヒ (畦拂) 沖繩では前年舊四月中旬に此折目が行はれた。形式は各村で異つてゐるが目的は同じを流す。商人之を災害の豫兆となし残りの油を地蔵に掛け除災とした。後に此商人蓄財して長者となる。諸人之より油を掛けて祈願す。油掛の町名も之より起る(山城名勝誌その他)。

大和磯城郡川西村の、南吐田と北吐田の境界の四辻に油懸地蔵がある。昔此地蔵が泥田に埋れてゐたので村人が引上げ或る人が地蔵が汚れてたので洗つた所が其人は俄に腹痛して苦しんだ。原因を調べると地蔵を洗つた爲で、洗つた地蔵様へ又泥と油を浴せたら腹痛がなほつた。祈願者は新しい油を地蔵に掛け古い油を付けて治すので此名がある(大和の傳説)。

大阪市南区安堂寺町は、孝徳紀大化五年の條に載せた安曇寺の舊地である。此通り筋の道具屋町に油掛地蔵があり、安曇寺時代の遺物で凡そ千五百年前の作である。信者は油を掛け祈願する(筆拍子卷四)。

京都市外太秦の惟子ヶ辻の路傍に油かけ地蔵がある。こゝでは祈願が満つると報賽として油をかける(山州名跡志卷八)。按に、神佛の像に諸種の物を塗る習俗があつたので、その一種と見る事が出来る。猶其條を參照せよ。

である。國頭村安田の例を挙げると、其日は村中の男女は悉く漬に往き、小屋を設けて其處で一日中遊ぶ。前年の五月以後に生れた小供の初降りとて、其子の健康を祈るために兩親兄弟等は酒肴を供へて村民を饗ふそれと同時に害蟲拂の祭がある。其方法は一人の男を害蟲に見立て、朝から食事も與へず海岸の洞穴の中に押込で置く。害蟲も斯くの如く飢よと云ふのである。夕方に皆が歸る頃に穴から出してやる。昔は蟲になる男を村掟で定めたが今では雇入れるのである(山原の土俗)。

アフライハヒ (油祝) 上野新田郡綿打村では、十二月十五日を油祝と稱して仕事を休む。初夏に實を結んだ菜種を保存して置き此日に油屋へ持行き油と交換して人參、牛蒡、里芋、甘藷などを此油で揚げて天麩羅を拵へて喰べる。尚餅も拵いて喰べる。此日は三度の食事に天麩羅を食ふ。又神佛へも供へる(民俗學二ノ一二) アフラカケヂザウ (油掛地蔵) 祈願する者、油を石像にかけるより此名があり、各地に存してゐる。

アフリジン (阿夫利神) 相州大山の阿夫利神。中井錦城の考に、阿は古朝鮮語の吾で、夫利は百濟語の村で即ち吾村の神社の義である(無用の書)。按に、阿夫利は雨降りの轉音であらう。

アホウワドリ (阿呆踊) 徳嶋市の盆踊で一に氣違ひ踊と云ひ著聞されてゐる。囃詞に『踊る阿呆に見る阿呆同じ阿呆なら踊らぬ損や』云ふので此名がある。唄はヨシヨノで百年内外に京阪から入つて来たもので、藝妓が此踊に加はるやうになつてから一段と盛んになつた(民俗藝術一ノ八)。其唄の文句は『鳥もほづ〜夜もほの〜と、鐘もなりませす寺々に』又は『雨が降るとて沖から曇る。娘さるとて婿が来た』此外にもある(日本民謡大全)。

アポーヘーポー (粟穂稗穂) 下野芳賀郡水橋村大字西水沼では、舊正月十四日の夕刻に、白膠木を約二寸位づゝに切り、一方は皮を附け一方は削り、之を竹の枝に多く挿して樹てる。之をアポーヘーポーと云ふが、粟や稗の豊實を祈るのである(芳賀郡土俗研究会報四號)。他地方の「瀟玉飾り」又は「物作り」と同じものである。各其條參照。

アマ〔海女〕 往古はアマと云へば海部全體を意味したのであるが、近世は海底に入つて魚貝海藻を採る婦女のみを云ふやうになつた。此海女も古くは各地に在つたが今は漸く浜び、有名なものとしては志州の鳥羽、能登の輪島、伊豆の白濱、壹岐の八幡などに残つてゐるだけである。海部の遺裔として特殊の社會待遇を受けてゐた上に、職業や環境の關係から、常民とは全く異つた生活を営むでゐた。豊後のシヤア、讃岐のオタタなども、又海女の派生である。之に就ては各其條を参照せよ。

諸國の海人、男子の禪、女子の腰巻、多く赤色を用ひる之は彼等が海水に沈むに當り、他より其所在の認め易きと、鱧などの大魚の害を避け得るためとである。海人に昔文身の俗ありしも又之がためだと云ふ。隼人は海幸彦の子孫と稱せられ海人であるが、彼等は赤土を顔面に塗る風俗があつた。今も古墳から往々頬紅さした埴輪土似を發掘するが當時貴人の近習として使役された隼人の習俗を示したものであらう。景行帝が熊襲を征して途豊前を過ぎ、殘賊を招き赤禪を賜つた事がある。殘賊必ずしも海人とは云へぬが、多少の由縁

があるものと思ふ（郷土研究三ノ一〇）。天野信景の見聞に『伊勢のあわかすか等の島近く船を浮めて、海女の鮑とるを見し、その痛しさ見るに忍びさりしが、熱納を着する事はなし。これ春の末の事なり。我勢海温暖の海水なる故にや知り難し。凡そ渡世さまさまと云へども、かゝる淺ましき生業、如何なる業報にや』云々（百卷本鹽尻卷七七）。津村宗庵の記事に『潜ぎの業は、伊豆の城ヶ島の蟹に越えたるはなし。それが故に城ヶ島の蟹を、他所の浦にても雇ひて、渡世とする事なり。されば房總の浦々まで雇はれ行て稼せぐ事とす。夏より秋まで半年を百兩百五十兩などと定て、雇ひ潜ぎをさすれば、二三百兩の蟹を得るにしたがひて、利分をわかす事とす。城ヶ島の蟹は水中にあること多く、煙草二三服のむ程ありて出るなり。息の長きこと他所の蟹の類ひにあらず。雇はるゝ蟹は二三十人ほどづつ連れ行て、日々蟹をするなり』云々（譚海卷九）。

志摩の鳥羽附近の海女は、芋糸で拵へた首環を掛けてゐる。その首環の胸の邊りの一端に蠶豆大の物が附けてある。これは彼等の大切なお守札である。海女は水

中に潜る前に舷側に一列に並び、腰にしてゐる磯ノ鑿を抜いてトントンと調子を合せて舷端を敲く、これは魔除の厭勝である。この音がすると海の悪鬼は悉く逃げ、然も鑿の響きは龍宮まで聞えると云ふてゐる。海底に潜るときヒューと一聲口笛を吹く、これも同じく魔除だと云ふ。海女が溺死すると家族は先づ梓巫女の許に駆けつけ、口寄せしてから屍體を搜索する。海女は六月一日を御齋祭と稱して休業するが、この祭には伊勢灣、熊野沖、太平洋から鰐が伊勢參宮する日だと云ふてゐる。彼等の鉢巻の手拭は、結んで前額の上に来る邊に、黒糸で晴明ノ判、又は九字の縫模様かしてある。これをドウマン、セイマー（中山曰。道満晴明の訛語か）と云ひ、昔旅僧の授けた眞言秘密の咒符だと傳へてゐる（生活二ノ七）。

能登の輪嶋町の海士は、人口約一千と稱されてゐるが町の住宅よりは立派なものを、町の北方三十六湊を隔てた沖の軸倉嶋に建て、毎年夏の作業中はこゝに移住する。鮑や海藻を捕へるのは海女ばかりで、男子の仕事は船の番人か子守、又は獵物の運搬である。海女の就業する時は、先づ髪を觀音髻（かくして觀音の姿に

扮すれば、悪魔も近づかずとの俗信による）となして身に一片のサイジ（男の禪に似てゐるが狭くて前垂がない）を附けた眞ッ裸となり、貝金（一尺三四寸ありて鮑を起し又護身用とする扁平な鐵棒）を持つて、十尋乃至二十尋の海底に人魚の如く潜り込む。斯くて作業の後その水面に現はるゝや、一種異様の悲痛なる聲（口笛）を發し、聴く者をして凄愴の感を起させる。

彼等の住宅には便所の設備がなく、男女とも岩陰などで用便する。海士の子は尋常五年頃から戀を知る。一かどの青年處女になると、お互ひが三人位の者と接する。やがて女が妊娠すると愈々配遇者が決る譯であるが、互ひに候補者が多だけに面倒で、往々野蠻極る喧嘩が行はれる。配遇者が定まり子が生れると、三年目の誕生日に持參品として枕と貝金位の簡単な仕度で嫁ぎ夫と同棲する。子を儲けてから三年目に同棲するのは、女の親が嫁ぎ人の減ずるのを厭ふためである。結婚は極端な近親婚で外婚は殆ど見當らぬ（旅と傳説三ノ一二）。

土佐の民謡に『お月灘桃色、誰れが云た、海女が云ふた。海女の口引き裂け』と云ふのがあつた。お月灘は土

州珊瑚の名産地であつて、桃色とは海底の珊瑚礁の美観を形容したものである。然るに土佐藩では此の場所を秘密になし外聞を警めた。此の民謡はそれを詠んだものであらう(土佐古跡巡遊録)。

備後鞆ノ濱の百貫島は、昔近江の正道と云ふ武士が嚴島詣の歸途、傳家の寶刀を海中に取落し、浦人を招き金百貫賭し探らせた。然るに悪魚がゐるので一人も肯ふ者なく、正道焦ち古より聞えし蟹の里なるに人無きかと罵つた。海人耻辱なりと海底に飛び込み太刀を引上げたが、悪魚既に彼の足を咬切り絶命した。正道の與へた百貫にて十一重の石塔を建てた(沿線誌集成)。

壹岐には小崎と八幡とに蟹が居るが、小崎は男ばかりで八幡は女が多い。女は身體が冷えぬと見えて、男が三度位水上にあがるのに、女は一度しかあがらぬ。女が十二三になると早いのは海に入りかける。遅くも十七八までの間に潜きするやうになる。初めは甜草や小鮑を採つてゐる。八幡では女が海に入るから、島仕事は一切ない。少し寒くなるとサ、網、冬になるとサシ網をするので海に入らぬが仕事はある。女の方も多期は日儲として鯛の押め滓とりをする。舊の九月から

翌年の四月迄は、潜ぎをせぬ事に爲つてゐる。潜ぎの所得は、甜草一貫目平均三圓のを十八貫から二十貫とする。小崎のは志賀嶋から、八幡のは伊勢から來たと云ひ、八幡の海女はお伊勢様に鮑殻斗を献上したものである。今の所では十八尋(二十尋迄は入られる)入る事の出来る者が一番上で三人しかゐない。十五尋以上入る場合には繩をつけるが、通常は十尋か十二尋である。海へ入つてから揚つて一と休みする迄を一汐、(ヒトシオ)と云ふ。身體を焚火で温める間を一と句切りとするが、一と汐の間に幾潜ぎもする。それも大抵一日に多くて五ツ汐、少ければ三汐である。渾の赤いのは餘りなく寧ろ手拭の方に赤いのを使ふ。大漁のとき網方から千圓祝ひ二千圓祝ひをするが赤手拭を遣る。海女は四十前後で轉業する。之は此年頃になると耳が遠くなる目鼻に病氣の出る者が多いからである。海女は収入が多いだけに生活は贅つてゐる(民俗學一ノ五)。

【參考文獻】

海女 土 史 輪嶋町役場發行
海女の生活の研究(安田 龜一) 千葉圖書館發行

蟹類労働問題の研究(伊丹 里) 松 堂 發行
壹岐の小崎蟹に就て(山口麻太郎) 社會經濟史學三ノ二
海 女 の 研 究 (暉峻義等) 週刊朝日二二ノ二
アマカヘリ(尼返) 越後では昔よりの習俗として、不幸の女子が師に就き髪を剃りて、最寄の庵室に住み在家を托鉢して露命を繋ぐを、名けて尼衆(ニシユウ)と云ふた。若し戒を破りて其道を追はれて還俗すれば俗に尼返とて最も賤しめたものである。(越後風俗志三輯)。

アマゴヒ(雨乞) 「天武紀」五年の條に、此夏大に早す、使を四方に遣て、幣帛を捧げ諸々の神祇に祈るとあるのが、雨乞の記録に見えた初めである。併しながら斯うした行事は原始時代から在つたと見るのが穩當である。殊に農業を立國の基とした我國に於ては此行事は、種々なる相を以て古く廣く行はれてゐた。左に其主なるものを列挙する。

雨乞と馬 延喜式(卷三)祈雨神祭、八十五座(中略)丹生川上社、貴布禰社、各黒毛ノ馬一疋を加ふとある。雨乞に馬を呪物として用ゐたのは古い時代からである。

攝津川邊郡稻野村の雨乞は、生瀬川の水源なる溝瀧に馬の首を切て投げ込む。此馬は白に黒の斑點あるものに限る。其儀式は村に傳はる雨乞の一巻を讀み終るや、馬の首を切て投げ後を見ずに村民一同歸る。馬の首切役は袴を着し、岩の上で之を行ふ。年により首を切る眞似をして、首に少しく傷をつけて血を絞り、其血を岩へ塗つて歸る事もある。明治十六年に首切を行つたが歸路には大雨があつた(内外珍談集)。

尾州東春日井郡坂下村では、村民總出となつて二頭の馬を曳き出し、先の馬の背に靱俵二俵を背はせ、其上に雷神に雲を乗せ、後の馬にも靱俵と龍神に雲を乗せ六人の唄歌ひと六人の歌助けと村民一同は囃しをとり二日間に涉り神社寺院を參拜する(東春日井郡誌)。

伊勢飯高郡丹生村の式内丹生神社は、嵯峨帝が黒馬を奉て祈雨した古社である。村民今に雨乞するに先づ境内の池を浚ひ、轆を立て太鼓を叩き法螺貝を吹き神前にて踊り、數日を経るも猶降雨なければ、黒馬を作り河中に竹柵をかき馬を乗せて祈る(勢陽五鈴遺響)。

雨乞と牛 紀州西牟婁郡北富田村大字庄川に、牛屋谷と云ふ瀧がある。昔から大旱の時には村民が此處へ集

つて雨を祈るが、在らゆる方法を盡しても猶降らぬ際は、牛の首を切て瀧壺の棚に置き、藁藁で堅く結付け後を見ずに歸つて来る。之を牛の首をつけると呼してゐる。然して此役は東富田村十九淵字平間の者が勤める事になつてゐるが、其者は手拭で鉢巻し扇子二本を角の代りに挿す（郷土研究一ノ七）。

越前の丹生今立南條三郡の境の原に池があり、水落神社が祀つてある。此地方で雨乞の時は、此池中に二匹の牛があるの、それを引揚れば降ると云ひて三郡の男女有志の者大勢が、牡牝二手に分れ網を池中の岩に結付けて引く。斯くすれば降雨あると信じてゐる（諸國珍談集）。

岩代南會津郡大戸（？）の村の雨乞は、猿丸太夫の古跡である上の沼へ、牛の頭を投げ込むのである（東京朝日新聞大正十三、七、二〇）。同郡長江村大字小沼崎でも旱天が続くと、小野嶽の中腹にある池に牛の首を切て投げ込み雨乞するが、此事は旭長者の娘に由来すると口碑に傳へてゐる（福島民友新聞大正八、八、一八）。

駿州志太郡西益津村の寄池の主はナメダラウシと云ひ

此主が吠ると近い内に雨降る。旱魃の際には農夫藁で大牛を造り、鉦太鼓を鳴らし踊りながら此牛を池に投入すれば、必ず三日内に雨が降る（同郡誌）。按に、始めは生牛を用ゐたのが、後に藁牛に代つたのである。備後雙三郡八幡村の矢淵ノ瀧の藤藁に、血の滴たるやうな仔牛の首が二つ結び付てあつた。之は古い雨乞の作法であるが同村に其後大雨があつた（都新聞大正十三、九、二）。

播州加東郡の村々では、雨乞には赤牛の首を切て瀧に投込むと雨が降ると云つてゐる（加東郡誌）。

雨乞と田螺 越後古志郡芦ヶ平村の池に栖む、白田螺を取り、大旱に雨を望む村里へ持つて来ると降らぬと云ふ事はない。雨を得たら元の池に放ち返すのだが若し過つて殺すか又は失ふかすると、池が荒れて洪水し麓の芦ヶ平村が難澁するので、旱天の折には取られぬやう村民が番をする（越後名寄卷二〇）。

三州南設楽郡千里村大字杉山の雨乞は、新しい桶を持つて同郡和合村の法印の許に往き、田螺（オッポ様と云ふ）を乞ひ請け桶を茅で巻き、其桶は途中決して地上に置く事なく持ち歸り、産土社に入れて祭れば効驗あ

りとして明治前は専ら行はれた。但し田螺は祭が済むと元へ返す（今泉忠義氏報告）。

名古屋市中區正木町の闇森八幡社の森に池がある。此池には尻切り田螺が居り、旱魃の時には之に雨を乞ふ話があるも今は行はぬ。只旱天には此池の水を掻き廻すと降ると云つてゐる（郷土研究三ノ五）。

雨乞と鰻 山城綴喜郡宇治田原村の雨乞は、村民が總出で同村字湯屋谷の大瀧の瀧の水を濁らし、瀧の主と云ふ鰻を捕へ、之に酒を飲ませ放て遣る行事がある。（綴喜郡誌）。

阿波那賀郡椿村大字椿の加茂神社の池に、大鰻が棲んでゐる。村民雨乞して之を見ると必ず雨降ると云ふ。（阿波志卷一一）。

讃岐三豊郡二宮村大字羽方に、鰻淵と云ふがある。旱魃のとき村民この淵を汲乾して神事を行へば、黒白の鰻必ず砂中に現る。黒鰻の出れば日ならずして雨降り白鰻の出れば降らぬと云ふ。此吉凶一も違ふことなしと傳ふ（古今讃岐名勝圖繪卷一一）。

雨乞と燕 羽後河邊郡戸米川村大字女米木の、高尾山神社の末社に雨乞長根社と云ふがある。雨乞の時には

古くは生ける燕を供へて祈つたが、今は木で作り獻ずるやうになつた。祭り終ると一町許り隔つた村杉ノ池へ投ずる（六郡祭事記）。

雨乞と神水 磐城石城郡草野村地方にては、雨乞の時は『あんめ（雨）たんもう龍王え、沖から雨が立つて来た。みぬ（義）も笠もたまらない。さあざあと降つて来い』と唄ふ。明治二十七年の大旱で水戸の雷神様の神水を受けて来て、柳の葉で振りながら太鼓を叩いて大聲で之を唄つた。神水を受けて来る途中では泊つたり休んだりすると、其處に雨が降ると夜通しで来るのださうだ（郷土研究四ノ一一）。

讃州三豊郡本山村では、家々から一把づゝの薪を集め村の中央で日暮から一晩中焚く。之と同時に三四里離れた山奥の、龍神が栖むと云ふ黒田淵から祈禱した水を樽に入れて、恰も驛傳競争式に持歸る（民族三ノ五）。伯耆大山の赤松湖へ、雨乞する村々から神水を買ひに来る。それは樽に酒を入れて来て大山に登り、本堂に供へてから湖畔へ降り此湖に移し、今度は神水を樽へ詰めて村へ持歸る。此處でも此樽を地上へ置く事は禁物で、雨乞の村人が宿場々々で出迎へ交代して村へ着

くが、さうすると七日間に必ず降雨があると云ふ（大阪朝日新聞大正八、八、七）。

雨乞と火焚 上野多野郡八幡村の雨乞は、明治以前は村民の多数が藁桿刈草薪等を持ち寄り、郷社山名八幡宮の後丘に積重ね之に火を放つて祈願する。此烟が散じて雲を起し必ず降雨すると傳ふ。一に之を千駄焼神事とも云ふ（多野郡誌）。

豊橋市附近の村落では秋葉山の火を借る事がある。之は一村一郷から三五人代参として秋葉に詣て、社僧から神火を乞ひ請け火繩に移して持帰り、水神の社邊などで一日松明を焚き雨を乞ふ。又産土社の神灯として祈る所もある（三州吉田領風俗答状）。

伊賀名賀郡花垣村の雨乞では（一）砂持とて村民が氏神社に集り、清浄なる白砂を神前の廣庭に運ぶ。（二）御白石洗ひとて社前に敷いた小石を清流で洗ひ浄めて元の所へ運ぶ。（三）以上の祈願でも猶降雨せぬ時は火上げと稱し村内の小高き丘の上で火を焚く。村民は藁桿を束ねた細長い松明一本づゝを持ち、之に寺僧が佛前に捧げて祈願した護摩の火を點じ丘上に集めて焚く。次は千燈明とて氏神の社前で數千の燈火を捧げる

（名賀郡郷土資料）。

丹波多紀郡地方の雨乞は、千束柴とて山上で大火を焚く。山の無い村では平地で之を行ふ。そして近江の竹生嶋辨天へ態々代参者を出し、其社の神火を持帰り此火で焚くと有効だと信じてゐる（多紀郡風俗調査）。

紀州西牟婁郡三栖村では、雨乞しても降らぬ時は高野山に詣て奥ノ院の火を迎へ來て氏神社に供へ、村民各々松明を携へ之に火を移し田の上などを振り、鉦太鼓を叩き祈願す。之を火送りと云ふてゐる（三栖村郷土誌）。按に、雨乞に火を焚くは烟を雲と見し類似呪術の一種である。

雨乞と龍神 龍蛇を司雨の神と信仰してゐたので、雨乞に際し之に祈請する習俗が殆ど全國に在る。岩代郡山町邊では、藁で龍を作り數人で之を昇き、水を桶に入れて若者等が笹の葉で其水を四方に濺ぎながら「雨たんぼ祝ふ」と囃しながら廻り歩くのである（相生集卷一七）。

下總香取郡東大戸村大字大戸區の、大戸神社の神寶に龍面がある。早魃のとき此面を出し、水を灌げば雨降る。同村の明神山に古松があり祭禮に里人龍面を樹の

枝に掛けるを古例とし雨乞塚と稱してゐる（香取郡誌）

武州秩父郡下名栗村の山中に有馬淵とて、龍神の栖むてゐる所がある。別當龍泉寺の僧が行屋で讀經し血脈を淵に投ずると龍神が感應する。此處で雨乞すれば必ず驗ありとて遠方から來る（武蔵風土記稿二四八）。

近江犬上郡豊郷村の唯念寺には、寺傳に北條時頼が廻國の際に住職禪海と園基を試みしに、庭上の青石に落雷あり石眞二ツに割れ青龍昇天し、其影像を雨戸に残して往つた。雨乞の折は村民蛇ヶ池の畔で長さ九丈胴廻り八尺の木の龍を作り、之を唯念寺の影像の前に運び入魂式を行ひ、村民は雨乞踊の歌舞をなし桂城神社で祈禱する（萬朝報大正十三、八、十六）。

若州遠敷郡宮川村の蛇池に蛇木と云ふが沈んでゐる。其木を水中から揚げると大雨洪水して田畑を損ずるとて、村民は鬼神の如く恐れてゐる。早魃に他の雨乞ひを種々行ふても驗なきときは、村中言合せ池を掃除するとて蛇木を少し揚げ社前にて能樂をなし、白き小蛇出て之を見るとき必ず降雨すと云ふ（若狭國風俗答状）丹後宮津町に近き毛原村に岩神様とて、頭の圍り七寸程の眞赤の蛇が栖み、時々岩の間から出る事がある。

之は雨ノ神で農民雨乞の折は一同打揃つて祈願すると翌日は降雨があると云ふ（少年世界大正十年十月號）。

筑後柳河町に近き、山門郡西宮永村大字上宮永の漁犬喜右衛門が、二百餘年前に龍宮より一靈玉を得て秘藏し、代々龍宮喜右衛門と稱す。柳河地方では早天が續くと藩命で同人に雨を龍神に祈らせる。喜右衛門傳來の靈玉を體に浸し紙で之を包み頭に掛け、矢留村の早川龍宮社に參籠斷食して祈請する。各村より晝夜交代で參詣し、夜は數千の松明を燃す（耶馬臺國探險記）。

雨乞と梵鐘 吊鐘に龍頭のある所より龍神に附會し又は沈鐘傳説より想ひ寄せて、鐘を龍宮より獲たと稱して、之に雨を祈る習俗も廣く行はれてゐた。武州秩父郡高山村に大鐘權現堂があり、龍宮より出現した鐘を祀ると云ふ。鐘は秘藏して見せず撞くことも無い。古例として十五年に一度開帳するすら近里遠村まで大嵐となる。雨乞には此鐘に祈請する（武蔵風土記稿卷二四七）。

信州下伊那郡平岡村に鐘ヶ淵があり、昔そこから梵鐘が揚り寺へ納めたが、今でも早魃だと其鐘を元の淵に沈め水で洗ふと、必ず雨が降ると云ふ（傳説の下伊那）。

近江琵琶湖の東方なる龍王寺の梵鐘は、龍女から授つたものである。一説には同地の平木ノ澤には二ツ鐘が沈んでゐたが、一ツ引揚げて同寺へ納めたとも云ふ。早年には村民が鐘を龍王ヶ峯へ持登り、平木ノ澤の水を鐘に濺いで雨を祈る。又此鐘は龍頭を現はさず常に白綿で包んである（日本傳説集）。

若狭大飯郡高濱村の醉導明神は、古鐘を祀つたものである。長早の折には村民が此鐘を大綱で巻き、海面に出すと猛雨即時に降るとて之を行ふ（若狭國風俗管状）。

日向宮崎郡那珂村の、平等寺に洪鐘がある。金色の龍頭生けるが如く、旱天には此鐘を水中に没すれば降雨があつたが、後に火災にかゝり降雨の驗を失つた。龍が死んだのだと云ふてゐる（宮崎縣史蹟調査第一輯）。

雨乞と岩石 「出雲國風土記」桶縫郡神名樋山の條に「鬼の西に石神あり、高さ一丈、周り一丈許り、側に小さき石神、百餘許あり（中略）。即ちこれ多伎都比古命の御魂なり、早に當りて雨乞するときは、必ず零らし給ふ」とある。石に雨を祈るのも古い事である。陸中東磐井郡藤澤村の、松尾山圓融寺（密宗）の庭上に小石がある。風雨隨時石とも雷石とも稱してゐる。

櫃を祀つた社がある。日本七唐櫃の一である。如何なる大旱でも之に祈ると三日のうちに雨が降る（因幡誌）。阿波美馬郡の櫛生山木地屋に石室祠があり、祠前方六尺餘の磐石がある。農民が毎に雨を此石に乞ふたものである（阿波志卷五）。

雨乞と獅子頭 信州上伊那郡大出村の、高橋權現の社實に獅子頭が二つある。村民が雨乞祭をするに之を水に浸せば必ず験があつたが、今は頭一つを失つた（伊奈志略卷三）。

雨乞と立待 遠州榛原郡勝間田村大字橋柄では、旱天祈雨の折には、全部落二十四戸を八戸つゝ三組に分け一戸一人つゝ一組八人の者、氏神西山神社に詰かけ居り、其中より一人つゝ交替に神前に直立して晝夜一睡もせず、強請的に降雨を催促し、一方には太き藤で作つた撞木で間斷なく釣鐘を鳴らしてせがむ。斯くて雨降る迄は三組二十戸が順番に立ち續け打ち續ける。同國小笠郡にも之と同じ雨乞がある（郷土研究三ノ四）。

雨乞と雷ノ手 美濃稲葉郡那加村大字新加納の少林寺に、雷ノ手と云ふものがあり旱天に之を水に浸すと雨が降る（稲葉郡志）。

大旱あれば此石に祈雨すると験がある（封内風土記卷二〇）。

武州西多摩郡小河内村大字原は多摩川に臨んでゐるが川端に岩があり旱天には之に祈ると雨降る。岩上に辨天の石祠がある（武蔵風土記稿卷一一五）。

近江栗田郡矢橋村の田の中に、天狗石がある。大き一圍三尺許り、但傳に僧最澄が天狗に石を投げさせると此處に落ち留つた。旱天に村民此石の根を叩くと雨降る（近江輿地志略卷四二）。

越前坂井郡鷓鴣村大字三宅に、源賴朝の墓石と云ふのがある。農民雨乞の際には此石を傍らなる池に入れて祈る（越前國名蹟考卷一〇）。

伊賀名賀郡美濃波多村の、産土社に雨石がある。祈れば雨が降ると云ふので、旱年の折に村民一同が石の前に平身低頭して祈つた所が雷雨があつた（都新聞、大正十一、八、十六）。

安藝佐伯郡玖嶋村に水溜石とて、凹所に水を貯へ旱天にも滴れぬ不思議を示してゐる。里人雨を祈るので雨乞石とも云ふ（藝藩通志卷五四）。

因州岩美郡東村大字田ノ河内に石籠權現とて、石の唐

雨乞地蔵 山城愛宕郡一乗寺村では、大正十一年四月から六月下旬までも降雨が無いので、農民三十六名が郡内の總代となり比叡山に登り、山頂の雨乞地蔵を荒縄で縛りつけ「雨を降らせば釋きます」と口々に唱へ更に夕刻から延暦寺の消えずの燈の火を火繩に移して四明ヶ嶽に積み上げた數百貫の薪に火を放つて祈願した。此古風な雨乞は明治九年、同三十五年、大正二年の三度に行はれたが何れも効験があつた（大阪朝日新聞大正十一、六、二十五）。

紀州西牟婁郡中芳養村字どう本の野中に雨乞地蔵が立てゝある。雨乞の時には此石像を頸まで川水に浸すと験がある（郷土研究一ノ六）。

備中後月郡芳井村の野宮祠の近くに石像がある。雨乞の節は地蔵の首に繩を縛りつけ淵に沈める。三日のうちに雨が降ると傳へ、降れば石像を引揚げ酒を供へ元の座に直す（大正七年六月岡山新報）。

岩代南會津郡大川村の勝常寺も此種の地蔵がある。雨乞のために大昔から水をかけられたものと見え、餘程損じてゐる（有史以前の跡を尋ねて）。大和宇陀郡内牧村檜牧の百姓が田を耕してゐると、急

に牛があげられ出し、いくら宥ても止らず、遂に人も牛もまんが淵に落て死んだ。其後も度々落て死ぬので、村人は恐れ或高僧を頼み、此淵の屏風岩に三尺餘りの地藏像を彫り祈禱してもらつた所、其後は何事もなくなつた。今も早魃の時には此像に雨乞をすることになつてゐる（大和の傳説）。

雨乞と鍋祭 攝州池田町に近き二宮村では、雨乞の時は村内の新婦住吉社に集り、鍋を戴き祭事を行へば忽ち靈驗ありと言ふ（攝津名所圖繪卷六）。

雨乞と強迫 司雨の神を激怒せしめて雨を降らせる方法として、神の嫌ふ鐵屑、犬骨、糞尿及び其他の不淨物を、殊更に池へ投じたり山に撒いたりする事がある。これは一種の神への強迫である。

紀州南牟婁郡神志村神木では、村の寺の鐘を赤淵に投げ込んで雨乞するが、それでも降らぬときは、村中が集つて淵の水を汲み乾すことになつてゐる。之は淵の主である怪魚を困らせる趣意で、必ず降雨があると信じてゐる（民族三ノ五）。

丹波何鹿郡奥上林村と北桑田郡との境なる、頭巾山の頂に、雨神と稱する青葉權現社がある。然るに此の山

麓なる北桑田郡鶴岡村字山森の女子は、登山すれば必ず祟りを受くると傳へてゐる。それ故に雨乞の折には特に此の祟りを利用するために、各村の女子が山森に一泊し、土地の者と成り済して登山する（何鹿郡誌）。若狭三方郡の新庄と八村との境に矢筈嶽と云ふが聳えてゐる。山頂に周り五町の池があり、池の主は蛟龍だと傳へてゐるが、雨乞の折には村民炬火を池に投じて蛟龍を怒らせると必ず効驗があると云ふ（三方郡誌）。伊勢鈴鹿郡白杵ヶ岳は、時として鼓聲の鳴動する事がある。早魃に雨乞するに此山で牛馬骨等の穢惡の物を焼くと必ず雨が降る。これ神が怒て雨を以て穢を淨めるのである（勢陽五鈴遺響）。

雨乞の木 和歌山市の南龍神社の社寶に加藤清正が朝鮮に在陣中、雨乞の奇特を見せたと云ふ楓の靈木が箱に收めてある。同地方で明治十六年の早魃に此靈木を取出し祈禱の後、大勢の農民が靈木に放尿したり足蹴にしたりしたので降雨があり同四十年にも靈驗があつた。南龍公の夫人は清正の女であるから、其縁で傳へたのである（都新聞大正十、十六）。按に、神體虐待の一例である。更に水神の嫌ふ鐵や骨や其他不淨物を

投棄し神を怒らせて降雨を促すのと同じ俗信である。

雨乞と烏帽子取 土佐吾川郡三瀬村大字勝賀瀬の雨乞は、大川端の淵で行はれるが、神職が此淵で祈禱し雨が降らうとすると、何者とも知らず淵の底から神職の着けた烏帽子を取るの、一に烏帽子取り淵とも云ふてゐる（土州淵岳志卷六）。

雨乞唄と謡 此二つは各地を通じ、餘りに多く存してゐるので掲載に苦む。詳細は「俚謠集」「日本歌謠類聚」等に就て見よ。民俗藝術（一ノ八）に各地の雨乞謡が集録されてゐる。左に二三首だけ抄出する。

志摩國志摩郡の雨乞唄

雨ぢやもの、雨ぢやもの、何をなげくぞ川柳、サ一水の早いをなげきそよ〜。

向ひの山から時雨來て、サ一みんな女郎たちや、しよぼ濡れた〜（以下略）。

降雨の後、里人禮の舞踊に用ふる唄

辨と、とかけと、箕と、ゆりと、サ一人の心をゆりなほす。

稻は三東五把なれど、サ一米は五斗五升五合ござる（俚謠集）。

紀伊海部郡引尾村立神社の雨乞唄

清き水上たづね來て、イヤ、加茂の宮居に、參るなり千早振り來る、雨のあし、イヤ御代も治まる、みつぎ物。

頼むしるしを、水無月の、イヤ、空も一つに天が下（以下略。日本歌謠類聚卷下）。

雨乞歌傳説 「萬葉集」（卷一八）に大伴家持が、天平感寶元年閏五月に、小早して百姓の苦むより、雨乞の長歌及び短歌一首を作つたと載せてある。

天皇の布き坐す國の、天の下四方の道には、馬の蹄い盡す極み、船の舳のい泊つるまでに、古よ今の現に萬みづき奉る長上と、作りたる其農業を、雨降らず日の重なれば、植ゑし田も蒔きし島も、朝毎に涸み枯れ行く、そを見れば心を痛み、緑兒の乳乞ふ如く、天つ水仰ぎてぞ待つ、足引の山の攪所に、彼の見ゆる天の白雲、海神の沖つ宮邊に、立ち渡り棚曇り合ひて、雨も賜はね（訓み方は古義に據る）。

反歌一首

彼の見ゆる雲流りて棚曇り雨も降らぬか心飽足ひに雨落を賀ぶ短歌一首

我が欲りし雨は降り來ぬ斯くしあらば言擧げせずとも年は榮えむ

「小大君家集」に「千速振る神も見まさば立騒ぐ、天の戸川の樋口あけたまへ」とある（中山曰。世に小野小町の歌とも云ふ）。「金葉集」に僧能因が伊豫の三嶋社頭で「天の川苗代水にせきくだせ、天くだします神ならば神」と詠み。晋其角が向嶋で「夕立や田をみめぐりの神ならば」と詠むで雨を降らせた事は有名な話である。「譚海」（卷八）に備前の武士某が農民雨乞に代りて「世をめぐむ道した、ずば民草の、田面にそげ天の川水」と詠みにしに降雨あり、更に其後幾年かを經て又々雨乞に「久堅の雲井の龍も霧を起せ、雨せきくだせせきくだせ雨」と詠みしに再び靈驗あつたと載せてある。

雨乞鳥 岩代耶麻郡の飯豊山は、陸奥出羽越後の三ヶ國に跨る高山で、此山にミヤマセウビンと稱する鳩程の鳥がゐる。其聲が大豆を轉がすに似たとて俗に豆コロガシとも云ふ。此鳥鳴くとき必らず雨降るので雨乞鳥と稱する（新編會津風土記卷四八）。

【参考文献】

各地雨乞習俗

民族三卷五號

岩代耶麻郡本寺村（雨乞石）

新編會津風土記五三

常陸國筑波郡小田村（火焚き）

海録卷一一

伊豆賀茂郡下河津村大字逆川（龍ノ鱗）南豆傳説集

遠江國小笠郡大淵村（神假面）郷土究研三ノ七

信濃國上伊奈郡の村々（神水）上伊奈郡史

播磨國美嚨郡の村々（牛ノ首）兵庫縣美嚨郡誌

同姫路市外の安至村（神火）旅と郷土と一ノ二

丹波國多紀郡の村々（火焚き）多紀郡風俗調査

丹後國中郡の村々（神火）丹後中郡風俗答狀

越後國古志郡の村々（田螺）北越奇談卷一

若狭遠敷郡宮川村大字加茂（雨乞石）若狭郡縣志卷二

美作久米郡大塚和村大字角石祖母 核正作陽誌

讚岐三豊郡財田村（雨乞踊）古今讚岐名勝圖繪一一

豊後國直入郡宮城村（牛首傳説）直入郡志

日向宮崎郡那珂村（梵鐘）日向の傳説

アマサケマツリ（甘酒祭）日向東臼杵郡新川に下舞野

神社がある。日本武尊が熊襲征伐の時假宮を置かれた

處だと傳へられてゐる。此の村には、尊を道案内した

者の子孫が今猶六戸あり。祭日には一夜造りの甘酒を

竹筒に入れたものと、萬年青の葉に包んで御饌を供へる慣例が残つてゐる（日向の傳説）。

アマチャ（甘茶） 志州鳥羽町地方では、四月八日に煎じた甘茶の汁で墨を摺り、之で白紙に卯月八日と書き戸壁に張りつけると、百足が來ぬと信じてゐる（日本週遊奇談）。

アマツカ（海女塚） 阿波板野郡の里浦村と同字粟津には昔から病人が多く、俗に「粟津かつたい里目腐」と云ふてゐる。従つて他村の者は、餘り通婚する事を好まなかつた。同地の口碑に往昔清少納言が此地に流浪して來た時、多數の土民が之を辱めたので清女は自ら陰所を剔り取て海に投じ、自身は砂地に腰部まで揺り込んで死んだ。現存の海女塚は清少の墓で、然も此近海で女陰に酷似したイガヒと稱する貝を産するのものが爲であると云ひ、更に病人の多いのも其祟りだと云ふてゐる。今では此塚に下の病の平癒を祈る者が多く報賽には男女とも下帯を納めるので、墓は之で覆はれてゐる（郷土趣味二一號）。

アマツツミ（雨愼み） 折口信夫の考證に「萬葉集」卷四に「雨障（アマツツミ）常する君は久方の昨日の雨

に懲りにけむかも」とあり、同集（卷一一）に「笠なしと人には言ひて雨愼み泊りし君が姿し思ほゆ」とあり、更に同集（卷一六、竹取翁の歌の一節）に「とぶ鳥の飛鳥壯が、長雨忌み」ともある。かく萬葉集にある「雨つゞみ」「長雨忌み」など云ふ語は、雨季の五月の居籠りを云ふので、雨の爲めに出不れずに、籠つて居る義では無い。萬葉集では意義が合理化せられてゐるが、女に合はぬ長い間の禁慾生活と云ふ義を、含んでゐる證據を一つ擧げる。「古事記」にある「長目を經しめたまふ」と云ふ語がそれである。主上の快からぬ貢女に、施された冷遇法であつた。媾を斷つて久しい事が、ながめと云ふと説くが、慾情生活の空虚から來る、つれづれな憂鬱を思ひ知らしめる事である。平安朝のながめは、禁慾或は人に逢ふを得ぬ不満から起る云々（日光五ノ二）。之を要するに五月の霖雨期に於て、古く男子の性器に割禮の式が行はれたので、自然と雨愼みの慣習となり、此月を禁慾、不外出の生活を送らせ、延いて婚姻まで忌むやうになつたのであると云ふのが梗概である。割禮、婚姻、齋月の各條參照。

アマツザサマ（雨壺様） 京都市外の岩倉村に岩倉神社

がある。其後山には雨壺様とて高さ三尺餘の六角石で周圍に六地藏尊らしいものが彫つてあり、上部には孔が穿たれてゐる。早天の折には村民が岩倉社に七日間參籠し、結願の日に松明を點じて雨壺様に詣で、其側にある傘石(自然石)を其上に据え火を焚いて雨乞する雨降れば傘石を元の如くに直し御祭する。之は性器崇拜から農耕の神事に轉じたものと考へる(郷土趣味一八號)。

アマノジャク (天邪鬼) 天野信景の考に「俗に物を妨る人をアマノジャクと云ふ。是は日本紀に天の神より使として、無名雉と云ふ者を豊原中津國に降し給へる時、天探女と云ふ者、天若彦に讒して射殺させし事を載せたり、是より出たる諺なるべし」とある(鹽尻卷九七)。現在でも之が通説となつてゐるが、民譚に出て来る者は之と趣きを異にしてゐる。

相州箱根山に昔神か人か知らぬが、アマノジャクと云ふ大力の者が住んでゐて、富士山を取崩さうと野望を起し、或夜に富士山を崩した土を天秤で擔いて相摸灘へ棄てた。其土で出来たのが伊豆の大島である。其翌晩は遅れて仕事を始め、相摸灘まで往く途中で箱根山

で夜が明けた。それで擔いでゐた土を棄てたが、之が二子山である(日本傳説集)。

越後柏崎から東北六里の石地町の羅石堂邊は、巖石が海中へ五六町も突出してゐて、俗に岩の掛橋と稱してゐる。昔羅石明神が越後と佐渡の間に橋を掛けやうと多くの眷族を集めて従業してゐると、眷族中のアマノジャクが怠けたさに夜中に鶏の鳴く眞似をした。明神は之に欺かれて昇天してしまつた。今の掛橋は其残りだ云ふてゐる(同上)。

出雲松江地方の民譚に、昔洗濯に往つて瓜を拾ひ、歸宅して瓜を割ると美しい姫が出た。爺と媼で育てあげて連れ出し、其衣服を剥で自分が着し、姫を柿の木に縛りつけて機を織つてゐたが、それが露現してアマノジャクは爺のために鎌で首を斬られ裏の黍畑へ棄てられた。其血に染んで黍の色は赤くなつた(同上)。此民譚は東北地方では瓜子姫の話となつて傳つてゐる(聴耳双紙)。

壹岐では人に逆らふ事をする者をアマノジャクメと云ふ。昔は「此世一生、常月夜、米の飯にこなの汁」と云

ふほど世の中が楽しかつた。日と月が交替して毎日昇る、田畑の物は豊稔で、稻は刈らずとも田の端で手招きすれば自然に取入れが出来た。それをアマノジャクメが面憎くがつて稲黍黍蜀黍などを根から仕抜きあげたので實は悉く稍にばかり残つたのである。其折に高黍で手を傷けた血が附いたので、今に黍に赤い筋がある。大豆だけは手が痛んで抜けぬために上下に枝が出て實がなるのである。此の外に番匠と渡良と沼津の間に橋を掛けることで、口論して負けたのを無念に思ひ鶏の鳴聲を眞似て番匠を苦め中止させた事もある(民俗學一ノ三)。

三河西部地方の傳説に、アマノジャクは何事でも親の云つに反對し、寒いと云へば暑いと答へ、山へ往くと云へば川へ往くのであつた。その母が臨終に際しアマノジャクに死んだら川へ投げ込めと遺言した。之は斯う云へば必ず反對に、山へ埋めると考へたからである。然るにアマノジャクは折角の母の言ひつけだからと屍體を川へ投げてしまつた。其後に供養しやうと思つても屍體の在り處が知れぬので、毎日探してゐるとの事である(同上三ノ九)。

【参考文献】

あまのじやく(林 羅 山) 梅村載筆人ノ卷
あまのじやく(喜多村信節) 嬉遊笑覽卷九
あまのさぐめ(山岡 俊明) 類聚名物考卷三三八
アマノトリフネ (天鳥船) 神代に此事の見えてゐるので其所傳の古さが窺はれるが、既に此處では神格化されて民俗との關係が薄れてゐる。併し此信仰が古く我國では人が死ぬと其靈魂は鳥の形して天に昇り、又は地上に降る時は同じ形をかりるものと云ふ思案に出發したものである。天稚彦の死を送る葬人の多くが鳥の姿をしたのは此一例で、更に現在民間に於て葬儀に紙製の鳥を飛ばすのも又此一證である。春を齋して來る燕を神鳥としたのも此信仰が加はつてゐる。

【参考文献】

天鳥 船信仰 (米田庄太郎) 藝 文
葬儀と紙燕 (中山 太郎) 日本民俗源流考
アマビキヤマ (雨引山) 紀州伊都郡山崎村の雨引山は雨舞具山とも、雨美壺山とも書くが、皆一音の轉である里人早天の折は登りて請雨する(紀伊續風土記卷五〇)。按に雨引山は各地にある。平田篤胤は「古史傳」

で雨引は龍神を祭りし所だと考證してゐる。

アマヨロコビ〔雨悦び〕 雨乞して降雨があると、雨悦びとて農民が祝ふ事も古くからある。「日本紀略」の大同三年九月甲辰雨降る。甘雨と云ひ賀した。平城帝曰く、朕亦此情あり、有司に樂を奏させ、物を賜ふ差ありと見えてゐる（橋窓自語卷五）。按に、民間の習俗に従へば、雨悦びと雨祝ひとは多少の相違がある。雨乞の時は前者で、後者は雨を待つてゐる折に降つた場合を云ふてゐる。關東地方ではオシメリ祝ひと稱し農民は休業し酒宴など開く。岩代の村々でも、之に同じと相馬郷土史（卷一）にある。

アミウラ〔網占〕 若狭三方郡田井村大字世久見浦では、毎年舊正月十一日に、船玉の神事を行ふ。當日は祈願所なる同郷八村大字向笠の月輪寺住職を招きて、大般若の轉讀祈禱をなし、次に蟲除の祈禱をする。その歸路を子供達が、集り網を以て住職を捲き倒さうとし大人達は住職に附添ひ倒されまいとする、住職の倒れた年は豊漁だと云ふてゐる（福井縣三方郡誌）。

アミダクジ〔阿彌陀籤〕 畧して單にアミダとも云ふ。籤で各人の醸金高を定め、内一人は客になり出金せず

又一人は出金せぬ代りに使となりて品物を求める役にあたり、之で飲食物を買ふ戯れである（社會事彙）。南方熊楠の考に、此籤の名の起りは、阿彌陀佛が如何なる衆生をも平等に救ひ遣るゝと云ふやうな所から出たのであらうと云ふてゐる（民俗學三ノ八）。

アミダノメダマ〔阿彌陀の眼玉〕 信州北安曇郡北小谷村字中谷に、僧行基作の阿彌陀佛がある。眼疾の治癒を祈れば利益ありと云ふ。或年同字の者二人が阿彌陀の尊像も塗りが剥けたとて漆匠に修理を托した。漆匠は此像の非凡の作なるを知り、眼玉を抜き取て私しようとして眼が潰れ、二人も餘計な事だと冥罰を受け、今に兩家とも眼疾者が絶えぬ（小谷口碑集）。按に、東京四谷新宿泰宗寺の閻魔の眼玉の話と同系である。

アミダヤナギ〔阿彌陀柳〕 磐城西白川郡大沼村大字本沼の田畑の中に、圍り六尺餘の柳の古木がある。疥瘡の病人此木に治癒を祈るに、先に納めある棧俵を持歸りて煎じ、其汁で局所をたで（蒸）れば癒すと。報賽には棧俵を倍して納め團子を供ふ（白河風土記七）。

アミヒキチゾウ〔網引地藏〕 相州鎌倉淨光明寺の境内に在る。昔由比ヶ濱の漁夫の網にかゝり海中から出現

した。像の背に凹みあり潮候に従つて増減すと云ふ（新編鎌倉志卷三）。

アミヲキラフカミ〔蟬蝦を嫌ふ神〕 讃岐阿野郡林田村の惣社神社（祭神諸册二尊）は、古くからアミ魚を嫌ひ之を荷ふた者が社前を通ると忽ち腹痛悶倒する。これ神威なりと云ふ（古今讃岐名勝圖繪卷七）。

アメ〔飴〕 飴を神事に用ゐた例は各地にある。薩州では、昔は十一月三日の朝に、飴と葱味噌を食ふ習俗があつた（薩摩風土記）。之とは少しく事情を異にするも、我國では砂糖の普及せぬ以前は、飴を製して甘味に代へたものである。飴の俗信に就ては「齒固」の條を参照せよ。

アメイチ〔飴市〕 松本市では毎年一月十日に天神町の市神が、市内を渡御し終ると、夕刻から各商店が賣出しを始める。福ぎれの外に飴と縁起物を買ふので近年から數萬の人が群集して夜通し賑ふ。此祭は昔上杉謙信が武田信玄に鹽を贈つた義舉に對し、永く其徳に報ゐるため鹽市を開いたのが、後に飴市に變つたのだと傳へてゐる（松本繁昌記）。

【参考文献】

アミヲキラフカミ—アヤオリヒメ

松本地方の飴市（胡桃澤 勘内） 信濃 第一號

アメスキノカミ〔雨好の神〕 備前赤磐郡瀧瀬村大字肩背に雨垂布勢神社がある。數百年前に陸前から、勸請したと云ふ。當時の百姓が雨垂と云ふ社名が妙なので雨乞の神として祈り、祭禮に雨が降らねば屋根に水を汲み上げて、雨垂の落る迄流して之で祭禮が無事に了つたとしてゐたと傳へる。其爲か今尚毎年十月十八九日の祭禮には雨天が多い。偶々天氣であつても只の三粒でも降る（汎岡山郷土傳説特輯號）。

アメフリチゾウ〔雨降地藏〕 越中氷見郡女良村大字脇の、産土社の鳥居の根本に地藏が埋てある。早魃の際に此地蔵を掘出して洗へば必ず雨降ると云ふ。其代り洗つた者は七日内に屹度死ぬとある。一説には洗ふのでは無くて小便をかけるのだとも云ふ。（民俗學二ノ一）。神佛虐待の條参照せよ。

アヤオリヒメ〔綾織姫〕 陸前氣仙郡綾里村に唐櫃岩と云ふがある。口碑に往古綾織姫が、住で居たので此村名が起り、今に其時の機具を唐櫃に入れたのが岩に化したと云ひ、岩の傍に機具に似た石が若干ある（封内風土記卷二一）。

アヤカシ 海船の妖物を云ふ。「古事記」にアヤカシコ
ネ神あり、アヤはアナと同じ、カシコは惶なり。され
ばアヤカシはアナオソロシの義であらう。謡曲船辨慶
に「いかに武藏殿、此御舟にはアヤカシが付て候」と
ある(以上。俚諺集覽)。按に舟幽霊の一種か。舟幽霊
の條参照。

アヤゴ 沖繩の宮古嶋では、歌を以て事蹟を語り傳へる
慣習があり、此歌をアヤゴと呼んでゐる。アヤゴは多
分文藝の文の字を意味し、現に又澤山の短い叙情詩を
も其中に算へてゐる。アヤゴの傳承は、よく判然せぬ
が本朝の神田氏と同じく、神に仕へた優良の女人の掌
る所であつたらしい。従つて其章句に宗教上の意味が
添ひ、平日輕々しく口吟されてゐなかつた事が察せら
れる(民族一ノ一)。

【参考文献】

宮古群嶋のアヤゴ(柳田 國男) 民族一ノ一
アヤゴ研究二篇(ネフスキー) 民族一ノ三
アヤコヲドリ(綾子踊) 永正の昔上杉房能が長尾爲景
に亡ぼされた際に、奥方綾子の前は侍女を連れて越後
刈羽郡佐橋の庄に潜伏した。そこは後世女谷と云はれ

とも云ふた。然るに頼政の名が此ヨリマシに近い所か
ら、神懸りを職業とした巫女を頼政の女房であつた菖
蒲前に附會してしまつた。勿論、巫女が民心を収める
必要から、好んで史上著聞の婦女の名である小町、式
部などを僭稱した例もあるので、或は菖蒲(香取社に
オソメ、吉備津社にアソメと云ふ巫女のあつた事も參
考すべきである)と云ふ巫女が實在したかも知れぬが
要するにヨリマシの名を頼政と誤信し、其女房に附會
したものゝ多いことは疑ひない。頼政傳説。及び頼朝
と云ふ神人の各條を参照せよ。

伊豆賀茂郡稻梓村大字相玉に、舊相玉山長福寺と云ふ
があり、之は源頼政の妻菖蒲前の香華寺であつた。本
尊の千手觀音は同女の護持佛と傳ふ。寛政十年に其趾
に小堂を建てたが、菖蒲前の墓は今に残つてゐる(南
豆傳説集)。同國南條縣西琳寺の南方にも菖蒲邸とて
あり、頼政に死別した妻菖蒲前が此處で終つたと傳へ
てゐる(北豆小誌)。

越後西蒲原郡峯岡村大字竹野町の、金仙寺(密宗)は
菖蒲山と號し、頼政の領地であつた爲めに菖蒲前が來
たり住み開基したと傳ふ(越後名寄卷四)。更に、同地

た谷間の部落である。此人が傳へた形見の踊と云ふ。
又アコヤと云ふてゐる(温故の栞二三篇)。

アヤスギ(綾杉) 宇佐八幡宮の神木。八幡愚童訓(卷
下)に「大菩薩摩訶陀國の杉の種をとらせ給て、栽給
ひけるとて、九本の大杉あり」と載せ、更に「宇佐託
宣集」に「杉の樹に神靈を留む」と見えてゐる。

アヤトリ(綾取) 女兒の遊技で京阪では糸取と云ふ。
(近世風俗誌卷一〇)。按に、此遊びは殆ど世界的に存
してゐて、二人取、三人取など頗る複雑のものがある。

アヤマリシヨウモン(誤り謬文) 訛り謬文を見よ。
アヤメウラナヒ(菖蒲占) 端午の節句に行ふ。「三
潮草」に女兒の戯れに菖蒲を結び「思ふこと軒のあや
めにこと問はん、かなはゞかけよさゝがにの糸」と唱
へて一事を祈る。願ふところ成るものは、蜘蛛あつて
網を菖蒲の上に曳くと云ふ(俳諧歳時記栞草)。

アヤメノマヘ(菖蒲前) 源頼政が鶴を射た功勞に對し
至尊より賜りたる女房と傳ふるも(源平盛衰記)諸國
に足跡を残した菖蒲前の正體は巫女である。我國では
古く神懸する者をヨリマシ(尸巫)と云ひ、更に小兒
を用ゐる時はヨリワラ(尸童)又はノリワラ(乘童)

の口碑に、菖蒲前は頼政の死後亡夫の弟小國頼行を頼
みて此地に来て身を終り、金仙寺境内に其墓がある。
(越後鐵道案内)。

丹波北桑田郡周山村大字矢代は源頼政が、怪鳥を退治
せし功に由り賜りし領地である。同地にある五輪の古
石塔は、女房菖蒲前の墓である(同郡誌)。同國何鹿
郡吉美村大字多田字聖塚に菖蒲塚がある。俚傳に治承
年中以仁玉同地へ遁れし際、頼政の妻菖蒲前が王を供
奉して此地に來たり卒去した墓と云ふ(同郡案内)。

播州須磨寺に近い田の中に頼政薬師を祀つた小堂があ
る。元淨福寺の廢趾と云ふ。一説に菖蒲前の念持佛と
も傳ふ。毎年正月八日に鬼追の式あり、鬼面を被り火
を點じた竹束を持ち里人を追ひ狂ふ(西嶺大觀)。

播州赤穂郡高田村大字西野山に菖蒲前猪ノ早太の墳墓
がある。頼政宇治にて死に臨み早太をして菖蒲前を伴
ひ脱れ去らせた。兩名此地に潜居して終ると傳ふ。同
國加東郡に頼政村、鶴村、猪ノ早太村と云ふがある。
鶴を射た功で賜つた地なりと。又頼政塚とて同人の足
を埋めた塚もある(赤穂郡志)。

安藝賀茂郡御園宇田口兩村の間に、東子龍あり、附近

に東子の墓と云ふ古墳がある。俗傳に源賴政の宇治敗死後に幼兒西國に流浪し此處にて死す。母菖蒲前祭ひ來て遂に永住して終ると云ふ(藝藩通志卷八二)。

【参考文獻】

賴 政の墓 (柳田國男) 郷土研究一ノ九
関秀才媛に附會の巫女(中山太郎)日 本 巫 女 史
アヤメヒシ (菖蒲菱) 武州秩父の三峯神社の神紋は菖蒲菱である。同社は明治前修験の道場で、代々の別當は京都の公家花山院家の猶子となつたが、此事は神社に取つては威信を加へる所以であると同時に、公家に於ては有力なる財源であつた。そして花山院家の定紋を社紋としたのである(郷土研究四ノ二)。

アユカヘリタキ (鮎返瀧) 三河南設楽郡長篠村大字横川の寒峽川の二ノ瀧は、高いので夏に豊川から登つて來る鮎が此處で返つてしまつた。それを同國北設楽郡安嶺の城主が遺憾に思ひ、岩を割り碎いて瀧の瀬を低くしやうと企てた所、龍宮より夢想があつて鮎を登らせるから工事を中止してくれとのこと、其後鮎が安嶺まで登つたと云ふ(郷土研究三ノ一二)。

アラエビス (荒夷) 攝津廣田神社の末社に荒夷と云ふ

がある。之の信仰であるやうに考へる。梁塵秘抄に、「神のみさきの現むずるは(中略)、八幡に松童聖眞、こゝには荒夷」と詠まれたのは即ち之である。明治初期まで東京に來た夷廻しの口上のうちに荒夷びすの語があり、之に由れば夷神は荒神で西ノ宮の本體は恐ろしい顔をしてゐると傳ふ(木太刀一ノ一)。按に、夷神は御靈信仰より起れる事は「神のみさきの現ずる」の一句で判然する。猶「祟るゑびす」及び「みさき」の各條参照せよ。

アラソウリ 沖繩では舊十一月、即ち田植の候より一ヶ月餘も前に、吉日を擇んで苗代から三本の苗を採て田に移し植える式があり、之をアラソウリと云ふ。舊十二月にはムカヘソウリと稱して、更に七本の苗を移植し、それから數日して一般の田植えが始まる、南總諸郡のアシソウリと、名前までが近似するのは珍しい例である(農村語彙)。

アランヒノキ (争ひの木) 東京市瀧野川區田端町の白鬚神社の神木は、一に争ひの杉とも云つた。根の周り四五抱へもあり高さは僅に二丈四五尺、遠く見れば枝ぶり松の如く、又高野槇の葉の詰つたやうにも見える

樹の下に近づいて始めて杉と知れるので、斯く名づけたと傳へてゐる(武藏風土記稿卷七)。此木、後に鐵道設敷のため他へ移植され今は枯死したと云ふ事である

【参考文獻】

争ひの樹と覆ノ樹(柳田 國男) 民族一ノ三
アラハバキカミ (荒脛巾神) 門客神の異稱である。武藏大宮町の氷川神社の攝社に門客社があり、祭神は豊磐窓櫛磐窓の兩神となつてゐるが、古くは荒脛巾神社と稱したのを、神職が今の名に改め、足摩手摩の二神を配祀した(武藏風土記稿)。これは氷川社の祭神が須佐之男命と改定されたので、祭神に縁ある足手二神を追祀したものと考へる。同國西多摩郡小宮村大字養澤に門客人(アラハバキ)明神があり、祭神は豊櫛兩磐窓神である(同上)。武藏國には此の外に北足立郡に荒脛巾神社が三社あるも今は省略する。陸前宮城郡多賀村大字市川の阿良波々岐神社は、俚傳に一宮の末社と云ふてゐるが確證は無い。これに祈る者は報賽として脛巾を献ずるが、その理由は不明である。同國玉造郡一栗村大字下一栗の荒鉏(アラハバキ)權現社は、創建及び祭神とも未詳である(以上。封内風土

記)。岩代北會津郡湊村大字赤井の荒脛巾神社は、祭神は金山比古命と稱してゐる(新編會津風土記)。

甲斐郡留郡下和井村の、春日神社は同村の氏神であるが、社内にアラハバキ二體(衣冠の座像)あり、背面に文明十五年の銘がある(甲斐國志卷七二)。是等に由れば此の神は、關東から東北に多く祭られてゐる。従つて荒脛巾の神名より「常陸風土記」に見えた八東脛系の祭神が聯想されるが、それは妥當ではない。これは原祀神たる地主神が、後祀神のために總てを奪はれ、漸く客神と云ふ名の下に、社殿の奥から門前の方へ敬遠され、こゝに門客神と稱されるやうになつたので、神像は門に由縁ある豊櫛兩磐窓神に附會され、更に門神(後には隨神とも云ふ)ゆる荒脛巾(草製の脚巾)を附けた木像などが作られ、遂に此の名を負ふたものと考へる。

【参考文獻】

荒波婆伎の名義 (黒川 春村) 碩鼠漫筆卷三
地主 神 考 (中山 太郎) 日本民俗學(神事篇)
アラハンサラ 沖繩では祝女や神人が死んで、更に新しい神人を立替へる事を斯く云ひ、又は「神の座替」と

も云ふ。相續者は概ね其娘だがその無い場合は親族中で近い者を立てる。後繼者の定め方は各村とも似通つてゐて、國頭村邊土名では其候補者が、ノロドンチ（祝女殿内）へ来て籤を引て定める。斯くて定められた祝女や神人は、先祝女への引合せと云つて、洗髪に白装束で神アシアゲ（齋場）に於て、お花米と御酒とで祈願し、他の神人はオモイ（神歌）を唱へて壽ぐのである（山原の土俗）。

アラヒザラシ 「洗ひ晒」産婦の死後に手向る供養を云ふ。土地によりては「流れ濯頂」とも云ふ。其餘参照。豊橋市地方では、産婦が死ぬと洗ひ晒として、道端に棚を設けて塔婆を祀り、産婦の用ゐた箆を、吊して置き主人は毎日それへ水を手向に往き、箆の竹を一本づゝ折て歸り、それが無くなるまで續ける。道を通る無縁の者も水を手向け箆の竹を折て、速く成佛するやうにと祈つた。塔婆の字が水で消えぬうちは浮ばれぬと云ふ。同地の俚諺に「産で死んだら血の池地獄、あげておくれよ水施餓鬼」と「産で死にや又身が血が池に洗ひ晒しを百二十日」と云ふのがある（旅と傳説誕生葬禮號）

佐渡ではお産で死ぬと洗ひ晒として、川に四本柱を立て各柱に南無阿彌陀佛と墨書し、赤い布を其間に張り一本の竹納杓を添て置く。此柄杓で通行人から水を手向て貰ふのであるが、水で布の色が褪せると成佛すると云ふ（同上）。同地の俚諺に「十九厄まけ初産ではてた洗ひ晒しで浮かばれぬ」「兄ちゃん何處へ往く手に杓さげて、洗ひ晒しに水かけに」などある（佐渡の民謡）。

アラホレ 沖繩諸島では、カンギヤナシ（高級の巫女）に随屬せる見習祝女とも云ふべき者を、アラホレと云ふ。概ね十二三歳から十五歳迄である。猶沖繩の「神降臨」の條を参照せよ。

アトホシメウジン 通明神 和泉泉南郡長瀬村に在る。神社の縁起に就ては、昔、棄老の習俗が行はれて四十になると野に山に棄てたが、某中將は七十に餘る両親を棄るに忍びず、竊に家の内に隠し置き孝養した。然るに唐土より我國を討たんと企て、先づ試に種々なる難題を出し、最後に七曲りの玉の中へ糸を通せと云つて来た。朝廷で評議したが出来ぬのを中將が聰き歸宅して之を両親に告げると、玉の出口に蜜を塗り蟻の足に糸を付て入れ、ば忽ち出来るとの話に、そ

れを實行して成功した。唐土では我國の深智に恐れ征討を止め、朝廷では天下に命じて棄老の習俗を廢した。後に中將を神に祀り蟻通明神と稱した（枕双紙）紀貫之が紀州よりの歸途に此社前を過ぎしに、馬病んで將に死なんとした。路人に問ふと神の瘧りだと云ふ貫之「かき曇りあやめも知らぬ大空に、蟻通しとは思ふべしやは」と歌を手向ると馬の病が癒つた（貫之家集卷下）。按に、之は支那の故事を我國に輸入したものであるが（本朝神社考）、古くから民間に傳承されたものである。棄老傳説、乘馬咎の神佛参照せよ。

アリノクマノマヘリ 「蟻の熊野詣り」熊野信仰は平安朝より漸く熾烈を加へ、歴聖の行幸百餘度に達し、一方熊野比丘尼の活動と宣傳とは之に拍車を添へ、一方民衆は伊勢神宮の參拜を禁じられてゐたので、其親神なる熊野神へ詣る信仰と相俟ち、諸國よりの道者は恰も蟻群の如く集つたので、遂に此俚諺を生むに至つたのである。然るに南北朝の初期に大和紀伊に兵亂が頻發して交通に苦みしと、伊勢信仰の隆盛とにより減退した。猶「熊野信仰」を参照せよ。

【参考文獻】

アリノクマノマヘリ—アルキスチ

熊野參詣路次の道言葉（天野 信景）鹽尻卷一—四蟻の熊野詣の初見記事（小山田與清）松屋筆記卷九三熊野信仰の隆替と巫道（中山 太郎）日本巫女史アリマサ 「物識」 明和から安永にかけて津輕のイタコ（巫女）が、非常に跋扈した事がある。「平山日記」に「安永元年三月弘前近所如來瀬村イタコ、金米錢を降らせ候節取はやし（中略）、是後村預けになり」とある。同書に「ト點々端的の由」と記し、端的をアリマサと訓ませる。アリマサは多く山伏修験の餘業らしいが、今に村の物識りをアリマサと呼んでゐる（津輕舊事談）。按に、菅江眞澄の「美香幣乃譽路臂」に「イタコ巫女覆槽をし、弓を打ち、神懸りを爲して、此病ふ人の上を、アリマサに語る」とある。之に由ればアリマサの語義は端的、又は明確の意であつたのが、後に物識の意に轉じたのであらう。物識の條参照。

アルキスチ 「歩き筋」 明治維新前は、村の名主に屬し使ひ歩きする者の家を斯く稱した。特殊民では無かつたが賤民の世襲となつてゐて、一般からはやゝ輕視されてゐた。

【参考文獻】

驅使部と土師部 (喜田 貞吉) 民族と歴史一ノ一
アルキソメ (歩き初) 降中霰石地方では、赤兒が誕生祝ひ前に立歩きすると、タツタリモチ(立つたり餅)と云ふ行事を擧げる。餅を搗て其兒に投つけて轉ばすのであるが、今は餅を搗て祝ふだけになつた(旅と傳説誕生葬禮特輯號)。猶「誕生祝」参照せよ。

アルキミコ (歩き巫女) 住所を定めず各地を漂泊する者を云ふが、古くより在つたことは「梁塵秘抄」に「我が子は十餘に成りぬらん、神巫(カウナギ)してこそ歩くなれ」云々とあり。更に「大乘院寺社雜事記」寛正四年十一月二十三日條に七道者を擧げ、その中に「アルキ御子」の名が見えてゐる。猶「八百比丘尼」参照。

アレフトメ (阿禮少女) 賀茂神社の齋院を稱した事が「類聚國史」に載せてある。御阿禮祭に奉仕するためを負ふた名である。阿禮の語義に就ては、異説あるも神の降誕を意味するものと考へる。

【参考文獻】
 瀨 見の小川 (伴 信友) 伴信友全集本
 賀茂御阿禮の神事 (星野 輝興) 郷土趣味三ノ一〇

賀茂傳説考 (肥後 和男) 東京文理大學紀要
アワコチザウ (泡子地藏) 墮胎を傳説化した物語で各地にある。特に此物語で注意すべき點は、相手の男が概して僧侶六部等の信仰界の人物と云ふ事である。近江蒲生郡武佐村大字西生來の、泡子地藏の縁起に、昔僧空海が廻國の途次、路傍の茶屋に休息して茶を喫して立去つたが、茶屋の娘が空海に戀慕し其茶の残り滴を飲みしに懐胎し男兒を擧げた。一年後に再び空海が此茶屋に休んだので、娘は其事を語ると、空海は男兒を手にし何やら咒文を唱へると其兒は元の茶の滴になつてしまつた。此兒のために地藏を建て供養したので斯く稱すとある(淡海温故録卷二)。

羽前西村山郡西山村大字水澤の、或農家で六部を頼んで供養を營んだ。家の娘が六部に愛着し其飲み残した茶の滴を飲み身重となり男兒を儲けた。其後六部が又來たので其事を告げると、六部は赤兒と去年の茶碗とを手に持ち、咒文を唱へると赤兒は元の茶の泡になつてしまつた。娘は驚きの餘り發狂し池に投身したが蛇體となつた。六部は後世を弔ふために寺を建て永住した。龍昌寺がそれである(日本傳説集)。

盛岡市外の農村に傳はる話は、京都の公家が故あつて奥州へ下向し、途中で飲み残した茶の滴を女が飲んで妊娠し男兒を生んだ。其兒が七歳の折に父親を慕ひて母親から事情を聴き「水子の父は居ないか」と呼ばりつゝ各地を尋ねるうち實父に會ひ、同じ床に寝ると元の茶滴になつてしまつた(金田一京助談)。

【参考文獻】
 尾州海東郡大森村子消里 (泡子地藏) 同名所圖繪七
 武州入間郡水谷大字水子 (水子觀音) 遊歴雜記四編
 越中國氷見郡井波町 (子撫川) 肯構泉達録卷一五
 泡子地藏が語る墮胎 (中山 太郎) 日本民俗誌
 茶を飲んで孕んだ話 (南方 熊楠) 民俗學四ノ一二
アヲウマツリ (白馬祭) 常陸鹿嶋神宮にて毎年一月七日夜に行ふ。正殿御戸開きの神事あり、次に神馬七頭を牽立て、御假殿の周りを駈け廻らせ、地踏み轟かし太鼓を打ち或は戸を叩き其騒音は耳を聳するばかりである。之は俗諺に鹿嶋神は元日より此日まで眠り續けてゐるので、それを覺す爲めだと云ふ(風俗叢報三六二號)。
アヲウマヲカファイ (青馬を飼ふ家) 薩州出水郡野田

驛の西北里餘に瀨崎牧場の趾がある。今に毎年四月に馬追ひをするが、其時に青毛の駄馬を先頭に立てぬと他の馬が進まぬと云ひ習し、其馬を出すは桐野部落の茶絲姓の家に限られてゐる(出水郡案内)。猶「栗毛の馬と改姓」の條参照せよ。

アヲカシハマツリ (青柏祭) 能登鹿嶋郡府中村の、大地主神社は、平安朝迄は國祭を擧行したが、之を青柏祭と稱した。然るに室町期に畠山滿則が守護の時、魚町、鍛冶町(舊七尾の町名)を以て、此祭禮の特待町と定め、營業税免除の恩典を與へた。此恩典は永く江戸期まで續いた(七尾町誌)。按に、特待町とは當任町の意で、祭費を負担する町を稱したものである。猶「當屋」及び「當任町」の條参照。

アヲギトウ (青祈禱) 元は丑ノ日祭と云ひ、舊六月初丑ノ日の行事であつたが、今は七月十五日になつた。青稻成育の祈禱を神社で行ひ其祈禱札を受けて來て青田の上を振り歩く。紀州熊野地方の慣習(農村語彙)。
アヲザシ 阿波麻殖郡の山村では、麥が熟すると、成ノ日を撰んで其刈初をする。其際に麥畑へ桑の枝一本を鏡の加くに折て挿し込み、麥の穂二本を明きの方へ向

けて地神を祭る。それから家に歸ても各二本づゝの麥穂を、以て家の内の神佛に供へ、又軒端にも二本挿し其残りを以て青ザシと云ふ食物を作る(農村語彙)。

アヲンデマツリ〔青袖祭〕 武蔵府中町の大國魂神社の攝社安能賣神社で、七月十二日に安産の帯を授與する。夕刻本社拜殿で三座の神樂あり、舞人が青袖の装束を着るので此名がある。翌十三日曉天に舞人杉の枝を持つて舞ふので、之を杉舞祭と云ふ。昔は武蔵一國の神職が集り、十二日夜より十三日朝まで徹宵して舞ひ續けたとある(民俗藝術二ノ七)。

アヲタホメ〔青田譽〕 足利市外の農村では、一番田草取の終つた頃から、田主は毎朝のやうに青田を人格者と見て、譽め廻る事があつたと古老から聞いた。他地方にも在つた事と思ふ。

アヲフシガキノシンジ〔青柴垣神事〕 出雲國幣中社美保神社の神事で毎年四月七日例祭の當日に、行はれる俗に御船ノ神事とも云ふ。此神事は「古事記」の國讓りに基けるもので、祭儀は先づ神船の三方に栝を建て椎の葉にて柴垣を結び神を刺榮し、注連繩を引き繞し内には幕を張り其中に波剪御幣を納めたる唐櫃を置き

之を神船の神籠として港の中央に漕ぎ出し、黙禱拜禮の式を行ひ、畢りて神船を、社前の宮ノ灘に漕ぎ還し唐櫃を社頭に納めて式終る。尙神船の外に護衛船として同じく神籠を造り構へ旗幟を數多く樹てたる船二艘を左右に結托し、大繩數條にて國引の如く岸に引寄せ岸を待ち、我先にと柴の小枝を争ひ取り混雜する。二艘の護衛船の主長は之を一ノ當屋二ノ當屋と稱へ、其年の大祭日に氏子の中より圖を以て定めるのである。(神祇辭典)。按に、此祭儀には種々なる暗示が投じられてゐるが、其次第は頗る複雑してゐるので、好學者は参考文献に由り研究せられたい。

【参考文献】

美保神社の一年神主(黒川春村) 神名帳考證土代附考
美保神社青柴垣神事(同社報告) 民俗藝術一ノ四

アヲヤ〔青屋〕 紺屋の古稱で染物屋の事である。青屋は藍瓶を人骨を以て攪拌せぬとへ藍と燐との化學的作と用云ふ) 彩かな色が出ぬので、塩坊又は墓守から竊に人骨



を買つたものである。其事よりして昔は賤業として取扱はれ、エタ頭彈左衛門の支配に屬したこともある。彈左衛門條參照。

アヲヤバシ〔青屋箸〕 神を祭る日に薄、茅などにて新に箸を作り神に供へ、併せて之を以て食事すれば除災招福をなすとの信仰は、かなり古く然も廣く行はれてゐたものである。常陸の鹿嶋神宮、毎年舊六月二十一日に祭神へ薄の箸を供へる。之を青屋箸の神事と云ひ里人まで家毎に之を用ゐた。猶當日は茄子、瓜、豆等の青き初物を食ふ。俗傳に此日に祭神が大和春日へ遷幸したが、春日では突然の事として御饌の調度もなく、取敢ず有合の薄の箸に青物を添て進じたのに起ると云ふ(鹿嶋志卷下)。

水戸市下町の市神祭。昔は菰で假宮の屋根を葺き、其菰を百姓商人抜き取り錢糴とし其年の豊稔と利徳を祈つた。此日は青薄で箸を作り用ゐた(水戸歳時記)。下野芳賀郡では舊六月中に萱の箸で饅飴又は赤飯を食ふ。此日を青屋箸と云ふ。日光の開山勝道上人の蛇橋の故事と云ふが信じ難い(同郡土俗研究會二週年記念號)上野新町では舊正月七月初市があり諏訪神社を祭る。

此市に菰を箸の如くして末に青赤等の染紙を一二寸程に裁り、半を細く裂き糊で末に巻きつけ十本許りを一束として賣る。之を花と云ふてゐる。求めて門松を取去つた跡に挿む(閩里歳時記卷上)。

信州北安曇郡の村々では、七月二十七日を青箸の年取りとも尾花祭とも云ひ、此朝赤飯に穂の出た(尾花)を添て神棚に供へ、朝飯は青箸にて茅の莖を切つたもので食ふ。斯うすると腹の蟲が切れるとも赤痢に罹らぬとも云ふてゐる。又此日迄は山へ往つても青箸で辨當食ふ事を禁じてゐる(同郡郷土誌稿三輯)。

越後では、昔から例年舊七月二十七日の朝に、各民家とも青茅を切り箸を作り朝食を喫す。口碑に永祿七年川中島合戦に、上杉謙信は諏訪明神に祈請し、此戦に勝たば越後國中に神靈一萬體を祀り、且つ大祭の七月二十七日には領民をして明神に由縁ある茅を以て箸とし朝食さすべしと誓ひしに、上杉方の勝利となつたので此風俗をなしたと傳ふ(越後風俗志五輯)。

大和添上郡大柳生村では正月十五日に、前に正月餅をアラレやカキ餅に拵へた切れ端を入れて小豆飯を炊くが、齒痛を持つ者は、特に茅ノ莖で作つた箸を用意し

七軒の家から此粥を買ひ集めて食ふと癒ると云ふてゐる(大和習俗百話)。
陸中上閉伊郡上郷村大字細越の機屋の縫と云ふは獵の名人であつた。或日自分の娘が機を織りながら笑つたり悦んだりしてゐるので、附近を見ると戸外の樹に赤い小蛇があるのを認め鐵砲で打殺し前の川へ投じた。其翌年に川から名も知らぬ小魚が生じたので縫はそれを取り、茅の箸で搦廻すと魚は悉く小蛇となつてしまつた(佐々木喜善氏報告)。

【参考文献】

- 箸の 話(中山 太郎) 日本民俗學論考
- 常陸國那珂川以南の村々 新編常陸國誌卷一二
- 上總國長生郡本納町 南總の俚俗
- 備中國淺口郡の村々 淺口郡誌
- 阿波國三好郡山城谷村 山城谷村史
- 同國勝浦郡多家良村 勝浦郡誌
- 羽後國山本郡二ツ井村 津輕口碑集
- 下總國海上郡の村々 海上郡誌
- 尾張東春日井郡篠岡村 篠岡村誌
- アンジャ「行者」 禪宗で寮の給仕役を行者と云ふ事

「編氏要覽」に載せてある。按に、沖繩のアンニヤ村は古く行者の徒が、唱門念願の文句を唱へて生活してゐたのが、後に人形遣となり遂に地名となつたのであらう。内地の役者村と同じものである(沖繩の人形芝居)。
アンジュヒメ「安壽姫」奥州の領主岩城判官の姫で人買の手に渡り、丹後由良の三莊太夫に賣殺されたと云ふ著聞せる物語中の女主人公である。昔は津輕岩城山權現は此姫を祭つたものと傳へた(鹽尻卷六)。丹後の船を嫌ふ條を参照せよ。

【参考文献】

- 山莊太夫 (柳田 國男) 郷土研究三ノ二
- 山莊太夫考 (森 鷗外) 鷗外全集
- アンコ 陸中紫波郡飯岡村では、女子ばかり續いて生れるとアンコと名を付けるがよいと云ふ。盛岡市其他にも斯うした名の婦人がある(民俗學一ノ一)。アグリの條参照。
- アンザンノマチナヒ「安産の脈勝」 妊婦の腹帯は良人の積鼻繩を用ひ、然も戌ノ日に着帯するとか、安産の脈勝は時處に由り多種多様である。茲に其主なるものだけを挙げる。子授石、子持木、出産の各條参照。

子安神 武藏埼玉郡中池守村の子安神社、神體は一寸八分の銅像にて、其形嬰兒の乳房を含む様である。土俗神功皇后の像と云ふ。天正十八年忍城攻めの時兵火を恐れ社人此像を壺に入れ土中に埋めたを、元祿年中に發掘の際其背に鉄を當てたとて少しく疵がある。安産を祈れば必驗ある(新編武藏風土記稿卷二一八)。
伊豆賀茂郡下白岩村の、子安神社の神體は、海配(コヤスカヒ)の如き小貝の土中に聚り凝て化石したものである。婦人安産を祈る者は柄杓の底を抜いたものを奉納する(増訂豆州志稿卷九上)。
信州諏訪町では安産を祈つて川岸村の、洩矢神社へ金製木製の柄杓を納める者が多い。湊村の船魂神社へは底無しの柄杓をあげる(旅と傳説誕生と葬禮號)。
駿州安部郡三保村の松原中に子安神社がある。之に祈り安産すれば底無柄杓を報賽する(同郡誌)。
遠州磐田郡池田村に近き天龍川の川沿に子安神社がある。男子出生を祈る者は鎌を納める。又鎌の繪馬を納める者もある(見付次第)。
子安佛 紀州那賀郡南野上村大字冷水に、産幸松(ウメサキマツ)と云ふのがある。但傳に隣村の東上谷村の

極樂寺の本尊は子安觀音として靈佛である。それ故に龜川五ヶ村に難産がない。其境は此松を以て限りとする。又小兒の夜泣に此松の葉を焼いて飲ませると効能がある(紀伊續風土記卷三六)。夜泣松参照。
羽後南秋田郡南磯村大字女川の、月照山極樂寺の本尊は子安地藏で、慈覺大師の作と傳へてゐる。其形は妊婦の體で奇相である。婦女の參詣が多い(秋田男鹿嶋名勝卷下)。
大和帶解町の帶解寺は國寶地藏尊が本尊で、子安地藏と呼ばれてゐる。昔染殿皇后が御懷胎で月滿ても分娩なく、或夜夢にて奈良から南方一里の或寺の地藏に巻付けた帶を、皇后御體に結んで解けば、御安産になるといふ事を見られ、夢の通りになされたら間なく皇子がお生れになつた。其地藏に子安地藏といふ名を賜はつたのが今の帶解寺の本尊である。寺名から更に地名になつたのである(大和の傳説)。
山城葛野郡老坂の下の大枝山大福寺本尊子安地藏は、惠心僧都が市森長者の娘の難産で死んだのを濟渡して其墓に生じた柏ノ木で刻んだものと云ふ。又此堂から出す松ノ木を削つたものを産婦が口に啜へると安産す

る。之も恵心の故事に由る（山州名跡志卷九）。伊豫小松町の香園寺は、四國六十一番の札所であるが、僧空海巡錫中に、此處で難産の婦を助けた因縁で今に安産の御守を出す。此御守は分娩の折に枕の下に敷くとある（民族と歴史七ノ五）。

姫路市下寺町一乗山願入寺（淨土）の本尊は、縁起に平清盛息女中宮の平産を祈り六十六體の地藏を作り六十六ヶ國に分祀せる其一體と云ふ。子安地藏と稱し今に安産を祈ると靈驗がある（播磨鑑）。

子安木 筑前糟屋郡宇美村の宇瀬八幡宮。應神帝此地に降誕あり、此村名を負ふ。此の社側に槐ノ木あり。神木と崇む。之は神功皇后御産の時に此槐の枝に取纏られて御平産ありしに由る。今に此木を子安（コヤスキ）と稱し安産の守とする（筑前舊志略卷下）。按に、此事「愚管抄」卷三にも見えてゐる。古くから廣く行はれた傳説である。

武州入間郡南古谷村大字久下戸の富士塚に三本の松がある。安産を祈れば驗がある（武蔵風土記稿一六七）。江州栗太郡治田村大字下釣の白瀬部神社の境内に「お杉様」と云ふ老木がある。傳に足利義尙の手植と云

ふ。婦女懐胎すれば臨月に至り此木の小枝を採り、寢具の下に入れ置くと安産なりとて、密かに參詣する者が多い（近江名木誌）。

奥羽本線羽後境驛に近く「境のから松様」と稱するお産の社がある。祭神は神功皇后。此境内の「抱き杉」に婦女が抱きつけば、男女とも隨意に子が得られるし更に杉ノ皮を煎じて飲めば安産であると（東京日々新聞、大正十二年十一月）。

美濃稻葉郡南長森村の、手力雄神社のお産の杉は俚俗神功皇后が征韓の折に用ゐた杖を挿したものだと言へてゐる。此杉ノ皮を煎じて飲むと安産だ（同郡誌）。

子安石 攝津住吉神社境内に子安石がある。建久の昔源頼朝の妾丹後局が、此石を力として島津忠久を生んだ。今でも此處の小石を三ツ拾ふて産褥の下に置きて神社で出す三角の御守を腹に付けてゐると安産する。（原始母神論）。

攝州有馬郡有野村の有馬神社の馬場先に、子安ノ森と云ふがあり、同所に子安石、子安草がある。妊婦其草を採り服すれば難産の憂ひがない（明治神社志料卷上）。美濃不破郡宮代村の、子安神社、祭神は保食神と諸尊

である。社前に王子石とて黒白の石二つあり、參詣の女此石を廻して子を産む事を祈るので、子安石と云ひ社名も又之より起つた（新撰美濃志卷二）。

能登羽咋郡富來村大字生神に、生神池がある。口碑に源義經の妾此處にて難産ありしに行末産婦を守らんと誓ひしより今に此村に難産がない（能州名跡志卷一）。無の神 對馬の國幣中社和多都美神社、祭神は彦火々出見尊、同妃豐玉媛の二柱である。蟹守の故事に倣ひ、安産を祈る妊婦は、先づ帯一本を納め、産後報賽の折に又一本の帯を奉る（對馬國和多都美神社考證）。

按に、各地に信仰されてゐる帯の神は、蓋し此事に由來したのではなからうか。磐城四倉町志津の山神様には、蜀黍帯が多く奉納されてゐるのを、妊婦が一本借りて来て腹をさすれば安産すると云ふ。安産後には帯を倍にして報賽しお禮參りする（旅と傳説誕生と葬禮號）。

攝州武庫郡徳井村中郷の應神社の境内に帯神が祀られてある。神社から荒神帯を借て来て祀り、産氣づくると先づ産婦が献燈して拜み、帯で腹を撫でる（此時高野山などの御衣更の御衣を少し切て飲む事もある）。安産

すれば其帯を三寶荒神用とし、別に新しい帯を求め禮參りの折に納める（同上）。

肥後阿蘇地方では出産の折に、眞先に來るのは帯の神である。婚姻のとき手引婆が新婦を内へ引入れる際、敷居の所に帯を置くが、決してそれを跨いではならぬと云ふ習俗と思ひ合される（同上）。

越後長岡在の農村では、産婦が陣痛に苦んでも、帯の神が來ぬうちは生れぬと云ふ（山本徳太郎談）。

安産砂 京都市外梅宮四座のうち木花開耶媛命を、橘嘉智子姫が嵯峨帝の皇妃となりて祈請せしに懐胎した。臨月になり同社殿の下の砂を御産室に敷いて仁明帝御平産あつた。世人同社の砂を受けて安産し、産後砂參りをするは此縁喜に由る（山城國式社考）。按に、梅の國音が産めに相通ずるより生じた信仰である。

武州入間郡奥富村大字上奥富の梅宮は、京都の梅宮の分祀である。近郷の婦人妊娠すると參詣し、社の下の砂を持歸り枕の下に置くと云ふ。願滿つれば砂を社へ戻す（新編武蔵風土記稿卷一六一）。

相州箱根塔ノ澤の熊野權現社の砂を少し採り、妊婦が祈願すれば安産する（遊歴雜記參編下）。

子安貝 播磨飾磨町の飾萬津川の、海に注ぐ所を宇津呂と云ふ。此處にある子安貝は内外銀にて作りたるやうにて、婦人難産の折に之を手握れば安らかに分娩すると傳ふ(播磨鑑)。按に、子安の語を祝ふての俗信であるが廣く行はれてゐた。産醫の説に、妊婦が手に物を握ることは、怒責の力を出すに効能があると。

海馬 紀州日高郡植田村鹿嶋で、毎年八月頃に釣りする者が多い。此浦に海馬と云ふものがあるが、之を妊婦が手に握ると安産する(紀伊續風土記卷六八)。

關門地方では、海馬の事を源氏ノ馬とも云ふ。平産を祈るために鏡奩に納めて置く。西鶴の「世間胸算用」に「千代の腹帯、子安貝、左手に握るといふ海馬を才覚する」と見えてゐる(民族と歴史八ノ二)。

子安井 伊勢飯南郡神戸村大字下村字聖坊の井は、僧空海の加持水とて、之を飲用すれば安産するので此名がある(勢陽五鈴遺響)。

山の神 陸中遠野町邊では、一般に山の神が來ぬうちは、出産せぬと信じてゐる。妊婦が産室に入ると其夫なり家族の男なりが山の神迎へに出る。馬に荷鞍を置き馬を前に立て、馬の歩む方角へついて往く。近い事

もあれば遠い事もある。それは馬が立止つて身顛するか、又は嘶き聲を出すかで、神様が馬に乗つたとする。今度は馬の口をとつて歸宅し山の神の來た由を告げる。そして此俗信は磐城國石城郡の農村にも行はれてゐる(以上。旅と傳説誕生と葬禮號)。

燭燭 相摸津久井郡地方では、安産を願ふためには夫が富士山麓の胎内くまりの折に用ゐた襪を妊婦の腹帯に締め、其時の草鞋を産婦の枕元に置く。又信州善光寺の戒壇廻りの時の草履も置く事がある。更に伊豆下田の地藏から戴いた蠟燭の短い燃えさしを、灯して置き、それが燃える頃に子が生れると云ふ(同上)。

鈴の緒 丹後舞鶴邊では、妊娠すると先づ大川神社へ參詣し安産を祈るが、其折に守札と神前の鈴の緒の端を少し切つて貰ひ、腹帯に捲き込む習俗がある。又軍港だけに「艦の進水式に使用した綱を買つて來て、安産のお守とする人もある(同上)。

夫の禪 肥後南關町では、安産の厭勝に、蛇の脱け殻を産褥の下に敷き、又は夫の禪を敷く事もある。後産の下りぬ時は夫の禪を産婦の口中に押込むと驗があるとして實行する。更に産婦の足下に幣を立てたり、後産

の速く下りるやうにと産婦に下駄と草履を片方つゝ穿せる事もある(同上)。

土大根 上州多野郡八幡村の山名八幡神社は、古くから安産神として信仰されてゐるが、願主は根引の大根を奉納する事になつてゐる(明治神社志料卷上)。

句の徳 肥後葦北郡陣内村水俣の城主島津義陽の奥方が難産の折に、連歌師休甫が「露落ちて其葉は輕き小松原」と發句せしに言下に安産した。今に球磨郡の人々は此句を産室に書き張れば効ありと云ふ(肥後國志卷九)。同じ連歌師宗祇が「大股若波羅密女の祈りかな、一二も過ぎて産の紐解」一詠じて安産したとあるのと同巧異曲である。

子安藤 各地にあるが磐城國石城郡草野村では、舊曆二月十九日を十九夜様と稱し、一家の婦女子各一重箱の肴を携へ寺に集り、別に四五錢つゝ出金して酒を買ひ、日光山の釘念佛の縁起和讃や、血ノ池和讃などを唱へお産を祈請し、終て酒肴を開き夕方歸宅する。常陸の南部地方では正月二十日に、又駿河の吉原町邊では十月十日に、共に子安講の集りがある(以上。郷土研究四ノ四)。下總海上郡嚶鳴村では有夫の妻女が集

り子安講を設け、毎月一回つゝ祈佛共食する。又講員に妊婦が出來ると、婦人相伴ふて近村七ヶ所の觀音を巡拜して安産を祈る(同郡誌)。

【參考文獻】
本邦古代分娩考 (中山 太郎) 醫文學六ノ五

アンチンサクラ 「安珍櫻」 磐城白河町在の菅根村に安珍櫻と云ふがある。紅州の道成寺で清姫と艶名を誦はれた修験安珍は此村の生れで、其記念に植ゑた櫻だと傳へ、清姫に贈つた歌の「三熊野の神のしるべと聞かからに、猶行末の頼もしきかな」が口碑に残つてゐる(白河案内)。

アンナイシヤ 「案内社」 姫路市案内町の小野邊猿田彦神社を案内社と云ふ。此神の徳なり(播磨名跡便覽卷一)。阿州阿波郡柿島村大字柿原の案内社は藤原親家の靈を祀る(阿波志卷四)。按に、案内社は各地にある。之に猿田彦神を配せるは、此神の嚮導に附會せるまでで實は手長社、又は中言社と同じ意味の神と考へる。

猶「手長社」「中言社」を参照せよ。

アンバオホスキジン 「阿波大杉神」 疱瘡神を追ひ拂ふとて關東の俗信を集めた流行神であつた。喜多村信節

が「下手段義」を引て、享保年中に、江戸市中では常陸國の阿波大杉神が、彼處へも飛び此處へも飛びしと言觸らし山王祇園をも欺くべき大祭で、毎日晝夜七日ほど浮かれ立つたが、幕府より嚴禁されて其後は飛んだか勿ねたか音も無くなつたとある（嬉遊笑覽卷七）。按に、明治十四五年迄は足利市外の農村にて痘瘡神送りする時は、阿波大杉大明神の神號を唱へて送つたものである。

【參考文獻】

阿波大杉神の飛來（太田 南畝） 一話一言卷四〇

イ・中

イイウラ 「飯白」 越後北蒲原郡田貝村の二王子山では、毎年九月十四日に新米を炊いて神膳を調へ、之を山頂の神祠に供へて置き、翌年四月二日に取下し、其供飯の様子で年の豊凶を占つた（越後野志卷六）。粥占参照。

イイナリチゾウ 「言成地蔵」 伊豆三島町二日町の小菊堂にある。子供の夜泣や悪戯を止めるのに祈願する。

其時には土ノ團子を供へ、利益があれば米の團子を獻ずる（土の鈴一五號）。

イイモリシンカウ 「飯盛信仰」 飯盛（飯森）山とは飯を盛つた形に似た、三角型の山を云ふのであるが、其原義は稻其物を穀神とした信仰から、飯盛型の山なり森なりに穀神を祀つた齋所である。従つて飯盛山の信仰は太古から存し、且つ其山や森は自然物の外に往々人工が加へられて、特に此形に造られたものゝある事を注意すべきである。そして此信仰は稻荷信仰（稻荷の語原は飯形（イナリ）である）に先行したものであるが、後には之と雜糅し攝取されてしまつた。猶「稻荷」の條を参照せよ。

播磨飾磨郡にある飯盛山、讃岐の綾歌郡宇多津町の飯神の妾で、名は飯盛大刀自と云ふが渡つて来て、此山を占めて居を構へた。それで飯盛山の名がある（播磨風土記）。

羽後國酒田町の南の川向に飯盛塚と云ふ山がある。其形が飯を盛つた様であるので斯う稱すと云ふ人がある。又一説に弘法大師が祈りをした所ゆえ、祈塚であると云ふ人もある。按ずるに此山、古へ烽火を設けた

所であつて、火守塚を女文字にひもり塚と書いたのを、後に火をいと轉じたものであらう（出羽國風土記卷一）。

會津若松市の螺螄堂は構造の奇を以て著聞してゐるが、昔永徳の頃同地の長者石部氏等の建立にかゝるものである。其折に一童女が赤飯を器に盛り牛に乗つて現はれ、之を役夫に與へたが幾ら食しても盡きなかつた。そこで其地を封じて牛墓と云ひ、山を飯盛山と稱した（會津繁昌記）。按に、飯盛信仰に後世から附會した傳説である。

武蔵秩父郡吾野村大字南村に子權現社別當天龍寺に飯盛杉がある。二本の一つは圍一丈五尺餘で、一つは一丈九尺餘、其下に山王の小祠が安置してある（武蔵風土記稿卷二四七）。

信濃佐久郡立科山は、四時白雪があるので、一に飯盛の山とも呼んでゐる（信濃地名考卷下）。

越前坂井郡吉谷村より東方一里の山中に觀音堂がある。本尊は僧泰澄の作である。御長は四尺許りの坐像で昔此像を彫刻の時、村人毎日泰澄へ食を供し、其残りたる飯を積み捨てたので、今に其處を飯盛山と云ふ

（越前國名蹟考卷一一）。

イカダノリノソクシン 「筏乗の俗信」 岩代會津邊では、筏を乗り出す時は、幣束を筏の上に立て筏師がグルリと輪をなして、親方が頭取となつて何事かを熱心に祈るのである。若し不思議の事があると危険の前兆として決して乗り出さない。又飯を食ふ時には鍋のグリの飯を残すのである。之は船玉様に上げるのだと云ふ（南會津郡案内誌）。

イカネテンセツ 「鑄鐘傳説」 丹後世屋山成相寺の梵鐘は、慶長十三年九月に鑄造した銘文がある。此鐘に就き成相寺の住職が勸化に出し際、農家の妻女が何も寄進する物なき故此子でも持て往くがよいと不興氣に拒絶したが、不思議にも鑄鐘の日に其子の行衛が不明となり、然も鑄た鐘に子の姿が現はれたと云ふ（人類學雜誌二九ノ一二）。按に、此傳説と全く同巧異曲のものが、近江の三井寺の梵鐘にもある（日本民俗學隨筆篇時の鐘參照）。然るに朝鮮京城の人鐘（インギョン）の傳説が、又全く之と同じである。恐らく原説は支那か印度にあるのではないかと想ふ。

出雲八東郡血ノ和崎岩生寺の鐘を鑄たのは昔の事であ

るが、壇徒の與右衛門一郎兵衛の兩人が専ら盡力して松江から笠松と云ふ鑄物師を呼寄せて鑄させたが失敗した。然るに名主六藏が寄進に應ぜぬので、笠松は女子の血を銅湯に交へると成就する厭勝を想ひ出し、名主の娘を殺して血肉を入れたら成功した。それが爲め此鐘を撞くと娘の顔が現はれると誰も鳴らさぬ。今に『鐘は撞くもの撞かぬもの、出雲八束の血ノ和崎、鐘が鳴つたら子を隠せ』と云ふ俚語がある（郷土研究三ノ一〇紙上問答欄）。

伊豫越智郡鏡村大字肥海で、明治十三年に菩提所海蔵山金剛寺の梵鐘を鑄た。鑄物師は備後尾道在の者である。當時の巷説に、梵鐘を造るには女の腰巻一枚を鑄込まなければ成功せぬ。併し其腰巻を取られた女は死災に遇ふと云ふ事であつた（島一ノ二）。

鑄物師が純金や純銀を銻かす時に、湯になる厭勝と稱して目刺鯛の頭を入れて燃やす。之は型に注入して泡立たぬ爲めだと云ふ。現今の理學者に聞くと、金や銀は銻けると酸化し易い。其酸を脱くには油を投しても良いが、目刺の頭とは頗る妙だと云つてゐた。純銅も同様である。昔何處やらで幾度鐘を鑄ても、出来ないの

の社を造らうと計つたが、黎明になつて、竣工に暇がなく遂に上天し去つた。それが今の石室殿である（出羽國風土記卷四）。

イクイシハチマン 「生石八幡」 伊豫温泉郡生石村大字高岡の生石八幡神社は、貞觀年中南都大安寺の僧行教が宇佐よりの歸路此地に留錫し、八幡の神託とて、神后征韓の折に産戸に入れた石が先に出て來たので我が兄である、之を祭れば福祉は限り無く得ると云ふた。里民之に依りて八幡を齋き生石の二字を冠したのである（伊豫温故録）。

イクサウラナヒ 「軍占」 信州戸隠神社の攝社日之御子神社に武田晴信が軍占した古文書がある。勿論戸隠神社でなしたものである。同文書の奥書に永祿元年八月とある（戸隠案内）。

イクジ 「育兒」 子を産む事を神からの授かりものと信じた往昔の育兒法には、宗教的の所作が多分に加味されてゐた。殊に時處に由り方法を異にしてゐるので頗る煩雜してゐるので、茲には其主なるものを擧げるにとどめた。昔は子供が早世して育たぬとか、又は父親が四十歳の折に生れた子は四十二（國言が死に通ずる）の

遂に子供を銻鑊の中へ入れたと云ふ残酷の話を書物で見た事がある。實際であるならば之も脱酸劑としてやつた事であらうか。金や銀の少量であるならば、爪を切入れても髪の毛でもよい筈である（郷土研究三ノ一〇）。

イカマツリ 「鳥賊祭」 三河寶飯郡御津町の御津神社（祭神大國主命）では、毎年四月十七日に鳥賊祭を行ふが、此祭の終る迄は氏子は鳥賊を食ふ事を禁じてゐる（生田小平治談）。

イキナガラノカミ 「生ながらの神」 能登鳳至郡鶴川村大字瑞穂に市姫の祠がある。昔柳田村字石井の瀬戸甚太郎なる者が、此地に市場を開かうと出願したが、領主山田秀次は神體がなければと開市を許さなかつた。其時に能登七兵衛の一女おしめが之を聞いて自ら市神とならうと誓つて、生ながら地中に埋もれ、後に開市を許可された。之れにより此神を山田郷の守護神とした（同郡誌）。

イクイシンジヤ 「生石神社」 羽後飽海郡東平田村大字生石の生石神社の祭神は大小の二神である。生石子の高御倉は陰陽二神御夫婦の様に、顯坐的天女天下り

二ツ子とて忌み一度之を棄て、他人に（豫め頼んで置き）拾つて貰ひ、改めて之を買ひ受けた形式で育てる事が殆ど全国的に行はれてゐた。更に道路に待つてゐて見ず知らずの通行人に赤兒を賣り渡し、改めて貰ひ受ける方法を執るのもあつた。亦た虚弱の子を年限を定めて神佛の弟子とする方法も存してゐた。是等に就ては四十二の二ツ子、子棄岩、子賣地藏、稻荷の弟子入、吞龍坊主の各條及び「出産」の誕生祝、赤子の雪隠參りを参照せよ。

上總本納町本納では、幼兒が初の二月八日に抱瘡の輕快ならん事を豫め祈る式あり、之を『茶浴び』と云ひて箕ノ中に兒を座らせて置いて頭上に『とをし笹』を冠せ、抱瘡神に供へた茶と焼米を笹の目よりふり掛くる。痘痕は笹の目の如く疎らなれとの意である。上總長生郡長柄村味庄では、柳箸を二寸程に切りて『きぎ』を作り、それを子供の背守りとすれば、百日咳に効ありと今も行はれてゐる。上總長生郡本納町本納では、七歳の紐解祝ひ後に、母の生家に往かざれば風邪に掛ると信じられてゐる。之を紐解風邪と云ふ（以上南總の俚俗）。

下野河内郡豊郷村の小兒の誕生日には、其小兒を箕の中に立たせ、餅を臀部に當る式がある。其餅は産婆或は子守などに食はせる(豊郷村郷土誌)。

三河南設楽郡の農村では、赤ン坊を薬で作つたスッコに入れて寒い時は居座裡の傍に置いて外出する。稍成長してスッコから這ひ出して、大火傷した例は少ない(設楽、昭和六、十月號)。

越前坂井郡では生後凡そ一箇年間、藁又は竹で編んだ『居詰』と稱するものに入れて置き、又數年間子守に負はせる(同郡誌)。

播磨加東郡では生後滿一ヶ年の誕生日には、餅搗きをなし親族知己に配つて、自家に招いて饗應する。此日箕の内に鏡餅小道具等を入れて、之を嬰兒の取るにまかせ、其取つた物品によつて將來の職業を定める習慣がある(同郡誌)。

肥前杵嶋藤津兩郡では、村の裕福なる顔役で然も子供が元氣に育つ家に、自分の子供を名義だけの養子に遣る、之を『ヘコ(積鼻輝)息子、キャフ(脚布)娘』と云ふ。斯うすれば健康に育つと信じてゐる。貰つた方では盆正月に男子なればヘコを、女子なればキャフを買

つて遣るので此名が起つた。此貰ひ子に對しては貰ひ親は、他の烏帽子親、鐵鑿親と同じやうな権限を有す。又此貰ひ子の多いほど勢力が加はる(民族と歴史)。

肥後阿蘇郡では、生兒が三才に達した年の十一月十五日に神招き祝ひを行ふ。通常は男女共に新衣を着せて神社に參詣させ親族縁家相集つて祝宴を催す(同郡誌)。

肥後下益城郡では生兒出産すれば、産立飯を炊き、尾頭付の膳を神に供へる。其飯は蓋茶碗に盛り、蓋の上を生兒の頭の丸くなる様にと成るべく圓い石を載せる。女兒なれば鬢の出来る様にと飯の側面に箸を立てる(同郡誌)。

イクシナムラ (産品村) 伊勢安濃郡桶形村大字産品村に置染神社と云ふのがある。祭神は天日別命である。(勢陽五鈴遺響) 按に、産品村は各地にある。殊に有名なのは新田義貞が義兵を擧げたと云ふ、上野新田郡の生品神社である。産品は産土と同義。産土(ウブスナ)の條參照。

イクミタマ (生身魂) 高崎市邊では、正月の神棚に相向つて一つの棚を設け、同じく松注連繩をかけ、之を生身魂の棚と云ひ、祖先の魂を祭る。神棚には魚鳥の

類を供へるが、此棚には素食を用ゐる、古い魂祭の遺風である(閩里歳時記卷下)。盆の『生身魂』及び『刺鱈』は其條參照。

イクズキ (生腫) 名馬生腫の産地は東北から九州まで殆ど全國に及んでゐる。そして産れた場所は概して池に縁がある。之は單なる生と池との國音相通ばかりでなく、馬が犠牲として池に投じられた事を暗示してゐるものと考へる。簡単に説明が出来ぬので参考文献を參照せよ。

羽後飽海郡日向村大字下黒川に、阿曾太守の館跡がある。古くから名馬池月は此地の産と云ふ(莊内案内記)。

岩代河沼郡廣瀬村字御池田の産土神、羽黒神社境内に數ヶ所の池がある。最大なのを親沼と云ひ、此沼の靈は月毛の駒で、佐々木高綱の乗つた名馬生腫は、此處に産したものである。池の數は附近のを併せて四十八あるが故に、四十八瀬神社とも云ふ(新編會津風土記卷八五)。

武州調布町大字駒木野の池邊から昔駒が一つ現はれて後に生腫と云ふ世に聞えた駿馬となつた(武蔵風土記稿卷一一三)。

安房安房郡本郷村市井原と云ふ處の山中に、小さな溜井がある。池底と云つて里人は生腫の名馬は此處から出たのであると傳ふ(房總志料傳續篇卷三)。

河内牧方町は、昔は駒の牧があり、生腫の名馬は此處から出たと傳ふ(河内名所鑑卷六)。

因幡岩美郡服部村大字細川は古來の馬驛で、此附近の山中の牧に飼ふが駄馬が多い。たゞ名馬生腫は此處で生れ、頼朝に秘藏されたと傳ふ。今に村内に生腫の出た駒ヶ池と云ふがある(因幡誌)。

石見邑智郡阿須那の牛馬市は、治承年間が最も盛んであつたが、當時名馬池月は出雲飯石郡松笠村の、龍頭ヶ瀧の附近に生れ幼駒の時母馬を失ひ、瀧壺に自己の姿の映るを見て慕はしき母馬と誤信し身を躍らして瀧壺に入り母馬を尋ねたが、元より母馬は居ず又水邊に上り、亦我影を見て飛び込む、斯くて毎日繰返し遂に水泳の技に長じ、駿馬の名を高くした。後阿須那市場にて名馬の相ありと博喰に六百兩にて買取られ、ヤがて鎌倉で頼朝に見出されたのである(島根縣口碑傳説集)。

隱岐嶋後津井の池附近で生腫は生れたとも云ふ。其母

馬が津井の池に墜落して死んだので、生月は其池に映る己れの姿を見て母と思ひ、度々池に飛び込んで水泳の技を自得した。成育して、鳥後より海を泳ぎ鳥前知夫郡黒木村宇賀の海岸に達し更に内池へ泳ぎ渡つた。生月の馬蹄の跡が今に馬込に残つてゐる（隠岐嶋誌）。阿州阿波郡西林村に難除ノ池がある。相傳ふ往昔名馬あり、盗人之を獲て牽き去らうとしても嘶きて行かぬので之を殺して棄て、去つた。其仔馬親を戀ひて此池に来て、水面に映る己の影を見て親馬と信じ、水に投じて物色すること數日、遂に游泳に馴れ後に名馬池月となつた（阿波名勝案内）。

薩摩頭娃郡池田ノ牧から出た駿足なので池月と稱して佐々本高綱の乗馬となつた（三國名勝圖繪卷二一）。

【參考文獻】

- 池月磨墨太夫黒 (柳田 國男) 山島民譚集所收
- 陸前志太郡三本木村伊賀 封内風土記卷一六
- 羽前南山郡西郷村石曾根 山形縣地誌
- 武藏橋樹郡城郷村島山 武藏風土記稿卷一一
- 越後西蒲原郡岩室村樋曾 越後名寄卷三一
- 能登鹿嶋郡中之嶋村向田 能登名跡志

紀伊伊都郡妙寺村西飯降 紀伊續風土記卷四四
石見邇摩郡馬路村 嶋根縣口碑傳説集

イケニハ 「生贄」 我國の生牲は、古意に従へば「生きたる贄」と云ふよりは、寧ろ「生かして置く贄」と解釋すべきである。即ち神社境内の池なり野なりに放ち飼つてある蟲魚禽獸は、神々へ贄に捧げたものとして取扱はれたのである。木綿づけ鶏や耳截り鹿は、神の占めた標である。然るに此「生贄」の國語に漢字の「犧牲」を箝當した爲に、其内容まで變化してしまつて、即ち生た動物を殺して供へると云ふ意味に用ゐらるゝやうになつたのである。猶「人身御供」及び「人柱傳説」を参照せよ。

獸類の犧牲 信州の官幣大社諏訪神社の御頭祭は、毎年四月十五日に行はれるが、昔は鹿の頭を七十五個神前に供へたものである。此中に耳割れ鹿のあるのを不思議としたが、現在では鹿の頭が揃はぬので、他の獸頭で多くを補ふさうである（官國幣社特殊神事調）。丹波氷上郡本江村大字本江の、阿知觀神社の例祭には山狩して鹿を捕り社に懸けて贄にする。後年鹿が捕れぬやうになり、三歳の牛の仔を射て供へたが、之が爲

めに村内の牛が三歳になると悉く死ぬので、馬を飼ふやうになつた（丹波志卷一一）。

美作吉田郡一宮村國幣中社中山神社では、毎年正月十五日に大菅山に鹿狩して二頭を捕り供へる。之を十六日性として祭典を行ふ（美作國神社資料）。そして此鹿は同國久米郡福渡町大字川口字性谷で屠割する例となつてゐたので、性谷の地名が起つた（久米郡誌）。

讃岐仲多度郡吉田村の九頭龍神社の祭禮には、昔は全鹿を薦めたのであるが、毎に片骨も餘さず食べてしまひ、然も其囁む音が外にも漏れ聞えたと傳へてゐる。（全讃史卷六）。

土佐香美郡の川上神社の例祭には、往古は猪を供へて之を「懸雲」と稱した。若し猪が捕れぬ時は祭禮を延引した。然るに後年猪が捕れぬので、同郡鴨霜村大字五百龍の牛の仔を殺して代供したが、神慮に叶はぬとて崇りがあつた（土佐群書類従本御子神 記事）。

日向諸縣郡田之浦村の山宮明神は天智帝を祭つたものと傳へてゐるが、毎年舊二月と九月初卯ノ日に性狩の神事がある。其折に獲た鹿と猪を携へて、三度社殿を匝るを故實とする。そして社側の安樂川に浸して置

いて祭日に供へる（三國名勝圖繪卷六〇）。

大隅噌唎郡重久村の止上神社の附近に、隼人塚と云ふがある。往昔景行帝が誅伐した隼人の首塚だと傳へてゐる。毎年正月十四日に贄祭を行ふが、其時には村民贄狩して猪を捕り、其肉を三十三本の串に挿して地に立てる（三國神社傳記卷中）。

肥後の官幣大社阿蘇神社では毎年二月卯ノ日に、下野の狩場で大宮司以下の各宮人が、各風折鳥帽子狩衣に夏毛の行膝を佩き腰に幣帛を指し、白木の弓白羽の箭を以て鹿猪を射取り神前に供へた。阿蘇の贄狩とて有名なものである（増補肥後國志卷下）。

沖繩國頭郡名護間切では、毎年舊七月亥ノ日に海神祭（ワンジャヤマツリ）を行ふが、其時に鼠を籠に入れて海岸の砂中に深く埋める式がある。昔は野猪を用ゐたものだが今は鼠と代へた（琉球の研究卷中）。鳥類の犧牲 上野の一宮町國幣中社貫前神社の例祭は毎年舊十二月初申ノ日であるが、昔は領主から、神性として雉子一番を供へたものである。それが翌年の祭日まで少しも損せずになつたと云ふ（東國旅行談卷五）。

三河寶飯郡小坂村の菟足神社に、四月十一日風祭の神事がある。此日には雀十二羽を小弓で射取て神前に供へる。昔は村内の小田ヶ橋で通行の男女を待受け、三人目の者を捉へて人身御供に獻じ、後には猪鹿を以て代へ、更に雀となつたのである(吉田領風俗問答)。

讃州丸龜市の山北八幡宮は同市の總鎮守である。例年八月十四日の祭儀には、當番の頭人から神饌を供進するが、昔は御贄に雲雀の炙物を以てした。今は新穀を炙り之を焼鳥代として行器に盛り供へる(丸龜)。猶鳥類の犠牲は別項の築城にも載録した。

魚類の犠牲 我國では、古く贄とは魚類を意味してゐただけに、之を犠牲とする習俗は餘りに多いので、到底こゝに其總てを盡す事は出来ぬので、今は主なるものだけを抽出する。

米澤市に近い下長井村の一宮神社の祭は、舊七月十九日であるが、此日に村民贄狩をなし必ず片目の鮭一尾を獲て、之を生贄として神前に供へる(米澤地名選)。

出羽酒田市に遠からぬ馬町村の相尾神社の祭には、御旅所金澤の兩村から鮭を獻じ、神樂を奏する事になつてゐる(出羽略風土記卷一)。

陸中稗貫郡宮野目村大字葛男の諏訪神社では、往昔三年毎に十歳、十五歳、二十歳の女子一名を撰んで生贄に供へたが、其後年を経て人性の風變じて鹿を以て代へる事とした。今に其遺骨を埋めたと云ふ人塚と鹿塚の址が残つてゐる。然るに其鹿も捕れぬやうになり、北上川の内なる雲南堀で捕る鮭に代へたが、それも捕れぬやうになつたので、近世では雜魚を供へるやうになつた(人類學雜誌三三ノ二)。

水戸市の産土明神の祭には、昔は藩の寺社係の手代が立會つて、玉里村から來る網打を伴ひ村松アコギ浦で魚を捕つた。網は一打に限られ、捕つた魚は神前に供へたが、魚の數は明細に記して藩主に差出した。そして此魚は必ず片目であつた(水戸歳時記)。

駿河庵原郡由比町大字町屋原の豐積神社の祭には、掛鯛(三尺二寸)鮑(九寸もの九個)を、俎板に載せて神前に供へる(明治神社志料卷上)。

名古屋市西脇町の山神社に祈願する者は、魚虎(ヲコゼ)を供へる事になつてゐる(郷土研究一ノ一一)。猶之に就ては『魚虎』の條参照せよ。

丹波多紀郡城北村大字澤田の八幡社の傳へに、或年惡

疫が流行したので神慮を占ふと、人身御供を捧げよとの事で、爾來毎年十歳の男兒を獻じてゐたが、それが大蛇の仕業と知れ八幡神の威力で退治した。此神恩に報るる爲め毎年九月八日の祭典には大蛇に似た體を供へ、神前で之を載る儀式を行ふ(多紀郡風俗調査)。

幡州印南郡成井村の高御座神社の祭には、如何なる理由か判然せぬが、參詣の漁夫は生きた虎魚を持參して社前に供へる(同郡誌前編)。

美作眞庭郡美川村大字佐引の上諏訪神社では、毎年七月二十六日より翌二十七日まで白幣七十一本を備へ外に鬼頭と云ふ鯖四尾を供へる(美作國神社資料)。

出雲八東郡大庭村大字山代の鷹日神社の祭には、鯛十三尾を供へ、七座の神事がある(出雲式社考卷上)。

紀伊牟婁郡大嶋浦の權現嶋は、往古熊野權現が此地に降臨し、後に新宮へ鎮座したと傳へてゐる。其緣故で昔から今に至るまで、毎年新宮の祭典には生贄として鯛三掛と、外に魚七十五尾、茅ノ穂一本を奉納する例となつてゐる(紀伊續風土記卷七七)。猶十月の蛭子講に鮒二尾を供へて祭る事は、殆ど全國的に行はれてゐるので、其例證は態と省略した。

蛙と貝 信州の官幣大社諏訪神社では、毎年元朝に神官が諏訪湖の氷を破り、蛙二匹を射留める儀式がある。之を蛙狩の神事と云ひ、射留めた蛙は神前に供へる(諏訪神社誌)。同小縣郡東鹽田村の國幣中社生嶋足嶋神社でも、正月三日の射初式に卯ツ木の弓矢で、蛙狩の神事を行ふ(官國幣社特殊神事調)。

尾州鳴海町の頭護山如意寺(禪宗)では、例年正月十四日に佛前で射禮の式を行ふ。此時に村民は蛤を拾ひ牲に供へる。此の行事は神社の宮寺であつた爲めに此寺に残つたのである(尾張志)。

對馬峯村の國幣中社海神社では、毎年八月五日に螺螄の小貝を神前に供へて祭禮を擧げる。之は神功皇后が征韓よりの歸るさに此社で、新羅兵の靈魂を祀つた故事に因ると云ひ、小貝は兵士の首級に擬したものと傳ふ(官國幣社特殊神事調)。

築城と犠牲 磐城東白川郡竹貫村の駒ヶ城は、竹貫氏代々の居城であつて、一名を牛ヶ城とも云つてゐる。初め築城のとき地固めに城山の麓の四方へ、生牛を籠詰にして埋めたが、文政の頃に同村の北側和泉の裏土藏の地所から、籠詰の牛骨を掘り出した事がある。

昔は築城に牛を生埋にしたと見え、積達館基考補正の二本松城の條に、古城主高山上野介高國が生きた班の牛二頭を本丸に築入れたので、敵が押寄せると二頭の精霊が現はれて不思議があつたと載せてある（磐城志卷四）。

岩代飯坂町に大島城の趾がある。藤原秀衡の支族である佐藤基治が築いたものであるが、其時に生鶴一羽を城の中央に埋めて守護神とした。それ故に大島城と稱したのである（信達一統志卷五）。

築城と鶴 堤塘を築くに犠牲を用いた事は、仁徳朝の茨田堤以來久しいものがあるが、それは殆ど悉くが人身御供（人柱とも云ふ）であつて、こゝに言ふ動物では餘り古いものは見當らぬ。

駿河志太郡青嶋村大字内瀬戸の丸山の麓に晴明塚と云ふのがある。俚傳に大井河が此地を流れたとき鎮護の爲め生鶏を埋め堤を築き、それを鶏鳴塚と稱したので何時か晴明塚と訛つたのであると（駿河國志卷一〇）。同國安倍郡南賤機村大字西井ノ宮の堤にも鶏塚と云ふがあり、同じく土手を築く際に人柱に准へて、生きた鶏を埋めた所だと云ふ（同上卷二八）。

常陸鹿嶋神社の一ノ鳥居のある大船津では、昔から鶏を飼ふ事を祭じてゐる。里人の談に古く此地に築堤しやうと幾度か企てたが成らず、漸く鶏を生埋めにして成就したので、それ以來飼はぬ事とした（異本鹿島志）。
家作の犠牲 沖繩の石垣嶋では民家の上棟式に、鹽一包、蕪根一顆を棟に垂る。中柱の礎石の下には土公神を祭るため、蛤、蟹、生卵、反物（代用白紙）、芋麻、クバン（牛肉鹽）、摺米、御酒、鐵類を供へ、土中に埋めて除災求福の祓とする（ひるぎの一葉）。

【參考文獻】

- 祈年祭祝詞（白馬白猪等） 延喜式卷八附錄
- 祈年祭事（猪、鶏等） 北山抄卷第一
- 三河守定基出家（猪と雉） 今昔物語卷一九
- 動物犠牲考（中山 太郎） 日本民俗學神事篇
- 尾曳の城（同上） 土俗と傳説一ノ一
- イケノカネ（池の鐘） 陸中稗貫郡矢澤村大字東十二丁目
の照井沼に沼御前の祠がある。此池に白鮒があり、
照井松齋が此白鮒を捕らうとして池底を探り梵鐘を曳
き上げた一飯鐘と云ふ。銘に應仁二天戊子八月十三日
云々とある（華城郷村志卷一）。鐘ヶ淵傳説參照。

イケノクラ

〔池の鞍〕 各地に存し種々なる傳説を伴ふてゐるが、要するに馬を犠牲として池中に沈めた俗信である。雨乞馬繫松の條參照。

羽後南秋田郡舟川港日詰村の小池の傍を過る。秋田家の戦に破れた其人は誰れであるか、花かいらげの鞍を置てある荒駒に、鞭を高く打ち上げて疾走してゐる時、誤つて此池に落入つたが、馬諸共に亡くなつてしまつた。其鞍が近い世まで見へてゐたと云ふので、加比良邪の池と人は云つてゐる（眞澄遊覽記）。

出羽の北楯大學助利長が、慶長十六年に立谷澤川の流れを引て大堰を設けやうと工事に着手せしも、最上川の缺け込みで不成功に終り、遂に天神地祇に誓て自用の青貝摺の鞍骨に大石を結付け、之を清川村の西の池底に沈めた所、不日にして難工事が成就した。今に其處を青鞍と云ひ、萬民一祠を建て利長の靈を祀つた（出羽風土略記卷三）。

岩代會津郡南青木村は、正行寺迹今の建福寺のある所であるが、一に淨土宗鞍見山とも稱した。元境内に一の井があつて、此村に何か事のある時は水面に一口の征鞍が現はれるので、鞍見池と名付けた（新編會津風

土記卷三二）。

信州戸隠山に鞍池と云ふがある。俚傳に昔一人の農夫が七夕の日に馬を牽て此池邊を通ると、突然馬は水中に飛込んでしまつた。然るに其翌年の七夕に池中から光る金の鞍が見えた。爾來毎年此日に金鞍が見えると云ふ（日本傳説叢書）。

遠州濱名郡吉津村大字山口字下池に鞍橋池がある。昔堀越入道が此池塘で自盡せし時、其鞍を池に埋めしため此名があり、入道の墓は池の東なる牛頭村の鞍壺坂にある（掛川誌卷四）。

尾州犬山町本宮山の北麓、安樂師村と神尾新田との間に鞍ヶ淵と云ふがある。昔神尾の奥に山姥が棲んでゐたが、美しい螺鈿の鞍と化けて淵に浮んだ。通行人が見て慾心を起すと死ぬと云はれてゐる（犬山之葉）。
池中の鞍に似た事がある。天正十三年姉小路少納言秀綱が金森可重に攻めたてられて、飛驒の松倉城を出て信濃に落ちて行つたが、大沼川の郷民に撃れて討死の際に、是迄大事に持來つた金子を川へ投込んで、我一念の籠つた金が、若し土民の手に渡つたならば石に成れと言つた。其金今に川底に見えるが取上げて見ると

石になると言傳へてゐる（郷土研究一ノ五）。能登羽咋郡加茂村大字倉垣（鞍掛とも書く）にも、池中ノ鞍に似た傳説がある。同郡志加浦村宇川尻の山に二ツの池があるが、其の附近の或田にも似た話を傳へてゐる（郷土研究一ノ四）。

石見安濃郡刺鹿村江谷川の上流に直下六十尺の清瀧がある。然るに此瀧の下流に四五尺程の小瀧があり、此處には主がゐて毎年六月丑の日に馬具を此瀧の周邊で乾すと傳へ、皆具（カイグ）の瀧と稱してゐる（島根縣口碑傳説集）。

イケノヌシハアカウシ 「池の主は赤牛」 牛を雨乞ひ其他の祈禱の際に、犠牲として池に投じた行事の傳説化である。猶「雨乞」牛の條参照せよ。

信濃北安曇郡の青木湖（平村）の西岸に、青木といふ小さい部落がある。昔其處の或る百姓の家で赤い牛を飼つてゐた所が、美しい子牛を生んだ。湖の東岸の加藏の百姓が所望して貰つて行つた。子牛は親に別れた悲しさに毎夜湖岸で泣いてゐた。青木の親牛はそれを聞き付けて、或る月夜に湖中へ泳ぎ出したが、力及ばず遂に湖中に沈んでしまつた。それから青木湖の主は赤

牛であると云ふ（北安曇郡郷土誌稿第一輯）。同郡中土村清水山上區に、山王様が祀つてあり、其附近に山王の池があつた。此池の主は赤牛で、村の人々が草刈に行くとき、其牛が出て一緒に遊んださうである。少し前に其池を潰して大きな田にしたが、近年清水山部落の崩落と共に、又池になり始めてゐる（同上）。甲斐巨摩郡朝日山に牛池がある。一に其地を八ツ牛とも云ふ。土俗に昔八本角の赤牛が池から出て八ヶ嶽へ走り去つたので名づけた。又此池の水の清濁で晴雨を占ふのに必ず験がある（甲斐國志卷二九）。同郡上條北割村に近く甘利山がある。相傳ふ昔甘利左衛門尉の子が、此山中の佐原池に漁し河伯の爲めに落命し、其屍體を得なかつたので、甘利氏怒て其郷中十村の農民に命じて池中に大木を投じ不潔を沃かせるに、河伯赤牛と化し走り出て其奥の大笹池に入り主となつた（同上卷三〇）。

と云ふ（新潟縣名所要覽）。

イゴモリマツリ 「居籠祭」 居籠は齋（忌）籠であるが、此神事から凡そ三ツの信仰過程を看取することが出来る。第一は齋籠して神の恩顧を身に附ける信仰。第二は神が或る所作（御子を産むとか、又は睡眠されるとか）を爲す間を齋籠する信仰。第三は祭儀の折に神を見たり、又は神幸の行列を見たりすると、神罰を蒙るので宅内に齋籠する信仰である。そして第三は神道の退化であつて、之には往々暗闇（クラヤミ）祭が伴ふのである。猶「神を捕へる話」及び「暗闇祭」を参照。

京都市外祝園村の居籠祭は、舊正月初申の日より亥ノ日まで、三日間行はれるが、此間は悪鬼が遊行するとて、同村の牛馬鶏犬等を他村に遣はして三日間の食物を貯へ、各戸戸を鎖して庭を垂れ晝夜火を絶さない。若し火が消えると再び鑽る事能はず謹慎する。戌の日夜に春日明神が西の野に神幸する。村民は覆面して各大松明と農具を携へ穀種を持参し、稔所に於てイゴミヨ／＼と呼ぶ。神主穀種を一手に握り農民に與へる。農民は之を植えれば豊熟すると云ふ（年中行事大成卷一）。三河渥美郡神戸村の久丸明神の祭禮は、毎年正月申酉

の兩日である。此日氏子は悉く戸を閉じて外へ出ない。夜も燈をあげず静まり居るのである。此村の男女は外へ奉公に出ても、主人に斷り祭日には終日臥し居るのである。之を居籠祭と云ふ。攝州西ノ宮の惠比須祭と同じである（煙霞綺談卷三）。

攝津西宮市に毎年舊正月九日の夜に習禮として、市中の家毎に門松を逆かに立て戸を堅く閉て聲響を慎しむのである。之が齋籠といふ神事である（攝陽落穂集卷二）。之に就ては「畜生紺屋」の條を参照せよ。

イザイホー 沖繩の久高嶋では十二年目毎にイザイホーとて、村々の娘達を齋庭に集め、庭上に高さ二尺、長さ二間ほど、横一尺五寸位の橋を架けて渡らせる。然るに一度でも異性に許した事のある娘は、神罰によつて必ず橋から落ちると堅く信仰されてゐるので、心に暗い影を有つてゐる者は、其神事の行はれぬ以前に姿を隠してしまふ。又大膽にも心の暗さを押包んで無理に渡らうとして、僅に二尺程の高さの橋から落ちて氣死する者さへあると云ふ。そして此橋を無事に渡り得た娘は神の恩召に叶ひ、神に仕へる資格のある者として神人（カミンチュ）となるのである。其上に村から譽

め者となつて良縁が得られる。此反對に姿を隠した者や橋から落ちた者は、世間から擯斥される事は勿論である（伊波普猷談）。按に、處女か否かの試験であつて、處女だけが神寵を得ると云ふ内地の鍋被祭と同義である。猶「鍋被祭」及び「左京ヶ橋」を参照せよ。

イサハノシンノミハシラ 「伊雜宮の心御柱」 志摩の伊雜宮に參詣した折に、境内の徳落社に參拜した所、本殿の床下に櫛の垣を結び前に土器が供へてあつた。伊勢の内外兩宮にも此事があるやに漏れ承つてゐる。即ち心の御柱である。地上三尺地下二尺に柱を埋める。柱は白布で包み垣の内に立てる。最も大切なる秘儀であると、祠職の者から拜聴した。そして此事に與つた者は死ぬか、又は家族が死ぬとして決死の覺悟で之に當ると云ふ。白川家の神道のヒモロギに相當するものである（山本信哉談）。

イシアゲマツリ 「石上祭」 尾張丹羽郡池野村の淺間神社の例祭は、毎年五月晦日の晩景から翌六月初日の午前にかけて行はれるが、此折に石上祭とて勇壯なる神事がある。氏子の若者は三人釣り、八人、十六人、三十二人、百人釣りなどの巨岩大石を山頂まで釣り上げ

て奉納する。之は子孫繁榮と五穀豐穰とを祈るためである（神社協會雜誌二八ノ一二）。

イシイモ 「石芋」 各地に亘り夥しきまでに存してゐても物語の筋は弘法大師に附纏ふてゐる。茲には其二三を擧げるに止めた。所詮は地質が芋作に不適當な結果ではあるまいか。

甲斐西山梨郡大宮村大字湯村の記事をした「甲陽名話」に、湯村の山に地藏堂があり、本尊は大覺禪師の作と傳ふ。臺座は地よりの自然石である。總じて盆中に參詣が多い。表に石芋と云ふがあり、芋石の如く芋莖は柔かである。弘法大師の加持で斯くなつたと云ふ（郷土研究三ノ一一）。

美作勝田郡古吉野村大字荒内より石芋が出る。弘法大師加持して芋畑一枚石に化した。稀に今も出ると云ふ（東作誌）。

越後西蒲原郡にも石芋の出る村がある。話の筋は弘法大師が芋を洗ふ老婆に、一つ呉れと所望した所が、之は食へぬ芋だと答へて與へぬために其罰で芋が石となつたのだと傳へてゐる（郷土研究一ノ三）。

伊豫温泉郡潮見村大字吉藤の石芋も、弘法大師の巡錫

の折に、強慾の宿の主人が與へなかつた罰だと云ふてゐる（同上三ノ七）。猶「七不思議」を参照せよ。

【參考文獻】

石 芋

（白井 光太郎）

植物妖怪考

イシウチ 「石打」 三條前右大臣の白河の亭に、何處からともなく、礫を打つ事雨のやうである。人々怪み驚けども何の仕業とも知れず、次第に打募つて一日一夜に二盪程になつた。併し之は狸の仕業であることが判然した（古今著聞集卷一七）。氏子を惜む神參照。

羽後雄勝郡鍛冶屋敷村の清左衛門の宅が、安永七年九月十九日の夜更に俄に家鳴震動して、三日許りたつた夜更に手鞠の如き石が落ちたり、又大きな石も落ち轉つて來た。初めは人々も打驚いて、家に臥す人もなかつたが、日數がたつにつれ驚きも薄らぎ女童でも家に臥してゐたが、誰に一つでも中つたと云ふ事が無い。此石も此邊の石ではなく、只不思議として月を経たが大乗寺修験の者が祈禱したので止つた。昔からあるウジナの礫打ちであらう（雪出羽路）。

イシウチメウジン 「石打明神」 越後北魚沼郡千田村大字千谷に、瑞玉神社と云ふ産土神がある。祭神は不明

であるが神像は石を投打つ形である。昔同村に石打と云ふ地があつて、其處に鎮座してあつたので、俚俗では石打明神と云ふ。當社殿の縁下にある數萬の石は大一小共圓形で、疣を思ふ者は此石を以て撫摩すると、忽ち平癒すると傳へられてゐる（温故ノ葉八編）。

イシウラ 「石占」

石占には種々なる方法があつた。

（一）石を蹴て或距離に達するか否か。（二）石を投じて或場所に達するか否か。（三）石の方向に因るもの。（四）石から石まで歩むもの。（五）礫を切て石の寸法に合ふか否か。（六）石に耳を當て音の有るか無いか。（七）石を扛げて重いか軽いか（俗におもかるさんと云ふ）の七方法があつた。更に特殊の方法としては産石の多少に由るものもある。一般には第七が行はれてゐる。

景行帝、土蜘蛛の賊を伐たんとして、豊後直入郡柏原郷なる柏峽ノ大野に行幸せられた。其野中に石があり長さ六尺、廣さ三尺、厚一尺五寸。帝祈り勅して曰く、此賊を滅す事を得むには、此石を蹴んに響へば柏ノ葉の如く響るべしと。則ち之を蹴れば其如く騰つた。因て蹴石野と云ふ（豊後風土記）。

土佐長岡郡と土佐郡との境の大峠で、昔は通行の老若

男女が一個の石を投げ上げて、高く止まるのを競争したものである。其爲に峠の片側には大小の礫石が積重り、高さ三間位の山をなしてゐた（郷土研究四ノ一）。按に、投げる者は其石の止まる高低によつて占ひとしたのであらう。今に石鳥居の笠木下の横石へ石を投げあげ、止まるか落ちるか占ふ事はよく各地で見受ける所である。

紀伊海草郡東山東村大字黒岩の田の中に、五尺許りの黒石があつて、耕作の妨となるが昔から恐れて取除く者が無い。又妊婦が此岩の上に礫を投げて、それが落ずに岩の上に止つてゐる時は男子であつて、落る時は女子であると云ふので礫を投げる者が多い（紀伊續風土記卷一七）。

越後古志郡上組村大字豊詰の中央に大きな杉ノ木があり、其根方に十貫目許りの丸石に大神宮の三字を彫つたものがある。祈願のある者は此石を携へて境内の地を選び、文字を正面にして据置き、歸宅して翌朝往つて見ると、願成就せぬ者に限つて自分が据ゑた時とは方角が變り、大神宮の文字が後向になつてゐると云ふ（温故之葉卷一三）。

京都東山清水の地主権現の社前に盲目石と云ふがあつた。目を閉ぢて左右一方の石から他の一方の石まで歩むに、決して往當る事がない（山城名勝誌）。按に、此事は石から石までを歩む足數の、奇數か偶數かで吉凶を占つたのが、斯く語り歪められたものと思ふ。

岩代西白河郡五箇村大字雙石の双石明神の神體は、長さ一尺と九寸の二つの石で祠内に藏めてある。之に祈願して其事の成否を豫め神に質さうと思ふ者は、祠前に跪いて眼を閉ぢ、兩手を背後に廻して藥を取つて之を切り、進んで神體の石に較べて分厘をも誤りなければ、其願ひが成就すると云ふ（白河風土記卷八）。

攝津西成郡北中島村の總社に、星石又は乙石と云ふ神石がある。東西四尺三寸五分、南北三尺四寸五分、東は方にして西圓く東を前としてゐる。此石に耳を付けて音を聴くに、音あれば吉、音なければ凶としてある（郷土研究四ノ一〇所引攝津徴六）。

陸中稗貫郡花巻川口町の觀音堂に占石がある。石は黒石で梵字形に似てゐる。所願の人の吉なれば軽く擧がり、凶なれば重いと云ふ（華城郷村志卷三）。

東京市池袋町字加味に天満宮の社がある。此社は雨乞、

惡病退散、紛失物、吉凶の占ひ、及び諸願に靈驗があるとの噂で、都鄙の參詣者が多い。其處へ參つた者は先づ一心に願を掛け、終つて社頭に備へてある手頃の石を兩手で持上げて、其輕重によつて吉凶を判断するのである（遊歴雜記卷一ノ下）。

美濃揖斐郡長瀬村の長山寺に石神と稱する石がある。參拜する者必願の叶ふや否やを石に伺ふとて、其輕重で吉凶を判ずる（人類學雜誌二九ノ六）。因に何故か美濃にはおもかるさんの俗信が頗る多い。「新撰美濃誌」及び「稿本美濃誌」に其例が擧げてある。

近江栗太郡上田上村大字堂の天神社の社壇に、一尺ばかりの圓石がある。參詣の男女所願の吉凶を占はんとして禰宜に乞ふと、禰宜神前にて高聲に其事を唱へ、石を扛ぐるに吉なれば軽く、凶なれば磐石の如くに重い其奇特著しいものがある（近江輿地志略卷五一）。

阿波板野郡瀬戸村大字堂ノ浦に石神様と云ふ石がある。願の叶ふと否とを、石の輕重を以て問ふのである（日本傳説叢書）。

信濃埴科郡關屋村磯並三社大明神の神寶は兒玉石である。正月六日の夜恒例としてお田遊びがあり、禰宜以

下氏は神前で耕作の眞似をする。翌七日の朝兒玉石を出して、一々封印を改め、領主以下家士城下町内外の吉凶を判じる。石の數は六十餘りあつたが方々より持參したのである。寶永三年には二百九十二あつたと。其後包換の神事があつた。毎年兒玉石祭の朝神前に供へた赤飯を紙に包み、それに五穀の名を書付けて瓶に入れて置き、之を出してその腐れ加減と色によつて作物の種々の豊凶を占ふのである（つちくれ鑑）。

イシウラノオモガケ 「石占の面影」 岩代信夫郡岡山村大字山口の大慈堂の前に文字摺石があつた。一に鏡石とも云ふてゐた。古傳説に陽春の頃に青麥の葉で此石の表を擦ると、自然と吾が思ふ人の面影が石上に現はれ見ることが出来るとて、毎日參詣人が之を遣るので里人麥作の妨げなりと云ひ、其石を山上から下へ轉落せしに石面が地中に埋まつたので其事が止んだ。後世に紙などに摺り付る石は、杉ノ木の下にあり菱形の紋がある（信達一統志卷四）。按に、此話は水晶占系の一つとして珍重すべき資料である。

イシエビス 「石蛭子」 九州では石地藏の變りに、石の蛭子の形が在るのも面白い。又天道の宮と云ふて大日

如來かを祭つてゐる宮がある（奴瓶）。
イシガツセン 「石合戦」 石を投げ合つて勝負を決した
人々の心理には、それが一種の年占として考慮されて



ち勝つた土地は其
年は豊稔で、負け
た土地は其年は凶
作だと云ふのであ
る。更に一村を田
方と畠方と分けて
又は山方と濱方と
分けて勝負して
も、勝つた方が其
年は神籠の深いこ
とを豫期しての事
であつた。斯うし
た野蠻事が永年に
亘り少しも懈怠なく行はれたのは之が爲めである。猶
此行事は古く朝鮮から輸入されたものと思ふ。
(印地打参照)。

文永三年四月二十一日、甲乙人等數十人、比企谷山の
麓に群集し、未刻より酉刻まで礮を飛ばす、爾後、武具
を帶し鬪争を起す。夜廻り等其處に馳向ふ。張本人一
兩輩を生どりにし之を繫牢せらる。残る所悉く逃亡す
關東未だ此事有らず、京都礮を飛ばし猶以て狼藉の基
となす。固より禁遏を加ふべし云々(吾妻鏡卷四七)。
陸中遠野町では、明治前迄は南部家の重き年中行事の
一として、團子打及び勢倒しの儀式と云ふのがあつた。
それは舊正月十五日を佳例として、家士を城邸に召集
して之を二隊に分け、敵味方に擬して豫め用意した數
百顆の團子(凡そ鶏卵大)を與へ、交互に鬪を發して相
鬪ちて勝負を決せしめ、後大いに酒を饗して犒らふ。
之を團子打と稱した。翌十六日には又諸士をして組打
を演習せしめ、之を勢倒しと稱す。南部家記に由ると、
出征首途を祝ふ恒例と云ふが、更に起原に溯れば石戰
の餘風であらう(人類學雜誌三二ノ三)。
安房平群郡富浦村の海岸に、一小水を隔て、多々良及
び原岡の二小村がある。毎年五月五日に兩村の壯者が
流れを挟んで石合戦をする。又讚岐木田郡白山の麓に
連れる諸村にも、此石合戦の風習がある。五月五日に

童子相集つて東西に分れ石合戦をし、勝ちたる者の村
は豊年に逢ふとす。之を一に、印地打と云ふ(同上第
一〇二號)。

尾張の熱田神宮では、舊正月十五日の歩射の神事に
引續て、參詣の名古屋及び近在の者は北方に集り、熱
田町の者は南方に集り、二十五丁橋を中央に挟んで石
合戦をする。争闘が烈しくなると双方抜刀して斬合を
なし、死傷者を出す事もあつた(熱田町舊記)。

美濃高富町の西北郊に、天王部落と鳥羽部落とがあり、
是等の部落の壯丁は往時七月始めより十四五日の頃に
至る間、互に一水を隔て、石合戦の競技を行ふ事があ
る。其兩者の對抗が激甚を極めて來ると、老幼婦女も
之に加はり、そして投石の餘撥が水田に入る事がある
も之は豊稔の兆として却て慶賀した(人類學雜誌
伊勢員辨郡東藤原村大字下野尻の石神社は、延喜式内
の古社と稱せらる。同社に應永年中祭禮に石合戦があ
り、其時の古文書として左の一通がある。

石神社祭投石ノ事

右祭神少彦名命ハ、石ニ御靈ヲ留坐ス神ナレバ、社
頭ニ石ヲ捧クルハ宮風ナレドモ、投石ハ何等ノ所謂

歟、氏子ニ非ザル人ニ中リテハ、神慮如何アラン、
依テ神役人ノ外可令停止之狀、執達如件

應永十二年八月十日

鹽谷民部(華押)

石神社司中氏子中 (以上、員辨郡郷土資料)。
播州赤磐郡の周匠村と對岸の飯岡村とは、毎年五月端
午ノ日に津山川を隔て、石合戦をする。兩村民の交情
に缺くる所があるのではなく、只舊慣を追て爲すので
ある(同郡誌)。

廣嶋市の眞菰橋と鷹野橋を陣營として、町民が石合戦
をなして多數の負傷者を出した事は、年々の例であつ
た。西軍(中嶋新町等の七ヶ町)の聯合軍が、東軍(大
手町を始めとして四ヶ町)の聯合軍と縣應橋を挿挿ん
で對陣し、やがて東軍が猛烈なる夜襲戦を試み、西軍
の中央を突破し、空鞘神社境内を横斷し、白神社に凱
旋したる壯舉は、今も眼前に髣髴してゐる。かゝる蠻
事は現時には影を潜めたが、郷土愛護の精神は御輿振
依揉みに存してゐる(廣嶋縣神職會誌「大八洲」一九
ノ一一)。

肥後菊池郡陣内村の大宮神社の例祭(祭日未詳)には
天和の頃まで白川を隔て、同村大字町と大字中嶋と

の村民が石合戦をなし、勝つた方が其年豊作で幸福多しとて大事に執行した。天正頃は戦國の世なれば農民も殺伐の氣を帯び、石合戦仲々猛烈を極め、双方一兩人の死者と多數の負傷者を出すを常とした。此日晴天なれば中嶋組が勝ち、曇れば町組が勝つと云はれてゐた。同地方に「左馬が腰切礫とて、町組の郷士太田原左馬亮の投げる礫に中嶋組が年々惱された傳説が残つてゐる。隣村には明治十六年まで此事が三月節句に行はれてゐた（陣内志談卷六）。

【參考文獻】

年 占の二種（柳田國男） 郷土研究四ノ五
日本と朝鮮の石合戦（今村 綱） 歴史民俗朝鮮漫談
石合戦と印地打（中山太郎） 日本民俗學風俗篇
イシガミ（石神） 諸尊が黄泉門に磐石を道反大神と記つて以來、石神の例は全國に亘り實に千百を以て數ふる程あるので、茲には其一端を擧げることゝめる。
陸前加美郡小野田村大字本郷にある飯豐神社は、神名帳にある古社である。此處に巨石があり、長さ五尺厚さ四尺で、方三間にして古來之を石神と云ふてゐる。（封内風土記卷一〇）。

東京市豊嶋區雜司ヶ谷町にある鷺明神社は、痘瘡の守護神である。神體は一寸五分許りの白茶色の小石である（新編武藏風土記稿卷八）。

武藏秩父郡中川村大字日野村に棒の神と稱する地がある。杉の群立のある其中に小さき石の祠がある。其側に大木の杉のあるのを神木と云つて、其杉に立てかけた石の棒がある。長さ五尺二寸九分、眞中の太さ一尺四寸六分で小地名を棒の神と云ふてゐるのも此爲であらう。贊川村の内、猪狩山の麓の古池と云ふ所の熊野祠の中にも石剣が五本ある。又同村石神と云ふ地、神龍寺境内石神の祠の神體は、一尺程の丸石で珍らしい石である（北武藏名跡志）。

遠江新居町、近江中郷村の二宮明神の神體は、小さき五色の石で穴があつて巾着の根付等に用ひられる石である。毎年祭禮の時社人立合ひ彼の石ノ數を改めて封印し、箱に納め置き翌年祭禮の時改めれば其數に多少がある。或は此石所々に出る事があるので飛神の社と云ふ。之は上古の曲玉であらう（甲子夜話卷三〇）。

攝津豊能郡東郷村大字地黃の野間神社の神體は水晶であつて、毎年十二月に召替の神事がある。紙を以て衣

服を造り之を奉ずるのである。古文書ノ一、布留社御神體、西ノ御前一箱七所、東ノ御前一箱十八所三十、中ノ御前一箱三十三所三十、右誰先例所注狀如件。大永七年十二月十二日相講師（明治神社志料卷上）。
越後南蒲原郡東川村大字東山村字端村の小倉嶺の頂に古墳がある。土人は石神とも御廟山とも稱して、高倉宮以仁王の墓であると云ふ（新編會津風土記卷一〇三）。
安藝佐伯郡平良村の速田神社は、式内の古社である。神體は自然の大石である。先年社宇焼亡の時、速に幕を張り侍人ばかり餘炎をしめしたが、諸人には拜せしめなかつた。大石であるから此上に御殿を造りこめて御戸は開かないのである。社人も拜する事がない（安藝國神名帳考）。

石見邇摩郡水上村大字白坏の三瀧神社に、元慶元年九月八日に天地震動して奇石二箇が天降した。之を神石として祠を建て祭つた。元は常世國津神社と稱した（石見社寺案内）。

豊前企救郡企救村大字長濱に貴船神社がある。天正年中漁師萬作、高濱の海中で、網にて貴船の靈石を得て之を寶町の海岸に奉祀した（筑豊沿海志）。

沖繩の波上權現は琉球第一の大靈現である。昔此崎山に崎山の里主と云ふ者があつて常に釣魚してゐた。或日汀に行くとき後から呼ぶ者があつたが其邊に影もなかつた。其邊に木に似た石があつたので、此石の所作であるとして高處に置いて、此石靈があるなら今日の釣を能くせよと祈るに、其日大いに得物があつた。其後度々靈驗があつたので靈石として祀つた。時に此國の神々此石を取らうとして、遂に波上に來て鎮る神託があつた。我は日本の熊野權現であると、それで社を建て、崇めた。初の靈石は今本社の後にある。本地の熊野は八角の水精石である（琉球神道記卷五）。

德ノ嶋では昔は石を以て神體とし何等の祠をも設けず唯屋敷の一隅に石を据へ置いて、毎月朔日十五日に祀るのである。之を地神（イビガナシ）と云ふ。今尙之を繼續する者がある（德之嶋小史）。

【參考文獻】

石 神 問 答
（柳 田 國 男）
石 （池上隆祐編）
東京市板橋區石神井町（石神） 武藏風土記稿二四五
攝津有馬郡有野村大字唐櫃（同） 旅と郷土と一ノ四

羽後平鹿郡増田村 (同) 秋田叢書卷六
 陸前玉造郡温泉村大字谷村 (同) 封内風土記卷一一
 同 柴田郡槻木村大字葉坂 (同) 柴田郡誌
 出雲簸川郡西田村西々郷 (同上) 嶋根縣口碑説集
 豊前田川郡元松村 (同) 豊前志卷二
 筑後浮羽郡大石村 (同) 雲根志
 薩摩國薩摩郡山田村 (同) 三國名勝圖繪卷二

イシキリトウリヨウ 「石切棟梁」 駿河庵原郡庵原村大字山切に石切棟梁がある。同村の農夫青木市右衛門は今川家治國の時より石切棟梁であつた。天正十一年十月七日に徳川家康前の如く石切奉行として、坂下村石切屋敷二間分下され四分一人足諸役御免の旨の證文を給ふた。市右衛門何時の年よりか石切を廢して百姓となり、彼の石切屋敷に住して代々市右衛門と稱してゐる(駿國雜誌卷九上)。

イシクルミ 「石胡桃」 越後刈羽郡高田村大字新道を弘法大師が通つたが、村人は其時橋普請をしてゐて大師をからかつて其橋を通さなかつた。大師は其處を去つたが其川の岸にあつた胡桃の實は石の如くに堅くなり以後高田村には胡桃は育たない(傳説の越後と佐渡)。

イシコヅメ 「石子詰」 石子詰は一に大垣ノ刑とも云ふた。奈良春日社の神鹿を殺した者は、此刑に處せられるとて、今に十三鐘の由来と哀話を残してゐる有名な話である。併し此刑罰が公に行はれたとしては資料が尠い。或は始め私刑(殊に僧侶や山伏の)として工夫されたものではあるまいか。

昔奈良に三作と云ふ子供が、寺子屋で手習をして居る所へ、春日社の神鹿が来て雙紙を食つた。三作は何氣なく筆を投げると生憎鹿の鼻にあたり、鹿は其場に斃れた。三作は神鹿を殺した罪により、石子詰の刑に處せられた。即ち一丈三尺の穴を掘り、死んだ鹿と抱合せにして生理にされたのである。石子詰に逢つた時刻が夕の七つと六つとの間であつたから、之を十三鐘と云ふと傳へる(大和の傳説)。

羽後由利郡の延寶八年の百姓一揆の發頭人であつた仁右衛門は、同年八月廿三日に生き埋めの刑に處せられたが、それは一丈餘の深穴に仁右衛門を蹴込み、其上から小石を投げ込みながら、山伏をして續經せしめつゝ其表面の上が平になるまで土石を投じて致死せしめた(増訂農村社會史論講)。

越後では、天文二十二年上杉家の法度として『強姦盜賊穢多と交りし男女双方とも、以上石子詰』とある。(温故ノ乘) 石子詰は、往來繁き道の傍に穴を掘つて當人を其中に立たしめて杭に縛り付け、肩より上を出させて其餘は石で埋め、朝夕の食事などは番人が之を賄ふのである。凡そ三晝夜位で免されるが、生涯身體は利かないとの事である(越後風俗志第二輯)

攝津高槻町に日光坊ノ火とて、雨の夜に飛行する火魂がある。往昔熊野行者の日光坊の舊栖の地。此行者が或時行法を誤り、一流の山伏先達に訴へられ、終に法罪の石子詰に處せられた跡と傳ふ(攝陽群談卷一七)。

備後沼隈郡赤坂村大字赤坂に古墳がある。六郡志の記事に由ると、此古墳を山伏塚と云ひ、昔山伏が宗法に反いたので同侶集り、石子詰にした所だと傳ふ(福山志料卷二二)。

鳥取市の柳倉は、天正年中宮部善祥坊の時城下の某が山伏某の妻と姦通して其山伏を毒殺した。事露顯した折此山伏は鹿奴の三光院の弟子であつたが、三光院より願出て下手人二名を申受けて、山伏の作法によつて石子積の刑に行ふとて、國中の山伏を召集し郊外へ穴

二つ掘り彼等二人を入れ、數多の山伏手に手に石を持來り投入れて、面も手足も微塵に打挫き、見物人は眼を掩ふた。そして、其上に土をかけ、柳の枝を挿て標となしたが、二本共に生きて年を歴るにつれ大木となり、柳倉は其柳を稱するものである(因幡誌)。

紀州高野の治罰で重科なる者は、奥ノ院蛇柳の下に永く追拂ふのである。(俗に之を生理め又生往生石子詰と云ふ。蛇柳の下に地底數尺を掘つて罪人を縛して穴底に立しめ簾一枚を頭上に覆ひ泥土を以て埋める。此刑は必ず深夜に行ふが當夜蛇柳の下に一燈を挑て罪人の冥福を擬すのである)。一等輕い者は不動坂萬丈谷に追拂ふのである。俗に此處を萬丈轉と云ふて、罪人を縛し此谷底に放捨する(紀伊續風土記高野山部卷五八)。

土佐安藝郡津呂村字清水の山伏覺傳が、寛文十一年十二月に放火罪に由り、同國長岡郡大津で石子詰に行はれた。其方法は刑場の中央に四角な深い穴を掘り、其中に磐石柱と名くる石を掘り、罪人を之に繋ぎ坐せしめ、第一番に大先達が小石を紙に包み、祖師役行者の掟を述べて之を投付け、それより二番三番四番と各山伏

が手頃の石を投付ける。殊に望み打として狙ひ打をする者もあり、終に大石を以て打殺した(郷土研究四ノ五)。長崎市の僧都岡は一名小田ノ原とも稱し、此處に陰火が出る。昔修験者が法を犯した事があつたので、衆人が捕へて坑中に陥し石を投じて殺した。其魂が尙消えず火を現はすのである(長崎地名考)。

【參考文獻】

石子詰の刑に就て(寺石 正路) 郷土研究四ノ五
石子詰の刑に就て(中山 太郎) 同上 四ノ六

イシコノミチゾウ

〔石好み地蔵〕 播磨加東郡八家濱に八家地蔵と云ふのがある。此佛は石を好むとて海山石の美しいのを供へ、奇異の石として佛前にある。病人が此石を借りて家に持ち歸り局所を摩すれば平治する。石を返す時は又別に外の石を添へて供へるのである(播磨巡覽記)。

イシシホ

〔石鹽〕 石鹽は自然の鹽である。讃岐木田郡濁元村にある。遠江掛川の邊にも産出する。又奥州會津の月輪庄に大鹽の里と云ふ一村がある。西行法師の歌に「海土もなく浦ならずして陸奥の、山かづの汲む大鹽の里」とある(甲子夜話卷二二)。

因幡岩美郡新宮村院内の、行者堂の側の石壁に石鹽が生ずる。其色は白くて白鹽の如く、氣味は鹹甘である(因幡誌) 鹽井參照。

イシシマイ

〔石姉妹〕 豐後大分郡三佐村の權現の神體は青石であるが、元は昔村民の一人が濱に出て網にかゝつた光る青石を持ち歸り神體としたものだ。其人の家は代々目が悪いと云はれてゐる。又一説に佐賀關の權現と三佐の權現とは姉妹で、東西より互ひに向き合つてゐるといふ(豐後傳説集)。

イシシンカウ

〔石信仰〕 武藏橋本郡生田村生田に諏訪社があり、同社に諏訪石と云ふがある。社頭に辛櫃一荷据え數百箇の小石を盛り入れて置く。祈願人は禱りて、其一箇を頂き還れば、如何なる病苦災難も免れ靈驗あらずと云ふ事ない。心願成就すれば、別に一箇の小石を加へ、二個となし報謝し辛櫃に奉還する。今も猶盛に行はる(生田村郷土のしるべ)。
石見邑智郡都賀村大字上野飯谷に巖島神社がある。昔藤原といふ人の祖先が安藝の巖島に詣じての歸途、ふと懷中を見れば小石が一個あつたので村に捧持して祀つた。昔より火災なく、且つ田の蛭は人の血を吸ふ事

をせぬ。又御神體の小石は年々太り、今は一抱もある(島根縣石碑傳説集)。

下野安蘇郡豐磐村では、蜂に整された時に(一)痛い
と云はぬうちに、近くにある石を三ツ引つくり返す。
(二)毒消薬をつけて石を一ツ引つくり返す。(三)石を
一つ持ちあげて、其處へ唾を三度して又元のやうに置
く(四)石を撫で、其處へ唾を二度かける。(五)砥石を
引つくり返して「整した蜂を挿すぞ」と唱へる。此
中の一つの厭勝をする(石)。

備後吉備郡では、(一)鳥居に小石を投げ上げると良縁
が得られ、既婚者なれば開運する(二)縣社今村宮の石
の唐獅子の後足を、元結で結んで置くと走人の足止め
となる。(三)滑らかな小石を紙で包み、火であぶり患
部にあてると腹痛や肩の凝りが癒る。(四)外出の時に
こつそり、小石を拾つて袂へ入れると、途中で大便を
せず済む(同上)。中山曰。石に關する俗信及び傳説
は、餘りに多きに過ぎ採録に苦むので概略にする。

イシセイチャウ

〔石成長〕 今人は石は成長せぬと云ひ
古人は石は成長すると信じてゐた。こゝに信仰の相違
があり民俗の起伏がある。猶「山の脊競べ」參照。

陸前石森町の村社石大神社は、日本武尊の所持せる靈
石を神體としてゐる。此石年々に成長して巨大になり
其周圍は丈餘で、村民は之を崇拜してゐる(登米郡史
卷下)。

常陸鹿嶋郡巴村大字大和田の主石神社。祭神は大山祇
命、石を靈代としてゐる。村民の傳へに昔此石を地中
に得て袂に入れて持歸つた。初めは拳大であつたのが
段々と成長して已まぬので神と祀つた。今に日を経て
彌々大きくなり祠を破るので、石の上に祠を建てた
(常陸國二十八社考)。

下總印旛郡根郷村大字太田に熊野石がある。今は熊野
神社を祀る。昔村民某が紀州熊野に詣で歸路に青石が
草鞋に着いてゐた。其大さは桃核位であつたのを、取
つて袋に入れた處、其石が長く且つ重くなるのを感じ
た。其石は長ずるばかりで、其民が四世も經てゐる今
石は三尺九分あり、周圍は一尺四寸で、形は收傘の如
くである。其家の言に、一歳で長ずるのは米大位であ
つたが、之を四十年前に比較すると、既に長さ六七寸
は延びてゐると(新撰佐倉風土記)。

武藏小鹿町大字下小鹿野村に、信濃石とて一丈四尺の

大石がある。一尺四方許りの穴があつて、此穴に耳を入れて聴く時は人語があると。此石は往時信濃より馬の荷物に挟み來つた小石が成長したとの事で、此石のある所の小名を信濃石と云ふ(武蔵風土記稿卷二二二)相州大磯西行堂にある虎子石は、昔山下の長者が子無きを悲んで、辨財天に祈つた處靈夢によつて一小石を得て、之を念じて一女を儲けた。其石女子と共に成長した爲め虎ノ女を以て虎子石と名付けた(大磯名勝誌)信濃下伊那郡智里村大字小野川に富士石があるが、昔農民が富士山詣の歸途に小石を草鞋の間に挟んで來たもので、後に段々成長して大石となり今に富士石と云はれて居る(傳説ノ下伊那)。

筑後三潞郡鳥飼村の産土神は石の神體である。昔此石僅に一握許りであつたが、年々増長するので社殿も毎年大きく建替るのである。今の社殿は三間四方で神體石は數十人で持たなければならぬ。此處の鎮守神として土地の人安産の祈願をなす。奇瑞ある事少くない(雲根志後編卷二)。

大隅種子嶋の熊野權現社は由久村にある。嶋主種子嶋左近幡時、壯年の頃紀州の熊野權現を信仰して、熊野

より小石を宮にして來て勸請するに、其石年を追て長大となり、今は高さ四尺七寸餘周廻一丈三尺餘で、此石は子石を産み、子石も又年々増大してゐる(三國名勝圖繪卷五一)。

イシタムケ (石手向) 天草島下浦村に猿田彦神の小祠がある。祠前に高さ一間程の鳥居の上へ、此處を通る者は必ず石を投げ上げて行く。之は足の運びが軽くなると云ふ道案内の神様だからである(天草島民俗誌)。

イシタムケノカミ (石手向の神) 丹波北桑田郡山國村龍ヶ坂より同國船井郡に出る道に船越峠がある。此峠は天狗其他の妖怪が人を惑したり、又道路も險惡であるが、頂上にある一里塚の上に、行人は二箇の小石を供へて通行すれば安全であるとして皆之をなす(北桑田郡志)。

因幡八頭郡用瀬村の頭巾山。山勢三角に峙つて頭巾に似てゐるので此名がある。祭神を峰錫坊權現と云ふ。祭日は八月廿四日で、諸人登山して神光を仰ぐ、信心の者は籠り堂に通夜する者も多い。願望成就の者は色々の小石を手向けて、報賽する事は此里の習である(因幡誌)。

丹波何鹿郡東八田村大字於與岐區の彌仙山の頂に金峯神社がある。祭神は木ノ花神で、明治迄は女子制禁の山で、修驗道の練行場であつた。參拜人は山麓の谷川で己が年の數だけの石を拾ひ、山上に運んで祠邊に積み、祈願すれば成就すると云ふ。今も此俗が行はれてゐる(同郡誌)。

イシツブテラマツル (石礫を祀る) 岩代會津郡礫宮村へ昔磐梯山の方より圓石一つ飛んで來て此地に墜ちた明神の擲げた礫であるとして社を建て、尊崇した。村名も之に因るものである(會津温故拾要抄卷一)。

イシツミノヤウハイシヨ (石積の遙拜所) 伊勢神宮の遙拜所は拜殿を設けない。石積の古法であるから、内宮別宮の遙拜所は皆石積である。外宮の宮地に小さな石積が所々にあるが、俗に回神と云はれてゐる。(參宮圖繪卷下附録)。

イシテガミ (石手紙) 教育の普及した現代から考へると、全く嘘としか想へぬ事であるが、明治期の初年までは文字の讀み書きの出来る者は、一村でも寺の住持の外には二三人位のものであつた。斯うした時代に若い男が求婚の意を表示する爲めに工夫したのが石手紙

である。紀州の農村では小さい石に松ノ葉を結びつけて女に贈り、之を「戀しく待つ」と判じさせた。然も之が縁となつて夫婦となり子を儲けた場合には、其子だけは男なれば石吉とか石作とか、又女なればお松など、命名する風習であつた(南方熊楠談)。按に、此事は下野の農村にもあつた。但し子供の命名に就ては聞く所がない。猶紀州に残つてゐる「大和言葉」なるものは、此石手紙が言語に進化したものと考へる(紀州有田民俗誌)。

【參考文獻】 石手紙の考 (藤原 相之助) 郷土研究五ノ一

イシデコバム (石で拒む) 出雲仁多郡阿井村大字和彌阿伊に坐せる男神が、玉日女命に戀して上つて來た。其時に、女神は石を以て川を塞ぎ、戀ふ所の神が會ふ事が出来なかつたので、其處を戀山と云ふ(出雲風土記) 按に、石を以て來る者を拒むのは、諸尊の石を立て、道反神とした以來の信仰で、寒神が石神となつたのも又この遺風である。

イシドウマル (石童丸) 維盛熊野三山に參詣し那智の澳で入水する時の條に、高懸念佛百遍許り唱へつゝ、

南無と唱へる聲と共に海に入り、兵衛入道も石童丸も同じく御名を唱へつゝ續いて海に入るとある(平家物語卷一〇)。按に、此頃侍者の名に石童丸が好んで用ゐられたものと見える。刈萱物語の石童丸は之に倣つたものか。

イシトリマツリ 「石探祭」 伊勢桑名町桑名神社の石探祭は、毎年七月七日に舉行される。昔は此日だけは外來者は一向お構ひなしの無禮講であつて、遊女までが自由を解放された。男は女に女は男に變装してお祭り氣分を發揮したものである。今も其痕跡を残してゐる(郷土風景一ノ六)

イシトリキノナナククリ 「石鳥居の七潜」 上總や下總では彗星が出た折には、今年に婦人の厄年とて若い婦人は病に罹る。其厄を拂ふには、赤飯を携へて石の鳥居七ヶ所を潜り、各所へ赤飯を上げると云ふ風説が立つたので、婦人は互に誘ひ合つて、三々伍々列をなして是を實行するのである(日本週遊奇談)

駿河吉原町では彼岸の中日に石鳥居を七つ潜れば、中風にかゝらぬと云ふので參るものが多い。セツは吉原町で木ノ元神社、天神社、依田原の山神社、左不二神

社、鈴川の社、鈴川の毘沙門天、吉原の荒玉稻荷である。以前は受の地藏、大野新田、ひの木の子ヶ所に石の鳥居があつたと云ふ(吉原雑話)。

イシナキトチ 「石無き土地」 越中婦負郡舟倉村の舟倉權現の祭禮は、正月廿五日と十月十二日である。此神能登の石動山の權現と鬪諍の事があつて、舟倉權現が磔を打ち、上野と云ふ土地には石がない。又石動山の權現とは陰陽の神で、嫉妬で磔を打つとも云れはる。(越中志)

イシナゲノシンジ 「石投の神事」 甲斐東八代郡一宮村淺間神社の例祭。元は舊四月中の亥ノ日であつた。神社での式が終ると神輿は神社を發して西山梨郡に入り、甲府市を経て中巨摩郡に入り、龍王村三社神社で國家安全、水防祈禱の神事を行ひ、次に釜無川の堤で石投行事をして還御する。行程五里。老若男女路に並んで送迎する。出御の時「名神大社の御輿しよめんしやう」と一同が叫ぶことがある。此神幸式を川除祭と名付ける(民俗藝術二ノ四)。

イシニアメライノル 「石に雨を祈る」 伊豫越智郡下朝倉村大字古谷村宇大日谷の多岐神社の奥ノ院に、川上

の岩と稱する奇石がある。高さ一丈五尺横二丈で、早魃の時に此石を祈れば必ず潤雨がある(伊豫温故録) 雨の乞參照。

イシニタツヤ 「石に立つ矢」 相模の石橋山に眞田與一義忠の鏃を射込んだと云ふ石がある。大磯町番神堂の中に虎子石と云つて、曾我祐成の身代に立つて鏃の痕を留めたと云ふ石がある。(新編相模風土記稿)。

イシニミズライノル 「石に水を祈る」 近江愛智郡高野村の瑞石山永源寺に靈石があり、其石の上に三寸八分の金像の觀音が安置してある。開山寂室和尚は此石を山麓に發見して、里人にも知らせ寺に移さうとしたが大衆が曳いても動かない。寂室法衣をかゝげ唯一人で曳くに、安々二十餘丁の嶮岨の道を飛ぶが如くに往つた。瑞石を佛殿に納めたので此山號がある。或時唐土の徑山寺に火事があつた時、此石に水を掛けて徑山寺に合力あれと祈つた處、其靈驗があつて火難を免れたと後より使者の知らせがあつて、種々の音物が届けられた。其品々は今でも寺に傳つてゐる。(淡海温故録卷二)。

イシノイロイロ 「石の種々」 東京市の麻布ナダレと云

ふ所の一寺に涅槃石がある。涅槃の像が彫んである。芝増上寺御廟の涅槃石影向石は、吉岡因幡老年にて妙功を盡してあるが、平人は見る事が出来ぬ。又品川鈴ヶ森の神社の前に、白く大きな石に黒い鳥の形がある元は魔石とて、赤羽橋脇の某屋敷の垣根にあつたのを鳥石山人が此所に移したのである(一話一言卷四二)。

イシノオチタトコロニテラ 「石の落ちた處に寺」 伯耆西伯郡にある角磐山大山寺。角磐山と稱する由來は、天神七代諸尊の御時に、天より一つの盤石此山の巽の隅に落下した。其石三つに砕けて、一つは此山に止り二つは大和吉野山と葛城山に飛んだ、そして石の落ちた所へ寺を建てたのである(伯耆民談記卷六)。

イシノゼン 「石の膳」 志州英虞郡の海女は、夫が漁舟を出したる日は、其大漁を龍神に祈る爲めに、膳に三つ皿を載せ、手前の二つには洗米と鹽節を載せ、向ふ付の皿には酒を盛り箸を添て濱邊に持つて行き、手頃の石三つを集めて、其上に右の品を箸で載せる眞似をなして海に跪いて拜し去るのである(人類學雜誌三四號)。

イシノダンゴ 「石ノ團子」 甲斐中巨摩郡利居村に石團

子がある。昔僧空海此村を通行の折に老婆の黄粉團子を造り居るのを見て乞ふた。老婆は慳貪に之は食物ではないと答へた。空海憤然として加持すると團子は悉く石と化してしまつた。形は木樂子程で大小交り土の塊つたのを打割ると表は黄粉で、中は小豆に似た物である。之を今でも團子利居の團子砂と云ふてゐる(裏見寒話巻七)。

盛岡市御弓町永福寺(齊宗)の東山の中に、團子石と云ふのがある。形が團子に似て色は黄で、砕くと中に餡の様な黒い物がある(盛岡砂子巻三)。石芋傳説参照
イシノホトトギス 「石の時鳥」 越中礪波郡那世山に大石があつて此石の面に時鳥の形が刻んである。毎年卯月の始に時鳥が多く鳴くと、土地の人は此時鳥が鳴くと云つてゐる(越中舊事記頭書)。

イシフミ 「石踏」 沖繩の大嶋では踏石みとして、ハブが冬籠りする時に口に咬へた石を踏むと足が腫れるとの俗信がある(柳田國男談)。按に、足利市外の農村で九尾の狐が化したと云ふ那須野の殺生石を、玄翁和尚が打砕いたが、其破片が諸方に飛び散り、其石を踏むと足に底豆を病むと云ふのと同系の話である。

が巡錫の途上光明を見て尋ねた處、十二神の守護せる石である。其石に薬師の像が刻んである。(勢陽雜記卷二)。

イシワリガミ 「石割神」 濱田市外石見村の三宮神社は祭神岩門別命である。故老の傳に昔淺井の岩神社の境内に大きな岩があり、若し人が之に觸れると氣狂ひになるか暴死するかした。素盞鳴尊が此事を知り人民の難儀を救はんとて、此岩を二つに割つたら變異が止んだ。此岩は一つは境内に残り、一つは石見村に飛んだ三宮社の神體がそれである(民族と歴史五ノ一)。

イシワリデンセツ 「石割傳説」 濱山市の石見豊足納姫命神社は式内の古社で、社の後には古硯が繁茂して居り、石神を祀つてゐる。神代穴門の國と稱してゐた時怪石があつて祟りをなした。迦牟田命之を水臣津野尊に告ぐ。尊は阿麻刷久麻乎命を遣して、之を八岐に裂いて後患を除かせた。現時社の後に七石を存じてゐる(濱田港史)。按に、賦裂傳説の一派生である。猶「賦裂傳説」参照。

イシラウムカミ 「石を生む神」 延久二年八月三日、上總國一宮の御託宣が度々あつて「懷妊の後既に三年に

イシホウシヤ 「石報酬」 出雲八東郡古江村大字古曾志字打出の道祖社祭神は猿田彦命である。子を産んだ者が小字を請へば長生すると云ふので、人々小さな石を捧げて參詣する。石が積れて山の様なので里人は石塚山とも云ふ(雲陽誌卷上)。

イシマクライナリ 「石枕稻荷」 尾張丹羽郡秋津村大字石枕は、昔は吾妻への通路であつたが、此驛舎の老婆が旅人を泊めて石枕をさせて殺害して金品を奪つた。後に老婆悪死したが怨靈が祟るので里人が祀り、石枕稻荷と稱し一村の産土神とした(鹽尻卷五二)。按に、東京淺草の一ツ家、播州飾磨のカチン染の傳説と、同巧異曲のものであるが、老婆の怨靈が一村の産土神と昇華する所に、古人の信仰が窺はれる。

イシモチノチメイ 「石持の地名」 羽後平鹿郡阿氣村石持。此地名は處々にある。唐名を醍醐菜と云ふ草は砂石に能く付くので石持と云ふ。此石は津輕の、保呂月にもある。舍利母石の如く小石を産むので、石持の村名も生れたのであらう(雪出羽路)。

イシヤクシ 「石薬師」 伊勢鈴鹿郡石薬師村の石薬師は金輪際より生出した菊面石である。昔越中の泰澄法師

及ぶ、今明玉の國を治むる時にのぞみて、若宮を誕生す」と仰せられた。之に由つて海濱を見たら明珠一顆があつた。彼の御正體に違ふことは無いと云ふ。不思議なことである(古今著聞集卷一)。按に、寄神(ヨリガミ)信仰の一派生である。

【參考文獻】

玉依 姫 考(柳田 國男) 郷土研究四ノ一二

イシラウングダヒト 「石を生んだ人」 岐阜市の伊奈波神社の攝社に金大明神がある。貞觀十一年極月廿五日に従五位下を授けられた。同社本縁起に陸奥國より昔金石の御靈を迎へて金世山と呼び、金石を伊奈波神の本體としてある事は古くから傳へられてゐる。然るに美濃方縣郡水野江桶見村の、廿餘歳になる一女は、處女であつたが懷妊し、三年後の延暦元年二月下旬に二石を産んだ。方丈五寸で、一つは色青白斑で、一つは色尊青であつて毎年増長する。伊奈波神卜者に託して言ふには、其産める二石は我子であるとの事で、之を齋き祭つたのである(新撰美濃志卷一四)。

イシラオシムカミ 「石を惜む神」 常陸久慈郡の眞弓山山中に天狗がゐる甚だ白石を愛した。若し人が白石を

取ると、夜は必ず石で以て其屋上を撃れる。其人が過を悔いて白石を山に還せば祟りも止まる（新編常陸國誌卷六）。

甲斐巨摩郡の金峯山は、藏王権現を祀つてゐる。神が惜むとて參詣者は、歸る時に草鞋を棄て跣足で下山するを習とする。それ故に小石一つでも拾ひ取ることを禁じてゐる（甲斐國志卷二〇）。

丹波北桑田郡鶴ヶ岡村の頭巾山に、雨の神である青葉権現を祭る小祠がある。參詣者は小石を拾ひ山上に運び、祠邊に積む習俗がある。若し山上の石塊を一箇でも他へ持ち去ると、必ず神罰を被つて地方は洪水の厄に逢ふのである（同郡誌）。

近江愛知郡西小椋村大字外村に、惟喬親王御手植の松がある。其他に千壽河原と云ふのがある。千壽は惟喬親王の小童であつたが此處で死んだ。又兒子河原とも云ふ。此川の石は一つも下へは流れず、又外へ持出す事を嫌ふと云ふ（淡海温故録卷二）。

イシヲコノムカミ 「石を好む神」 大隅の高千穂峯に登臨の故事に、人毎に石を携て登つて絶頂に安ずる。其爲め其石は積み聚められて、殆ど一山をなしてゐる。

女和泉式部は上東門院の上臈であつたが、長久年中父の病を訪はんが爲め、京都誓願寺の内佛彌陀の三尊を持つて來た。其頃兵亂の砌として往行の不便を感じて歸京の時彼の本尊を白川郡中野目村視石に草庵を結び之を末世結縁の爲めに安置した。和歌の「白川の關に此身は留めねど、心は君が里へこそゆけ」一首添てある（白河風土記卷二）。

安房那古町大字那古に和泉式部の墓碑がある。昔源賴光が上總介であつた時、平井保昌は房州を領してゐたと加茂季鷹は云ふてゐる（房總雜記）。

駿河駿東郡足柄村大字竹之下村字式部田に、和泉式部誕生石がある。傳に昔は大石現はれて居たが今は小塚となつた。石の上に小兒の足跡があつて式部幼時の折立つた跡である。此石に登れば罰が當る。察するに大森式部少輔誕生の地を誤傳したであらう（駿河志料卷六八）。

美濃可兒郡上之郷村大字井尻と送木村との境に和泉式部の墓がある。元文五年七百年忌とて、好事の者が石碑を建てた。碑面に寛仁三己未天いづみ式部廟所「獨りさへ渡れば沈む浮き橋に、あとなる人は暫し止まれ」

露ヶ嶋の神は石でも、峰の高いのを好み給ふとの事である。（三國名勝圖繪卷三三）。

イズミシキブデンセツ 「和泉式部傳説」 此傳説は、他の小野小町、菖蒲前など、同様に、凡そ三つの視角から觀る事が出来る。第一は式部と稱した者が和泉式部に附會された事。第二は中世に田舎わたらひした巫女の徒が、好んで史上著聞の國秀才媛の名を僭稱した事。第三は古く巫術の流派に、和泉流とか式部派とか云ふやうなものがあつて、それに屬した巫女を斯く傳へたのではなからうか。猶資料は、餘りに多いので概略にした。

陸中和賀郡横川目村は和泉式部の生地であつて、式部は十二三歳の頃まで此村の栗ノ木屋敷の長者に奉公してゐた。然るに式部の朋輩にカネ女と云ふがあり、毎朝長者が此女を起すので耳障りとして「佛にはならずはならし曉の、かねと云ふ字をかきてあれかし」と詠むだ。後に采女の撰に入り上洛して官女となつた（岩手縣下之町村）。

磐城白河町龍水山常宣寺（淨土）の縁起に、昔同國石川郡石川小泉の城主大江雅致に不例の事があり、雅致の

と記してある。同村内の浮橋の跡は式部の歌に依つて名付けられたと云ふが明白でない（新撰美濃志卷二六）伊勢三重郡神前村大字曾井に清泉がある。和泉式部容貌の美麗なるを此井に寫し試みた故地であると勢陽雜記にある（勢陽五節遺響）。

丹後宮津町切戸文珠堂の右方に、和泉式部の塚とて五輪の塔がある。式部の塔と云ふもの各所にあり、京都の東北院及び誠心院にあり、更に丹後山中の村にも在ると云ふ（丹後宮津府志卷下）。

因幡氣高郡湖山村新川の邊りに古井があり、和泉式部の産湯の水と呼んでゐる。又同村に式部の父大江定基の住したと云ふ屋敷跡がある。又式部の胞衣塚も湖山村にある（因幡誌）。

備後御調郡向島東村に八幡宮がある。昔和泉式部に、に來て當社を創めた。今祠官の家は古鏡がある。式部の所造であると。同村西金寺は奇嶋山と稱し、和泉式部の建立で安置せる釋迦、觀音共に其持佛であつて、其他にも遺物がある（藝瀨通志卷九八）。

長門厚狹郡吉田村の小土生村に和泉式部の墓がある。又此地で小式部が生れたとて、産湯の岩及び産湯の井

がある。式部零落して此地に来て病を得て死す。此村の小川の岸に丸葉の柳があり、式部が齒痛の時、此柳の揚枝で療治したとの相傳で、今日に於ても俚俗に行はれてゐる(長門國風土記卷七)。

日向東諸郡八代村大字深年の法華岳寺に、式部頼病を患つて此薬師に祈つたが効なく、身を投じて死なんとし『南無薬師諸病悉除の願立て、身より佛の名こそをしけれ』と詠し崖に投じた。異人來り『村雨は只ひと時のものぞかし、己が義笠そこにぬきをけ』それで宿病悉く平癒したと(三國名勝圖繪卷五五)。

【參考文獻】

- 和泉式部(柳田 剛男) 郷土研究四ノ四
- 紀伊東牟婁郡三里村大字伏拜 紀伊續風土記卷八五
- 近江蒲生郡馬淵村大字淨土寺 近江輿地志略卷六一
- 播磨揖保郡揖西村大字若狭野 播陽名跡便覽卷二
- 同國飾磨町御幸町 播 磨 鑑
- 同國赤穂郡矢野村(西内村) 播 磨 鑑
- 伊勢度會郡二見村大字山田原 勢陽五 鈴 遺 響
- 同國桑名郡大山田村大字東方 同上
- 攝津豐能郡細川村大字古江 攝陽群談卷九

- 紀伊那賀郡田中村大字上野 紀伊續風土記卷三七
- 日向東諸縣郡八代村大字深年 三國名勝圖繪卷五五
- 丹波多記郡幸原村 溫 故 隨 筆
- 美作勝北郡豐田村大字柿村 東 作 誌
- 因幡岩美郡宇部野村大字谷 因 幡 誌
- 安藝高田郡北村 藝藩通志卷六七

イセオドリ (伊勢踊) 伊勢國に起つたものであるが、夙くも文明十一年七月十五日に、左京亮信光が安祥城を攻めた時、伊勢踊の躍子に紛れて城内に入つた事がある(三河記)。併し起原は迥に古く、恐らくは一遍上人によつて創められた、念佛踊に接して起つた盆踊であらうと思ふ。總見記に今川氏眞が猿樂、蹴鞠、伊勢踊、兵庫踊を好んだと載せてゐる。江戸期に入り慶長年中に此踊が畿内地方に盛行し、同十九年九月二十四日には禁中で演じられた。元和元年三月に將軍秀忠が之を禁止したが、其禁は忽ちに弛み引續いて行はれた寛永十二年に尾州徳川家から、將軍家光の上覽に供へた伊勢踊の歌詞がある。一二を擧げると

これはどこ踊 松坂越えて 伊勢踊
あの君様は 伊勢の濱育ち 目元に潮が縁れかゝる

思と戀と舟舟にのせて 思ひは沈む 戀は浮く
延寶年中に此踊が江戸に流行し、老若男女が太鼓や三味線に合せて踊り狂つた(紫の一本)。其時の歌詞は、
さすやうてさゝぬは 人待つ宵の妻木戸 又さすも
のは 追手の風に水馴掉(以上、日本歌謡史參取)。

元和三年伊勢踊の禁止に就き、山本豊久私記には『三月より世間に伊勢踊はやり來る。伊勢大神宮の飛ばせ給ふと申立て、躍はやし風流を盡す。禰宜御祓を先に立て、奥州までも躍送る。かやうにせされる國々は、飢饉疫病有と申立る。其詳細を尋れば、事觸の乞食禰宜ども唐人を頼み、花火を飛ばせて見するに因り、愚人ども驚き囁し立る云々。頓て公儀より右の伊勢踊堅く法度の由を仰出さるゝも、忍々に躍はやすこと止まず』とのせてあつて、やゝ後代の御蔭參り御札降りと、共通の内情がありさうに考へられる(掛け踊。郷土研究四ノ六)。

近世まで願人坊主が伊勢音頭として唄ひし『伊勢のとよくの錢掛松よ、松は枯れても名は残る』又は『伊勢は津で持つ津は伊勢で持つ、尾張名古屋は城で持つ』の歌は、伊勢踊の詞歌だとも云ふ(社會事彙)

遠江周智郡天方村大字鍛冶島の日月大明神所藏、慶長廿年の棟札に云ふ。乙卯三月七日の御伊勢踊は、人衆を揃へて女となつて出立ち、弓、槍、鐵砲、笠鉾を差上げ、御幣を三人して持つ、そして、御伊勢の内宮外宮の御社壇を戴き、又大明神の社壇作りを載くのである。又小旗大幟を挿し、衣装には唐織物のみを揃へて出立つて踊りをする。背書には、同卯月八日に御中たて上申、御伊勢當社大明神の御託宜で申し納めたものであると(掛川誌卷八)。

イセオンド (伊勢音頭) 宇治山田市古市町の妓樓備前屋杉本屋の二軒にて、藝妓の演ずる歌舞を云ふのである。此歌舞は間の山節より出たものと傳へるが、其點は餘り明白でない。延享頃に伊勢派の俳人神風館梅路が川崎音頭を作り、一時都鄙に流行せるを、寛延頃に至り、備前屋の主人が工夫して、歌詞を作り踊の手振を定め、來客の座興を助ける事とした。歌詞は新舊二様あり家に由つて異なる(社會事彙參取)。間の山節及び伊勢踊參照。

イセコウ (伊勢講) 伊勢講の起原は紀年的には判然せぬ。凡そ室町期の中頃からの事で、然も佛家の阿彌陀

講、観音講などの組織を學んだものではあるまいか。勿論、汁講、一種講、無禮講等の存在は、平安期まで溯り得るとしても、私幣禁斷の制度の嚴重であつた時代に、庶民階級が講を設けて伊勢參宮をしたとは考へられぬので、室町期に入り祠職の者の勧誘に由り組織されたものと思ふ。

伊勢太々講とて町人等人数を定め釀銀を集め、之を積み年を経て伊勢參宮する事は、早くからあつたものか「狂言記」外五十番ちがり木と云ふ狂言に「伊勢講」と見え、更に「室町殿日記」永祿年中に京都今出川の大宗坊が、伊勢講の懸錢を方々から借入て返済せぬため訴へられた記事がある。此頃から各地に行はれたものと思ふ(嬉遊笑覽卷五)。

三河北設楽郡御殿村字加賀野の御伊勢講(年四回、正六九十一月ノ各十六日に行ふ)は、明治前迄は講當番が伊勢まで代參したが、其後は經費の都合上、本郷の大森内にある小社「お鍛様」へ代參する事となり、講當番は神酒錢を集めて同社に至り、鍛形の鐘を打ち叩き祈禱する事とした。今ではそれも廢し各戸順番で講宿をして、伊勢神宮を遙拜する様になつたのである

道者ばかり扱ひ馴れてゐて、遣らず打つたくりの乞食根性が増長したので、斯く云でれるやうになつたのである(民族と歴史三ノ八)。(四)延喜齋宮式に由ると齋王が内宮外宮に參る度に「路邊窮者賑給如常」とある如く、之が爲めに遠近の窮人が集つたので、遂に此諺をなしたのであらうが、伊勢人にとつては迷惑な話である(正續神都物語)。

イセシンカウ (伊勢信仰) 皇大神宮には「私幣禁斷」の掟が嚴しかつたので、古くは庶民階級の參拜は許されなかつた。併しながら敬神崇祖を國是とした我が國民にとつては、皇大神宮に對する信仰と憧憬とは年と共に昌んになつて來た。そして之に代用されたのが即ち熊野信仰である。勿論、之には種々なる理由もあるが、其重點となつたものは、熊野神は皇大神宮の親神だと云ふ、伊勢へ參れずともせめて熊野へ詣ればと云ふので、所謂頼の熊野參りの俚諺を生むほどの繁盛を見るのに至つたのである。之が平安期の末から鎌倉期の終りまでの概況であつた。それが南北朝期に入ると戦亂の爲めに國民も疲弊し、加ふるに和紀兩國の地が度々戰場となり、更に熊野道中に敗兵や不逞の徒が猖

(設樂。昭和六年十月號)。伊勢の鍛神參照。越後では伊勢太神宮へ其年の初穂米を納めるのに、俗に一升旦那(五升旦那迄あつた由)より大麻と共に曆を頒布した。そして此夜は小豆飯を焚いて齋き祭るを通儀としてゐる。又村により伊勢免又は伊勢領など、稱して、若干の田を除き置き、其所で得た米を初穂に納めた所もある(越後風俗志第三輯)。

イセコジキ (伊勢乞食) 古くから俚諺に「近江泥棒に伊勢乞食」とあるが、此伊勢乞食に就ては異説が多い。(一)今昔物語に伊勢の國は極めて父母をも奪取り親き疎きをも云はず、貴き賤きも簡へず、互に隙を量て魂を暗まして弱き者の持たる物をば、憚らず奪取て己が貯とする所なりと載せ。夫木集にも「伊勢人はひがことしけりさ、栗の、笹にはならで柴にこそなれ」とも見えてゐる。今も輕き神人比丘尼お杉お玉など云へる乞食の、面皮を押し物乞さま實に伊勢乞食の諺空しからず(松屋筆記卷一〇六)。(二)伊勢人は此俚諺を厭ふて近江殿御に伊勢子正直と云つてゐるが信じられぬ。參宮する者が到る所で乞食に出遇ふ故に、此諺を言ひ出したのであらう(日本社會事彙)。(三)伊勢人は參宮

んに出致して道者を苦め、遂に今も子守唄に残つてゐるやうな慘事が屢々繰返されたので、さしも繁盛であつた熊野信仰も全く衰微してしまつた。然るに皇大神宮にあつては、打續く戦亂の爲め漸く神領を失ひ、式年選宮さえ想ふに任せぬやうになり、其結果は參詣すら許さなかつた佛徒慶光院尼の釀財に待つ悲運に逢著した。従つて神宮に奉仕した大小の神官祠職も生計の途を奪はれ、據ろなく自分達の方から「私幣禁斷」の掟を緩めて、諸方に出て大麻や伊勢曆を配布して、併せて參拜を勧誘するやうになつた。之が室町期の中頃から安土桃山期へかけての經過である。それが江戸期に入り國民の生活が少しく安定すると、皇大神宮を中心とし敬神崇祖の信仰が復活すると同時に、神宮側の下級の祠職達が種々なる喧傳や術策を施して、益々此機運を助長させた。斯くて伊勢信仰なるものが固定したのである。之に就ては皇大神宮の御分靈を神明宮の名で祀つた理由も記さねばならぬが茲には省略する。猶「お札の降つた話」及び「お陰參り」の各條參照。下總香取海上の兩郡邊では、農家が伊勢參宮する時は其門出の早朝に知己を集めて酒宴をする。其折神職或



は寺僧が来て、幣帛を切り圖の如く(挿繪参照)門に祭り、さて歸國の日足洗ひ酒とて、豫て醸し置ける濁り酒を、些か洗足の湯に加へ、再び例の人々群集して祝ひの酒宴を催す。此時神前を毀ちて鎮守の社内に納める。但し此神前を始め祭をラシメオロシと云ふ。案るに是庭中の阿須波の神に小柴刺しと云へる古風の遺れるものである(神名帳考證土代附考)。

武藏橋樹郡生田村細山に神明社がある。社門を逆大門と稱すのは同社勸請の折、地勢の便を計り社殿を東向に建築せしに、一夜にて自ら西向に變じた。村民東向に直すと又西向に變じ、斯くて三度に及ぶと或夜里正の夢に神託あり、社地は當村東端なれど村は背後となり鎮護の理に叶はず、西向に建て面前となし、併せて伊勢方に向はしめよ、大門逆にても苦しからずとの事に村民に告げ、西向のまま奉祀したと傳ふ(生田村郷士のしるべ)。

足利市外の農村では、明治初期迄は伊勢參宮を手重い

ものとして、男子は一生に一度は是非とも參宮せねばならぬ事となつてゐた。併し手重く考へてゐただけに、參宮すると一代の運命が定まると、概して初老後にするやうになつてゐた。そして之には誠に不謹慎な事ではあるが、伊勢へ住くと古市の妓樓で遊興せねばならぬやうになつてゐて、此結果は往々にして最も恐れられた徵毒に感染するのであつた。然るに當時の迷信として古市で受けた徵毒は、古市の水でなければ全治せぬと云はれてゐたので、其病氣を求めぬやう分別盛りの初老後を擇むだものと考へる。同地方の古俚諺に『伊勢の古市女郎衆の名所、歸へりやしやんせよ迷はずに』とあるのが、參宮道者を旅立たせた家族の心遣ひであつた。それから如何なる譯か五十三歳の折に參宮するのを忌んでゐた。斯かる次第で村々には伊勢講、又は太々講(參宮して太々神樂を奉納するより負ふた名解)が組織されてゐて、講員は毎月若干づゝの積立金を爲し、鑲引で五人とか七人とかの定員を定め參宮する。其時期は農閑期の舊正月が撰まれるが、愈々講員が何日に發足するとすると、其以前に講員及び有志の村民が集つて、産土社の境内に小規模の木造萱葺の

祠を建てる。併し此祠が何神を祭つたのか、如何なる意味で建てるのか、講員も村民も忘却してゐる。若し黒川春村が考證(別項下總の條參照)した事に誤りなければ、萬葉集の「庭中の阿須波の神に小柴刺し、吾は齊はむ歸り來まで」の阿須波神であつて、道中の安全を祈るものとして差支あるまい。そして參宮道者は當日各自の家で立振舞と稱して來訪者(若干の饒別を持參する)に酒肴を饗し、それが濟むと是等の者と打連れて、先づ産土社へ詣で、次に此祠を拜して旅の安全と留守中の無事とを祈り、大勢に見送られて村外れで挨拶を交し東京に出て、順次東海道の長亭短驛に泊りを重ねて參宮する。又留守を守る家族は參詣者の爲めに毎朝陰膳を据え、更に産土社と新に建てた祠へ日參して息災を祈つた。此陰膳の飯碗の蓋(オキセ)の内に露(湯氣)が多く濡れてゐれば無事、乾いてゐると凶事があると云ふ。飯占までして、參詣者の身上を案じたものである。一方參詣者は宇治へ着くと古くから村と兼約のある御師の家に到り、此者の韓旋で參宮を濟ませると、それより奈良巡り、金毘羅參り、京阪地方を見物して往復三週間位で歸村する。此折も

立振舞と同様に各留守宅では酒肴を用意し、講員村民は大勢で村の入口まで出迎へる。參詣人は自宅に入らず産土社と祠とへ道中の加護を謝してから歸る。翌日は旅勞れを休め(之にも脛布ぬぎとか、草鞋洗ひとか云ふ語があつたやうだが失念した)お札其他の土産物を縁故先へ配るのである。また此外に道中の費用などもあるが省筆する(以上。中山記)。

遠江濱名郡積志村では、伊勢參宮は誰しも一度する事になつてゐたが、大體は二十歳前後の者が多かつた。嫁取前の男と、嫁入前の娘は、必ず伊勢參りはしなくてはならないもの、伊勢を知らなくては人並でないとなつてゐた。併し實際は娘では此自由は與へられて居なかつたので、婦人は一生の間に一度參宮すべく心掛けて居たものである(同村民俗誌)。

越後岩船郡粟島浦村は孤島であるが、敬神を第一義とし男子は二十歳を待つて伊勢大廟に參詣して後、一人前の男と稱し得たのである(越後風俗志第一輯)。

京都では、親戚朋友の伊勢參宮人を粟田口に送り、其歸るとき又之を迎へるが、逢坂の邊りに出て待つので坂迎へと云ふと、黒川道祐が記してゐる。之に依れば

世俗酒迎と云ふは、坂迎への誤りか（鹽尻卷九七）。按に、坂迎は境迎の意で古く今昔物語にも見えてゐる。従つて始めは參宮に限らず一般の旅行者を國境、又は村境に迎へたのが、京都で參宮者を逢坂の麓に迎へる習俗が盛んになつたので、斯く内容まで變つたのであらう。猶「旅行」の條を参照せよ。

佐賀市附近の農村では、參宮の者を送ると村民が協力して耕田し（此田を人型に作ると云ふやうに聞いた）此田から獲つた餅で餅を搗き出迎へる。氏神社の境内へ假宮を建て家族が日參する風もある（副嶋知一談）。按に、斯うした民俗は各地に多く存する事と思ふ。今のうちに採集して記録に残したいと考へる。

肥後菊池郡陣内村では、昔は伊勢參宮した者は、村集會その他村民の寄り集る場所で身分の輕重を問はず上座する權利を與へられてゐる。小前百姓が長百姓の上席に座する事は許されぬ世の掟であつたが、參宮者だけは別扱ひであつた。それ故に成年になると競ふて參宮したものである（陣内志談卷一）。

イセシングウハムヤトウ 「伊勢兩宮は無夜燈」 伊勢兩大神宮の神前には灯明が無い。夜の神祭に燈臺十二

基を設けて事済めば、之を消すのである。それで内宮には神前に燈籠を寄附させない。闇くない様に少々は設けて置くのみで、是は古風である（參宮圖繪卷下附録）。イセノクハガミ 「伊勢の御神」 俚俗に「伊勢の御神、鹿嶋の事觸れ」と並稱し、下級の神人（實際は伊勢鹿嶋兩宮に無關係の願人坊主の徒）の風をなせる者が、人家の軒に立つて禍福吉凶を説いて合力を乞ふたものである。然るに御神（事觸れは其條に記す）の徒に關しては記録が尠く、従つて窺見に入るものが殆ど無い。按に、古く内外宮に毎年二月御山の神事が行はれ、此御嶽は神の木（卯杖は椿）で造られた。御山の神事は神田打初の儀式であつて、詳しくは御山伊賀利神事と云つた。伊賀利は稻刈の略と云ふ説もあるが、氏經神主の「氏經神事記」に亥狩と書し、今に京都の松尾神社に猪狩の神事のあるより推せば、猪狩に關した事と信ずる。そして御山神事は内宮は二月朔日、外宮は同月上亥子の兩日に行はれるが、禰宜以下の各員が御二柄を兩手にして地を叩き、耕田の狀をなしつゝ、「御山や、眞折のかつら笠にきて、御田打ち祭る、春の宮人」の歌を低唱したとある。此御山の神事に關係した者が、



御口の爲に御神など云ふ事を考へ出して、都鄙を歩き廻つたのではあるまいか。猶後考を俟つとする。因に先年黒田侯爵家の寶物を展覧せし時、豊太閤より御神祭へ寄進する旨を認めた自筆の色紙を見たことがある。昔は相當に重い神事であつたやう

だが、明治四年の神宮改正で廢止された。

【參考文獻】

伊勢の御山祭 （天野 信景） 鹽 尻 卷 六
伊勢小川郷の話 （大西 源一） 民族と歴史七ノ四

イセノシンバシラ 「伊勢の心柱」 伊勢神宮の心の御柱の事は、伊勢の神秘である。山中に大きな柱一本を建て、其柱の下に御船代と云ふて木を船の形に彫つて、其中へ柱を建てる。さて御船代の中へ御鏡を入れるのである。之は八咫の御鏡である（關秘録卷三）。按に、心御柱に就ては見聞する所も尠くないのであるけれども、萬一にも神威を演ずやうな事があつてはと總てを省略した。

イセビクニ 「伊勢比丘尼」 後奈良院の御宇に、近江の領主淺井家に由緒あつた比丘尼が伊勢山田へ來り住み禪淨土を執行した。之を慶光院と稱した。當時戰亂後とて神宮廿一年目の遷宮のならぬのを見て比丘尼は近江一國を勸進し淺井家の光りて遷宮の造營を遂げ因て遷宮上人と云ふた（遠碧軒記卷上）。此比丘尼は代々伊勢上人と稱し、其輩下の者どもが諸國を勸進して歩いた。然るに多數の比丘尼の中には熊野の賣比丘尼を學び墮落して賣笑する者を生じ遂に熊野の歌比丘尼と共に伊勢比丘尼と並稱されるやうになつた。西鶴の織留（卷四）に「錢掛松のほとりに三十四五年この方、道者に取つて世を渡りたる歌比丘尼二人ありける。所の人異名をつけて取付蟲の壽林、古る狸の清春といひて、通し馬の馬士鴛籠昇まで見知らぬはなし」とあるのも伊勢比丘尼の淺間しい姿であらう。（賣笑三千年史）更に近世の神都の比丘尼の風俗は、山田古風の雜誌に「比丘尼は五尺の手拭に頭を包み、銀のビラビラのいろ留をさし、又手拭を夜晝とも取事なく、譬ひ御大名御通行にも取らぬ例なり。春は宮川町茶屋町繩手に於て蕙の風除けを作り、紅白粉にて顔をつくり、棲折笠を被む

り、右の手に金にて作りたるヒラ／＼の物を振り、左の手に白扇を持ち、旅人を見かけては呼び留め、ラシンエーゆかさんせ、嶋さん紺さんゆかさんせと呼ぶ」とある。比丘尼の手にせるビラビラするものとは、田樂に用ゐた柏板(ピンザサラ)である。此比丘尼は岡本町と岩淵町とに親比丘尼が本陣を構へ、貧民の子女を貰ひ受て養育し、受持區域を定め子比丘尼を引率して米麥の喜捨を乞ひ、毎年一度代表として熊野山へ参詣した。之を年籠りの淨業と稱してゐた。併し其内容は私娼であつた。又彼等は如何なる場合にも頭の手拭をとらぬ。若し之を脱いで合衾すれば、則ちそれが夫婦約束であつて、血判書紙と同等の効力があつたと云ふ。彌々表立つて結婚式を擧げる際には、髪置代として親比丘尼に若干の出金して、許諾を得るのが仲間の内規となつてゐた(正續神都百物語)。歟比丘尼参照。

イセヤヒウガノモノガタリ (伊勢や日向の物語) 昔から難問の一として數へられてゐる。茲には寓目した諸説を擧げるに止める。

俗語に、あなたこなたの一方ならぬ物語をいふ。神代巻に、天鈿日命猿田彦命に問て曰く、汝何處に到りま

さんや、皇孫何處に到りまさんや。對て曰く、天神御子は則當に筑紫日向高千穂奇觸峯に到りますべし。吾は則伊勢狭山五十鈴川上に到るべしと。之より起つた諺である(俚諺集覽)。

伊勢安濃郡内田村の長源寺の堂の様に、伊勢の者と日向の旅人と夏の涼みに熟睡し、遽に起き出て、兩人の魂入替り、面は其人にて心は別となり、伊勢者は日向の事を云ひ、日向者は伊勢の事を語つた。其後又兩人を睡らせると夢中に魂が舊の如く入替つた。之より此諺が世に行はれた(本朝俗諺志卷一)。

日向北諸縣郡中郷村大字梅北の縣社神社の社記に萬壽三年正月二十日に此地の領主平季基が大門を建てんと、大吉山より門柱を牽く時、六歳の幼女に神懸りありて我は伊勢の外宮なり我を祀れとあつたので、直ちに使者を伊勢に遣つた所が、恰も伊勢に於ても七歳の童子に神託あり、我を日向の庄内益貫に祀れとあつたので使者を日向に遣したが、兩使が縣(今の延岡)に同宿し、双方の話が符節を合したやうなのに驚いた。

伊勢や日向の物語の諺は之より起り、後に祀つたのが神社である(三國神社記卷下)。

伊勢鈴鹿郡にふんやのよしやすと云ふ者と、日向のさへきつねもとと云ふ者が、同年月日に死んで、此二人が閻魔王の前に出た。其時帝釋が一人を娑婆に返せと云ふと、俱生神が火で焼かれて形がないと答へた。帝釋は非業の者の魂を定業の者の骸に入れて歸せと命じよしやすを娑婆に追やつた。つねもとの妻子が墓詣りに行くと土が四つに割れて遺骸は目を開いてゐた。妻子が傍に寄つて妻ですと云つても、自分はよしやすだと云つて取合ない。それで伊勢に尋ねさせよしやすの妻子を呼んだ。妻子は姿が違ふので失望すると、男は女を見て悦び懐しみ、遂に伊勢國の女と子は日向に住んだ(日向の傳説)。

イタカ 七十一番職人盡歌合の中にイタカと云ふ者の繪がある。卒塔婆を刻むのである。即ち戒名をも書く、其傍に青葉白い細い花が置いてある。如何なる者か猶考へて見たい(遠碧軒記上ノ三)。

越後のイタカは、古老の言に、大社巨剎の近傍に住み(僧形で白衣を着し頭を袈裟で包む)小さい卒塔婆と櫛の枝とを携へ、夜々讀經して廻る。水死の弔に流れ灌頂

を頼み、或は其卒塔婆と櫛とを求めて河海へ流す。故に海河沿岸の村々を多く徘徊する。越後國三島郡大津村字蓮花寺村の山人には、天和の頃まで數十名住居し今にイタカ澤の名稱が残つてゐる(温故ノ葉第七編)。會津若松市のイタカ町。今も此町の者をばイタカと稱し、他の商賣と混じない。常は船を練りて之を販ぎ、年の始めには夷、鐘馗、毘沙門などの畫像を、城下及び村里の家々に配つて且つ祝詞を唱ふのである。常陸國志にも、イタカは大黒の神像を配り、大神樂を業とするところある(新編會津風土記二四)。

【參考文獻】

イタカと山窩 (柳田 國男) 人類學雜誌

イタコ 東北から奥羽へかけて、今に巫女の事をイタコと云ふてゐる。此語原に就ては二三の異説あるも承認されぬ。按に、古く神懸りする巫女をイタと稱したことは、源平盛衰記にも見えてゐる。此イタに奥州特有の名詞の下にコの音を付け、遂にイタコの語をなしたものと考へる。猶拙著「日本巫女史」に詳述した。

イタコタウニン (いたこ當人) 越後長岡市の縣社金峰神社の末社に股倉神社がある。祭禮の王神還幸の節、頭

人は木綿髪を被りイタコ(妻を呼ぶ)脇イタコ(妾)と共に、淨衣を装つて新蔭の上に座る(郷土研究一ノ一二)イタチノアタマ(頭ノ頭) 頭を黒焼にして、痲病に用ゐる時は、立所に験があり、又羹にして食べれば奇妙なりと云ふ。頭を損ねぬ様に取つて陰干にして、人の目に棘の立つた時、其陰干を水に浸して、洗ひ刻んで附れば、棘は自然に抜け出るとある(卯花園漫録卷四)。

イタトトコモド(板戸と菰戸) 丹波天田郡中六人部村大字田野では、菅田淺田の二氏以外は板戸を用ふる事を許さず、皆菰戸を用ふる之は古法である。サルスベリ鉄打の戸兵助善右衛門に譲つた大戸二本がある。又昔は氏ある者に限つて父をト、サマ、母をカ、サマと云ひ習はせ、氏の無い者は父をニキ、母をアマと云ひ習はした。縁組なども板戸菰戸の争ひがあつた。又出雲大社にト、ノ宮カ、ノ宮とあるのを恐れて、無氏の者には云はせなかつたと云ふ(丹波志卷六)。

イタビ(板碑) 石卒都婆の一種で、死者供養の爲めに之を建てるもの、稀には墓標とせしものもある。板形の扁平なる石を用ゐたので此名がある。起原は判然せぬ

法とに、古い一極めの相が偲はれるのである。

【参考文献】

選擇の言葉

(中村 成文)

郷土研究三ノ一

一極めの言葉

(南方 熊楠)

同上三ノ二

イチゲンキン(一絃琴) 延暦十八年七月に小舟に乗て三河國に漂着した人がある。背を布で覆ひ積鼻禪あり、袴も着けず、左肩に紺色の布を着けた人で、形は袈裟に似てゐた。年は廿歳位で身長は五尺五分、耳の長さ三寸余り、言語が通ぜぬので何れの國か判らない。唐人が之を見て崑崙人だと云ふ。後國語を習ひ自ら云ふには天竺人であると。此人常に一絃琴を弾ひてゐた。(日本後紀卷八)。

イチコ

〔市子〕 巫女の通稱を斯く云ふ。吾妻鏡(卷二)



治承五年七月八日條に「相模國大庭厨等一古娘、依召參上奉行遷宮事」が記録の初見である。そして市子の語原に就ては從來二説ある。(一)齋子(イッキコ)の轉略なるべしと云ふのと、(二)市子は、元市に出て此

が鎌倉期に入りて始めて行はれ、南北朝頃盛んに造られたやうである(考古便覽)。

【参考文献】

板 碑 概 説

服部清五郎

イチガミ(市神) 市場を守護する市神の起原は、延暦十四年に藤原冬嗣が、京師の東市屋に宗像大神を祀つたに始まると云ふ(近江蒲生郡志卷五)。

イチキメノコトバ(一極めの詞) 現代では全く必要の無い事だが、古代には重要な意義を有してゐたのが此一極の詞であつた。一極めとは即ち多數の者を代表する一人の意であるが、往古に於て神への生贄となる者を極めるとか、敵軍へ使者として赴く者を極めるとか云ふ、重大なる事件を決行する場合には、其統卒者が案出する詞を以て極めたのである。従つて此詞は神聖であると同時に如何なる人でも紛更する事を許されなかつた。そして其詞は統卒者が速座に案出するを常とし、且つ往々無意味な詞の連続が多かつた。例へば、「いッちく、たッちく、たゑもんさん、をとひめさまは、ちんがらもんにおはれて」と云ふやうなものがそれである。今に子供達が鬼を極める折に用ゐる詞と方

事をなせる故なりと云ふのである。然るに此二説は共に正當でないと思へる。按に、イチとは沖繩語のイチジャマ(呪詛する人の意)と同じ語根であつて、古くはイチの語に呪ふとか祈るとか云ふ意味のあつたものと信ずる。朝鮮巫俗考に由ると、朝鮮の古代に神市氏があつたと記してゐる。我國でも垂仁紀に長尾市宿禰に神を祭らせることが記してある。偶然の暗合とは思はれぬ。是等に因て考へるとイチは北方民族の有してゐた語かも知れぬ。猶究めたいものである。九州の大部分で巫女をイチジョウと稱し、武藏及び信濃の一部で同じくイチイと呼んでゐることは、沖繩のイチジャマと交渉ある語と信ずる(以上、日本巫女史)。

イチコノインゴ

〔市子の隠語〕 市子の隠語に寶とは子の事。弓取とは夫の事。相の枕とは妻を云ふ。ヘラトリとは男の事。松の露とは孫の事。瓜の蔓とは兄弟の事。唐の鏡とは世の事。舞臺とは身上の事。烏帽子寶とは惣領の事である(南總珍)。

【参考文献】

市子の隠語 (中山 太郎) 日本巫女史

イチコノカサ(市子の笠) 口寄を業とする市子の市中

を歩くのに、竹の子笠のカマボコなりを被るのを其印とした。此笠甲斐の武田信玄より頂いたものであると云ふてゐる(俚諺集覽上)。按に、江戸期の市子は賣色を半營業としたもので、客に呼ばれた折に笠を伏せて家に入れば拒絶、之に反して笠を仰向にするは應諾の標とした。川柳點に「笠の置きやうで男の口も寄せ」又は「寄せ申候と竹笠ころばせる」など類句が多い。此笠を信玄から頂いたとあるのは、信玄の姪である望月千代女に巫女頭たる免許状を與へ、千代女が關八州の巫女支配をした緣故を云ふたものである。詳細は拙著「日本巫女史」を参照せよ。

イチザトラクイチ 「市座と樂市」 近江蒲生郡の市座には種々なる不文律があるも、樂市は無拘束無制限の自由市場である。樂市は又樂座とも十樂市とも稱する。そして樂市は多く武家が城池を遷し、其城下の繁榮を計る爲めに特設したものである(近江蒲生郡志卷五)。

イチニチイチニ 「一日一人」 土佐土佐郡土佐山村大字桑尾に春宮と云ふ祭神不明の社があり、此神へ一切の瘡癩腫物の類を立願すると忽ち平治する。併し一日に一人宛の願でなければ不成就であるとして、早朝未明

「宮座」及び「當屋」の民俗と交渉が密なので、其條も参照されたい。

出羽西田川郡田川村の入幡宮の神事は、毎年舊二月二十五日から三月一日まで續き、正頭、御供頭、寄頭として頭家三軒あり。正頭は六十一歳の者、御供頭は壯年の者、寄頭は十四五歳の者が、一年交代で勤める。此三頭家を公田方と稱す(出羽略風土記卷一其他)。甲斐巨摩郡御岳村の藏王權現社には年番神主の制規がある。同村には年寄と稱する家が三十戸あるが、概ね御岳衆(神人の意)の支流である。此中から宿老十四人を選びて二組とし、各一組から一人つゝ年番神主を出すのである。神主は神役の外に公用を兼務する又年寄總代四人を擇み、之を四人の長人と云ふ。此外小社家七十戸、雑戸五十戸は年番神主が支配する。但し雑戸は神事に與ふことは出來ぬ(甲斐國志卷六四)。山城愛宕郡八瀬村の氏天神社の神主は、村内の年寄株上席者が、一年交代に之を勤めるのである(同郡志)若狭遠敷郡宮川村大字加茂の賀茂神社。氏子の中に宮方と云ふ部があつて、古くから此社に奉仕する家筋を相續する。斯くて其部のうちで齡七十五六歳になる心

の參詣者が多い(土州淵岳志卷二)。
イチニイチガン 「二人一願」 伊勢桑名郡野代村大字下野代の徳蓮寺は伊勢順禮卅二番本尊正觀世音と虚空藏菩薩を安置してある。靈驗があつて一人一願を納受する。鰻鮓等を年を限つて禁斷する習俗がある(勢陽五鈴遺響)。

イチニマヘノシゴト 「一人前の仕事」 飛騨では下民の一人の年中耕作する處の分限は、平均して田畠三反歩程に限られる。土地或は作出する品に因り定つてはゐぬが、大體以上の様である(飛州志卷一)。

イチネンカンヌシ 「一年神主」 専任の祠職である神主の外に、村民が交替で勤める一年神主の民俗は各地にある。此起原や沿革に就ては複雑してゐるが、要約すれば、家の神が發達して村の氏神となり、又は其村を開いた草分百姓が、奉祀した産土神なりは、之に奉仕して祭事を司る者は神に關係深き村民であつて、まだ職業的の神主を必要としなかつた。併し祭費の負擔その他の事情から、如何に祭神と關係が深いとしても、毎年神主を勤める譯にも往かぬので、こゝに一年交替の神主制度を見るやうになつたのである。此制度は

の直き者擇んで神主とする。之を老持(薦持)と云ひ一年代り勤める(若狭國神名帳私考)。

丹波北桑田郡周山村大字矢代中の日吉神社では、毎年宮座帳に登録した者の中から、登録順に二十名を採り、之を二十人衆と稱し、更に此中から最上席の八人を選み上八枚と云ひ、年番を以て禰宜又は鎰預りの任務に服す。年番に當つた者は滿一ヶ年は潔齋して祭神に奉仕する(同郡誌)。
出雲美保ヶ關の美保神社には、正神主横山大隅守の外に一年神主とて年々代りて日夜勤むる神主がある。之は三年前より極まるのである。先づ九十兩月の間に美保關凡そ三百軒餘の家數の男子十二三歳より老年に至るまで、各れも祭神より夢の告げが都合三度ある。正神主と一年神主になる者と同じ夢を見るのである。之は白髪の老人來りて告る事もあり、又淨衣烏帽子着たる人の告る事もあるが、正神主と同じ夢を見る者に限つてゐる。之で三年後の神主が極まるのである。其者の家は煤拂ひして鹽水にて洗ひ、佛壇を寺へ預け、前後三ヶ年間佛事を禁ずる。即ち十二月大晦日の夜から、海邊なれば毎夜八ッ時(午前二時)頃に潮垢離をとりて

一年が間神社へ参りて假神主の首尾よく勤まる事を願ふ。假神主となりたる年よりは、船着なれば船中安全の爲めとて諸國船より、米初穂料の金銀錢を送る。それにて前後三年を暮す。妻あれば不淨の時、裏に他屋とて離れ家に遣り清淨を旨とし祭日の神事を勤むるのである(神名帳考證土代附考。中山曰、一年神主の行事に就ては「湯立の神事」の條に記す)。

紀伊那賀郡麻生津村では、明治初年迄は氏神の神主は氏子中の一番年嵩の人が勤める事に定まつてゐた(郷土研究四ノ三)。

イチビ (市日) 市日や市場の固定は、往々他の町の衰微を促すので、町勢の平均を保つ必要からも、更に各所の市場に出入する商人等の關係からも、其日割の衝突せぬやうに工夫したものである。

信州飯田城下町の市運上に、知久町衰微の爲、三間屋相談の結果寛永年中町奉行へ願ひ出て、一町二日宛の市を立て順々に知久町一丁目より始めて根尾町一丁目まで終へる様にする事とした(飯田萬年記)。

昔は足利市の市日は五と十の日、佐野町が二七、館林町が三八、小泉町が一六、桐生市が四九の日割で、各

地とも毎月六回つゞ市が立つ事になつてゐて、諸商人は何れの市にも支障なく出られるやうに按排してあつた。之を月六齋の市日と云ふが、市の起原が社寺の祭日や縁日にある事を考へると、六齋の意が解釋される。足利には古く二日町、三日町、八日町、など云ふ町名があつたが、是等が市日から負ふた町名であるのは勿論である。諸國に三日市、四日市、十日市、又は二十日市などの地名があるのも又それである。更に足利では町の繁昌を平均させる爲めに、五の日を上市、十日を下市とし、町の兩所に市場を設け市立をした(郷土研究三ノ一)。

羽後角間川町の市日は、三と七の日である。近世に加市と云つて、それに今一日を増して一三七とした。正月十三日は初日にして先づ本町に立つた(雪出羽道)。越後風俗考(永祿頃の寫本)に、當國中に市の立つ處は其日を冠して市或は町と名付けた由。譬へば一日市、十日町の如きものである。永正の頃何日市何日町等凡そ百二十ヶ所とある。追々地方の轉變に依つて今世多く其名を改めた様である(越後風俗志第三輯)。岩代猪苗代町には、古來毎月三八の日を市日となして

永く行はれた。そして上十五日の三齋は本町、下十五日の三齋は新町に市が立つのである(耶麻郡志)。

讃岐香川郡一宮村字市場は、室町時代の市場の跡で地名となつたものである。當時大寶院で毎年三月十五日に一切經會を施行し、參詣の人が多い時に此處に大市を開いたとある(古今讃岐名勝圖繪卷六)。

【參考文獻】

日限り市と定市 (柳田 國男) 時代と農政
神社と商習慣 (中山 太郎) 日本商人史

イチモクレン (一目連) 伊勢桑名郡に一目連と云ふ山がある。(此山の龍は片眼故一目龍と云ふべきを土俗訛りて一目連と云ふ)。此山より雲出る時は必ず暴風迅雨がある。それで尾勢邊の者は何でも疾く倒れる事を一目連と云ふ。世に一目サンと云ふのは此轉語である(甲子夜話卷二二)。

イチモリチャウジャ (市守長者) 常陸東茨城郡渡里村大字渡里に一盛長者が住んでゐた。源義家が奥州へ下向の折に此家に泊ると、十萬の兵士を輜ふとして十萬人分の同じ膳碗を揃へて馳走した(之には異説もある)。義家は夷賊を征討しての歸りに、かゝる富豪のあるこ

とは兵亂の基として誅伐してしまつた。今に長者山及び長者屋敷趾が残つてゐる(民族と歴史七ノ一)。按に、市守は一森とも書き諸國に亘り種々なる多くの物語を傳へてゐるが、事實は後世の商人頭と同じく、市場の監理者又は支配者として、相當の税金を收める權利を有してゐた者である。従つて富有者が多かつたので、長者傳説となつたのである。

【參考文獻】

市守長者に就て (喜田 貞吉) 民族と歴史七ノ一
イチヤクミ (一夜櫛) 越前坂井郡雄嶋村の郷社大湊神社の社前に櫛があるが、二月廿日例祭の時前夜花咲いてゐた櫛が、翌朝には必ず實るとして奇瑞とする(三國名勝記)。

イチヤチザウ (一夜地藏) 武藏橋本郡日吉村大字駒ヶ橋、眞福寺の地藏尊は安産守護尊である。長六寸總體は黒塗玉眼である。村民等は子孫の繁榮を祈らんが爲め、一夜づゝ宿して祈念する。近頃は四月から七月迄の間は江戸中及び近郷を廻つて、各々一夜づゝ宿して後には寺に歸る。俗に一夜地藏と呼んだ(新編武藏風土記稿卷八)。猶「巡り地藏」及び「巡り神」を参照せよ。

イチヤハギ 「一夜萩」 播州揖保郡萩原里。神功皇后が韓國より還り上らるゝ時、此村に御船を宿せしに、一夜の間に萩根が生ひ、高さ一丈許りとなつた。それで萩原と稱した(播磨風土記)。

尾張春部郡の國造川瀬連が田を作りしに、一夜のうち藤木(俗にハギと云ふ)が生いた。怪み惧れて切り棄てもせずに置くと大きくなり、此田をハギ田と云ふやうになつた。菅清郷の尾州記に其ハギ漸く大きくなり樹の如しとある(尾張風土記逸文)。

イチヤマツ 「一夜松」 一夜の内に松が一本又は千本生えたと云ふ傳説は、古くから廣く行はれてゐる。支那にも此傳説があるが我國との關係は判然せぬ。

常陸風土記香嶋郡童子女松原の條に、那賀寒田郎子と海上安是鑿子とが、一夜にして松樹と化した説話が載せてある。或説に之は男女が松で鬚首情死したのを、斯く語り傳へたのだとも云はれてゐる。

京都北野天満宮、此所は初め朝日寺の地である。天慶三年七月、菅靈が右京七條坊の女子なる者に託し、右近の馬場に棲まんと宣した。天曆元年に祠を北野に移した。然るに同九年三月、近江比良社の禰宜良種に神

託あり、大内北野に一夜にして松千本を生ぜむ。其生せる所に社を建て天満神と崇むべしと。天徳三年同所に靈社を造つた(北野縁起)。

建武中興に新田義貞が北國へ落ち、足利軍に攻められて敦賀市の手筒山に立籠つた時、神が義貞の孤忠を憐み、一夜の内に八丁四方の松原を造り、新田勢を隠し更に花尻川に橋を架けて渡らせた。今に「一夜の松に二夜の橋」の俚諺がある(郷土研究一ノ六)。

大和山邊郡丹波市町布留に一人の若者があつた。父の病氣平癒を祈り毎日信貴山にお参りした。然るに途中休む龍田の茶店の女に戀慕されたが、男は妻ある身なので女を避けて逃げた。女は男の後を追つた。若者は生駒郡平端村八條の菅田神社の後の松に攀登つた。松は一夜に大木となつて若者を隠した。女は木の下の水に映つた男の影を見て、投身した者と思ひ其身も投身した。其松を一夜の松と呼んだ(大和の傳説)。影取池參照。越前氣比神宮の神領に一夜松原がある。昔蒙古の兵船が此處に來た時、松頭に夥多の白鷺の宿つてゐるのを敵兵夜目に軍兵と見誤つて退散した。然も此松原は一夜にして出來たとして此名がある。(筍飯の連)。

播磨北條町住吉神社々傳に、住吉神が王子五名を連れて此地に來て、山酒人と云ふ者の家に泊り、一端を現はさんとして、一夜の中に六町歩の門田を平地に變じ、稻田を大松に變じた。此爲に同地では今でも菅苗打をしない(加西郡誌)。

筑前筑紫郡住吉村の住吉社に一夜松がある。元此松社の屋根に傾てた爲め、造營の妨げになるので伐採する事になつた處、三四日の間に少しづつ起直つて元通りになつた。宗祇の歌に「神垣の松にぞ頼む言の葉も、すぐなる道に立や直ると」そこで一夜松と云ふ(筑前舊志略卷上)。

【參考文獻】

一 夜 松 (中山 太郎) 旅と傳説四ノ一
イツカフシウライム 「一向宗を忌む」 安藝の嚴嶋には寺院は多いが、一向宗の寺は皆無である。外より來て住居しやうとする者は、此宗旨を改めて後住居を許される(藝藩通志卷一七)。按に、世俗「備前法華に安藝門徒」と云ふに之を嫌ふとは、嚴嶋神の忌む爲であらうか。

イツサイタフ 「二妻多夫」 米澤市附近の村落では、兄

が妻を娶り、其兄が外出の際は弟が嫂を妻とするのを常としてゐるが、世人も之を怪まず兄弟故當然であると云ふてゐる(本山三男談)。按に、此事他に聴く所なく且つ時代も判然せぬが、姑らく記して後考に供へる
イツシキ 「一色」 一色は地名にも姓氏にも多いが、其解釋に就ては(一)地形説、(二)神領説(三)石作りの轉訛説、(四)納稅説との四説ある。按に、第四の納稅説が穩當だと信ずる。

東國では海川の入込んだ砂地をスカと云ふ。スは洲、カは岡の加で、陸(クガ)と云ふのと同じである。之に准據して、入洲加(イリスカ)の義であるを、世俗の急語に唱へてイツシキと言ひ詰めたのであらう。苗字に一色とあるのも、斯る地より出たる名である(俗語考橋守部全集本)。

遠江周智郡一色村は下村の東にある。一色と呼ぶ村は諸所にあるが、一色は一職の意で神領一職の田地が村名となつたのである。(駿河の一色或は作一職。安藝の一色村。此外に船越一色。佐藤一色。茄子一色。油一色がある。但し船越一色、茄子一色、油一色等は神領ではないが、一色は一職であらう)。此村の若宮八幡

に御朱印の神領があるから、古祠であつて昔は一村が其神領の田地であつたと思ふ(掛川志卷八)。飛彈大野郡西一色村。戸令を按ずるに上代は定めて花里か千嶋の支村であつたらう。名義は今も人の能く知る古窟である。即ち之は上代の石擲(イシキ)で其石擲を一色と書いたのであらう。諸國の地名にも、神社にも、又足利將軍の頃四職中にも一色がある。地名や家名の一色も、元は石擲を石作とし、又變じて一色にしたのではあるまいか(妻太後風土記卷一)。

名主職の得分として取立べき年貢と、本役として取立べき年貢とを一つに、名主が取立べき田地、別納とは地頭の手を離れて、名主が年貢を取立るを云ふ。又略して別納とも一色とも云ふ。之に關する鎌倉期の文書が残つてゐる(國史大辭典)。

イツトキヨロウ (一時女郎) 攝津西成郡歌嶋村大字野里では、例年正月廿日に、祭神に性を備へる風俗がある。村中に何れも大百姓で家柄の良い廿四人がある。前年十二月廿日に寄會定と稱して、村中から集つて上臈に定める小女六人を撰み出して、翌年正月六日より市役の人に別火して穢不淨を除くのである。そして其

日の化粧と云ふのは、先手大松明一本、次に夏越桶五箇を奴僕が持つ、それは何れも四つ手にした飯櫃なりの格恰であつて、祓花赤白を混へ桶の廻りに付けるのである。(右夏越桶五つは黒い看板を着た下男が持つて行くのである)。悉く鯉鮓を二つ切にして入れる。其後から小女六人が、わけ髪に白絹の被衣で行く(之を一時上臈と云ふのである)。攝津國名所圖繪には一時官女と書いてあるのは誤りか)。宮座廿四人(老人十二人、若人十二人)各々袴に帶刀して付き従つて、四座の神前へ右夏越桶を備へ、皆々荒菰の上に座し、太鼓と杵子で神樂を奏し、終つて歸宅する。之は古への牲の眞似であつて古風である。昔は夜中に行つたが、當時では朝十時頃から此事が有つて、此時分を見計つて參詣する(攝津落穂集卷二)。

イツナ (飯糰) 昔信州飯綱山へ心願の者が登山して、廿一日間絶食して籠つて居ると、天狗が現れて食を與へんとて地を指示した。其處を掘つた處飯糰の物が出て來たので、それを食して十日籠りの願が叶つた。其處から今に至るも飯糰の物が出るのである。之を食へば瘧疾が癒へるのは奇妙である。之は麥を眞黒に焼

いた様なもので味は無い(時雨酒袖後編卷四)。按に、飯糰は天狗信仰に出發し、更に巫蠱の術を用ゐるやうになつたので、是等の者を狐遣ひ別名として飯糰遣ひとも云ふやうになつた。飯糰は「天狗の麥飯」とも「信玄の隠し味噌」とも云ふてゐるが、最近の科學的研究によれば、鐵の性分を含んだ黴菌であつて、食へば二三日間は生命を保つ事が出來ると云ふ。次條の飯糰信仰參照。

イツナシンカウ (飯糰信仰) 信濃上水内郡飯綱山に飯糰神社がある。四條朝の天福元年に同國萩野城の伊藤兵部大夫(豊前守とも云ふ)忠繩なる者が、此山に幣座を構へ、大願を發して穀食を斷ち、遂に神通自在を得たのが飯糰信仰の起原と傳へらる。康元七年に忠繩歿し、其子次郎大夫盛繩以後相續きて傳法した。之を千日大夫と云ひ其法を飯糰法と稱した。そして使役したものは所謂管狐(クダギツネ)であつて、之に茶枳尼の法を加へ、世に行はれた。護國遺編に「飯糰舊爲三信濃山名一也、山有三天狗祠一、且傳三妖術一、世呼爲三飯糰術一、即茶著尼術也」とある如く、天狗、茶枳尼、飯糰の三者が混一して迷信されたのである。武將では

武田信玄が深く歸依した(飯糰考參取。民族と歴史八ノ一)。按に、上杉謙信も又之を信じてゐたと傳へられてゐる。

飯糰神 或人曰く、飯糰は何の神ぞ。予(天野信景)曰く、陀祇尼天也。我國の神に非ず。奥州仙臺飯綱山に祀れば飯糰三郎と云ふ。淡州秋葉山に祀りては三尺坊と云ふ。讃岐の金毘羅、京師の愛宕山等にては又其名を異にす(鹽尻卷七)。按に、仙臺飯綱山は天野翁の信濃飯綱山の記憶違ひである。

飯糰と人形 亡友廣畑岩吉談に、飯糰の法を使ふ者は其神が憑りある人形を、京都の吉田家へ借りに行くと一室に多く人形を祀りあり、そこへ案内されると、人形各々笑ひ媚て其人の方へ往かんと求む。自家相當の人形を乞ひ、持歸つて美裝愛撫すること我子に異ならず。さて種々と事を問ふに、或は領さ或は首を振て應答したさうである(民俗學三ノ一二。南方熊楠記事中的一節)。

飯糰と狐 陸中日詰町の造酒家の令弟より、長兄の金田一京助に宛てた書信の一節に「エツナ(飯糰の訛語)は杜司連の話では、鼠の様に小さく早くつて仲々見え

ないとの事でした。稍知識のある若者はキツネの事だと云つてゐます。私がどうして此物の存在を氣付いたかと云ふに、店へ酒買に来る者の話では『裏の杉ッコ、(屋敷名)の塀は、氣が變になつたさうだが、どうした？』と私の養母が尋ねたに對して『エツナが胸に入つたんださうだ』との事でした。花卷在の或るエツナ遣ひの爲に、さうなつたのです。エツナ遣ひは又エツナ付きとも云つてゐます』云々(民俗學二ノ七、寄合咄)。

飯糰雜載 「歌林雜話集」に秋山公の物語を記して『吾れ飯糰の法を行ひしに、成就したりと覺えしは、いづくにても寝たる所の上に、夜半時分に齋來りて鳴き、又ありかせ給ふさきには辻風おこりしなり』とあり、又其頃果心などは殊に怪しき業をなして世に聞えたり。「醍醐隨筆」に松永久秀の果心が術を試みて、怖しく堪えかねし事を云ひ「貞徳獨吟百首」に『月かげに長き刀をしらはどり、夜るや飯糰の法の行ひ』とある(以上、嬉遊笑覽卷八)。

イツバイミツ 「一杯水」 伊豆多賀村の曾我山上に一杯水といふ清泉がある。伊東にゐた頼朝が八重姫との戀を割かれて伊豆山へ逃げる途中で咽喉が渴いたが『一

杯の水』でもよいとて尋ねたが水がない。其時腰の木太刀を執つて岩石の間を掘ると清冽な泉が湧いたので頼朝は之を貪り飲んだ。一杯水は其後も絶えず湧出して大旱にも涸れぬ(伊豆傳説集)。

イツベンジャウニン 「二遍上人」 藤澤清淨光寺の開基一遍上人は、俗姓を伊勢の領主、河野道度の男松壽丸と云ひ、二人の愛妾双方共に勞れ思はず眠つた處、其黒髪が小蛇と變り共に喰ひ合すを見て、浮世を厭ひ念佛者となつたのである。隨緣坊と改名又は智眞と稱した。建治元年十二月紀州熊野へ百日參籠し、神勅を給つて時宗の鼻祖となり、日本遊行の上人と云ふたのである(南總珍)。按に、俚俗に云ふ苜蓿道心の出家の動機は、此傳説から作者が工夫したのであらう。

イツボンタ、ラ 「一本足」 大和吉野郡中龍門村の節分には鯛の頭を棒の先に刺したのと、メツキバイと云ふ棘の葉の木の小枝とを家の内外に立るが、之は伯母峰の一本足を防ぐためである。俚傳に中龍門に近い伯母峰にゐる鬼女で足が一本しかなく、毎年節分には里へ出て來て荒したが、今も猶生て居ると信じられてゐる。幼い子供なども殊に恐れ、伯母峰の一本足が來た

と云ふと直ぐ泣止む程である(大和の傳説)。

イツモジユンレイ 「出雲巡禮」 出雲巡禮は、四國巡禮とは、非常に趣を異にしてゐる。大抵は結婚前の男女ばかり、巡禮姿で出雲三十三ヶ所のお札所巡りを、彌生の節句から八十八夜頃までする。それは嫁入り前の行事で、昔は必ず此行事をせぬ者は、嫁に貰ひ手がなかつたとの事である。此奇習は身の罪障亡しと云ふより、清純な少女に旅を味けて、土地の風俗人情を知らせるためである。(週刊朝日二三ノ二三號)。

イツモタイシヤノシンタイ 「出雲大社の神體」 松平直政出雲大社に參詣した時、我は當國の主となつたから神體を見せて頂きたいと、兩國造の止めるも聞かず見たのに、それは大きな九穴の匏で、それが忽ち尋ばかりの大蛇となつたので、直政は其儘退出した(雲陽秘事記)。

イツモノカミアツメ 「出雲の神集」 世談問答に十月を神無月と云ふのは、十月には諸國の神々が出雲の大社に下り給ふので云ふのである(出雲大神無月參照)。

イツモノトジバナシ 「出雲の刀自話」 出雲では死者の精靈を呼び出して、生前の物語を聞くこととせばな

し(刀自話)と云ふ。小庵に住む尼に頼むと尼は萩の弓を叩て、戒名と命日を唱へて精靈を呼び起して物語を始める。昔死んだ子と呼んで貰つて、茶の給と杖を信州善光寺まで届けてくれと頼まれ、長の旅路に財産を無くした母親もあつた。とせばなしは精靈を呼ぶのは易いが、歸すのは容易でなく、若し誤ると亡靈及び遺族にも不吉が來る(郷土研究二ノ四)。

イナコツル イナコツル日向兒湯郡笠狭古言集に、イナコツルは賤民の稱であると載せてある(日向案内記)。

イナムシオクリ 「蝗送」 蟲送の條に併載した。

イナリ 「稻荷」 稻荷の語原に就ては、從來「山城風土記」逸文にある『伊禰奈利生ひき、遂に社の名となす』とあるのを論據として、稻奈利即ち稻荷の語をなしたと云ふのが定説となつてゐるが承認しかねる。按に、稻荷は飯形(イ、ナリ)であつて源流を飯盛信仰に發したものと考へる。飯盛信仰の條參照。

イナリオロシ 「稻荷下し」 一に稻荷下げ(サゲ)とも云ふが、要するに狐を人に憑けたり離したりする事の出來ると迷信された者の俚稱で、狐遣ひに外ならぬのである。是等の者の多くは退化墮落した山伏や巫覡であ

つて、常人は交際する事すら嫌つてゐた。稲荷下しとは狐と人との仲介をする者、即ち狐の口寄せである。狐憑のある家でも頼めば、単に稲荷を信心してゐる家でも祭の折には之を頼む。時には祈禱料を食らうが爲めに、或は何かの恨みを以て狐を人に憑ける事もある。稲荷下しが狐を遣ふと云ふことは、昔から今日まで往々聞く所である(郷土研究一ノ四)。

稲荷オロシをやつてゐると、全然關係の無い所謂位の無い狐や狸が出て、乗り移られる者が妙な恰好する事がある。此無位の四ツ足を、佐賀地方ではアゼハシリ(畦走り)と云ふてゐる。そして一段滑稽なのは大阪で稲荷オロシをやると、難波のお福(お福茶屋と云ふ料理店の人形に憑いてゐる狸)と、阿波座の團尻吉兵衛と云ふ狸が、よく出て来る事である。後には土佐稲荷の石宮さんと云ふのが威高い權幕で出て来る。憑り代となる役者も骨の折れる事である(民族と歴史八ノ一)。

岩代耶麻郡月輪村大字關脇の麓山神社。舊記に毎年九月十五日に民家を掃き清め、注通を曳いて大幣二本を安んじ、村民の祭に與かる者宿齋して此家に集り、大なる爐に薪を焚き、衆人相和して『月山(ツキヤマ)籠

山(ハヤマ)、羽黒の大權現、並びに稲荷(トウカ)の大明神』と一口に出るやりに唱ふる事數十反、神これに憑る者一人或は二三人、互ひに起つて幣を執り狂躍し遂に爐中に入り火上に坐す。或は火を掴み又は火を踏み、幣にて火を探れど燃える事がない。少時ありて神去れば、其人酔の醒めた如くである。十五日より二十七日まで毎夜かくの如く、二十九日の朝麓山社に詣て神事を終る(同郡誌)。按に、之には稲荷オロシとは明記してないが、足利市外の農村に行はれた稲荷オロシの咒文は全く之と同じものであつた。由つて考ふるに岩代のそれは神事が村民の手に存してゐて、まだそれを職業とした一定の巫覡の者に渡らぬ以前のものと見るとき、意義の深いものがある。我國の神事は家族的巫女の執行に起り、次で村の人々の手に移り、最後に職業的巫覡が獨占するやうになつたからである。猶「護法憑」「託舞」「邪權憑」等を参照せよ。

【參考文獻】

夷下し稲荷下し (柳田 國男) 郷土研究一ノ四
 稲荷下しと狐狸 (宮武 省三) 民族と歴史八ノ一
 イナリジン (稲荷神) 原祀は動物崇拜の一なる狐であ

ると考へる。和銅朝に山城伏見の三ヶ峰に秦氏が祭つたのが、稲荷神の創祀の如く説かれてゐるが信ずるに足らぬ。秦氏が此地に投化土着する以前より、狐を穀神として祀つた飯盛信仰の存した事を知らねばならぬ。稲荷神の穀神への昇華、稲荷神と茶枳天との關係、稲荷神と初午の交渉などは、複雑してゐるので參考文獻を参照せよ。

【參考文獻】

驗の 杉(伴 信友) 伴信友全集本
 初午愚考 (山中 共古) 郷土研究一ノ四
 初午考 (中山 太郎) 半面昭和六年二月號
 狐用 水(同 上) 旅と傳説
 イナリノサンクウ (稲荷の參宮) 伊勢の度會、多氣、飯南の三郡の内舊家の庭に、多く白狐を祭る小祠がある。神宮の地舊家にも多い。延享年中の頃より五月の夕に、麥麩を戸々に三日づゝ焚く。何れより始むると云ふ事もなく、又觸告る事もない。之を稲荷殿の御參宮と云ふが其由来は不詳である(勢陽五鈴遺書)。

イナリノホウネンマツリ (稲荷の豊年祭) 三河豊川町の豊川稲荷社の豊年祭は、毎年十月廿二三日の兩日に

行はる。此折に大なるお狐さんを擔ぎ廻して、群衆の中を練り歩くが、其お狐さんの尻尾に觸れた者は、幸福なりとて難關する(濱松新聞所載大正一三、一〇、二七)。按に、豊川祠は稲荷神を祀つたものでは無くして、印度天部の茶枳尼であることは、定説となつてゐる。民間の俗信から狐や稲荷扱ひされることは豊川祠でも迷惑であるに相違ない。

イナリヘデシイリ

〔稲荷へ弟子入〕 武藏熊谷町字仲町鎮座の村社伊奈利神社は能く小兒を守護し、病弱の小兒は御家來と稱し、奴と稱へ三年乃至五年間宮仕し其安全を祈る爲め、兩鬢に毛髮を蓄ひ、満期に至り之を剪て神前に納むれば、皆無病息災に成長すると云ふのである。世に奴稲荷の稱があり、一に之を稲荷の弟子入とも云ふ(大里郡神社誌)。按に、「忍名所圖會」卷四に由れば、此熊谷稲荷は古く彌三左衛門稲荷と稱したやうである。猶「彌惣左衛門稲荷」の條、及び「地藏の弟子入」の條参照。

イヌイシ

〔犬石〕 飛騨船津町大字笈割村に犬石がある。天正十四年十一月八日に、江馬貞盛が此村で戦死した。其時貞盛手飼ひの唐犬が此處に来て、貞盛の切腹

を見て啼き死に石となつた。現時此石が横になると狼が出て、起して置くと狼此村に出ないと云ふ。石は少し薄赤い色である(飛騨遺乗合府)。按に、鳥取部萬の飼ひ犬と同系の話である。義犬傳説参照。

上總夷隅郡田代村に二王山がある。山中は大石山であるが、山頂に形状狗の如き一岩がある。大石と名付く。佐野、三又二村を俯瞰してゐる。里人云ふに、二村に夜盗ある時は犬石が必ず怪異を告げると(上總國誌稿)。

備前と讃岐の間にある犬嶋は、化石した犬を祀つたので嶋名とした。四國から中國に多い犬神つきは、此犬石に祈願すると平癒すると云ふ(郷土研究一ノ四)。

イヌオシヘノユ 「犬教への湯」 上野碓水郡坂本より三里の入ノ湯は、昔狩人が山深く入つて此の温泉に犬の浸つて居るを見た。其犬は身に疵があつたが間もなく癒り、爾來藥泉の名は高く、人も浴して犬ノ湯と呼んだ。湯前の藥師如來は此犬の靈を祭つたものである。又此温泉は十一歳の者を忌み、昔此年の童子が死んで其靈が鳥となつて今でも十一と鳴くと云ふ。十一と鳴く鳥は同郡安中町にも栖むと云つてゐる(安中志卷中)。
イヌカケマツ 「犬懸松」 武州比企郡明覺村大字大附字

峯は、僅に三戸しかない部落であつた。或時の夕方、小供が泣いて困るので母親が、そんなに泣くと山の天狗に遣るぞと、オーイと呼ぶとオーイと應へて、黄昏の目前に黒い影が現はれた。母親は驚いて此子ではない、其處にゐる犬だと云つた。犬の姿は忽ち消えて翌朝見たら犬は赤裸に剣がれて松に懸けてあつた(民俗學三ノ一一)。按に、馬懸松と同じく、古く犬を犠牲とした民俗の傳説化である。

イヌガミ 「犬神」 憑物の一種であつて、殊に四國に多く行はれてゐる。之は四國には狐が棲まぬと云ふ所から他國で狐持(オサキ狐、オトラ狐、クダ狐など言ふ)と稱するものを、悉く犬神にした爲めである。其起原は、恐らく支那から輸入した巫蠱の術を、我國の巫覡の徒が悪用して、甲家は狐持なり乙者は犬神持なりなどと云ひ、之を拔除するには、祈禱を要すと餽口の爲めの奸策が、後に憑物筋と固定し世人から嫌厭されるに至つたものと云へる。猶狐持の各條及びトウベウ、猫神スヒカツラ、牛蒡種等を参照せよ。
讃岐の東麥と云ふ所に某氏があつて、仇を報はむと思ふが、其機會がないので日夜嘆いてゐた。或時飼犬を

首ばかり出して地に埋め、犬の好物の肉を與へて「汝の魂を我に與へよ」と刀を抜いて犬の首を討落した。犬の魂を得た某氏は、仇である人を咬殺して年來の念をとげた。それより彼が家に傳つて犬神と云ふものになつて、婚をするに其家に傳り、土佐國へは隣隣の者が彼國より婚姻したので入り來つたのである(土州淵岳志卷六)。

土佐には犬を著へる者が多い。別して幡多郡にそれが多い。「お伽ほうこ」と云ふ草子に同郡の犬神の事が載せてある。犬神は能く世人を魅するが正明の人に憑く事は無い。一度此蠱に逢ふと病形痛風の如く、骨節犬の咬むやうに感じ熱高くして臆言妄語する。蠱を著へる家の祖先に、此鬼を祭りて財を利し富を致す者があり、遂に其家に控つて去らぬのである。民間でも義を知る人は蠱を惡むこと癩脉の如くで婚嫁をなさず、奴婢を召抱へるにも厭しく之を詮議する。蠱家は之を包み隠せども其鬼を避ける術が無い。愚夫庸婦に憑くと針灸祈禱するに偶々去ることがあるも、或は筋骨を咬みて遂に殺すこともある。久松氏老翁の談に、高岡郡窪川に豪氣の婦人あり、晝寢してゐると鼠の如き小犬

が來て女の足の指を咬はんとしたので、婦人驚き枕を以て撲つた。然るに婦人は別條なく其家の下婢が遽に病み出し、足の痛むこと、犬の咬むやうであつたが四五日にして治したと云ふ。讃岐伊豫には猫蠱(ネコガミ)があるも土佐には無い。「北山醫話」に「本邦四國之地、不知蠱狐、其氣何自相反也」とある。俗に狐魅の人四國に來ると、其魅自ら去ると云ふ(同上)。

田舎にある犬神と云ふのは其人先代に犬を生ながら土中に埋て咒を誦して置けば、其人子孫迄人を憎むと思ふのである。其犬の念が其人に付て煩ふ。それを知つて詫言をして犬を祭れば忽ち癒ゆる。クチナハも右の如くにする。それはトウシンと云ふ。田舎や西國邊では今もある事である(遠碧軒記下ノ二)。
四國に犬神と云ふマジモノがある。唐國では犬蠱と云ふ。我が國のマジモノと變らない。又陶瓶を蛇蠱と云ふ。共に干寶の「搜神記」に見えてゐる(神巷談苑)。備前邑久郡牛窓湊には、犬嶋と云ふ犬の形をしてゐる巨巖がある。之を犬石と云つて明神として祭る。西國の邊鄙には犬神と云ふ者があつて、人を多く惱ます。之に惱める者は、此石を拜すれば、忽ち退きて殃をな

才事が出来なくなると(金毘羅名所圖繪卷一)。
犬神の茶毒が領民に與へた影響は實に甚大なものがあつた。従つて代々の領主も此弊害の勦絶に意を用いたものである。土佐の隣國ではあるが「阿波志料飯尾氏考」に、左の如き古文書がある。

犬神下知狀(緒方氏所藏)

阿波國中使三犬神二輩在之云々、早尋三搜之二可致罪科之旨、相觸三郡(中山曰。麻植三好美馬)諸領主、堅可被加三下知之申候也、仍執達如件

文明四、八月十三日

常連(華押)

三好式部少輔殿

猶、土佐の領主長曾我部氏は、犬神持の家及び村を焼拂つて之が絶滅に努めたが、それでも盡す事が出来なかつたと傳へられてゐる。犬神に關しては諸家の研究が發表されてゐるので、茲には其一端を擧げることゝめた。篤學者は參考文獻に就て考覈されたい。

【參考文獻】

蛇神犬神の類 (柳田 國男) 郷土研究一ノ七
伊豫の犬神 (小松町青年會) 同 上一ノ二
憑物研究 (諸 家) 民族と歴史八ノ一

犬神と巫覡 (中山 太郎) 日本巫女史
イヌクヤウ 「犬供養」 千葉醫大學長三輪寛徳は、明治卅二年歐洲より歸朝以來、毎月内臟外科の實驗用として、犬を使用し、前後十七年間に實に數百頭に達したが、氏は年々僧を聘して犬祭をなし、千葉醫學年中行事の一となつてゐたが、今回千葉寺の境内に石碑を建て、犬供養をした(日本及日本人大正四、七)。

常陸眞壁郡川西村附近では、犬豚等の畜類の難産があつた年は人間の出産も又重いとなして、一般に之を恐れて犬供養と稱する集りをなし、之が供養をして自己等の安産を祈るのである(眞壁郡郷土史)。犬卒塔婆及び養犬傳説參照。

イヌジニン 「犬神人」 下級の神人の意で一に「坂の者」とも云ふた。京都祇園社のそれが最も有名である。そして是等の者は一種の役徳とも云ふべき、或種の營業權を有してゐた。京都北野社の麴座、山城離宮八幡の油座なども又それである。

京都感神院(祇園社の宮寺)の犬神人は、祇園會の祭日には神幸に先ち、前路の不淨物を取棄て、若し死屍あれば則ち之を携て他所に埋めた。平生も祇園境内を巡

り死屍あれば同じく埋めた。數年諸寺院の墓地を巡察し、新葬の跡があると米錢を請求した。又彼等は弦を作り賣つたので「弦めそ」と云はれ、正月になると異装して「懸想文」を賣り歩いた。僧家の帽子や繻襪も造つた(以上。雍州府志參取)。

山城の石清水八幡宮の犬神人は、執務の餘暇を以て能く染革を作つた。其文様は苜蓿を用ゐたので、之を苜蓿革と稱し、武人が求めて甲冑及び馬鞍等の料に充てた(工藝志料卷五)。

越前敦賀郡松原村大字松中の村民は、氣比神宮の犬神人と稱して、社地の不淨を清めるのを役としてゐる。此村民の特權として端不組(ミ、クマズ)の筵を賣る事を許されてゐる(同郡誌)。

【參考文獻】

つるそめ(犬神人)考 (喜田 貞吉) 社會史研究卷九
イヌソトバ 「犬卒塔婆」 家畜として犬を愛する情から



其死に對して供養するに始まり、後に産の安かるべき犬の往々難産にて死ぬ事あるを人事の凶兆として、卒塔婆を建てるやうに遷つて往つた。東

北地方に此民俗の多いのは、馬の産地として動物に親むでゐる爲めかも知れぬ。馬卒塔婆參照。

磐城刈田郡白川村大字犬卒塔婆村の犬卒塔婆は、大きな石であつて、高さ五尺、横三尺五寸である。村民は之を犬卒塔婆と云ひ、村の名も之による(封内風土記卷七)。

下野芳賀郡茂木町大字鮎田の三叉路に犬卒塔婆が建てあつた。一尺五寸ばかりの樹枝の上端Y字形をなすものであつた。木の側を白く削り供養の語が書いてあつた。(郷土研究三ノ五)。

下總東葛飾郡湖北村邊では、犬卒塔婆は通俗三叉路に二尺許りの二又の樹枝を、其一面を白く削つて立てる病人のある家で四ツ足の祟りだと占ひの出た時に、僧侶に頼んで之を立てる。文字は「如是齋生發菩提心」云々と書く。犬供養を兼ねてゐる(同上四ノ一〇)。

水戸市外の農村では、犬の産死したのがあつると、近隣相傳へて犬供養をなし、僧を迎へて讀經を乞ひ、又四ツ辻に犬卒塔婆を立て、餅を搗て申ふを常とする(水戸)。下總海上郡では、犬を殺せば祟られると信じ、又牝犬が死ぬ時は、婦人は塔婆を立て、供養し、そして自己

の安産を祈る(同郡志)。

イヌツカ〔犬塚〕 備中上房郡吉川村の八幡宮境内に古塚がある。東方にあるのを鷹塚と云ひ、西方にあるのを犬塚と云ふ。高さ八尺餘の封土があるが由緒は不詳である。けれ共八幡宮の愛犬であるやうに厚葬されてゐる(同郡志)。伊豫越智郡津倉村大字八幡と、同郡鴨部村大字別所との境に池があつて、十六ヶ村の養水になつてゐる。堤の下に犬塚がある。昔仙遊寺と榮福寺とに愛されてゐた犬があつて、前者の鐘が鳴れば佐禮山に後者の鐘鳴れば八幡山に登る。或時兩寺の鐘が一時に鳴つたので南北に狂ひ走り、遂に此堤下で斃れて死んだのである。(伊豫温故録)。義犬傳説参照。

イヌノコツイタチ〔犬ノ子朔日〕 中越後地方では、毎年二月朔日糶穀の粉で、十二支に象り鳥獸の形を作り家の内の障子や戸の棧、框に二週間程も列べて置く。二月十五日のお釋迦涅槃を迎へるお供へとして、頗る古い習慣である(郷土研究一ノ四)。

イヌヒキチザウ〔犬牽地藏〕 下野日光町田母澤の妙道院に犬牽地藏がある。俚傳に板橋將監と云ふ武士が酒興の餘り、地藏の首に鐵犬を縛りつけ川へ投じた。然

るに地藏が水中に起ちあがり犬を陸に牽きあげたので斯く云ふやうになつた。(日光の傳説)。

イヌマヒ〔犬舞〕 筑後御井町鎮座國幣大社高良神社には、昔は一年に六十餘度の神事が行はれたが、其うち舊正月十五日に犬舞とて、犬面を装ひ狗姿に扮して踊る行事があつた。神功皇后征韓の故事に由るものだと傳ふ(高良玉垂宮縁起)。

イヌライムサト〔犬忌里〕 我國にト―テム時代が有つたか無かつたか、それは現在の學問の程度では、肯否共に遽に斷言する事は出来ぬが、犬を忌む俗信の起原は犬を尊んだ反面であることが知られる。

羽後十二所町大字葛原に老犬神社がある。此部落では犬を飼はず犬を殺さず、犬の肉を食はず、犬の皮を持つ事を禁じてゐる。明治の初め犬の皮を着た風來人が打殺され、犬の皮を着た筏師が焼死した事がある。又日露戰爭の時、此部落から出征した兵士が防寒服に犬の皮を着て苦んだ事がある。又村の人が犬の皮を敷くと針で尻を突かれるやうな氣持がする(家畜六ノ五)。豊前宇佐郡麻生村麻生原では、昔より犬を飼はぬ。それは此里に犬の嫌ひな稻荷が祭つてある爲である。或

村民が其稻荷に頓着なく犬を飼つた處、度々火事が起つて村は大方焼けてしまつた。之は神祟りだと、今に至るも犬を飼はない。此事知らずに犬を飼ても罰金を取られる(日本少年一八ノ六)。

上野館林町茂林寺より一里許り西の、邑樂郡長柄村の中に狸塚(ムヂナツカ)と云ふ村がある。一村犬を飼ふ事を禁じてゐる。(一話一言卷四一)

イヌツカフカミ〔犬を使ふ神〕 茲に犬とは狼の事である。古く狼を山犬と云ふた所から「お犬様」など稱したので、後にはたゞ犬と云ふても狼の意に解するやうになつた。神の使の條参照。

下野足利市外の農村では、昔は武州秩父郡三峰神社を信仰し、屋敷内に小祠を建て勸請した。盜賊の嫌疑者や虚言家には此神符を吞ませると、眞犯人なれば必ず黒血を吐くと云ふてゐた。更に何か事件が起つて三峰神の使令であるお犬様を借りて來る場合には、村内の有志が三十里隔てた本社まで出向いて借受け歸村の途中に不淨のことや過つて轉ぶことがあると、お犬様に喰はれるとて敬虔な態度で奉持して來た。事件が終つて、お犬様を本社へ返す時も同様であつた(郷土趣味

五ノ八)。

陸中磐井郡衣川村の駒ノ峯の神を、俚俗ミツミネ(狼の事)様と云ひ、郡内諸村落では悪事災難にかゝり、それが他人の所爲との疑ひある時は、近親者が此ミツミネ様のお使であるお犬を借りて來て一人毎に試みるそして此お犬は罪人が現はれたら直ぐにお返しせぬと崇ると信じられてゐる(人類學雜誌二八ノ四)。

甲斐北都留郡甲東村大字野田尻組の大勢籠(オホムレ)權現は犬を使ふ事七十五匹で、此犬を頼む時は能く盜賊火難を防ぎ守るとて、近郷の農人や名主が家に犬を借りに來て、お札を乞ふて歸ると、犬は必ず來て、家内田畠を守る。頼む日限まで鑽火で飼ひ料を作つて供へて置けば喰ひつかれない(甲斐國志卷七二)。

イヌヲニクム〔犬を惡む〕 後三條院は瘦犬の汚げなのが内裏にゐたのを見て、藏人に犬を取棄てよと仰せられた處、帝は犬を惡むとて京中より諸國に至る迄犬を殺した。帝之を聞召して驚き仰せられたので又殺さな

くなつた(古事談卷一)。

イホ〔稻〕 我國に稻の原産の無い事は、記紀の神代卷の記事からも明確に知られる。たゞ残された問題は、我國へ稻及び其耕作法が、朝鮮から輸入されたか又は支那からかと云ふ點である。併し最近各地から石器時代の遺物に籾種の附着してゐるのが發見されるので其輸入の太古に在つた事が察しられる。

稻種天から降る 出雲飯石郡多禰郷。國造りの大神大穴持命が少名彦命と天下を巡行せし時、こゝに稻種を落したので斯く稱した(出雲風土記)。

伊勢河藝郡稻生村の稻生大神は乾松山にある。五社祭があるが本社を大宮殿と云ふ。日域米穀の最初に、一寸八分の籾當社に天降つたので菩薩堂に奉納した(勢陽雜記卷二)。同郡黒田村大字北黒田にある稻降大明神は神名帳にミネフリ神社とある。祭神は聖神であると此神眞鶴と化して天上より稻穂を咬へ來て此處に落した。それで稻降と云ふ。聖神は大歳神の第五の神であつて、前にあつた稻生村の稻生大神と一體である(同卷二)。

飛騨吉城郡細江村大字數河の種元神(祭神宇迦之御魂

原から降臨の折に稻種を將來した。之を今に出雲種と稱へてゐる(日御崎神社誌)。

石見安濃郡長久村大字稻用は神代の昔稻倉魂命が、天上より稻穂を持降り稻作の方法を教へられた。之より此地を稻持と名づけた。今尙注連田とて昔神の降り給ひし地には年々注連を張つてゐる。神龜三年に稻持を稻用と改められたと云ふ(嶋根縣口碑傳説集)。

穂落し神 志摩の伊雜宮は、倭姫命が同地へ到りし折に、眞名鶴が稻穂を落したのを祀つたものである(倭姫命世記)。按に、大歳神(オホトシノカミ)と穂落し神(ホオトシノカミ)と國音の近きより、附會した説とも考へられるが、穂落し神の俗信も相當に古いので敢て載せた。

兼邦百首歌抄に『天の狭田長田のいなさくだしけん、惠みぞ深き大歳の神』此神は内宮の末社也、御形は鶴にまします。狭田長田の稻穂を啄へて、下界へくだらせ給ふ。南檀浮洲にある米の種これなり。神宮の社司鶴を食はざるは此謂也云々(續群書類従本)。

奥州白河領へ文政の初年に、鶴の啄へて來た稻穂を植て種を取り、更に此種を江戸津草の關氏の園中に植て

神)は、祭日は七月十八日である。俚傳に往古の年曆は不詳であるが、此處に五穀の種子が降つたので之を祭つたのである。村民の長助と云ふ者が例年祭禮を執行してゐるが、雨の降らぬ事はない。又旱天の時でも祈れば必ず靈がある(斐太後風土記卷一三)。

羽前の米澤市は、元正朝の養老三年に桃の如き米が天から降つたので、米澤の地名を負ふた(米澤地名選)。丹波桑田郡餘野村に千年を経たと云ふ農家がある。其棟木の上に米粒を蘊すが、大きさ一寸六分あると傳ふ(勢陽五鈴遺響)。

駿河富士郡加嶋村大字本市場に米宮山清源寺(淨土)がある。此隣地に米宮淺間神社があり、更に數丁の所に天白神社がある。昔此處へ天から大きさ一粒一寸程の米が三粒降り、一粒は米宮淺間社へ、一粒は天白社へ、一粒は清源寺へ納めたが、此分は紛失した(吉原雜話)。出雲飯石郡鍋山村大字乙加宮に大年神社と云ふがある。其祭神は種の郷にて稻の種を獲て、之を神門郡一窪田に植えて、一寸二分の粒實りしとの社傳ありしより斯く稱した(同郡誌)。

稻種の將來神 出雲日御崎神社の祭神天葺根命、高天

實らせた。穂の長さ九寸許り、粒凡そ八十五六、其粒の長さ三分三厘、廣さ一分二厘ほどある。平田篤胤の云ふには、蘊弱くて用に立たず、異國の産なるべしと。西教寺主の云ふには「慈恩傳」の大人米かと。皆朝鮮の種ならんと評し合つた(道聽途説)。按に、此鶴稻の事、馬琴の「兎園小説」及び白井光太郎の「植物妖異考」巻中にも載せてある。

越後小千谷町の縮商人が、天保七年の春に西國へ往つた折に、鶴の落した稻穂の種を蒔いた所が、稻の長さ六尺餘り、穂一枝に實が四五百粒あり、珍しさに國守へ獻じたと云ふ話を聞き、國への土産として五六十粒の籾を買ひ歸り、邦君に奉つて褒賞された(北越雪譜二編)。稻を播く神 岩代耶麻郡一戸村の飯豐神社は、村を距る事六里の飯豐山頂にある。七森三森を過ぎて種子蒔祠がある。此邊は自然に實る稻を生ずる。又稻窟原と云ふて秋殊に稻窟を生ずる所がある(新編會津風土記卷六八)。

稻の野生地 大隅噺郡田口村にある霧嶋神社の末社、稻葉神社の祭神は木花開耶姫、倉稻魂命、猿田彦命である。此地は開闢の初め自然に稻が始めて生じた

所であると云ふ。(三國名勝圖繪卷三四)。
 播磨揖西郡布勢村峯相の西の山に龜岩がある。其岩中に水を湛へて大旱の時も潤ふてゐる。崇神朝の十三年に岩洞に稻が三莖生じたので、詔して稻根大明神と崇めた(播磨鑑)。

稻種を貸す神社 武藏大里郡藤澤村大字上野臺の八幡神社の祭式は、毎年春の社日に行はれる。此日に精撰した陸稻種子毎年拾石を、崇敬者一人につき一升宛を配付して、翌年春の社日に報賽として、崇敬者より増穀玄米一升宛を奉納する定めである(大里郡神社誌)。
佛僧胎内の稻 播磨飾磨郡水上村大字野里に淨光山藏福寺(密宗)があるが開山は僧行基である。行基開基の折に一人の僧が来て、我に一粒の籾がある。其大さは一寸八分で如來に供養せよと云ふて去つた。行基稻は國土の瑞相であるとして、本尊藥師如來の胎中に納めた(播磨鑑)。

近江甲賀郡岩根村大善寺の本尊藥師如來の胎内から、約一千年も経た籾種を發見し、大正帝大演習の臨幸に際し大本營へ献上した(都新聞)。
稻穂餅 越後魚沼郡では正月十四日に、男女か田植歌

を唱つて稻穂と云ふものを製する。餅を圍めて小粒となし、數十粒の稻稈に貫いて、紙を裁つて稻葉に象りて座敷の四面に柵を張つて飾るのである(新編會津風土記卷一〇六)。

稻生日 越後北蒲原郡白川莊内では、八月廿四日を稻生日と名づけて業を休み、農家は終日薬を焚かぬ。之は上杉家の制度にもあつて、明和の頃迄は國中押並べの行事である。俗に薬休みとも云ふ。此遺風今は稀に見るのみである(越後風俗志第二輯)。

稻の占ひ 薩摩日置郡伊作村大字與倉に與倉の泉がある。此井泉の中に稻から自然に一根の香稻が生へてゐて、毎年五六月に實を結ぶのである。土俗に其稻穂の大小を試みて、普く其秋熟の善悪を察すると(三國名勝圖繪卷二九)籾の池参照。

稻を食ふ岩 因幡岩美郡宇倍野村大字町屋の甌山の中頃に、龍ノ口と云ふ岩石がある。岩石は龍面の如くに口を開いてゐる。咽喉に穴があるので、龍ノ口と名付けた。里人は此龍ノ口の向した方の田地には、昔から稻が登る事が無いと云ふて、近年其下ガマチを打落した(因幡誌)。

稻泥棒と制裁 明の冊封使として沖繩に來た夏子陽使録の一節に、沖繩には女王(中山曰。開得大君)と云ふ神があり、國王の姉妹、世々神の告げに依り交替す。五穀成るの時に及んで此神女が各地を巡り、初穂を採て之を嚼む。未だ其神女の嘗めざる以前に刈入れたる穂を食へば立ち所に生命を失ふ。それ故に同國には稻盗人は絶えて無いと(琉球解語)。

羽前庄内地方では年々稻盗の憂があるので、薬人形を拵へ置いて、若し盗まれる者がある時は村中毎戸立會つて同じ竹槍で此薬人形を突刺すのである。それで盗んだ者は自身で自身を刺す事になるのであるから、自然に病を發するのである。古來の慣習である(人類學雜誌第二二號)。

越後五泉町邊では、昔は稻泥棒に對して慘酷なる私刑を加へ、往々之を死に致し、草刈鎌で首を斬る等の事が行はれたとて、今に其屍骸を埋めたと云ふ塚が三四ヶ所ある。秋冬の交になると今に往來の人は、稻穂を此塚に手向ける(郷土研究三ノ一二)。神の裁き及び村裁きの條参照せよ。

イホムギノキタウ [稻麥祈禱] 伊豫の大洲町地方では

イホムギノキタウイホラクフイシガミ

害蟲驅除の爲に、春は麥祈禱を夏は稻祈禱をするのが古來の習俗である。各部落の者三四十人位つゞ一團となり、晝間に人家或は堂宇に集り十三佛を祀り鉦太鼓を鳴らし「ナーマイダー、ナーマイダンブツ、ナーマイダー」と異口同音に、二組交互に唱へるのである。終りの日に守札を造り、それを竹に挟んで耕地へ立てる。稻祈禱には其晩蟲送りをする。各自火のついたホテ(枯竹の松明)を持ち、中には鐵砲を撃つ者もある。是等の人々が行列をなし麥祈禱と同じ念佛を唱へ、定め場所にと燃え餘りのホテを焚き盡し盛んに發砲する(郷土研究四ノ一一)。蟲送り参照。

イホヤナギ [稻柳] 肥前神崎郡縣社仁比山神社の、御田植祭は、毎年舊四月初申ノ日に行はれるが、其田唄の一章に「川端のねじろの柳あらはれて、峯の尾の山に啼く時鳥」と云ふがある。稻は柳に生ずると、楊柳の榮ゆる年は稻作よしと山崎安貞の農業全書にも見えてゐる(郷土研究四ノ一一)に信州川中嶋地方で、苗代に柳の挿木するのも此關係と思ふ。時鳥が農事を興す事は諸書に散見してゐる(民族と歴史五ノ一)。

イホラクフイシガミ [稻食ふ石神] 美作久米郡倭文中

村大字油木土村の森神社に怪石がある。高さ一丈五尺
周囲二丈で、頭に穴があるが形は口の様で北を向てゐ
る。昔出雲の某郡は年々禾穀が實らないので、該里民
は之を思ふてゐた。然るに異僧が云ふには倭文庄に石
神があつて、常に來て稻を食ふのである。之を除かな
ければ永久に被害があると、それで里人大學して神を
尋ね此石を見つけて、斧を揮つて撃つた處が石根から
紫色の血が湧出し、天驟かに雲を呼び百雷迅雷したの
で、里人大いに恐れて散去つた。今も石根に斧の跡が
ある（校正作陽誌）。

イハキハンガン〔岩城判官〕五説の一である三莊太夫
の女主人公である安壽姫、及び其弟對王丸の父として
傳へられてゐるが、恐らく同じ説教刈萱の加藤繁氏と
共に、創作された人物と思ふ。そして此名を負ふたの
は安壽姫が後に岩木山に入り、神と祀られたとある本
地物から工夫したものと考へる。

常陸久慈郡下小川村西金の湯元の邊に、古墳があり古
碑があるが、文字は脱刺して讀めぬ。口碑では岩城判
官の碑と云ふが證とし難い。岩城判官と云ふは俗曲俚
語にあるのみで事蹟は正しくない。音韻の類似から湯

對象として言ふべき限りで無いので、今は餘り深く觸
れぬ事とした。

イハサカ フウノボチ〔磐境風の墓地〕對馬峯村大字
青海村には、墳墓を造るに神籬の磐境の遺風がある。
海濱に石垣を築いて小石原に葬る俗である（九州民俗
學一ノ四）。猶「やぼさ」の條参照。

イハタオビ〔岩田帯〕出産の條を見よ。

イハフネ〔岩船〕岩船のうちには、古き造酒用の石槽
と、露出した石棺との二つある事を知らねばならぬ。
それと同時に船の形が多少とも性器崇拜に交渉を有し
てゐる。併し之を要するに岩石崇拜の一派生である。
岩船信仰 常陸筑波山にある磐船神社は、船玉明神と
も云ひ、鳥之岩楠船神を祀り、水渡りを守ると神書に
見えてゐる。此社地に船形の大石があり長さ十間餘、
大さ三間餘である（筑波山と霞ヶ浦）。

武蔵比企郡大河村大字飯田の石船權現社。神體は船の
形せる一尺五寸許りの石である。早魃の時此神體を社
前の御手洗へ浸して雩すれば必ず驗ありしが、今は失
せて御幣となつた（武蔵風土記稿一九三）。

越後岩船町の磐船神社の祭神は、天磐船に乗て臨幸し

涌が岩城に變じ、此説を成したのではあるまいか（新
編常陸國誌卷八）。

筑前早良郡原村大字庄村に石佛があり、村民は之を岩
木判官正氏の墓であるとして恐れてゐる。此正氏は奥州
の國主である事が、子女の物語にあるが信じ難い（筑
前國續風土記卷二〇）。

【參考文獻】

山莊太夫考（柳田 國男）郷土研究三ノ二
イハクラ〔磐座〕岩代大沼郡野尻村大字中向の郷社春
日神社には、山下に巨大の一岩がある。昔春日神美女
峠より遷座の砌り、乗り給ふた石と云ひ傳へられてゐ
る（同郡志）。磐境参照。

イハサカ〔磐境〕阿波美馬郡口山村宮内に神明神社が
あり、社地は石堤で築き圍み頗る珍しい。石堤は巾五
尺乃至七尺で、高さ四尺乃至六尺位で東西十二間、南
北は四間に亘る方形をなして廻つてゐる。正面の南方
に面した石堤は中央及び兩側に各一箇所、即ち三箇所
に巾五尺位宛に斷つた出入口がある。之は太古の磐境
であらう（美馬郷土誌）按に、磐境、磐座、神籬等は、
原始神道に於る重大問題であつて、必ずしも民俗學の

たと云ふ。其御船海底に在て沖乗る船が折節波間に見
る事がある。其御船に乗つてゐた、水主の舵取の子孫
は今も猶榮えて岩船驛にゐる（越後名寄卷三）。

河内中河内郡牧岡南村大字六萬寺宇船山に梶無神社が
あるが、俗に船山明神と云ふ。祭神は鹿葦津姫である
此社は神武帝東征の砌偶々強風起つて浪高く、其爲め
梶折れて舟は水上に揺り上げられて、小丘に着いたの
で此名がある（同郡誌）。

美作吉野郡石井村大字下石井に大船寺がある。天孫降
臨の時、天ノ磐楠船に乗て大海原を飛行し給ふた。其
根基の邑を奥海村と云ひ、留つた里を海内村と云ふ。
大船とは彼の船を造つた所である（東作誌）。

出雲簸川郡鰐淵村大字唐川に岩船がある。之は素尊が
韓國より乗らせ給ふた船が化した石である。一間半
に四間半許りの平石で岩船と云ふ（同郡名勝誌）。
薩摩出水郡阿久根村大字折口の折口川の海口に岩船が
ある。長さ十五六間、横五六間で、船の形狀に似てゐ
る。里人は往古漂着した唐船が化したものと云ふ。又
岩船より北十歩許りの處に岩船神社と云ふ小社がある
が、祭神の由緒は詳らかでない（地理纂考卷九）。

岩船傳説 岩代北會津郡一箕村瀧澤の街路の傍に石船があり、縦横丈餘の巨石で船に似てゐる。傳に若松市鳥居町に鎮座してゐる、伊舎須彌明神の乗り給ふた船の化石と云ふ（同郡郷土誌）。

信州戸隠山に龍ヶ舟とて、長さ十間餘の石船がありて常に水を湛え旱天にも涸れぬ（信濃奇勝録）。

伊勢神廟に御酒殿と云ふのがあり、大和飛鳥に石製の酒船と云ふのがある。之に就て思ふに今世に岩船と名付るものは皆此類であらうか（參宮圖繪卷上）。

播磨加古郡尾上村大字長田と高砂尾江との間の畑中に石ノ御船がある。岩で船の形してゐる。長さ五尺、幅二尺四寸、日向大明神が日向から乘て來たものと傳ふ（播磨鑑）。

備後苜品郡服部村大字新山の犬悲石とは岩船の事である。俚傳に太古此邊は海で、觀世音が岩船に乗て來たと云ふ。其船は西の山にある（福山志料卷一七）。

出雲能義郡飯梨村大字神庭の岩船神社。昔諺訪神が乗船降臨したとて、其化石が在る（雲陽誌卷下）。

阿波板野郡松坂村大字矢武字船ノ本に荒墳がある。墳側に老松があり俗に船繫松と云ふ。少しく隔て、一家

あり、之も船に因みて舵塚と云ふ（阿波名勝案内）。對馬上縣郡琴村大字五根緒の明神社に石壇がある。方三尺、高三尺、其上に石を安置する。神船の到着化石したものと傳ふ（津嶋記事卷三）。

【參考文獻】

- 岩代大沼郡小山村 (岩船信仰) 大沼郡誌
- 同 北會津郡門田村 (同上) 會津温故拾要抄一
- 丹後宮津宮津町 (産湯鹽) 石
- 信州諏訪郡平野村 (岩船觀音) 石
- 出雲大原郡幡屋村 (岩船信仰) 雲陽誌卷下
- 播磨印南郡平莊村大字神木 (同) 播磨鑑
- 同印南郡平莊村大字神木 (同) 印南郡誌前編
- 豐後直入郡菅生村大字小塚字石船 (石船塚) 直入郡誌
- 河内中河内郡玉川村大字岩田 (岩船信仰) 中河内郡誌
- 信濃下伊那郡三穗村大字立石 伊那名勝志
- 讚岐仲多度郡象郷大字下櫛梨 同國官社考證追録
- イハヤウラノベツトウシホ (岩屋浦の別當汐) 淡路岩屋浦の別當坊の畜犬は、頗る勇猛で日々海を渡つて泉州堺へ往復した。渡海する時には先づ渚に木を流し試みて堺の方に流れる時は、其潮に乗つて渡つた。別當

坊の犬の作つた汐時であるから世に別當汐と云ふ（淡路常磐草卷三）。

イフウノニユウヨク 「異風の入浴」 入浴に就ては其土地だけの方法がある。京都の入瀬の龜風呂、別府の砂風呂など、特に世上に著聞してゐる。入浴參照。

京都市外の入瀬は天武帝が御背に流矢を受けられ、此地の龜風呂に入浴せられ、矢傷が平癒したので、矢背（後に入瀬と改む）の名起ると傳ふ。今も龜風呂七八軒あり、何れも國名を名乗る。風呂は青松葉を焚き功能がある（都名所圖會卷三）。

近江長濱町附近の風呂は、普通の風呂桶の上に、藥製の漏斗形の蓋が吊してあつて、浴者が湯槽に入り適宜に其蓋を細で上下する。息籠つて不快のやうに思ふが、馴れると却て爽快を覚える。そして此入浴法は瀬戸内海の南沿岸にあり、東は長濱で止まつてゐる。何か理由のある事と思ふが判然せぬ（日本温浴史講話）。

風呂より一段と原始的なものである（東西浴場物語）。別府の砂風呂は、湯の湧く海岸に赴き、横臥して首だけ出し全身を砂に埋めて發汗させるのである（別府繁昌記）。

【參考文獻】

- 日本温浴史講話 中桐確太郎
- 東西沐浴史論 藤浪剛一
- 東西浴場物語 前田健太郎
- イフク (衣服) 衣服に関する民俗學的資料は、寧ろ其多きに苦み取捨に惑ふ程であるが、茲には其一端を載せるに止めた。猶「袖もぎ神」や「帯取池」などは、各其條を參照せよ。
- 古代の衣服 往古の衣服は上流は眞綿の粗なるを入れ、下流は河柳の花、薄の穂、紫萁（ゼンマイ）の

襦綿等を集め入れて着た。夏になれば綿を脱き去つて袴とし、又表裏を解いて單となして着るのである。之をトキワケと云ふ。多になれば又縫ひ合せて綿を入れて着る。之を仲正が詠んだ歌がある。即ち「夏くれば賤か麻ぎぬ解き分ける、片田舎こそ心安けれ」と。又引倍木(ヒキヘギ)と云ふて夏は二つにして着し、冬になつて合すのが上古の禮服である(百姓袋卷三)。羽後仙北郡地方の農民の衣服は江戸期の中頃迄は、麻布か葛布等で、染料には、櫛、椎、露草等であつた。和泉式部集に「露草にそめぬ衣のいかなれば、うつし心もなくなしつらん」とある(日本風俗の新研究)。陸中東磐井郡では、古く衣服は麻又は藤の皮を剥いで布を織り、スリハギ染と稱して、松ぼこりと青草とを摺りて染めたものを用ゐた。又は藍を作つて染料に用ゐた事もあつた(同郡誌)。

衣服と厭勝 人魂の飛ぶのを見た時は「魂は見つ主は誰とも知らねども、結び留めつ下かへの棲」の歌を誦し、男は左の下棲を、女は右の下棲を結ぶのである(拾芥抄卷上)。按に、此呪歌よりして流星を見た時に、下棲で受けるやうにすれば、金が入ると云ふ俗信が、今

に各地に行はれてゐる。

萬葉集卷三に、「白香つけ木綿取付て」とあり。同卷十二に、「白香つけ木綿は花かも」とある。白き麻を木綿に取付て神に手向たのであらう。今の世に祝ひ事に麻を用ゐるのは此遺風と見える。又新しい衣服の、仕付麻を祝ひ事とするのも、古への由ある事である。萬葉集卷十九に「白香付わが裳の裾に鎮ひて待たむ」などがある(橋守部俗語考)。

紀伊田邊町附近の俚傳に、小供の一つ身は縫目なくて不祥であるから、其厭勝に背紋を縫付る。菊、桐、松葉、鶴などを衣服と異色の糸で女兒は十二、男兒は十三針に縫ふ。又舌と稱して長方形の布を背紋の代りに縫ひ付る。之は子供が躓き倒れんとする時、神が此舌を援て起立せるに便利の爲めである(人類學雜誌二七八號)。日向佐土原町では、新しい衣類を初て着る時は、必ず襟水とて水を飲む。それは先づコップに清水を盛り、家の柱に向つて「衣裳は弱かれ身は強かれ」と唱へて其水を飲み、飲み残した水を柱に振りかけるのである。鹿兒島地方では「衣裳は弱かれ身は強かれ、千反も萬反も着くやしもそごと」と唱へる習俗がある(日向郷

土志資料第六輯)。

【參考文獻】

本邦古代服飾と熱帶的要素(櫻井秀)民族と歴史五ノ四
イブツデンセツ (鑄佛傳説) 美濃稻葉郡方縣村大字雄總の千手院護國寺。聖武帝の大佛鑄造の折、行基に命じて治工を諸國に尋ねられたのに、同國厚見郡日野郷の金王丸と云ふ小童が此選に入り大佛を鑄鑄した。初め試鑄した觀世音が同院の本尊で、金王丸は觀音の分身である(新撰美濃志卷一三)。

イヘキトウ (家祈禱) 阿波新野郡の村々では、二月一日に家祈禱とて、家々光明眞言を繰つて廻る。八月一日も之に同じである(新野郡史)。

イボガミ (疣神) 信州諏訪郡湯之脇村の見玉石大明神は、諏訪神の御靈代であらう。大石で凹みがあつて常に水を澆え、晴雨にも干溢がない。疣を洗へば必ず癒る事は神變とされてゐる(諏訪舊跡志)。遠江袋井町附近では、疣瘻等で難儀するものは、法田山(ハツタヤマ)の觀音堂脇の辨天堂へ鯰魚の畫馬を備へて祈願する。濱松市の鴨江觀音の池の脇にある辨天堂へも鯰魚の額をかけ祈願するものもある(見付次第)。

イボチザウ (疣地藏)

東京牛込區築土神社の境内にあつた。此地藏に願掛ければ、七日の間に疣黒子が取れるので斯く稱した。願成就には鹽を供へる(願懸重寶記)
イミウマ (忌馬) 近江犬上郡の官幣大社多賀神社の神馬には秘事があつて、青毛と黒毛の外は、用ひない事としてゐる(近江輿地志略卷七五)。

イミクシ (忌串) 阿波勝浦郡中では、田圃の間に在る土饅頭の事を忌串と呼び、又土地によりては「地主サン」とも稱してゐる。板野郡には五十串神社とて社殿を有してゐるものもある。土饅頭等の忌串は耕作の邪魔になるが、農民は其祟りを恐れて敢て破壊する者がない(同郡誌)。

イミコトバ (忌詞) 國音の相通から又は言語感情の上から、或種の詞を忌む例は非常に多く、且つ古くから行はれてゐた。更に職業に由る忌詞も少くないが、茲には一般に行はれたものを擧げるとした。漁師、獵師、樵夫などの忌詞は、各其條を参照せよ。
齋宮の忌詞 内七言、佛を中子、經を染紙、塔を阿良々岐、寺を瓦葺、僧を髮長、尼を女髮長、齋を片膳と稱す。外七言、死を奈保留、病を夜須美、哭を鹽垂、

血を阿世、打を撫、突を齒、墓を壞。又別に忌詞、堂を香燃、優婆塞を角管と稱す(延喜齋宮式)。之は一般的では無いが、此事が古くから行はれた例として、敢て載せることとした。

行事と忌詞 元日に寝る事を「稻積」と云ひ、同日の雨を「御降り」云ひ、門松を切るを「難す」とは今も云ふ所である。轉居の祝品にヒ(火)の字の付く物を用ゐぬのも、又今に見る所である。

儀式と忌詞 赤兒の臍の緒を切るをツグと云ひ、髪を載るをツグと云ふは誰も知る事であり、更に婚禮の式場でサル、戻る、歸る等の詞を忌むのは今に全国的に行はれてゐる。殊にシが死に通ずるとして、四と云ふべき場合には、三が一と稱する事も行はれてゐる。

病氣と忌詞 昔は祝儀の事には病氣と云ふを忌で歡樂と稱した。伊豆の七嶋では正月中は病氣を稻積み、僧侶を黒男と云ふてゐる。更に死の詞を忌む地方は相當に多い。安藝の宮嶋では死の事を「廣嶋へお茶買に往つた」と云ひ、福岡市では「長崎へ煙草買に往つた」と云ひ、伊豆七嶋では正月だけ「國替へ」と云ふてゐる。
商賣と忌詞 東京の花柳界では、お茶を「お出花」又

は「揚がり花」と云ひ、硯箱を「當り箱」鯛を「當りめ」と云ひ、顔を剃ることをアタルと云ふなどは誰でも知つてゐる事である。夜分は鹽のことを「浪の花」と云ひ、豆腐賣を「卵の花」と云ふのも廣く知られてゐる。

忌詞雜載 昔は武士は鯨を食はなかつたが、之は此城を食ふに通ずるからである。更に武器馬具に葡萄の模様を忌んだのは、武道がなりさがるの意に解した爲めである。香ノ物の三切を忌むのは身斬りの故で、櫛は苦死に通ずるとして拾ふのを禁じてゐた。今に電話番號の四二や三三九などが嫌はれるのも、死にや散々苦と聞える爲めである。

【参考文献】

忌詞に就いて (出口 米吉) 人類學雜誌二二六號
神宮の忌詞 (梅田 義彦) 神社協會雜誌
イミゴモリ (忌籠) 伊豆大嶋では忌中をエミと稱し棺(棺を結びし白木綿)を以て帶とし(又は單に其布切れで帶に附く)謹慎し外出せず。若し止むを得ず外出する折も、他家を訪問せず決して海には下りない。昔は山野の喪屋で五十日の喪に服した。喪が明けると

「忌あがり」として、初めて海に入り潮垢離をとり、後精進落として近親を集め酒宴を開いた(伊豆大嶋要覽)。

イミツキ (忌月) 我國では、古く正五九の三ヶ月を忌み、之を三齋月と稱してゐた。殊に五月を忌んだもので、此月には子を産まぬとか、又は結婚せぬとか、更に夫婦の同床まで忌んだものである。そして此三ヶ月を忌んだのは佛説に由来するものでは無くして、支那北邊塞外諸民族の間に起因したものである。其原因は季節と食料との關係から來たもので、正月は立春、五月は夏至、九月は收穫等の事より此習俗の在つた所へ佛教の説が來て暗合したものであると云ふ。婚姻の條も参照せよ。

【参考文献】

松陰快談(卷四) (長野 豊山) 伊豫の學者
唐律の斷屠月 (那波 利貞) 支那學一ノ四
イミノシルシ (忌標) 八丈島では忌中の目標には藥を束ね、其末を焼き門口に立て、置いた(八丈嶋仙郷誌)
イミノヒ (忌ノ日) 伊豆三宅島にては正月廿七日を、上古三嶋の明神大蛇を斬つた日であるとして、忌の日と稱して油揚げを製し神棚に供する例がある。蛇骨は神主

宅に僅に存してゐる(伊豆七嶋誌卷上)。

イモアラヒチザウ (芋洗地蔵) 大和歌傍町の歌傍山の南、深田池の近くに芋洗川と云ふ小川があり、傍に芋洗地蔵と云ふのがあつた。之が彼の久米仙人が飛行中に洗物をしてゐる女の股の白く露はれたのを見下して通力を失ひ墜落した址だと云ふ(大和の傳説)

イモキド (芋井戸) 安房安房郡白濱村大字青木に芋井戸があつて、數莖の大芋が湧泉中より生へてゐる。綠葉は四本出て四時凋枯しない。世人は之を不思議としてゐる。又白濱村中央の山麓に、數莖の薯蕷を生ずる所がある。其葉は四時綠色で零落しない。土地の人は弘法大師お手植の芋と云つてゐる(安房名勝地誌)。

イモクラベジンジ (芋競べ神事) 近江蒲生郡北都佐村大字中山では、毎年初秋に山神祭を行ひ其折に芋競べの神事がある。此神事は記録によると嘉應元年以來恒例とあるので、院政時代の往古から在ることが知られる。現在では例年九月十日に一村を東西二區に分て作らせた里芋を祠前に並べ、一番丈二番丈と稱する者が長短良否の審判をなし、優良なる物を神に供へ酒宴などありて散會す。之が爲め同村は芋栽培を以て有名で

ある(郷土研究四ノ四)。

イモクワンオン (芋鬮音) 近江神崎郡建部村に瓦屋寺がある。昔聖徳太子が攝津天王寺建立の折に、此處で瓦を焼いて運送したので此名があると傳へる。本尊の鬮音は痲瘡除とて芋を糸に貫いて寶前に獻ずる。故に一名芋鬮音とも云ふ(淡海温故録卷二)。

イモセジマ (妹脊嶋) 土佐幡多郡に妹脊嶋と云ふがある。此由來は昔一人の農夫が放れ嶋の耕地に田植しようとして、田船に苗束や農具を積み、己が子供の十四五歳の男子と十二三歳の娘との兄妹を載せ、漕ぎ出さうとした際に失念物のある事を思ひ出し、歸宅せる間に風が吹き出し、田船は兄妹を乗せたまま大海原へ出てしまつた。幾日か海上を漂流した末に此船は名も知らぬ無人嶋に着き、苗を植えて農業を営み數年暮すうちに夫婦となり後に子孫を儲け、其子孫が追々と繁昌して村里をなしたので妹脊嶋と云ふ(今昔物語二六)。按に我國古代の近親結婚の傳説化と見るとき意義が深い。

【参考文獻】

妹 脊 嶋 (喜田 貞吉) 民族と歴史七ノ三
イモセヤマ (妹脊山) 紀伊伊都郡西志富田村の妹山は

村の西にあり、紀ノ川を隔て、脊山と相對してゐる。萬葉集に「背の山にたゞに向へる妹の山」とあるのは此の山である。昔雛子ノ長者と云ふ富豪があつて此山上に住てゐたので雛子山とも長者屋敷とも云つて、其下の川邊を雛子河原と云ふた。粉河寺縁起に、伊都郡澁田村の寡婦富人字大刀自は鬮音の靈驗に貴信し、其住宅を運んで草庵と改め精舍を爲すとある。寡婦は此雛子長者の寡婦であらう。又淨瑠璃の中に雛鳥とあるのも、此長者の名を取つたものであらう(紀伊續風土記卷四七)。

イモデマツルカミ (芋で祭る神) 阿波名東郡上助任村字鳥林に忌祠がある。祭神は神功皇后で、土人は之を祭るに芋を供へるのである(阿波志卷八)。

イモノシ (鑄物師) 古くはイモジと稱したが、今は通稱に従ふとする。丹波氷上郡長谷村の松木氏は代々鑄物師である、曾て京都大佛鑄鐘の時に、諸國より鑄物師集りて鑄たるも、湯谷の燗燃えて湯坪まで流れ込まず、此時長谷の鑄物師が松ノ生木で燗を作り、滑りなく鑄造した。此功賞として松木の姓を賜ひ、同國一圓鍋釜の專賣權を許された(丹波志卷一五)。

【参考文獻】

鑄物のことども (香取 秀眞) 郷土研究三ノ一〇

イモホリチャウジャ (芋堀長者) 加賀に芋堀藤五郎と云ふ芋堀を渡世とする細民があつた。大和初瀬の長者の娘が觀音の示現とて押掛女房が來てから、藤五の堀る芋は悉く黄金となり、豪富を積み芋堀長者となつた(海南小記附録)。按に、此傳説は炭焼藤五の地方化である。能登にも芋堀長者を傳へてゐるので(民俗學二ノ八)北越では斯く言ふたものと想はれる。奥州のダンブリ長者の如き又其一例である。炭焼藤五参照。

イモメイゲツ (芋名月) 日次紀事八月十五日の條に、芋名月の今夜は地下の良賤も、各芋を煮て食へるので、俗に芋名月と稱するとあるが、之は室町以來の習俗であらう。文明十五年八月十五日に蜷川親元日記に水主親信方より名月の芋四籠進められたとある(碩漫筆六)
イモライムヤシキ (芋忌屋敷) 鳥取市栗谷町に渡邊數馬の宅址がある。數馬が伊賀上野で仇を要撃の折、鎧屋の辻に芋の莖が落ちてゐたが、それに滑つて轉んだ因縁で、渡邊の屋敷には芋を植ても根が芋にならぬ。(伊賀ノ水月「大名生活ノ内秘」)。

イヤウノサカヤキ (異様の月代)

鑄津有馬郡唐福村に限つて、半年と云ふ事をしてゐる。出世の小兒の額、耳前に髪を置いて、後は髪を剃るのを舊例としてゐる之を唐櫃の後半年と呼んでゐる。

近頃は形が醜のを嫌ふて、剃らなかつた小兒があつたが危難に會つて落命した。其後は恐れて舊例を守り續けてゐる。現今は小兒の月代を嫌ふことが多くなつてよく寝入つた所などを見合て剃るけれども、半ばに至つて目を覺して泣き呼ぶ時は、其儘にして置いて半甲髪と云ふ習慣は、此唐櫃村の古例である(攝陽落穂集卷三)。按に、育兒の厭勝が習俗となつたのであらう。育兒の條参照。

イヤウノホヘヨウ (異様の墓標) 武藏秩父郡浦山村の墓標は、(一)自然石を中央に立て、墓標とし、其周圍に同様の小石を以て垣を造る事。(二)墓標に牛蒡注連を掛る事。(三)神前に供する削り掛を墓場に立てる事である。そして標石に文字を刻み、卒塔婆やうのもの(木の枝を少し切つたもの)に戒名を記すのみである(人類學雜誌一一〇)。石塔及び墓標参照。

イヨトハチマン (伊豫と八幡) 永祿八年六月、豊後の

大友宗麟、伊豫を攻め神社佛閣を破却したが、八幡社だけは氏神として放火しなかつたので、地方民は他神を入幡と云つて災厄を免れた。それで同國に入幡が多いのである(松山史要)。

イラタカノジュズ (「いらたかの珠數」) 世にイラタカ珠數と云ふのがある。これは唯珠數の事であると心得てよい。念珠の梵名アラタカと云つた。イラタカは此轉語である。因に云ふ空穂物語にボタイスノズと云ふ事が見えてゐる。後選和歌集の右大臣師輔公の歌に「道なれる木の實尋ねて心ざし、あると見るにぞ首をばましける」と。此道なれる木の實と云ふは、



菩提樹の實の事である。元亨釋書の榮西傳にも菩提樹は、如來成道の靈木であるとも見えてゐる。(天野政徳隨筆卷二)。按に、此説は信じられぬ。

イラタカは山伏や巫女が用ゐた珠數に、鳥獸の爪や牙や更に角などが、幾つとなく裝飾として使つてゐたので、此名が起つたのである。イラは棘(トゲ)の意と考へる。詳細は拙著「日本巫女史」其條に記述した。

イルカハシンシ (「海豚は神使」) 能登鳳至郡野村大字寺家に近い鹽津に三崎權現社がある。海豚を神の依令と云ひ、之を食したる者は三年社參を忌む。又海豚の三崎參りと云ふ事がある(能登名跡志乾卷)。神の使令參照。



イレズミ (「入墨」) 支那では古く我國を黥面文身國と呼んでゐた。魏志「倭人傳」の「諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差」の記事が誇張であるとしても、曾て此習俗の全國に存したことは疑ひない。神武紀に「割ける利目」とあり、更に「崇峻紀」に馬丁の刺青を神が忌んだとある記事に徴するも、明白である。崎型傳説參照。

陸奥中津輕郡相馬村大字五所川原附近では、今に割青を屢々見かける。多くは三十歳前後の男子で上膊、前膊に葉の附いた桃子か、大力といふ文字かである。或は痛苦に忍び兼て中途で廢したと云ふ者も幾人か見てゐる。又一人の上膊に富士形の山に横に岩木山と文字まで加へてあるのも見た。之等の人々は何れも文字を解

する田舎での中流階級である。女子には此土俗はない(津輕口碑集)。

播磨磨磨郡麻跡の里、之は麻跡(マサキ)と稱して應神天皇巡行の時、此二山は人眼の割下に良く似てゐると云はれた。それで目割と稱した(播磨風土記)。

沖繩本嶋では、貞女兩夫に見へずとの格言に則り、處女の一度嫁すれば直に手の甲に入墨して二心無きを示す。或地方では文身師の無いのと、年長じては苦痛が多いとの理由で、處女時代に入墨をして置くものが多い。同國八重山郡の島人の入墨も本嶋と同じである。又宮古郡の島では貢納布を一反織り終る毎に其模様を分るだけに兩腕に入墨をする。それが爲め老婦の腕は宛も矧々の衣裳を纏ふた觀がある(人類學雜誌九一號)。昔無頼漢あり、日光山の東照大權現の尊號を、頸より肩先に大文字に入墨してゐた。罪によつて死刑に處せんとしたが、首切るに尊號へ刀を當る事を恐れて遂に永牢となつた(甲子夜話卷一八)。

【參考文獻】

入墨の研究 (諸家) 民俗藝術二ノ八
針突 圖誌 (小原 一夫) 嶋第一卷連載

イレダメ 播磨加東郡の町村では、新佛の爲に親族より棚見舞として贈物があるが、凶事の贈物に對しては一般に移り(いれだめ)をしない習慣である(同郡誌)。按に、此習俗は全國的に行はれてゐて、吉事には半紙やマツチなどを入れ、凶事には何も入れずに返すのである。

イロカハリチザウ (「色變り地藏」) 飛騨船津町大字西漆山村に地藏堂がある。本尊は天正四年閏七月に、紫雲變いて一尺半程の地藏尊が餅が淵より出現したのである。靈驗著しく農民の信仰盛なるものであつた。本尊は不可思議にも夏は大理石色の白色になり、初秋から暫時色を赤く染め初め、眞冬には赤銅色に變るのである。又餅が淵の堂畔の老杉に毎年七月十四日には、龍宮より煌々たる燈明を捧げるのが、今日に至るも點火すると傳へられてゐる(岐阜日々新聞、大正十、八、一四)。

イロヌキテンジン (「倚盧拔天神」) 常陸茨城郡長岡村大字大戸のイロヌキ天神は古社であると傳へてゐる。昔は葬儀を送つて歸る者は、此處で服を脱ぎ着換へた所であつたと云ふ。イロは倚盧の事である(新編常陸國

誌卷五。

イワシノソクシン 「鯛俗信」 節分の夜に、鯛の頭を焼き豆幹に刺し、柘の葉と共に戸口に挿して豆撒きをする事は、今に都鄙共に行はれてゐるが、之は鯛焼く悪臭を以て鬼魅を逐ふた、所謂「口焼」の古俗であつて案山子(カ、シ)の起原をなした外に理由は無い。案山子、節分の條参照。

盛衰抄に「聞鼻(カギハナ)と云ふ鬼をば、鯛を炙串と名づけて、家々の門に挿すべし。然らば鬼は人を取べからずと云ふ。毘沙門の御示現なり」とあるが、此事は他に見聞せぬ。猶陰陽家に尋ね求むべし。藤原爲家の歌に「世の中は数ならねども柘木の、色に出でゝはいは、しとぞ思ふ」とある(滑稽雜談卷二三)。按に、土佐日記に鯛と柘の事が見えるので、古くから行はれたのであらうが、四季物語の神武朝説の如きは妄証とるに足らぬ。

岩代信夫郡諫目村宮代の青麻宮は義經、辨慶、海尊の三人を祭ると云ふ。世人中風の病を免れる爲に祈るのであるが其靈驗がある。祈人は鯛を食はない(信達一統志卷五)。

筑前遠賀郡水巻村大字古賀の貴野大明神の祭神は松尾神である。此神瘡瘍を能く治すので祈願する者が多い祈願する者は鯉を食はぬ(筑前續風土記卷一一)。

インキトヤウキ 「陰鬼と陽鬼」 備後比婆郡帝釋村大字末渡の帝釋川の下流に、神橋と稱する天然の岩橋がある。長さ二十三丈四尺、巾三丈二尺、橋背より水際迄高さ十三丈ある。上古に鬼神が一夜の中に此二橋(一橋は川下三十町許り、神石郡永渡村大字相渡に雌橋と云ふ)を作れるに、雌橋は陰鬼、雄橋は陽鬼の作つたものなるも、雌橋は成らざる中に、夜が明けた(藝藩通志卷一二〇)。

インギンボトケ 「感懺佛」 京都市等持院町西永延寺の本尊彌陀。左右は勢王觀音であるが、此脇立の二佛は蹲踞膝を屈して坐す。俗に感懺佛と云ふ(迷信の研究)。
インクワチザウ 「因果地藏」 東京淺草觀音の仁王門の傍に地藏が棄てゝあり、諸人の足にかゝるので因果地藏と名づけた(淺草寺志)。堂守に聞くと、祈願する者が私は因果の者ですと云ふので此名ありと語る。祈願者は土器に鹽を盛つて供へる(新撰東京名所圖會)。
インケイノソメモノ 「陰形の染物」 織田信長が、美濃

の齋藤龍興の所へ塔入ノ時、廣袖の湯帷子に陰形を大きく染付けて着し、茶筌髪で往つた(老人雜話卷上)。

インゴ 「隠語」 關耆待の名香は東大寺の寶物で、東大寺の文字を隠て名としたものである。宇治の初昔、後昔の名のあるのも、時節あつて其時より二十一日前に摘んだのを、初昔と云ひ、それより二十一日後に摘んだのを後昔と云ふ。之も廿一日の字を合せたのである。(甲子夜話卷三)。

インヂウチ 「印地打」 昔は五月端午の節句に印地打が全圖的に行はれたものである。印地の語原に就ては(一)子供が陣地を構へ場所の印をしたのに始まる説(嬉遊笑覽)。(二)古く雌の字をいんちと訓む、其意であらうと云ふ説(雍州府志)。(三)印地は石擊の延言なるべしの説(倭訓栞)などがある。然るに折口信夫は子供の成年式を五月に行ひ、石を以て局部に印を付けた意味の語であらうと發表した(歴史公論二ノ五)。按に、此行事が神社に存し、又は年占となる點から推すと折口説は傾聴するに足る。石合戰参照。

武蔵大里郡寄居町と鉢形村とでは、毎年五月五日に荒川をへだて、印地打があり、然も近年まで行はれてゐる。

た(北武藏名跡志)。

或人の談に、上野國渡良瀬川を境として、石投げと云ふ戯れをなす。毎年正月の頃川の兩岸に少壯あまた陣をなし、甚う罵り騒ぐと云ふ。これ石擲(インヂ)の遺風である(松屋筆記卷四)。足利市外の農村にも明治初期まで此行事があつた。始めは渡良瀬川を隔て、石を投げ合ふのであるが、川幅が廣いので子供の腕力では互ひに石が對岸まで達せぬので、後には河原に出かけ水に入り投げ合つたものである。筆者の親族である菱村字鹿嶋の某氏の子供が石で頭を割られ、母が見舞に往つた事を幼心に覚えてゐる(中山記)。

名古屋市の熱田神宮では、正月十五日午尅歩射的矢の神事があり、畢て印地打と云ふ事がある。南北に分れて石瓦を打つの習ひであつたが、今は絶えてゐる(尾張志)。

伊勢松坂町の長田社は、式内慈悲田神社である。正月十二日に神事があるが、それは柳に幣をかけて印地戰をなすのである(參宮圖繪卷上)。

讚岐木田郡高岡村では、五月五日石を投げて相争ひ古戦場の遺風をする。或は年の吉凶を卜する風俗でもあ

る。昔は所々に此事があつたが今は絶えてゐる（讃州府志卷四）。

インドウチザウ〔引導地藏〕 紀州高野山の往生院谷延命寺に引導地藏尊がある。此山の送葬此地蔵の堂前に跏趺すれば、堂内では砂張を鳴らして本尊の引導を標した。古老傳に承和二年三月十九日空海が此地蔵を彫刻して、定後引導の尊とし兼て末世衆生の引導を囑託した。高野山では導師の着する袈裟（七條を着して横皮を略す）を地藏袈裟と云ふも之が爲である。（紀伊續風土記高野山部卷五八）。

インナイ〔院内〕 元寺院内に居て賤業卑職を営むでゐた者が、寺院を離れても猶此名で呼ばれ、其者の土着した所を院内と稱し、後に賤民の別名の如くなつたのであらう。福岡聖福寺内の寺内（ヂナイ）と云ふ賤民更に地方によりて賤民を垣外（カイト）と稱する事は、共に其旁證になると思ふ。寺内、垣外参照。

静岡市院内町（東海道路次の町鑄物師町に續く）は陰陽師の居住の地で、土俗では陰陽師を院内と云ふてゐる。其職の者は郷纏諸役を免ぜられて、岡村掃部の家に御證文を持つてゐた。天正十四年八月十四日に賜つ

たものである（駿河志料卷三七）。

但馬の特殊民には、茶筌、院内、隠坊など云ふのがある。皆普通民から縁組を嫌はれる（民族と歴史一ノ二）。因幡石井郡院内村は小田谷の東にある支谷で、此谷を荒金谷又は七竈谷とも云ふ。院内より奥を新宮保と云ふ。新宮は熊野を移し其神靈を勧請した故である。寺を新宮寺と云ひ、里を院内と云ふのも新宮寺の院内と云ふ縁である（因幡志）。

豊前陰内の地は東は濱部の人家八幡松原まで續いて居り、西方は陰陽師の住居である。昔仲哀帝豊浦宮に行在の御時、此地皇居の鬼門に當るので、術數者を此地に居らしめて、災妖の氣を厭勝し給ふたのである。其子孫殊に繁昌して、吉凶禍福を説き諸人を惑す事少くない（豊府略志卷三）。

【參考文獻】

羽後由利郡院内村

同雄勝郡院内村

越後南蒲原郡森町大字院内

丹波船开郡須知村大字院内（此外、印内の地名多し）。

インニヤクジン〔印鑰神〕 印鑰とは古く朝廷から神官

を任命する際に賜つた、社印と社鑰との事であつて、鑰は則ち鑰である。社規に由り祠職の者が此鑰を保管し、神扉の開閉を司つてゐたので、後に祠職を『鑰預』又は『鑰取さん』と稱するやうになつたのである。そして上代は此の印（オシデと云ふ）と鑰とを祠に藏めて祀つて置いた所、佛教が輸入され辨財天五伎童に印鑰童子のあるより之に附會され、遂に獨立神の如く神格化されたのである。猶「押手社」参照せよ。

能登七尾町府中の印鑰神社は舊社である（能登國式内等舊社記）。按に、此社は元府中總社の印鑰を祀つたものではなからうか。

阿波の國府町大字府中村の大御和神社。「阿波志」に延喜式の小祀となし、府中村印鑰と云ふ。大寶二年國司始めて鑰を給ふ。因つて名は印鑰童子でないとある。

併し俚俗「いんにやく様」と唱へるのは、全く印鑰童子を共祀したので、現時にあつては印鑰童子の木像（長サ一尺二寸）を、本社に接近した大坊の境内に移した（阿波名勝案内）。

讃岐綾歌郡府中村城山神社の上古社は、城山の頂きに在つたのを、昔兵火にかゝつたので暫く印鑰と云ふ地

に移した事があり、之により土地では印鑰大明神と云ふ（讃岐國官社考證卷下）。

筑前朝倉郡大福村大字長淵村に、印鑰大明神社がある。祭所の神は三座、中と右は女神、左は男神である。

辨財天五童子の内に印鑰童子がある。此神昔別名があつたのを後世浮屠氏が名付けたのだらう（筑前國續風土記卷一一）。

筑後三井郡の高良玉垂神社の末社に印鑰明神社。同八女郡水田村天満宮の末社に印鑰社がある（以上筑後志）

インノコ〔狗ノ子〕 京都祇園社頭で八月十四日に、老婆が朱印を以て小兒の額を點し、狗の子と稱した處が疫病が免かれ之が例となつた（日次記事）。

インノコブラク〔インノコ部落〕 遠江川崎町の附近にインノコ（犬ノ子か）と云ふ者が住む。元は賤民であるが修験者の如き者で、村の祭禮にも携はると云ふ詳しい事は知らぬが飛騨越前のテ、京の犬神人などと關係あるものか（郷土研究一ノ一〇）。

インビ〔忌火〕 上總一宮町の玉前神社。九月十日は鶴羽神社の迎祭とて、同十一日火を改め（鑽火）翌年の當日まで保存し、忌火とし神燈の點火に用ふるを例と

してゐる(官國幣社特殊神事調一)。

インビトニハビ 「忌火と庭火」 天徳四年九月二十三日
内裏焼亡し、十一月十九日の夜内膳司坐して、忌火庭
火等の御神を冷泉院内膳に遷し奉る。權大納言師尹郷
以下之を遷し奉つた。平野は釜二口を云ふ、庭火は銚
一口を云ふのである。各豪長梶等あり衛士が之を持つ
て院の乾の方の新屋に移し奉るのである。庭火は平野
と別々の屋である。安置の後には宮主が祝詞を申す。
(日本紀略後篇四)。

インブノサンクン 「陰部の三訓」 陰とはヘソを云ふか
男をホソツキたる者と云ふのは、ヘソのつきたるか、
それなれば女にもヘソの無い者はない筈である。ヘソ
を陰(ホド)と云ふが陰もホソと云ふ。陰には三の訓が
ある。一をホド。二をホソ。三をクボと云ふた。陰付
たる者とは男根付たる者と云ふ心である。クボと云ふ
は女根の異名であらう(塵添搦鏡巻二)。

インブノキリヨク 「陰部の威力」 煙雷綺談に狼は色欲
の薄いものである。色欲を恥る故に其交合する時、人
が行かれば其人を見覚えてゐて、数年の後でも必ず
仇をなすものである。此時は男女によらず、衣服を脱

都の土御門家で、統轄取締るやうになつた。猶陰陽道
を参照。

静岡市院内町は陰陽師の居所である。慶長十四年家康
築城の折、此町の院内に地清めの祈禱を命じ其賞とし
て諸役免除の朱印を給ふた。往時は其所を十軒町と云
ふた。想ふに院内と云ふ者往古より院内ではなく、唯
俗人で神事祈禱の事をなして米錢を取る渡世の者であ
る。「倭名抄」にある男現の餘流で院内は忌現(イミ
ナギ)の語であらう。永祿年間の武田氏の文書に、江
尻入江町の陰陽師の持てるには唱門師中とある。之一
種の流であるが、今は同じく此類の人は土御門殿の門
人となつて、同じく陰陽師となつたのである(駿河新
風土記)。

尾張西春日井郡桶村大字味鏡に、陰陽士兀太夫があつ
た。「年中行事故實考」に味鏡村陰陽師十六人は、何
れも萬歳を勤む。其内兀太夫と云ふ者は、先祖陰陽師
石田新左衛門と云ふ者の家へ、御鷹狩の節に敬公がい
らせられ、兀太夫と云ふ名を給り、代々御祝儀を勤め
來つたが今は中絶した。其家代々兀太夫と稱した(尾
張志)。

で陰所を陽に見せて通れば其害がない。(甲子夜話卷
二一)。

インモウトマチナヒ 「陰毛と厭勝」 常陸土浦町に客を
引く厭勝がある。之は卑女の多くする法ださうである
が、芝居興行師や茶屋女などは、陰毛を三本抜き取り
一文青へ貼り付け、人に知られぬ様に、大入叶の繁昌
する側の店頭へ付けて来る。必ず成功するさうである
(郷土研究一ノ二二)。七難の揃毛参照。

インモウノナガカミ 「陰毛の長き神」 讃岐大川郡與
田山村の水主神社は女神である。御陰の毛甚だ長きを
親神恥ぢ給ひ、獨木船を造りそれに乗せ海に放ち給ふ
たので、何處ともなく漂ひ、讃岐の大内郡馬塚村に着
き給ふた。それを土人突き流したので又東方に漂ひて
同郡安戸の浦へ着き船より降りて鎮座すべき地を尋ね
る中に、遂に水主村に定め此處に留つたので、後に水
主大明神と申したのである(讃岐國宮社考證卷上)。

インヤウシ 「陰陽師」 オンヤウジと訓むが、今は便宜
のため茲に載せる。古き陰陽博士(ハカセと云へば、
昔は此道の者を意味した)の流れを傳へて、諸事の吉
凶判断等を説き渡世としてゐたが、江戸期に入ると京

近江蒲生郡北比都佐村大字小谷、此處に陰陽師及び山
伏等寄り集り居て、札を配つて禮物を受ける。佐々木定
頼の時、諸國治亂盛衰安危を聞く爲に此山伏を分遣し
た。彼山伏には國中の郡庄を分け界を劃し、札を配り
布施物を取る事を命じた。其頃は、山伏千餘人も居集
る。之を小谷賣僧と云ふ。小谷は一所に限らず所々に
多く居住してゐた(近江輿地志略卷六四)。

丹波天田郡曾我村大字笹尾に半合(コナカラ)と云ふ陰
陽師があつた。半合とは陰陽師に限つた名である(丹
波志卷三)。按に、東京府下の二合半の地名は、此半
合に關係あるかも知れぬ。

筑前の遠賀郡鳥旗村に卜者三人あり、陰陽師と稱する
も其系圖も無く不明である。國中に陰陽師五十人許り
ある。又方言に卜者をば博士(ハカセ)と稱へてゐる
が、之は昔陰陽博士があり、占を司つた故に轉じて過
り稱すのであらう。村々を廻りて家々の禍福を占ふを
以つて其業とする(筑前國續風土記卷一五)。

インヤウセキ 「陰陽石」 性器崇拜と岩石崇拜とに由来
するもので、各地を通じて餘りに多いのに苦む程あ
る。天然石を悦ぶが人工を加へたのも少くない。

伊勢神宮の域内に古く陰陽石があつた事は「荒木田經雅筆記」に『川合淵の北邊、東方の川岸、瀧祭拜所石積者、南面に構之、石十計立ニ並之、件石自東第二之石は男根也。男根長八九寸、廻七八寸、同陰囊幅一尺二三寸也。享和三亥十二月九日、予（經雅）往見之無ニ相違一。女根石存生之處、近年失落不見』と記してある。後此石に陰石を配して參詣者を誘ひ、宮人等が賽銭取の資料としたが近頃制禁となり地中に埋藏した（正續神都百物語）。

駿河安倍川の上流蘆科川より陰陽石が流下する。其形大小數多あつて、土俗では開運石と稱して珍重する。大井川よりも陰陽石が出る。此陽石は金附と稱して丸い形である。一説に安倍川より陰石出で、大井川より陽石が出るので、大井と安倍の兩川を女夫川であるとも云ふ（甲子夜話卷五四）。

山城宇治郡山科村大字大宅の岩屋神社は、天忍穗耳命拷幡千々姫命を祭神にしてゐる。二神降臨の舊跡は本社背の山半腹にあつて、此處に大岩石が二基ある。陰陽岩と云ふ。陽岩には男神を陰岩には女神を勧請した。陰岩の上に小窟があり、水常に盡くる事なく、旱

天には雨を祈る（明治神社志料卷上）。播磨明石郡神出村に雄岡、雌岡の兩山がある。雄岡山は大己貴命を祭神とし、大己貴命此處に降臨して、百八十一神を産んだので神出の名がある。雌岡山は素戔鳴命を祭神とし、此處に小碓尊が祈願した雷鳴石或は隱莖石（ラセキ）と呼ぶ陽石がある。雌岡山の中腹に神出神社があつて、其上手に巨砲の如き陽石と、西の下手に船の如き陰石とがある。此山は高地にある爲め、海部民族の航海の目標にもなり、古代陰陽石崇拜のあつた關係上、現今に於ても男女の性的祈願の偶像とされてゐる。又或種の病氣平癒と男女縁結びで、お禮には類似した小石と鮑貝とを獻ずる。最近此貝殻が襦衣のボタンに再用されたのも、男女間の性的願望の爲めであらう（大阪朝日新聞、大正一三、九、一二）。備後沼隈郡今津村の田の中に、二石あつて相對してゐる。形が男根と女陰との様である。又二石の傍に紙の小旗が多い、それは男女陰所に病ある者祈つて驗あると、此旗を建てるのである（甲子夜話卷三〇）。日向西諸縣郡東方村に陰陽石がある。陽石は下に臺石があつて總高さ五丈、陰石は高さ二丈六尺、甚だ奇石

である（三國名勝圖繪卷五四）。

【參考文獻】

- 安藝國嚴島町大字幸町 藝藩通志卷一六
- 常陸國那珂郡山方村 新編常陸國誌卷六
- 甲斐國北巨摩郡若神子村 甲斐國志卷二九
- 三河舉母町淡嶋神社 石
- 岡山市後樂園お笑ひ石 同 上
- 武藏國久良岐郡弘明寺村 遊庵雜記卷三ノ下
- インヤウノタキ 「陰陽の瀧」 能登羽咋郡北莊村大字寶達の寶達山は、千束比賣を祭る。此山に陰陽の瀧があり、瀧口が二ツになつて、雄瀧は銚子口より月の中上十五日落ちて、越中氷見の庄小米川の水源となつており、雌瀧は洞口より下十五日は能登の子浦川に落ちて水源となる（能州名跡志卷一）。
- インヤウマチ 「陰陽町」 奈良市陰陽町は往時山上、吉備塚、幸町、梨子原の四個の陰陽師が、此處に居た爲め名付けられた。七郷記天正地子帳に陰陽町を載せぬのを見ると、慶長以後町家となつたのであらう（大和志料卷上）。按に、陰陽町は此外にもあるが、所詮は陰陽師の居地に過ぎぬので他は略した。院内の條參照。

キガイヲヒス

（遺骸を秘す） 法敵又は兵敵を有してゐる者が、遺骸を辱めらるゝ事を懼れて秘葬した傳説がある。弘法大師の葬所を考へるに、今山上では窃に七廟の説を傳へてゐるが、其實は大師の葬所を確定し難いのである。或は此處であらうと云ひ、又は彼處であらうと云ふ所が七所ある中で、今の奥ノ院と定まつたのである。併し七廟の説によつて考へると、南谷寶積院の地が誠の葬處であらうと思ふのである（紀伊續風土記卷五二、高野山之部）。親鸞聖人も京都大谷の廟所へ葬つたが、後に法敵の襲撃を案じ發掘して諸方を持歩き、遂に靈骨を粉となし漆に交へて御影の木像に塗り込んでしまひ、それを『骨肉の御影』と稱すとある（血潮の本願寺史）。武田信玄の遺骸は重しをつけて、信州諏訪湖の水底に秘葬した（甲陽軍鑑）。斯うした例も詮索したら多い事と思ふ。

キカハ

（井川） 井戸をカハと云ふのは必ずしも沖繩のみで無い。九州などでも弘く井カハと呼んでゐて、以前に流を堰溜めて水を一處に定住させたのが、井と云ふ語の起源なることを示して居る。内地で普通に見る